

第4次摂津市総合計画
中間評価総括報告書

平成28年（2016年）2月

摂津市

第4次摂津市総合計画中間評価総括報告書

◆中間評価総括報告書の目的

現行の摂津市総合計画基本計画に記述されている内容の進捗状況を確認・把握するとともに、社会経済状況をはじめとする本市を取り巻く環境変化の調査・分析、適切な成果や課題等を抽出し、必要な見直しを行うことです。

◆中間評価総括報告書の基本的考え方

平成27年度までの計画期間中に取り組んだことを施策中心に総括します。

施策評価、行政施策別市民意向調査の結果等を活用して現行計画を評価、総括します。

今後の課題や対応などの整理を行います。

◆中間評価総括報告書の見方

「1. 基本事項（総合計画に掲載している内容）」

- ・「まちづくりの目標」「政策」「施策」「基本方向」「現行計画に掲載中の現状と課題」は、現行の基本計画に準じています。
- ・「担当部（統括部）」には、当該施策を所管する部のうち主要な部1つ、「担当課」には関係するすべての課が記入されています。

「2. 法令・制度や関連する社会経済環境の変化」

- ・平成23年度と現在と比較して、社会動向、経済環境、大きな事故や事件、災害、法律の変更などを整理しました。当該施策に影響の大きいと考えられるものから整理し、それらの変化が政策にどう影響したかを整理しました。

「3. 施策の展開別評価（◎は重点的な取組み）」

- ・現行計画に掲載している、「施策の展開」及び「特色や魅力のある取組みとして進めていくこと」の項目別に、平成23年度～現在までの事業・施策について、「取組みの現状」と「今後の課題と方向性」を記載しています。
- ・「今後の課題と方向性」欄には、整理した課題に対し、解決に向けた取組みを記載しています。

「4. 協働の取組みとして特に実施したこと」

- ・該当施策について平成23年度～現在までに協働の取組みとして実施したことを記載しています。

「5. 各種指標の現状」

- ・現行計画に掲載している【平成 32 年度に実現している姿】を記載しています。
- ・「実現している姿を確認する指標について」を記載しており、実績値を年度ごとに記入し、可能な限り、平成 26 年度、平成 27 年度の値を記入しました。
- ・平成 27 年度に実施した「摂津市のまちづくりに関する市民意識調査」の行政施策別市民意識調査の結果を記載しており、各項目の比率もしくは点数と全施策中における順位を記載しています。

「6. 総括」

- ・「施策全体の評価」として、「3. 施策の展開別評価」「4. 協働の取組みとして特に実施したこと」「5. 各種指標の現状」の全体をみて 4 段階評価し、担当所管において下記の目安に基づき、平成 23 年度～現在の取組全体を振り返り、総合計画に書かれている内容と照らし合わせて、判断しました。

	目安		目安
◎	大いに進んだ	△	あまり進まなかった
○	やや進んだ	×	進まなかった

- ・また、「施策全体の評価理由と今後の方向性」として、「3.」～「5.」をふまえて、施策全体としての達成状況、進捗状況はどうだったかを総括し、これをふまえ、今後の課題や対応などを整理しました。

目 次

まちづくりの目標 1. 市民元気に活動するまち	1
1-1. 市民が活躍するまちにします	2
1-1-1 「みんな」が協働するまちにします	2
1-1-2 市民活動が活発なまちにします	5
1-1-3 市民と行政の情報共有ができるまちにします	10
まちづくりの目標 2. みんなが安全で快適に暮らせるまち	15
2-1. 都市基盤を整備し、安全で安心して暮らせるまちにします	16
2-1-1 良好に土地を利用し安心して暮らせるまちにします.....	16
2-1-2 駅前周辺がにぎやかなまちにします	19
2-1-3 多様な世代が暮らす新しいまちをつくります	22
2-1-4 道路が安全で移動しやすいまちにします	24
2-1-5 公共交通が便利なまちにします	28
2-1-6 安全な水を安定的に供給できるまちにします	30
2-1-7 公共下水道により快適な生活ができるまちにします.....	33
2-2. 生命・財産を守り、安心して快適に暮らせるまちにします	36
2-2-1 住宅環境を整備し安心して居住できるまちにします.....	36
2-2-2 良好な景観のまちにします	39
2-2-3 交通事故の少ないまちにします	43
2-2-4 犯罪の少ないまちにします	47
2-2-5 災害や危機に強いまちにします	50
2-2-6 消防・救急救助体制が充実したまちにします	55
まちづくりの目標 3. みどりうるおう環境を大切にするまち	61
3-1. 地球にやさしく美しい住みよいまちにします	62
3-1-1 環境への負荷が少ないまちにします	62
3-1-2 循環型社会をつくるまちにします	66
3-2. 自然豊かな憩い、安らぐまちにします	70
3-2-1 水と緑に親しめるまちにします	70
3-2-2 多機能で魅力ある公園・緑地のあるまちにします	75
まちづくりの目標 4. 暮らしにやさしく笑顔があふれるまち	79
4-1. 平和と人権を大切にするまちにします	80
4-1-1 平和を実感できるまちにします	80
4-1-2 一人ひとりが尊重されるまちにします	84
4-2. 男女共同参画社会を実現するまちにします	88
4-2-1 男女が共同で参画できるまちにします	88

4-3. 誰もが安心していきいきと暮らすことができるまちにします.....	94
4-3-1 地域の福祉活動が活発なまちにします	94
4-3-2 高齢者が地域で自立し生活できるまちにします	97
4-3-3 高齢者が社会参加できるまちにします	102
4-3-4 安心して介護を受けながら生活できるまちにします.....	105
4-3-5 障害のある人の自立生活が可能なるまちにします	109
4-3-6 子育てに喜びを感じ子どもとともに育つまちにします.....	114
4-3-7 ひとり親家庭が自立し安心して生活できるまちにします.....	119
4-3-8 自立に向けて生活困窮世帯を支援するまちにします.....	122
4-3-9 市民の健康を守るまちにします	125
4-3-10 安心して医療が受けられるまちにします.....	129
4-3-11 消費者を守るまちにします.....	133
まちづくりの目標5. 誰もが学び、成長できるまち	137
5-1. 生涯学習を通じて心豊かなうるおいと安らぎを感じるまちにします.....	138
5-1-1 生涯学習活動が活発なまちにします	138
5-2. 自ら学び、自ら考えることのできる子どもを育むまちにします.....	142
5-2-1 就学前教育が充実したまちにします	142
5-2-2 子どもたちの「生きる力」を育むまちにします	145
5-2-3 一人ひとりに応じた支援教育を充実するまちにします.....	151
5-2-4 学校園が安心安全で快適なまちにします	154
5-2-5 地域で子どもを育むまちにします	158
5-3. 文化・スポーツを通じて市民が元気なまちにします	162
5-3-1 市民による文化・交流活動が活発なまちにします	162
5-3-2 郷土の文化を大切にすまちにします	165
5-3-3 スポーツ活動が活発なまちにします	169
まちづくりの目標6. 活力ある産業のまち	173
6-1. 産業を支え、活力のあるまちにします	174
6-1-1 商工業が発展するまちにします	174
6-1-2 農業に親しめるまちにします	178
6-2. 勤労者を守り、いきいきと働くことができるまちにします	182
6-2-1 いきいきと働くことができるまちにします	182
まちづくりの目標7. 計画を実現する行政経営	185
7-1. 市民の視点に立った質の高い行政経営を行います	186
7-1-1 地方分権に対応した行政経営を行います	186
7-1-2 電子自治体をめざします	190
7-1-3 職員の育成と組織の活性化を図ります	193
7-1-4 健全財政を継続します	198

まちづくりの目標 1.
市民元気に活動するまち

1-1. 市民が活躍するまちにします

1-1-1 「みんな」が協働するまちにします

1. 基本項目（総合計画に掲載している内容）

まちづくりの目標	1 市民が元気に活動するまち	計画書頁	49-50
政策	1 市民が活躍するまちにします		
施策	1 「みんな」が協働するまちにします	担当部 (統括部)	市長公室
担当課	政策推進課・市民活動支援課		
基本方向	「わたしたちのまち・せつつ」を魅力あるまちに育てるため、摂津市に関わる「みんな」が市政に参画しやすい環境を整備し、協働を進めます。		
現行計画に掲載中の現状と課題	これまで、まちづくりは行政が担うもの、公共サービスは行政のみが提供するものという意識・構図が定着していました。しかし、「わたしたちのまち・せつつ」をより良いまちに育てていくためには、市民・事業者が主体的に取り組むことと、市が行政の責務として取り組むことを明確にし、協働することが何よりも大切です。摂津市に関わるみんなが思いを率直に話し合い、理解と寛容をもってそれぞれの役割を果たす、協働によるまち育ての環境を整備することが最重要課題です。		

2. 法令・制度や関連する社会経済環境の変化

近年、市民の価値観やライフスタイルの変化、社会問題の多様化・複雑化などにより、行政だけで地域の実情に応じたきめ細かなサービスを提供することが困難になってきている。そのため、行政でなければ対応できない領域は引き続き行政が担いつつ、市民や事業者が担える領域はそれぞれの能力を発揮し、行政とも協働しながら様々な課題の解決をめざしていくことが求められている。

3. 施策の展開別評価（◎は重点的な取組み）

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
◎協働意識の共有化	<p>【協働についての指針策定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年に市民と職員が協働や市民活動支援について学習、情報共有、意見交換など行う、協働のまちづくりワークショップを開催した。そして、指針策定に向けた提言づくりのため、協働のまちづくり推進会議を設置し、広く意見を求めながら、平成 24 年に「摂津市における協働と市民公益活動支援の指針」を策定した。 <p>【啓発や研修などによる共同意識の共有化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市職員が協働の必要性を認識し、担当業務を協働の観点から取り組む意識を持てるよう、市民活動団体関係者を含めた協働に関する合同研修を実施している。 <p>【モデル的な協働の取組みの情報共有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 24 年に策定した「摂津市における協働と市民公益活動支援の指針」において、6 つの協働事例を掲載し、市ホームページを活用し情報共有を図った。 	<p>【協働についての指針策定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 協働による課題解決の先進事例などについて研修などを通じて情報共有を図り、さらなる協働意識の啓発を行っていく。 <p>【啓発や研修などによる共同意識の共有化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者に対する啓発が充分でないので、今後は企業関係者も含めた研修に取り組む。 <p>【モデル的な協働の取組みの情報共有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、市ホームページ、広報紙の他、民間団体による様々な広報媒体を活用し PR に取り組む。

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
◎政策形成過程への市民参画の促進	<p>【各種審議会など公募市民の割合を高める】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種審議会において委員を市民から公募するよう各課に要請し、公募市民の参画率は平成21年度と比較して上昇した年度もあったが、全体的には横ばい傾向であった。 <p>【政策形成過程への市民参画機会の拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年4月に「会議の公開に関する指針」を改定し、議案ごとに公開、非公開を設定することとし、政策形成過程への市民参画機会の拡充を図った。 	<p>【各種審議会など公募市民の割合を高める】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、市民からの公募を推進するよう、各課に要請していく。 先進事例などの情報収集に取り組み、市民参画推進のための様々な手法等を掲載する「(仮称)市民参画推進の手引き」を策定する。 <p>【政策形成過程への市民参画機会の拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「(仮称)市民参画推進の手引き」の策定に合わせて、市民の参画機会を拡充するための仕組みを構築する。
特色や魅力のある取組みとして進めていくこと		
▶協働による市政の推進	<p>【協働による市政の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民公益活動の支援に関する市の施策の実施状況を評価する機関として、摂津市市民公益活動推進委員会を設置した。また、「摂津市における協働と市民公益活動の指針」に基づいて、摂津市職員が取り組むべき方向性を示し、施策を展開することを目的に、「摂津市市民公益活動支援のガイドライン」を策定し、協働による市政の推進を促した。合わせて、各課における協働の取組みについてヒアリングを実施し、進捗状況の把握に努めた。 	<p>【協働による市政の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市の事業のうち、協働による事業実施の方が効果的なものについては、協働による事業を推進していくため、提案型協働制度を創設し、さらなる協働による市政の推進を図る。

4. 協働の取組みとして特に実施したこと

○市職員が協働の必要性を認識し、担当業務を協働の観点から取り組む意識を持てるよう、協働に関する研修を実施している。平成25年度には市職員以外に市民活動団体関係者が参加する合同研修を実施した。平成26年度には、職員と市民活動団体関係者がお互いに一緒にテーブルにつくワークショップ形式の研修を開催し、協働の取組みの糸口や方法をともに学び、協働についての共通理解が図れた。

5. 各種指標の現状

【平成32年度に実現している姿】								
◇摂津市に関わるみんなが協働について理解し、その意識をもって様々な取組みを行っています。								
◇市の政策形成過程や評価における市民参画が進んでいます。								
実現している姿を確認する指標について								
【指標と実績】	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成32年度
各種会議における公募市民の参画率	目標	—	8.0%	10.0%	12.0%	14.0%	15.0%	25.0%
	実績	4.38%	6.25%	8.04%	6.32%	8.18%	—	—
市民意識調査結果 (H27 調査)								
				比率		順位		
満足の比率				19.6%		36		
「どちらともいえない」の比率				61.0%		—		
不満の比率				12.4%		37		
期待度	満足度			ギャップ値 (期待度－満足度)		ギャップ順位		
3.48 (44位)	3.04 (29位)			0.44		41		

6. 総括

施策全体の評価	○
施策全体の評価理由と今後の方向性	<p>「摂津市における協働と市民公益活動支援の指針」や「摂津市市民公益活動支援のガイドライン」の策定、市民公益活動推進委員会の設置・運用、職員と市民団体関係者との合同研修会の実施など、施策全体を通して一定の推進が見られた。</p> <p>今後については、団体等と市との協働により地域の課題解決を図るため、協働提案制度の創設に向けて制度設計及び対象事業の洗い出しに取り組む。</p> <p>なお、協働提案制度の実施においては、市職員が協働の必要性を認識し、協働の視点を持って業務に取り組むことが必要不可欠であるため、各種研修などを引き続き実施していく。また、市民の協働意識の定着や中間支援組織の育成に向けて、市民活動のポータルサイトの構築や市民活動団体を資金面から支えるための基金創設について調査・研究に取り組む。</p>

1-1-2 市民活動が活発なまちにします

1. 基本項目（総合計画に掲載している内容）

まちづくりの目標	1 市民が元気に活動するまち	計画書頁	51-53
政策	1 市民が活躍するまちにします		
施策	2 市民活動が活発なまちにします	担当部 (統括部)	生活環境部
担当課	市民活動支援課・自治振興課・防災管財課		
基本方向	市民一人ひとりがまちづくりの主役として活躍できるよう、市民活動を支援するとともに、温かく豊かな地域コミュニティ活動を推進します。		
現行計画に掲載中の現状と課題	<p>少子・高齢化や核家族化、単身世帯の増加などの社会構造の変化や、個人のライフスタイルの変化、価値観の多様化などにより、地域コミュニティが希薄化してきています。市民生活の課題やニーズを把握し、様々な市民活動の支援や連携に取り組み、「自分たちのまちを自分たちで育てる」市民主体のまちづくりを推進することが大きな課題です。</p> <p>また、コミュニティ活動の拠点となる施設は、老朽化、バリアフリー対策、利用率の格差などが課題となっており、活用を促進する方策が求められています。</p>		

2. 法令・制度や関連する社会経済環境の変化

<p>近年、地方分権により、様々な事務の権限移譲が行われ、自主自立のまちづくりに向けた環境の整備が進んでいる。本市でも、平成23年度にNPO法人の認証事務が大阪府から権限移譲された。身近な窓口で事務を行うことで、意思疎通がスムーズとなり、協働しやすい環境が整い、地域のニーズに応じたNPO法人の活動促進が期待されている。</p> <p>また、少子高齢化や核家族化の進行による、地域でのコミュニケーションの希薄化、自治会活動への関心の低下などにより、自治会加入率が年々減少している。</p>
--

3. 施策の展開別評価（◎は重点的な取組み）

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
◎市民活動の支援	<p>【主体的な市民活動の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人の設立に関する相談等を実施している。 <p>【活動に必要な情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティプラザにて、NPOの活動状況紹介や市民活動に関する書籍・新聞記事などの閲覧を実施している。 ・広報せつつ15日号「市民活動のひろば」の受付窓口及び編集を担うことで、市民団体との密接な連携のもと、情報発信を行うことができた。 <p>【ネットワークづくり、リーダーの育成支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動支援講座として団体運営に役立つ講座を定期的開催している。 ・地区振興委員に対して市政情報提供や研修会を開催している。 	<p>【主体的な市民活動の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続きNPO法人設立に関する相談受付等を実施していく。 ・NPO法人の健全な運営維持に寄与する税制の検討を進める。 <p>【活動に必要な情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報の不足が市民活動に取り組む上で課題となっていることから、引き続き、情報提供の強化に取り組む。 <p>【ネットワークづくり、リーダーの育成支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間支援組織の核となる専門知識を持つ人材育成のための市民活動支援講座などを開催していく。

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
◎市民活動の促進	<p>【市民が活動を始める機会づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体紹介や市民活動に関する支援事業などを掲載した、市民活動ガイドブック「摂津コミネット」を市民活動団体との協働で作成し、全庁に配布して、情報の共有を行った。 <p>【市民組織の初動期支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度に、市民公益活動に取り組み始めたばかりの団体が行う事業を対象とした、市民公益活動補助金制度の初期事業コースを創設した。平成 26 年度には人材育成事業コース、平成 27 年度には発展事業コースを追加して、補助金制度を充実させた。 ・市民活動支援講座を実施している。 	<p>【市民が活動を始める機会づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市広報紙、ホームページの他、民間団体による様々な広報媒体を活用し PR することで、市民公益活動に関する情報を効果的に発信し、活動の輪を広げられるよう団体を支援していく。 <p>【市民組織の初動期支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査会の担い手や報告会への参加者が少ないことから、人が集まる仕掛け作りに取り組む。 ・年度当初から団体が事業の実施を行えるように、募集開始時期の変更を検討する。 ・市民活動支援講座について、活動初期からのステップアップができるよう、分野や内容の充実に取り組む。
○多様な協働型事業の展開	<p>【協働する仕組みの確立】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案型協働事業の実施に向け、平成 25 年度に開始した市民公益活動補助金制度の課題等を検証するとともに、先進事例等の研究を行っている。 	<p>【協働する仕組みの確立】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案型協働事業の実施に向け、制度設計に取り組む。
◎中間支援組織の連携強化	<p>【中間支援組織が連携するための仕組みづくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティプラザで毎月 1 回、まちづくりや市民活動に関心のある市民の交流の場として、市民井戸端会議を開催している。 ・市内の NPO 法人が参加して活動状況などを共有する NPO 団体交流会を開催して、団体間の交流機会を創出している。 	<p>【中間支援組織が連携するための仕組みづくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の分野で活動する団体のネットワーク組織は存在するものの、分野を超えて活動をコーディネートする中間支援組織が十分に育っていない状況にある。市民井戸端会議や団体交流会を開催しながら、団体間の連携を推進し、新たなネットワーク作りの支援を行っていく。 ・市民井戸端会議や団体交流会に人が集まる仕掛けづくりに取り組む。

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
<p>○地域コミュニティ活動の推進</p>	<p>【地域コミュニティ活動の活性化に向けた連携、交流の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担い手の高齢化や自治会加入者の減少に対し、平成27年度に役員向けの自治会加入促進マニュアルを作成し配布する。 ・自治会長や地区振興委員を対象に研修会や講演会を行うとともに12の旧小学校区（地域）に対し、地域活性化事業補助を実施し、安心して魅力ある、まちづくりに活用いただいている。 <p>【情報コミュニティづくりの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市広報紙により自治会をはじめとする市民活動団体の取組みや活動の情報提供を行っている。 <p>【新たな活動に取り組む機会づくりや支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動団体ガイドブックの作成、市民活動講座や井戸端会議の開催により、新たな活動に取り組む機会づくりや支援を実施している。 <p>【地域のまちづくり構想や組織づくりの検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における課題解決に取り組む自治会の支援を実施している。 	<p>【地域コミュニティ活動の活性化に向けた連携、交流の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会や講演会を引き続き開催し活動支援を行っていく。 ・自治会について、活発な活動が行われているものの、加入率は低下している。引き続き、効果的な加入率向上の方策について研究する。 <p>【情報コミュニティづくりの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タウン誌やコミュニティ紙など地域に密着したメディアへの情報掲載について検討していく。 ・地域コミュニティがホームページやSNSなど電子媒体を活用した情報発信を実践していけるよう、スキルアップのための講座を開催し、学習機会を提供していく。 <p>【新たな活動に取り組む機会づくりや支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動団体ガイドブックをさらに活用するとともに、引き続き、市民活動講座や井戸端会議の開催により、新たな活動に取り組む機会づくりや支援を実施していく。 ・別府地域のコミュニティ施設において、地域コミュニティ活動の推進を図っていく。 <p>【地域のまちづくり構想や組織づくりの検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで地域課題解決の中心であった地縁型市民活動団体である自治会と、NPO法人をはじめとするテーマ型市民活動団体との連携を図り、相互補完による地域のまちづくりを検討する。
<p>◎コミュニティ活動拠点施設の整備</p>	<p>【コミュニティ活動拠点施設の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別府地域のコミュニティ施設整備において、地域住民から広く意見を求めるワークショップを開催し、検討内容を踏まえた基本設計、実施設計を策定した。 ・正雀市民ルームをはじめとするコミュニティ活動拠点施設において、指定管理者制度を導入し、新たな利用者の獲得や稼働率向上に向け、指定管理者自ら講座や研修会を行う自主事業に取り組んでいる。 <p>【ニーズに合った施設整備の推進、関連施設のネットワーク化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ活動拠点の整備に合わせ、関連施設のネットワーク化について検討している。 	<p>【コミュニティ活動拠点施設の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別府地域にコミュニティ施設を建築工事に着手するとともに、公民館機能及び管理運営のあり方を協議していく。 <p>【ニーズに合った施設整備の推進、関連施設のネットワーク化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の利便性や効率的な運用を踏まえながら、幅広く住民の活動を支援できるよう関連施設のネットワーク化に取り組む。

特色や魅力のある取組みとして進めていくこと		
施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
▶市立集会所の活用の促進	【市立集会所の適正配置・運営の検討】 ・利用状況や施設劣化状況の調査に取り組んでいる。 【効果的、効率的な活用を促進】 ・新たな利用形態として、地域での健康増進を目的に、健康体操などで利用されている。	【市立集会所の適正配置・運営の検討】 ・集会所の老朽化による建替え等が課題となっており、利用状況や施設劣化状況の調査結果を踏まえ、再配置を検討していく。 【効果的、効率的な活用を促進】 ・福祉的な利用を含めた集会所の在り方を検討していく。

4. 協働の取組みとして特に実施したこと

◇旧小学校区（地域）に対し、安心して魅力ある、まちづくりのための「地域活性化事業補助金」を交付。 ◇自治会加入促進のひとつとして、「自治会加入促進マニュアル」を作成中。

5. 各種指標の現状

【平成 32 年度に実現している姿】										
◇市民主体のまちづくりが進んでいます。										
◇市民活動がより活発に行われています。										
◇コミュニティ施設が市民活動の拠点として積極的に活用されています。										
実現している姿を確認する指標について										
【指標と実績】	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 32 年度		
地域コミュニティ組織が地域活性化を目的に実施した事業数	目標	—	—	35 件	35 件	35 件	35 件	35 件	40 件	
	実績	30 件	32 件	33 件	31 件	31 件	31 件	—	—	
自治会加入率	目標	—	—	67.0%	67.0%	67.0%	68.0%	68.0%	70.0%	
	実績	67.2%	66.9%	63.5%	62.6%	62.0%	61.0%	—	—	
NPOの数	目標	—	—	12 団体	13 団体	19 団体	20 団体	21 団体	20 団体	
	実績	12 団体	12 団体	13 団体	18 団体	17 団体	19 団体	—	—	
市民ルームの利用率	目標	—	—	35.0%	35.0%	35.0%	36.0%	36.0%	40.0%	
	実績	32.9%	34.1%	31.4%	34.9%	36.4%	33.0%	—	—	
市立集会所の利用率	目標	—	—	41.0%	41.0%	42.0%	42.0%	43.0%	47.0%	
	実績	43.0%	40.0%	44.0%	39.2%	40.0%	41.5%	—	—	
市民意識調査結果（H27 調査）										
			比率				順位			
満足の比率			19.6%				36			
「どちらともいえない」の比率			61.0%				—			
不満の比率			12.4%				37			
期待度		満足度		ギャップ値 (期待度－満足度)		ギャップ順位				
3.48 (44 位)		3.04 (29 位)		0.44		41				

6. 総括

施策全体の評価	○
施策全体の評価理由と今後の方向性	<p>市民活動ガイドブック「摂津コミネット」や広報せつつ 15 日号「市民活動のひろば」を通じた情報発信による市民活動の支援・促進、新たなコミュニティ施設の整備に向けた取組み、市民公益活動補助金制度の創設・拡充など、施策全体として一定の進捗が見られたものの、協働のまちづくりに向け多くの課題が残っており、さらに取組みを強化していく必要がある。</p> <p>今後については、提案型協働事業の実施に向け制度設計及び対象事業の洗い出しを実施するとともに、中間支援組織の育成に向けて補助金制度の運用や研修など、積極的な取組みを進めていく。地域コミュニティ活動の推進については、役員向けの自治会加入促進マニュアルを活用した、自治会加入者の拡大を図っていく。また、市立集会所の適正配置に向け、各集会所の利用状況、立地条件、老朽化具合等を把握・整理し、集会所整備方針の策定に取り組む。</p>

1-1-3 市民と行政の情報共有ができるまちにします

1. 基本項目（総合計画に掲載している内容）

まちづくりの目標	1 市民が元気に活動するまち	計画書頁	55-56
政策	1 市民が活躍するまちにします		
施策	3 市民と行政の情報共有ができるまちにします	担当部 (統括部)	市長公室
担当課	市民活動支援課・自治振興課・広報課・総務課		
基本方向	市民が必要とする様々な情報の収集・把握に努め、行政情報の積極的な提供を行い説明責任を果たすことで、市民と行政との間で情報の共有化を進め、市民が信頼できる透明で開かれた市政を実現します。		
現行計画に掲載中の現状と課題	これまで広報紙やホームページなどを通して市民への情報提供を行うとともに、アンケート調査による市民意見の把握やパブリックコメント制度の導入など、市民意見を市政に反映する取り組みを行ってきました。しかし、情報化が急速に進んでいることから、デジタル・ディバイド（情報格差）の解消を図りつつ、これまで以上に迅速で的確な情報提供と説明責任を果たすことが課題となっています。また、多様化している市民生活や地域の課題を解決・改善するため、市民と行政とが情報を共有する仕組みをつくる必要があります。		

2. 法令・制度や関連する社会経済環境の変化

<p>【情報媒体】 インターネット環境において、パソコンだけでなく、スマートフォン・タブレットなど技術進歩がめまぐるしいことから、人材・知識・インフラなどの情報基盤も多様化が求められるとともに、ますます広がる情報格差に対する取り組みの重要性も増している。また、SNSの普及に伴い、個人による情報発信が手軽にでき、多くの人との共有も容易になってきている。</p> <p>このような中で近年、自治体には積極的な情報提供・魅力発信が求められており、広報紙やホームページについても大幅な刷新が行われている。</p>
--

3. 施策の展開別評価（◎は重点的な取り組み）

施策の展開	取り組みの現状	今後の課題と方向性
◎市民ニーズの的確な把握と公聴機能の充実	<p>【市民ニーズの的確な把握】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報せつつ15日号「市民活動のひろば」の受付窓口及び編集業務を広報課から市民活動支援課に移すことで、市民団体との関わりを深め、情報発信が行いやすい環境を整備することができた。 <p>【公聴機能の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種計画策定にかかるアンケート、パブリックコメントや市民意識調査を実施し、市民の意見やニーズの計画への反映を図っている。 ・市政モニター制度をe-mailやFAXなどを利用し、学生や現役世代、子育て中の方々からも意見やニーズを聴けるものに改正する。 ・市民相談事業については、複雑化・多様化する相談に専門家が対応している。 	<p>【市民ニーズの的確な把握】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動に取り組む上での課題の一つとして、情報不足があげられる。市広報紙、ホームページの他、民間団体による様々な広報媒体を活用することで、市民公益活動に関する情報を効果的に発信し、活動の輪を広げられるよう団体を支援していく。 <p>【公聴機能の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幅広い世代からの意見やニーズを収集してデータベース化し、職員全員で共有する仕組みを構築する。 ・市民相談事業に関して、多様な相談に対応するため、人権女性政策課や社会福祉協議会など、相談事業を担当する関係部署との連携を図るようにする。

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
◎広報活動の充実	<p>【多様な広報媒体を活用した市政情報の提供・発信】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙は月2回発行している。1日号は全世帯・全事業所配布であるが、15日号は、自治会経由で加入者に配布しているため、全市民の6割にしか届いていない状況である。 ・編集作業も2週間であるため、取材活動にかけられる期間が非常に短い。 ・ホームページは、平成20年度にリニューアルしたが、情報をより探しやすく、また、市の魅力や特色をアピールできるよう刷新することが必要となってきた。 ・計画期間に市内地図・公共施設案内を2回更新したほか、平成13年1月発行以来となる市民ハンドブックを26年7月に官民協働で発行した。 ・市民活動ガイドブック「摂津コミネット」を市民活動団体と協働で作成し、団体紹介や市民活動に関する支援事業などを掲載した。 	<p>【多様な広報媒体を活用した市政情報の提供・発信】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1日号と15日号の掲載内容を区分し、子育て支援面・市民活動面・社会面の充実、新連載の開始、市民掲載の増などを行ってきたが、各課からの掲載依頼も多く、現状の発行状況では工夫にも限界がある。 ・広報紙の内容等を刷新・充実させ、月1回発行に変更するため、関係課・機関と調整を進め、全世帯・全事業所への配布を実施する。 ・ホームページは、全面リニューアルに向けた準備を進める。 ・その他広報物として、市制施行50周年記念の市勢要覧を作成するほか、3年ごとを目途に、市内地図・公共施設案内と市民ハンドブックを更新していく。
◎広報・公聴に対する職員の意識改革と体制づくり	<p>【職員の意識改革と体制づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報課と人事課の共催で職員対象に情報発信研修やホームページ操作研修を実施し、広報戦略やプレスリリース方法などについての知識向上が図れているが、依然として各課の情報発信状況には格差がある状況である。 ・市民活動団体と協働で作成した、市民活動ガイドブック「摂津コミネット」を全庁に配布し、情報の共有を行った。 	<p>【職員の意識改革と体制づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各課への個別アドバイスや、問い合わせ対応に注力していくとともに、職員向けの広報ガイドを作成する。また、迅速で的確な情報提供と説明責任を果たすため、情報の一元管理に向けた仕組みの検討を進めていく。
○情報公開制度の適正な運用と行政手続きの透明化	<p>【情報公開制度の適正な運用と行政手続きの適切な実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「北摂ブロック情報公開・個人情報保護担当者会議」へ参加し、北摂各市での公開請求者の範囲などについて情報交換を行っている。 ・北摂各市の公開請求範囲を知り、改めて摂津市の公開請求者の範囲が適切か考える機会を作ることができた。 <p>【情報の積極的な提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報コーナーへの冊子等の設置を各課に依頼し、必要な情報提供に努めるとともに、冊子等の目録を更新し、検索性を高めた。結果、市民へ提供する情報の充実を図ることができている。 	<p>【情報公開制度の適正な運用と行政手続きの適切な実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大量の資料請求に対し、審査や非公開情報の抽出が人為的に困難である場合、いかにして対応するか検討を進める。 <p>【情報の積極的な提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続して情報コーナーへの冊子等の設置を各課に依頼し、必要な情報提供に努めるとともに、冊子等の目録を更新し、検索性を高め、市民へ提供する情報の充実を図る。

特色や魅力のある取組みとして進めていくこと		
施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
▶公聴活動の充実	【公聴活動の充実】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市政モニター制度において、現状はメンバーが固定化し高齢化している。幅広い世代が参加できるよう、インターネットを活用したモニター制度の研究を行った。 ・ 広報せつつ 15 日号「市民活動のひろば」の受付窓口及び編集業務を広報課から市民活動支援課に移すことで、市民団体との関わりを深め、情報発信が行いやすい環境を整備することができた。 	【公聴活動の充実】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市広報紙、ホームページの他、民間団体による様々な広報媒体を活用することで、市民公益活動に関する情報を効果的に発信し、活動の輪を広げられるよう団体を支援していく。

4. 協働の取組みとして特に実施したこと

○ 広報せつつ 15 日号の「市民のひろば」を「市民活動のひろば」に変更して、市民活動支援課による編集とし、団体紹介や活動支援策を掲載するなど内容を充実。
○ 各種計画策定にかかるアンケート、パブリックコメントの実施。
○ 市民活動団体と協働で市民活動ガイドブック「摂津コミネット」を作成。

5. 各種指標の現状

【平成 32 年度に実現している姿】									
◇ 市民や事業者が、市政や暮らしに必要な情報を入手できています。									
◇ 市民が市の情報提供に満足しています。									
◇ 要望・苦情に対して解決できた割合が増加しています。									
実現している姿を確認する指標について									
【指標と実績】	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 32 年度
市ホームページの月平均アクセス数	目標	—	—	370,000 ページ	380,000 ページ	380,000 ページ	650,000 ページ	700,000 ページ	350,000 ページ
	実績	270,931 ページ	368,858 ページ	364,637 ページ	369,972 ページ	472,655 ページ	693,182 ページ	—	—
市民意識調査で「市の情報提供に満足」と回答した割合	目標	—	調査実施なし	調査実施なし	調査実施なし	調査実施なし	調査実施なし	調査実施あり	60.0%
	実績	平成 20 年度 33.8%	調査実施なし	調査実施なし	調査実施なし	調査実施なし	調査実施なし	23.1%	—
公開している会議等の割合	目標	—	—	76.0%	77.0%	78.0%	79.0%	80.0%	90.0%
	実績	74.4%	74.4%	78.6%	73.8%	67.6%	73.0%	—	—
「市民の声」に対して解決できた割合	目標	—	—	—	32.0%	33.0%	34.0%	35.0%	40.0%
	実績	26.4%	28.7%	32.4%	48.6%	40.7%	39.8%	—	—
市民意識調査結果 (H27 調査)									
			比率				順位		
満足の比率			23.1%				27		
「どちらともいえない」の比率			51.8%				—		
不満の比率			17.0%				18		
期待度	満足度			ギャップ値 (期待度－満足度)			ギャップ順位		
3.54 (40 位)	3.05 (26 位)			0.49			37		

6. 総括

施策全体の評価	△
<p>施策全体の評価理由と今後の方向性</p>	<p>市ホームページの月平均アクセス数が平成 26 年度実績で 693,182 ページと大きく増加するなど、ある程度の成果は見られるものの、施策全体として、広報活動、公聴機能の充実と強化が図られているとは言い難くあまり進捗が見られない。</p> <p>特に公聴活動は各々担当する業務に関してそれぞれが行うものであり、職員一人ひとりが担うものであるという意識を持つ必要がある。今後においては、公聴機能の充実に向けて、あり方と各職員の情報共有という点からも有効な仕組みを検討するとともに、多様な意見を収集し、調査研究を進めていく。</p> <p>要望・苦情への取組みとしては、適切に対応できるよう常駐相談員や専門員の設置を検討する。また、長年の課題である広報紙の月 1 回発行への切り替えやホームページの全面リニューアル、コミュニティ型の Web サイト（SNS）の効果的な活用について準備、研究を進める。情報公開制度については、職員の制度に対する認識を向上させ、市民対応に支障が生じることのないように努める。</p>

まちづくりの目標 2.
みんなが安全で快適に暮らせるまち

2-1. 都市基盤を整備し、安全で安心して暮らせるまちにします

2-1-1 良好に土地を利用し安心して暮らせるまちにします

1. 基本項目（総合計画に掲載している内容）

まちづくりの目標	2 みんなが安全で快適に暮らせるまち	計画書頁	59-60
政策	1 都市基盤を整備し、安全で安心して暮らせるまちにします		
施策	1 良好に土地を利用し安心して暮らせるまちにします	担当部 (統括部)	都市整備部
担当課	都市計画課・建築課		
基本方向	土地利用の適正化を促進し、安全で安心して暮らせる市街地を形成します。		
現行計画に掲載中の現状と課題	市街化区域内の農地は約 40ha を残すだけとなり、ほぼ宅地化が完了しました。新たなまちとなる吹田操車場跡地は、長い間、鉄道施設用地として使われてきましたが、今後は、「吹田操車場跡地まちづくり基本計画」に基づき、周辺のまちづくりにも寄与するような良好な居住環境を持つ土地利用への転換が求められています。 また、東海・東南海・南海地震の発生確率が高まっており、地震や火災による甚大な被害を防ぐため、市街地の安全性を高める必要があります。		

2. 法令・制度や関連する社会経済環境の変化

<p>【土地区画整理事業】 平成 23 年に南千里丘土地区画整理事業が完了し、現在は吹田操車場跡地土地区画整理事業が行われており、本市の魅力発信につながるまちづくりを進めている。</p> <p>【都市計画マスタープラン改定】 都市計画・まちづくりをめぐる社会情勢の変化に対応していくため、市のまちづくりの基本的方針である「摂津市都市計画マスタープラン」を平成 26 年度に改定を行っている。</p> <p>【まとめ】 これまでの人口増加・市街地の拡大型社会から人口減少・成熟型社会へと移行するなか、少子化・高齢化の進行や人口減少社会の到来、産業構造の変化に伴う土地利用転換、都市活動等による地球環境への負荷、大規模地震発生への危惧等、安全・安心なまちづくりに対する関心の高まりなど、都市を取り巻く環境が大きく変わってきた。</p>

3. 施策の展開別評価（◎は重点的な取組み）

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
◎吹田操車場跡地の土地区画整理	<p>【地区計画の指定などによる良好なまちづくりの誘導（吹田操車場跡地）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年度完成に向け基盤整備を進めている。 定住魅力のある土地利用を誘導し良好な住居環境の形成を図るため、地区計画及び、建築条例の制定に向け作業を進めている。 良好な住環境を守るため、正雀下水処理場跡地への地区計画区域の拡大に向けて作業を進めている。 	<p>【地区計画の指定などによる良好なまちづくりの誘導】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地区計画等により、良好なまちづくりを指導していく。 正雀下水処理場跡地地区については、地区計画等により周辺地域の快適な居住環境を確保しながら、国立循環器病研究センター等と連携機能を有した施設の整備を進め、まちづくりを進めて行く。

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
○南千里丘地域の土地区画整理	【地区計画の指定などによる良好なまちづくりの誘導（南千里丘地域）】 <ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年 2 月に土地区画整理事業による基盤整備が完了した。 官・民の連携により、摂津市駅を設置し、コミュニティプラザ等、新たな拠点が形成された。 地区計画等により良好なまちづくりが誘導されている。 	【地区計画の指定などによる良好なまちづくりの誘導（南千里丘地域）】 <ul style="list-style-type: none"> 地区計画等により、現在の街並みを維持していく。
○不燃化のまちづくり	【準防火地域の指定区域の拡大】 <ul style="list-style-type: none"> 北摂地域で最初に、防火・準防火地域の拡大に取り組み、火災による被害を最小限にとどめるため、防火・準防火地域を市街化区域全域への拡大を行った。 	【準防火地域の指定区域の拡大】 <ul style="list-style-type: none"> 確認申請時の指導により、不燃化のまちづくりを進める。
○都市計画マスタープランの見直し	【都市計画マスタープランの見直し】 <ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年度に「都市計画マスタープラン」を改定し、摂津市のまちづくりの方針を示すことができた。 	【都市計画マスタープランの見直し】 <ul style="list-style-type: none"> 都市計画マスタープランに沿ったまちづくりが進んでいるか点検・検証する仕組みを構築し、適切な進行管理を実施していく方法を検討する。
特色や魅力のある取組みとして進めていくこと		
▶建築物の不燃化の促進	【建築物の不燃化を促進した火災に強いまちづくり】 <ul style="list-style-type: none"> 火災による被害を最小限にとどめるため、防火・準防火地域を市街化区域全域への拡大を行ったことにより、すべての建築物に対し、指導ができるようになった。 	【建築物の不燃化を促進した火災に強いまちづくり】 <ul style="list-style-type: none"> 今後も不燃化促進により、火災に強いまちづくりを進める。

4. 協働の取組みとして特に実施したこと

○都市計画マスタープランの見直しでは、市民参画の作業部会で検討するとともに、市民アンケートを実施するなど、市民意見を取り入れながら改定を行った。 ○都市計画マスタープラン見直しに向けたパブリックコメントを実施した。
--

5. 各種指標の現状

【平成 32 年度に実現している姿】									
◇地区計画に沿って、良好なまちづくりが進んでいます。									
◇火災に強いまちづくりができつつあります。									
◇協働によって良好なまちづくりが進んでいます。									
実現している姿を確認する指標について									
【指標と実績】	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 32 年度	
まちづくり計画を策定している地区数 ※地区計画に限らず	目標	—	—	2 地区	2 地区	2 地区	2 地区	2 地区	3 地区
	実績	2 地区	2 地区	2 地区	2 地区	2 地区	2 地区	—	—
防火地域又は準防火地域の指定面積	目標	—	—	約 1248.5ha	約 1248.5ha	約 1248.5ha	約 1248.5ha	約 1248.5ha	約 1248.5ha
	実績	約 56.6ha	約 56.6ha	約 1248.5ha	約 1248.5ha	約 1248.5ha	約 1248.5ha	—	—
市民意識調査結果 (H27 調査)									
			比率			順位			
満足 of 比率			23.9%			23			
「どちらともいえない」 of 比率			47.8%			—			
不満 of 比率			20.7%			9			
期待度	満足度		ギャップ値 (期待度－満足度)			ギャップ順位			
3.66 (32 位)	3.00 (36 位)		0.66			29			

6. 総括

施策全体の評価	○
施策全体の評価理由と今後の方向性	<p>施策全体として、南千里丘地域における基盤整備が完了、地区計画に沿ったまちづくりの誘導など、土地利用の適正化の促進と、安全で安心して暮らせる市街地形成に向けて一定の進捗があったと言える。</p> <p>また、平成 26 年度に「都市計画マスタープラン」を改定し、摂津市のまちづくりの方針を示すことができた。</p> <p>今後は、「都市計画マスタープラン」と関連計画との整合を図りながら、少子化、高齢化等の社会情勢の変化に対応したまちづくり、災害に強いまちづくりを推進していく。吹田操車場跡地においても、土地区画整理事業による基盤整備の実施とともに、地区計画及び建築条例の制定に向けた取組みを進めていく。</p>

2-1-2 駅前周辺がにぎやかなまちにします

1. 基本項目（総合計画に掲載している内容）

まちづくりの目標	2 みんなが安全で快適に暮らせるまち	計画書頁	61-62
政策	1 都市基盤を整備し、安全で安心して暮らせるまちにします		
施策	2 駅前周辺がにぎやかなまちにします	担当部 (統括部)	都市整備部
担当課	都市計画課・道路交通課		
基本方向	駅前周辺が、魅力的で活気あふれる場となるよう、基盤整備と地域活動の両面から活性化を図ります。		
現行計画に掲載中の現状と課題	JR千里丘駅西地区及び阪急正雀駅前は、ともに基盤整備が進んでおらず、駅前周辺として期待される有効な土地利用が図られていません。しかし、大規模な再開発は困難であるため、様々な可能性を探り、地域の現状をふまえた整備を行う必要があります。そのためには、市民や事業者など様々な立場の人たちが積極的にまちづくりに参加・協力できるような仕組みづくりや支援が必要です。		

2. 法令・制度や関連する社会経済環境の変化

<p>人口減少・超高齢社会の到来、地球環境問題への意識の高まり、平成23年に発生した東日本大震災のような大規模な災害の発生にも対応できる安全なまちづくりを求める動きや厳しい財政的制約など、社会・経済の基底をなす変化が進展しており、都市の再開発においてもこうした時代の変化を見極め、的確に対応することが求められている。</p> <p>【千里丘西地区】 平成24年度に千里丘西地区市街地再開発準備組合（以下「準備組合」）の臨時総会において「事業化に向けた推進に関する決議」が議決され、市に支援要望が行われた。市は準備組合の要望に基づき、事業化に向けた支援を行っている。準備組合では平成25年から国、市の補助金を活用し、3か年かけて街区整備計画案策定業務委託を実施している。</p> <p>【正雀地区】 再開発を基本としたまちづくりの検討を行ってきたが、長引く景気の低迷などの社会経済環境の変化により、再開発によるまちづくりが実現困難な状況となった。 正雀地域の安全性・快適性を高めるため、十三高槻線の整備に合わせ、駅前のバスの導入や歩行者動線の確保などの基盤整備を進めている。</p>
--

3. 施策の展開別評価（◎は重点的な取組み）

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
◎ JR千里丘駅西地区のまちづくり	<p>【まちづくりに向けた合意形成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年度から3か年で、準備組合が実施している街区整備計画案策定業務への財政的支援を実施している。 準備組合として、業務最終年度である平成27年度に関係権利者の合意形成をめざしている。 	<p>【まちづくりに向けた合意形成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業推進決議に向け、準備組合の合意形成に支援を行う。
◎ 阪急正雀駅前周辺の整備	<p>【基盤整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 十三高槻線正雀工区側道交通開放に伴い、正雀地区住民の利便性向上のため、デイハウスました付近へ乗り入れを開始している。 バス停を3か所新設し、合わせて運行時間の拡大とバスシステムの整理を行うことで、通勤・通学時間帯に鉄軌道への連絡が増え、利便性が向上した。 	<p>【基盤整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 再開発でのまちづくりの実現が困難な状況である中で、地域の安全性を高める為、歩道整備などの基盤整備へとシフトする。 道路整備等の基盤整備を進めていき、安全性・快適性の向上を図っていく。

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
○駅前周辺の活性化	【地域活動に対する支援や協働による取組みの拡充】 <ul style="list-style-type: none"> 平成 18 年より「正雀駅前地区まちづくりワークショップ」を開催しているが、近年は参加メンバーが減少してきている。 地域でまちづくりについて気軽に話し合える「井戸端会議」の場として続けられている。 	【地域活動に対する支援や協働による取組みの拡充】 <ul style="list-style-type: none"> 道路整備など地域周辺の状況を踏まえ、地域活動に対する支援方策について検討を行う。
特色や魅力のある取組みとして進めていくこと		
▶協働による駅前周辺の活性化	【協働による地域活動を通じた駅前周辺の活性化】 <ul style="list-style-type: none"> 平成 18 年より「正雀駅前地区まちづくりワークショップ」を開催しているが、近年は参加メンバーが減少してきている。 地域でまちづくりについて気軽に話し合える「井戸端会議」の場として続けられている。 	【協働による地域活動を通じた駅前周辺の活性化】 <ul style="list-style-type: none"> 道路整備など地域周辺の状況を踏まえ、地域活動に対する支援方策について検討を行う。

4. 協働の取組みとして特に実施したこと

○千里丘西地区市街地再開発準備組合の街区整備計画策定への支援

5. 各種指標の現状

【平成 32 年度に実現している姿】									
◇ JR 千里丘駅西地区は駅前広場などが整備され、魅力的な地区となっています。									
◇ 阪急正雀駅前は基盤整備が進み、安全性・快適性が向上しています。									
◇ 駅前周辺が多くの人でにぎわい、活気ある場所となっています。									
実現している姿を確認する指標について									
【指標と実績】		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
JR 千里丘駅西地区のまちづくり	目標	—	—	—	—	—	—	—	着手
	実績	—	—	—	—	—	—	—	—
阪急正雀駅前の基盤整備	目標	—	—	—	—	—	—	—	推進
	実績	—	—	—	—	—	—	—	—
市民意識調査結果 (H27 調査)									
				比率			順位		
満足 of 比率				24.8%			19		
「どちらともいえない」 of 比率				32.8%			—		
不満 of 比率				34.8%			2		
期待度		満足度			ギャップ値 (期待度 - 満足度)		ギャップ順位		
3.72 (27 位)		2.79 (49 位)			0.93		5		

6. 総括

施策全体の評価	○
施策全体の評価理由と今後の方向性	<p>施策全体として、市内循環バスの阪急正雀駅付近への延伸やJ R千里丘西地区での準備組合による事業実現に向けたまちづくりに関する地元の動きなど、一定の進捗が図ることができた。ただし、正雀地区においては、再開発によるまちづくりが実現困難な状況の中、地域も安全性を高める基盤整備に向けた取組みが必要となる。</p> <p>今後、J R千里丘西地区での準備組合の関係権利者の合意形成が大きな課題となるが、合意形成が行われれば、都市計画決定、事業認可の手続きを進めて行く。</p> <p>正雀地区においては、道路整備等の基盤整備を進めていく。</p>

2-1-3 多様な世代が暮らす新しいまちをつくります

1. 基本項目（総合計画に掲載している内容）

まちづくりの目標	2 みんなが安全で快適に暮らせるまち	計画書頁	63-64
政策	1 都市基盤を整備し、安全で安心して暮らせるまちにします		
施策	3 多様な世代が暮らす新しいまちをつくります	担当部 (統括部)	都市整備部
担当課	都市計画課		
基本方向	多様な世代が暮らすための機能を充実させながら定住の魅力を高め、自然環境にも配慮した都市型居住地域として、吹田操車場跡地に魅力ある新たなまちをつくります。		
現行計画に掲載中の現状と課題	平成19年度（2007年度）に「吹田操車場跡地まちづくり全体構想」を策定し、摂津・吹田両市にまたがる区域を土地区画整理事業によって基盤整備するとともに、防災機能を備えた都市公園の整備を進めています。高い交通利便性を持つ立地を生かした、多様な世代が快適に暮らせる良好な居住環境が求められており、平成21年度（2009年度）に策定した「吹田操車場跡地まちづくり基本計画」に基づき、魅力ある新たなまちづくりを進めていくことが必要です。一方、隣接する正雀下水処理場の機能停止に伴い、一体的なまちづくりに向けて関係機関との協議を進める必要があります。		

2. 法令・制度や関連する社会経済環境の変化

<p>地方都市では拡散した市街地で急激な人口減少が見込まれる一方、大都市では高齢者の急増が見込まれる中で、健康で快適な生活や持続可能な都市経営の確保が重要な課題となっている。</p> <p>これらの社会経済環境の変化の中で、吹田操車場跡地土地区画整理事業により、まちの魅力向上に繋がる都市基盤整備を行うことにより、都市型居住を推進し、魅力ある新たなまちづくりに取り組んでいる。</p>
--

3. 施策の展開別評価（◎は重点的な取組み）

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
◎土地区画整理事業による基盤整備	<p>【基盤整備（吹田操車場跡地）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路・公園などの基盤整備を平成27年度末の完成に向けて進めており、供用開始に向け着実に工事が進捗している。 	<p>【基盤整備（吹田操車場跡地）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 適切に施設を維持管理し活用していく。
◎都市公園の整備	<p>【防災機能を備えた都市公園の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 明和池公園は、供用開始に向け着実に工事が進捗している。 	<p>【防災機能を備えた都市公園の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災機能を備えた都市公園として、適切に施設を維持管理し活用していく。
◎都市型居住空間の形成	<p>【都市型居住空間の形成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 吹田操車場跡地の区画整理事業区域内の都市型居住ゾーンにおいて、地区計画の決定及び、景観形成地区の指定に向けた手続きを進めている。 	<p>【都市型居住空間の形成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 吹田操車場跡地まちづくり基本計画に基づいた、景観形成地区の指定を行う。 地区計画等による指導を行い、都市型居住空間の形成に取り組む。
◎周辺のまちづくり	<p>【正雀下水処理場の機能停止に合わせたクリーンセンターも含む跡地利用の検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> 正雀下水処理場跡地の周辺地域について、正雀下水処理場の撤去が進められており、処理場跡地の土地利用や周辺整備について、関係機関との協議を進めている。 	<p>【正雀下水処理場の機能停止に合わせたクリーンセンターも含む跡地利用の検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> 正雀下水処理場跡地のまちづくりの方針に基づき、「国立循環器病研究センター等と連携した医療関連や研究機関等の医療系産業の集積」と「市民の健康増進に寄与するサービス機能の導入」など、周辺住環境との調和を図るとともに、医療・健康関連産業の集積による都市活力のあるまちづくりを進める。

特色や魅力のある取組みとして進めていくこと		
施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
▶居住機能を中心とした複合的な機能を持った土地利用	【居住機能を中心とした複合的な機能を持った土地利用】 <ul style="list-style-type: none"> ・明和池公園などの整備により、魅力的な市街地整備の推進を図ることができている。 ・吹田操車場跡地の区画整理事業区域内の都市型居住ゾーンにおいて、地区計画の決定及び、景観形成地区の指定に向けた手続きを進めている。 	【居住機能を中心とした複合的な機能を持った土地利用】 <ul style="list-style-type: none"> ・吹田操車場跡地まちづくり基本計画に基づいた、景観形成地区の指定を行う。 ・地区計画等による指導を実施し、都市型居住空間の形成に取り組む。

4. 協働の取組みとして特に実施したこと

○明和池公園の整備にあたり、市民参加の「公園づくりワークショップ」を開催。

5. 各種指標の現状

【平成 32 年度に実現している姿】									
◇土地区画整理事業が完了し、良好な都市型居住空間が形成されています。									
◇防災機能を備えた都市公園や緑地が整備され、市民の憩いの場として活用されています。									
実現している姿を確認する指標について									
【指標と実績】	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 32 年度	
吹田操車場跡地まちづくり事業の進捗率	目標	—	—	25%	41%	66%	84%	100%	100%
	実績	5.0%	11.0%	25.0%	39.0%	65.0%	89.0%	—	—
吹田操車場跡地の地区内人口	目標	—	—	0人	0人	0人	0人	0人	2,000人
	実績	0人	0人	0人	0人	0人	0人	—	—
対象地域内で整備された公園・緑地の面積	目標	—	—	0㎡	0㎡	10,500㎡	10,500㎡	15,000㎡	15,000㎡
	実績	0㎡	0㎡	0㎡	0㎡	0㎡	10,500㎡	—	—
市民意識調査結果（H27 調査）									
			比率			順位			
満足 of 比率			24.6%			20			
「どちらともいえない」 of 比率			48.8%			—			
不満 of 比率			18.5%			15			
期待度	満足度		ギャップ値 (期待度－満足度)		ギャップ順位				
3.74 (25位)	3.04 (28位)		0.70		21				

6. 総括

施策全体の評価	◎
施策全体の評価理由と今後の方向性	道路や防災機能を備えた公園など基盤整備の着実な進捗や良好な都市型居住空間の形成に向けた取組みなど、施策全体として大きな進捗が見られている。 今後は、地区計画等による住宅開発を誘導していく。

2-1-4 道路が安全で移動しやすいまちにします

1. 基本項目（総合計画に掲載している内容）

まちづくりの目標	2 みんなが安全で快適に暮らせるまち	計画書頁	65-66
政策	1 都市基盤を整備し、安全で安心して暮らせるまちにします		
施策	4 道路が安全で移動しやすいまちにします	担当部 (統括部)	土木下水道部
担当課	道路交通課・道路管理課・都市計画課		
基本方向	市域の一体感を高めるため広域的な視点をふまえ、生活・地域環境の安全性・快適性などを重視した道路の整備を進めます。		
現行計画に掲載中の現状と課題	J R千里丘ガードの拡幅や十三高槻線などの主要幹線道路の整備が進む中、鉄道による地域分断と交通渋滞を抜本的に解消し、市域の交通アクセスを改善する道路ネットワークを構築する必要があります。 生活道路については、バリアフリー化が求められています。また、老朽化が著しい橋梁については、災害時の安全確保の面からも長寿命化が課題となっています。		

2. 法令・制度や関連する社会経済環境の変化

<p>【交付金制度】</p> <p>平成 25 年度以降、国は防災・安全交付金によりインフラ再構築（老朽化対策、事前防災・減災対策）及び生活空間の安全確保の取組みを集中的に支援するとともに、社会資本整備総合交付金により地域の社会資本整備を総合的に支援している。</p> <p>【法令等】</p> <p>平成 26 年 3 月、道路法施行令第 35 条の 2 第 2 項の規定に基づく施行規則において、道路の維持・修繕に関する具体的な基準等を定めるため、「道路法施行規則の一部を改正する省令」及び「トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示」が制定され、点検要領の通知により道路管理者の義務が明確化された。</p> <p>橋梁・トンネル等は、平成 26 年の国が定める統一的な基準により、5 年に 1 回の頻度で、近接目視により点検を行うことが基本とされた。</p> <p>また、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(地域分権一括法)」(平成 24 年 4 月 1 日)の施行に伴う「道路法」の改正により、「道路構造基準」、「道路標識の寸法等に関する基準」、「移動円滑化基準」について、道路管理者である自治体の条例に委任された。</p> <p>【連続立体交差事業】</p> <p>平成 24 年度に大阪府の社会資本総合整備計画に位置付けされたことで、事業主体の大阪府とともに阪急京都線（摂津市駅付近）連続立体交差事業の事業化に向けた取組みを行っており、早期の鉄道高架化の実現が求められている。</p>
--

3. 施策の展開別評価（◎は重点的な取組み）

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
◎鉄道による交通渋滞の解消	<p>【阪急京都線（摂津市駅付近）連続立体交差事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 踏切の交通渋滞の解消と市域の交通アクセスの改善を図るため、大阪府など関係機関と調整し、都市計画案の検討を進めている。 事業主体である大阪府により、調査・設計が進められている。 	<p>【阪急京都線（摂津市駅付近）連続立体交差事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪府など関係機関と協議を進め、阪急京都線（摂津市駅付近）連続立体交差事業の都市計画案の作成を行う。 都市計画決定、事業認可の取得に向け、関係機関と調整し、事業認可後に工事が早期着工できるよう、用地調査等を実施する。

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
○道路ネットワークの再構築と整備	<p>【交通ネットワークの再構築（阪急京都線連続立体交差に伴う側道及び関連街路）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 千里丘三島線において、千里丘駅南交差点から千里丘東 2 丁目交差点までの西側歩道の整備を実施し、歩行者等の通行の安全を確保した。 千里丘三島線（千里丘駅南交差点～千里丘東 2 丁目交差点）の東側歩道の整備については、他事業の進捗状況や財政事情から実施に至っていない。 	<p>【交通ネットワークの再構築（阪急京都線連続立体交差に伴う側道及び関連街路）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 千里丘三島線の東側歩道の整備については、他事業の進捗状況と財政状況を踏まえた上で整備実施時期等について検討を実施する。 鉄道の高架化に合わせて、関連する都市計画道路の幅員等の見直しを行う。
◎快適な生活道路の整備	<p>【計画的な生活道路の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理道路の延長約 200 kmのうち、補修実績は過去 5 年間で補修延長約 13km（6.5%）と増加傾向にある。 道路補修区間外は道路パトロール等による修繕を実施している。 平成 25 年度に路面性状調査を実施し、管理道路の舗装の損傷度の評価を実施した。 <p>【道路のバリアフリー化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 段差解消や視覚障害用誘導ブロックの設置などの市内交差点部の歩道改良や生活道路のバリアフリー化を順次進めている。 平成 23 年 3 月策定の「摂津市交通バリアフリー道路特定事業計画」に基づく、特定・準特定経路の整備を順次進めている。 阪急正雀駅前の歩道整備に向けて、用地取得など対象所有者と交渉を行っており、取得できた用地については暫定整備（幅員 3.5m、延長 82m）を実施している。 新在家鳥飼上線の歩道設置に向け、事業用地取得を進めている。 <p>【徒歩や自転車で移動しやすい道路ネットワークの整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路側溝整備において、通行空間をより確保できる L 型側溝による整備を進めている。 通学路を中心として、自転車歩行者専用道路である淀側右岸線の舗装補修（約 900m）を実施しており、平成 27 年度に通学路部分は補修完了予定となる。 三島地区（大正川右岸 2 号線）や千里丘地区（千里丘 27 号線）などでの河川や水路に隣接する箇所での転落防止柵の設置を実施している。 	<p>【計画的な生活道路の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内全域で舗装の老朽化が目立っており、道路補修区間以外の舗装は局所的な破損から拡散し、道路補修箇所が拡大の一途となっている。 沿道住民からの騒音・振動等の苦情・要望も増加し、放置すると舗装の管理不備による管理瑕疵の責任を問われる事案も予想される。 社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金を活用しながら、路面性状調査の結果や日常の道路パトロール、市民から寄せられる苦情・要望の内容と緊急性、路線の重要度の全てを総合的に判断し、舗装の修繕箇所と優先順位を決め、年次計画に基づいて道路舗装修繕を進めていく。 <p>【道路のバリアフリー化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「摂津市交通バリアフリー道路特定事業計画」に基づく整備を継続して進めるとともに、未整備箇所における課題の抽出、整備内容の検討を実施する。 新在家鳥飼上線においては、用地取得が完了次第、歩道整備工事を実施する。 <p>【徒歩や自転車で移動しやすい道路ネットワークの整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き道路排水機能を確保と通行幅員をより広く利用可能にする L 型側溝の改修整備を推進する。 自転車歩行者専用道路の管理延長約 9 kmのうち、舗装補修未実施箇所の整備を進める。 転落防止柵設置基準に満たない箇所の調査、把握を進める。

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
○橋梁の改築	<p>【長寿命化に向けた橋りょうの改築】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市の管理する 169 橋の道路橋のうち、防災上重要なものや市幹線道路に架かるものなど主要 39 橋について、損傷が大きくなるまでに予防的補修を行う「予防保全型」を基本とした「橋梁長寿命化修繕計画」を平成 24 年度に策定した。 平成 25 年度には実施計画として「橋梁長寿命化修繕計画」の「道路橋修繕計画」を策定した。 計画に基づき、平成 26 年度には 1 橋の実施設計委託、柳田橋の耐震補強工事を実施した。 「橋梁長寿命化修繕計画」の対象（39 橋）外である残り 130 橋の小規模な橋りょうについても国の省令に基づき、毎年定期点検が必要となり、22 橋の定期点検を開始した。 平成 27 年度は、引き続き柳田橋の耐震補強工事と無名橋 1 橋の修繕工事、定期点検及び 2 橋の実施設計委託を実施している。 	<p>【長寿命化に向けた橋りょうの改築】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年の省令で義務付けられた 5 年に 1 度の近接目視による点検を毎年計画的に行い、健全性を正しく評価するとともに、必要に応じて計画の見直しを実施する。 平成 25 年度に策定した「道路橋修繕計画」とあわせて総合的に判断して優先順位を決め、計画的な補修・補強計画を立案し、設計・施工を行うことにより橋りょうの長寿命化を進めていく。
特色や魅力のある取組みとして進めていくこと		
▶市域の特徴を生かした道路整備	<p>【徒歩や自転車で移動しやすい道路ネットワークの整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 主要幹線道路である、府道十三高槻線が整備され、平成 26 年度供用開始された。 千里丘三島線において、千里丘駅南交差点から千里丘東 2 丁目交差点までの西側歩道の整備を実施し、歩行者等の通行の安全を確保した。 歩道新設によって歩行者等の通行の安全性と利便性は向上している。 <p>【橋りょうの安全性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「橋梁長寿命化修繕計画」に基づく修繕を実施しており、橋りょうの安全性を高める取組みが進められている。 	<p>【徒歩や自転車で移動しやすい道路ネットワークの整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 歩道設置など歩行者・自転車の安全な通行区間の確保については、他事業の進捗状況と財政状況を踏まえた上で整備実施時期等について検討をしている。 <p>【橋りょうの安全性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「橋梁長寿命化修繕計画」では、損傷が大きくなってから対策を行う「対処療法型」から損傷が大きくなるまでに予防的に補修を行う「予防保全型」へと転換を図っており、今後、橋りょうの安全性を高めるため計画に基づく予防的な修繕を実施していく。

4. 協働の取組みとして特に実施したこと

- 自治会が行う「まち美」活動と連携した土木維持作業による回収や不法投棄物の早期除去。
- 阪急京都線（摂津市駅付近）連続立体交差事業にかかる沿線地域住民等の意見交換会の実施。

5. 各種指標の現状

【平成 32 年度に実現している姿】									
◇交通アクセスが良くなり、移動の利便性が向上しています。									
◇誰もが安心して快適に歩道を通行できるようになっています。									
実現している姿を確認する指標について									
【指標と実績】		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
都市計画道路 の整備率	目標	—	—	62.7%	62.7%	62.7%	63.8%	68.1%	68.1%
	実績	62.7%	62.7%	62.7%	62.7%	76.4%	76.4%	—	—
歩道段差切り 下げ解消箇所 の改良率	目標	—	—	74.0%	75.0%	76.2%	76.5%	77.0%	78.0%
	実績	73.2%	73.8%	74.8%	75.4%	76.0%	76.2%	—	—
交通バリアフ リー道路特定 事業計画に基 づく歩道整備 の進捗率	目標	—	—	50.0%	57.0%	80.0%	80.0%	80.0%	57.0%
	実績	43.0%	47.0%	53.0%	73.0%	73.0%	73.0%	—	—
市民意識調査結果（H27 調査）									
				比率			順位		
満足の比率				21.3%			32		
「どちらともいえない」の比率				30.1%			—		
不満の比率				41.5%			1		
期待度		満足度		ギャップ値 (期待度－満足度)			ギャップ順位		
3.81 (19 位)		2.67 (50 位)		1.14			1		

6. 総括

施策全体の評価	○
施策全体の評価理由と今後の方向性	<p>施策全体として、市内交差点部の歩道改良や「摂津市交通バリアフリー道路特定事業計画」に基づく整備を順次進めており、目標達成に向けて一定の進捗が図れていると言える。ただし、道路機能保全においては、道路施設の老朽化に追い付いていない状況であり、さらなる取組みの推進が求められる。</p> <p>今後は、限られた財源のなか、市民ニーズや社会情勢に照らして妥当であり、かつ必要度が高いかなどを総合的に判断し、事業個所の優先度をもって、計画的な道路施設整備を進めていく。また、市域の交通アクセスを改善するため、阪急京都線連続立体交差事業の実施が不可欠であり、事業認可の取得と工事の早期着工に向けた取組みを進めていく。</p>

2-1-5 公共交通が便利なまちにします

1. 基本項目（総合計画に掲載している内容）

まちづくりの目標	2 みんなが安全で快適に暮らせるまち	計画書頁	67-68
政策	1 都市基盤を整備し、安全で安心して暮らせるまちにします		
施策	5 公共交通が便利なまちにします	担当部 (統括部)	土木下水道部
担当課	道路交通課・都市計画課		
基本方向	交通状況の変化に的確に対応して市内全域の公共交通網を充実し、公共交通機関の利便性と機能の向上を図ります。		
現行計画に掲載中の現状と課題	<p>「摂津市交通バリアフリー基本構想」の整備目標に沿って、阪急正雀駅及びJR千里丘駅のバリアフリー化工事が実施されましたが、JR千里丘駅西口のエレベーターが未設置であり、整備が求められています。</p> <p>また、平成21年（2009年）9月のJR千里丘ガードの拡幅、平成22年（2010年）3月の阪急摂津市駅の開業による、人や車の導線の状況変化を見極め、バス路線体系を再編する必要があります。</p>		

2. 法令・制度や関連する社会経済環境の変化

<p>府道十三高槻線が、並行する府道大阪高槻京都線の交通渋滞の緩和を図るための吹田市域へのバイパス路線として整備され、平成26年度に供用開始された。</p> <p>供用開始後、平成27年3月16日より市内循環バスの正雀駅前へ乗り入れを開始した。</p>
--

3. 施策の展開別評価（◎は重点的な取組み）

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
◎ JR千里丘駅の西口エレベーター設置	<p>【JR千里丘駅西口のエレベーター設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JR西日本が主体となり、エレベーター設置工事を実施し、平成26年12月に供用を開始した。これにより、市内の全ての鉄道駅にエレベーターが設置された。 ・ 誰もが公共用通路からホームまで安全で安心できる移動が可能となっている。 	<p>【JR千里丘駅西口のエレベーター設置】</p> <p>—</p>
◎ バス路線網の再編・整備	<p>【地域や事業者と連携したバス交通の路線網と機能分担の再編】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内循環バス・公共施設巡回バスともに利用者の意見をアンケート等でニーズを把握し、ルート変更を行ってきた。 ・ 市内循環バスについて、平成25年3月18日からJR千里丘駅を起終点にしたルート変更を実施し、平成27年3月16日には、府道十三高槻線の道路整備に合わせて阪急正雀駅周辺へ乗り入れを開始し、阪急正雀駅、摂津市駅、JR千里丘駅の駅間移動の連携強化が図れた。 ・ ルート変更に合わせて、朝、夕の通勤・通学時間帯への運行時間の変更したことで、バス利用者の利便性が向上した。 ・ 公共施設巡回バスは平成25年8月1日からスポーツ広場にバス停を新設し、ルート変更とともに、路線延長を行っており、1便あたりの乗車数は徐々に増加している。また、ルート変更にともない1日5便から4便となった。 	<p>【地域や事業者と連携したバス交通の路線網と機能分担の再編】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート調査等で市民ニーズを把握し、実施可能なものからニーズの反映に努めていく。 ・ 市民への利用周知を継続して実施し、更なる乗車数の増加に向けて取り組んでいく。

特色や魅力のある取組みとして進めていくこと		
施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
▶協働による公共交通の充実	【懇談会（市民、バス事業者、市）設置によるバス交通全体の機能分担の再編】 ・自治連合会役員会や老人クラブとの懇談会を実施し、バスアンケート等市民ニーズの把握に努めた。 ・アンケート調査に基づいたルート変更案に対して影響のある自治会と協議を行い平成 27 年 3 月 16 日より正雀駅前への市内循環バスの乗り入れを開始するルート変更を行った。	【懇談会（市民、バス事業者、市）設置によるバス交通全体の機能分担の再編】 ・市内公共施設巡回バスについて、運行時間の拡大や増便等、市民ニーズを反映するには他路線バスとの競合や、委託料の大幅な増加などが見込まれる。 ・バス利用者のアンケート結果及び地元からの要望等を汲み、効果的な懇談会の設置を検討し、市内公共交通の充実に向けて取り組んでいく。

4. 協働の取組みとして特に実施したこと

- 自治会と協力した地域の要望の聴取などのバス利用の促進。
- バスアンケートの実施。

5. 各種指標の現状

【平成 32 年度に実現している姿】									
◇市内すべての駅において移動が楽になり、安心して快適に利用できるようになっています。									
◇市域全体の公共交通網が充実し、公共交通機関の利用者が増えています。									
実現している姿を確認する指標について									
【指標と実績】	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 32 年度	
鉄道駅におけるエレベーターの設置率	目標	—	—	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	100%	100%
	実績	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	100%	—	—
公共施設巡回バスの 1 日平均乗車数	目標	—	—	74.0 人	バス路線網の見直し 77.0 人	80.0 人	84.0 人	88.0 人	110 人
	実績	67.6 人	70.9 人	66.5 人	62.2 人	※56.0 人	49.6 人	—	—
市内循環バスの 1 日平均乗車数	目標	—	—	45.0 人	バス路線網の見直し 47.5 人	50.0 人	52.5 人	55.0 人	70 人
	実績	45.0 人	42.0 人	41.5 人	38.6 人	44.7 人	46.8 人	—	—
市民意識調査結果（H27 調査）									
			比率			順位			
満足の比率			27.8%			10			
「どちらともいえない」の比率			31.6%			—			
不満の比率			32.5%			3			
期待度	満足度		ギャップ値 (期待度－満足度)		ギャップ順位				
3.79 (20 位)	2.87 (48 位)		0.92		6				

6. 総括

施策全体の評価	○
施策全体の評価理由と今後の方向性 施策全体として、JR 千里丘駅西口でのエレベーター設置や市内循環バスにおけるルート変更、路線延長による市内各駅間の連携の強化により、公共交通機関の利便性と機能向上が図れており、一定の進捗が見られている。 市内全域の公共交通網の充実と更なる利用者の増加に向けた取組みの強化はより一層求められると言える。 今後は、市域全体の公共交通網の評価及び検証及び地元との協議により、地域ニーズを踏まえた最適な交通網の検討を進める。また、公共施設巡回バス及び市内循環バスの更なる市民周知を行い、利用者数の増加をめざす。	

2-1-6 安全な水を安定的に供給できるまちにします

1. 基本項目（総合計画に掲載している内容）

まちづくりの目標	2 みんなが安全で快適に暮らせるまち	計画書頁	69-70
政策	1 都市基盤を整備し、安全で安心して暮らせるまちにします		
施策	6 安全な水を安定的に供給できるまちにします	担当部 (統括部)	水道部
担当課	水道部総務課・営業課・水道施設課		
基本方向	限りある水道水を大切に使う社会の形成を図るとともに、安全で清浄な水道水を安定供給するため、水道施設の計画的な維持管理と水質検査体制の強化を図ります。		
現行計画に掲載中の現状と課題	近年、水需要が減少し、給水収益が著しく減少しつつあります。一方で、浄水施設や送配水施設は老朽化が進んできています。このため、施設の維持管理や更新、耐震性の強化などを計画的に行うとともに、各種経費の削減を図り、水道水の安定供給と水道事業の健全経営を維持する必要があります。		

2. 法令・制度や関連する社会経済環境の変化

<p>【水道ビジョン】 水道事業は、施設の大規模な更新が必要となる中で安全・安心な水の供給や、災害時における安定給水のための施設水準の向上などの課題に直面している。特に、平成 23 年に発生した東日本大震災のような大規模な災害を教訓とした危機管理のあり方や施設の老朽化など諸問題への対応、安全な水道水を供給するうえでの技術的、財政的困難にも直面しており、加えて、人口減少による将来の水道施設のあり方、技術者の不足なども深刻な問題となっている。</p> <p>厚生労働省ではこのような課題に適切に対処するため、平成 25 年 3 月に水道ビジョンを作成し、都道府県や市町村に対しても地域水道ビジョンの作成を推奨している。</p> <p>【新会計制度】 平成 24 年 4 月施行に「地方公営企業法」の一部改正があり、地方公営企業会計の形を時代の変化に合わせて民間企業会計に近づけるとともに、地方分権にふさわしく経営の自由度をあげることを目的としている。</p>

3. 施策の展開別評価（◎は重点的な取組み）

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
◎浄水・送水・配水施設の更新	<p>【浄水・送水・配水施設の計画的な整備と耐震化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年度に「摂津市水道ビジョン」を策定した。 施設更新は、中長期計画（平成 20～34 年度）に基づき実施しており、浄水送水施設については、老朽施設を中心に 35 施設の内 16 施設、約 46%を耐震化した。 配水施設については、中長期計画に基づき実施し、単年度 1%を目標に実施した。 	<p>【浄水・送水・配水施設の計画的な整備と耐震化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高度成長期に拡張した施設が一斉に老朽化し、施設更新が追いつかない状況にある。 「摂津市水道ビジョン」に基づき、中長期的な視点でアセットマネジメントを取り入れた計画的な施設の更新を進める。 「摂津市水道ビジョン」の策定を契機に施設更新計画をゼロベースで検証・見直しを実施する。 ダウンサイジング（施設の効率化）を行い、現状の施設の弱点である基幹施設の更新を優先的に実施する。
◎水質検査体制の強化	<p>【水質検査体制の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ハード面においては、水道法で定められる水質基準 51 項目のうち 38 項目について自己検査できるよう、機器の状況により更新し、常時、適正な検査ができる体制とした。 ソフト面においては、大阪広域企業団と連携することで検査技術の向上を図っているほか、水質管理の強化に向け、摂津市水安全計画を策定し運用している。 	<p>【水質検査体制の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水質検査体制としては少人数のため、技術継承が喫緊の課題である。 水質機器の効率的な更新を行うとともに、水質技術力の向上を図り、技術継承できる組織を構築していく。

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
○水道水を大切に する社会の形成	<p>【市民への情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市のホームページや広報、さらには小中学生や自治会を対象にした太中浄水場の見学会を通じて、水道水の大切さとともに太中浄水場や大阪広域水道企業団の水道水の特徴をアピールし、周知を図ることができている。 PR用のDVDやパンフレットの内容を見直し、より分かりやすいものとした。 	<p>【市民への情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> 広報、PR用のDVD・パンフレット、施設見学会等の内容を充実させながら、継続して水道水の大切さや安全性の周知を実施する。
○水道事業の効率的な運営	<p>【水道事業の経営健全性の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「摂津市水道ビジョン」の実施計画として、アセットマネジメントの考えを取り入れた事業計画を策定し、計画的、効率的な事業運営を図っている。 市民のライフスタイルが多様化する中、納付利便性や収益率の改善のためにペイジーやコンビニ収納を導入し、市民サービス及び収納率向上につなげることができている。 <p>【知識や技術・技能の伝承と向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪広域水道企業団や日本水道協会主催の研修等を受講し、知識の習得や情報収集ができた。 	<p>【水道事業の経営健全性の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業計画に基づいた計画的な事業運営を実施していく。 ペイジー等のサービスを継続するとともに、来庁支払いの方に積極的にサービス利用の勧奨を行い、収益率の一層の向上を図る。 <p>【知識や技術・技能の伝承と向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> 継続して広域、他市研修等の積極的な活用による技術・事務資格の取得を図っていく。
○機構改革と広域化の推進	<p>【機構改革】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後、増加が予想される漏水事故をはじめとした、危機管理の強化を図るため、工務課と浄水課を統合し、効率的・機動的な組織体制を築くことができた。 太中浄水場の運転監視業務の委託化を実施した。 <p>【水道事業の広域化に向けた情報収集】</p> <ul style="list-style-type: none"> 北大阪地域の水道事業体の会議や民間団体が開催する研修会に積極的に参加し、知識の習得及び情報収集ができた。 広域化による効率化の取組みとして、大阪広域水道企業団と送配水管の共同調達について検討を実施した。 	<p>【機構改革】</p> <ul style="list-style-type: none"> ベテラン職員の退職による技術継承の問題や人口減少等に伴う給水収益の減少が予想される中、老朽化した施設の更新や地震対策の着実な実施が課題である。 <p>【水道事業の広域化に向けた情報収集】</p> <ul style="list-style-type: none"> 継続して研修会や会議等に積極的に参加し、水道事業の広域化について情報収集など図る。 収集した情報を基に、技術継承問題、給水収益の減少や老朽施設の更新問題などの課題について、組織体制や他団体との共同業務について検討を進める。

特色や魅力のある取組みとして進めていくこと		
施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
▶自己水による安定的な水道水の供給	【自己水による安定的な水道水の供給】 <ul style="list-style-type: none"> 老朽施設の更新や重要施設の耐震化を進めている。 企業団からの受水は計画通り確保すると共に、井戸からの自己水においても、3割超の安定的な水道水を供給することができている。 	【自己水による安定的な水道水の供給】 <ul style="list-style-type: none"> 井戸の取水量が年々減少しているため、今後の施設整備計画にあたりダウンサイジングを視野に入れた計画変更が必要である。 「摂津市水道ビジョン」に基づいて施設更新計画をゼロベースで検証・見直しを行う。 ダウンサイジングを検討するほか、水処理施設の更新は休止し、受水施設、電源施設の更新を優先する。 災害等における緊急時の給水活動を効率的に行うため、加圧式飲料水小型給水車を配備する。

4. 協働の取組みとして特に実施したこと

○水道ビジョンの策定にあたり、パブリックコメントを実施。

5. 各種指標の現状

【平成 32 年度に実現している姿】									
◇災害時などでも安定して水道水が供給できています。									
◇水道の送配水管の耐震化が進み、地震などに対する安全性が高まりつつあります。									
◇水道料金の値上げが抑制されています。									
実現している姿を確認する指標について									
【指標と実績】	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 32 年度	
自己水の割合	目標	—	—	31.0%	31.0%	31.0%	31.0%	32.0%	33.0%
	実績	32.1%	30.8%	29.7%	32.6%	32.6%	33.1%	—	—
管路の耐震化率	目標	—	—	19.0%	20.0%	21.0%	22.0%	23.0%	28.3%
	実績	17.0%	17.6%	18.2%	18.9%	20.0%	21.0%	—	—
料金単価（供給単価）	目標	—	—	200 円/㎥	200 円/㎥	200 円/㎥	200 円/㎥	200 円/㎥	200 円/㎥
	実績	204.40 円/㎥	196.90 円/㎥	193.41 円/㎥	196.40 円/㎥	197.35 円/㎥	195.22 円/㎥	—	—
市民意識調査結果（H27 調査）									
			比率			順位			
満足 of 比率			48.1%			1			
「どちらともいえない」 of 比率			30.6%			—			
不満 of 比率			13.7%			27			
期待度		満足度		ギャップ値 (期待度－満足度)		ギャップ順位			
3.99 (5 位)		3.40 (2 位)		0.59		32			

6. 総括

施策全体の評価	○
施策全体の評価理由と今後の方向性	<p>施策全体として、施設の維持管理や更新、耐震性の強化などの進捗、「摂津市水道ビジョン」などに基づく、計画的、効率的な事業運営が図れており、一定の進捗が見られている。また、ペイジーやコンビニ収納の導入により、市民サービス及び収納率向上においても成果があったと言える。</p> <p>ただし、高度成長期に拡張した施設が一斉に老朽化し、施設更新が追いつかない状況になってきており、今後は、機構改革や広域化の推進など経営改善に向けた取組みと経費の削減に努め、安定給水並びに経営の健全化を推進していく。</p> <p>また、水道事業の経営状況に配慮しながら、更新や耐震化における一層の取組みを図る。</p>

2-1-7 公共下水道により快適な生活ができるまちにします

1. 基本項目（総合計画に掲載している内容）

まちづくりの目標	2 みんなが安全で快適に暮らせるまち	計画書頁	71-72
政策	1 都市基盤を整備し、安全で安心して暮らせるまちにします		
施策	7 公共下水道により快適な生活ができるまちにします	担当部（統括部）	土木下水道部
担当課	下水道事業課・下水道業務課		
基本方向	河川や水路の水質保全と安全で快適な都市生活を享受できるよう、公共下水道の整備を推進し、早期接続を進めます。		
現行計画に掲載中の現状と課題	公共下水道の汚水整備は、平成 20 年度（2008 年度）末の人口普及率が 96.9%であり、面積普及率では 83.8%となっていますが、未だ下水道への接続が困難な世帯があります。雨水については、既設水路が農業用排水と雨水排水を兼ねている状況であり、農繁期には農業用水で水位が上昇し、対応に苦慮しています。都市化に伴う田畑の減少による保水力の低下や、近年多発している局所的集中豪雨などの現状をふまえ、雨水施設の整備を推進することが必要です。 しかし一方で、下水道事業の経営健全化のため、建設費の抑制や、より計画的な事業運営が求められています。		

2. 法令・制度や関連する社会経済環境の変化

近年の異常気象により全国的に集中豪雨による甚大な洪水被害が毎年のように発生しており、国においても平成 27 年 5 月に下水道法の改正が行われ、下水道の目的規定の中に雨水対策が盛り込まれるなど、雨水への対策が重要視されている。

3. 施策の展開別評価（◎は重点的な取組み）

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
○汚水施設の整備	<p>【公共下水道計画に基づく整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 過去 4 年間で人口普及率が 1.1%上昇している。特に平成 23 年から平成 25 年度にかけて懸案であった東別府 2 丁目地内の未整備地区の集中的な整備を行い、当地全ての整備が完了しており、下水道人口普及率は 98.9%となっている。 <p>【市街化調整区域における公共下水道の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥飼八町地区の汚水整備着手に向けて関係機関等との協議を実施し、調整中である。 	<p>【公共下水道計画に基づく整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共下水道の未整備地区において、公共下水道管の整備を着実に進め、未普及地域解消をめざす。 <p>【市街化調整区域における公共下水道の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥飼八町地区の汚水整備に着手し、未普及地域解消に向けて着実に整備を進める。
◎雨水施設の整備	<p>【既存水路の効率的な活用による速やかな雨水排除】</p> <ul style="list-style-type: none"> （仮称）三箇牧鳥飼雨水幹線や東別府雨水幹線の整備に向け関係機関との協議等の準備を進めている状況である。 東別府雨水幹線については、地下埋設管の埋設状況、施工性、新幹線構造物との交差等の原因により当初想定していた着手年度より遅れたが、これらの問題は解決しており、準備を進めることができる状態に至った。 	<p>【既存水路の効率的な活用による速やかな雨水排除】</p> <ul style="list-style-type: none"> （仮称）三箇牧鳥飼雨水幹線の整備工事を平成 28 年度に着手予定として準備を進める。 東別府雨水幹線についても支障物件の移設等、準備を進め、早期に整備を実施する。

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
◎下水道事業の経営健全化	【経営計画の策定と下水道事業健全化】 <ul style="list-style-type: none"> ・中期経営計画を策定すべく準備を進めてきたが、平成 26 年 8 月 29 日付の総務省通知により、公共下水道事業に公営企業会計を導入した上での「経営戦略」を策定することが求められたため、中期経営計画の策定を見送ることとなった。 	【経営計画の策定と下水道事業健全化】 <ul style="list-style-type: none"> ・公営企業会計の導入及び、中期経営計画に替わる下水道事業経営戦略を策定する。
○下水道接続の啓発	【下水道接続の積極的な啓発】 <ul style="list-style-type: none"> ・年間を通じた個別訪問による下水道水洗化の啓発活動の実施により、下水道水洗化率は概ね 95.3%となっており、広く市民に下水道を利用いただいている状態である。 	【下水道接続の積極的な啓発】 <ul style="list-style-type: none"> ・未水洗化家屋に対する積極的な啓発活動の取組みを継続実施し、下水道水洗化率を 100%に近づける。
○下水道施設の長寿命化	【下水道施設の長寿命化】 <ul style="list-style-type: none"> ・既存管渠の現況調査を実施し、昭和 42 年に都市下水路として公共下水道整備事業着手以降、48 年が経過している施設の損耗状態を把握することができた。 	【下水道施設の長寿命化】 <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす下水道施設の事故発生や機能停止を未然に防止するため、ライフサイクルコストの最小化、予算の最適化の観点も踏まえた予防保全型管理を行うとともに、長寿命化対策を含めた改築更新計画の策定と計画場所の決定を実施する。 ・建設年度の古い地区におけるポンプなどを含めた下水道施設の状態の調査を実施する。
特色や魅力のある取組みとして進めていくこと		
▶水路の活用による浸水対策	【既存水路の効率的な活用による速やかな雨水排除】 <ul style="list-style-type: none"> ・分流式で整備を進めている安威川以南地域では、汚水の整備が進んでいるが、雨水については、約 3 割の整備に止まっている。 ・水路のしゅん濇を常に行っており、未整備地区の雨水排除を担っている水路の雨水の流下能力維持を図っている。 ・取水施設の保守点検を毎年行い、施設の維持管理に努めている。 	【既存水路の効率的な活用による速やかな雨水排除】 <ul style="list-style-type: none"> ・取水施設は設置からかなりの期間が経過しており、老朽化が激しい状況となっている。 ・取水施設の市内にある施設すべての状態を把握し、修繕履歴を踏まえた上で、更新計画を策定する。

4. 協働の取組みとして特に実施したこと

--

5. 各種指標の現状

【平成 32 年度に実現している姿】									
◇下水道人口普及率がほぼ 100%となっています。									
◇雨水幹線の整備が進み、集中豪雨などに対する安全性が高まっています。									
◇公共下水道への接続率が 100%に近づいています。									
実現している姿を確認する指標について									
【指標と実績】	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 32 年度	
下水道人口普及率	目標	—	—	97.4%	97.6%	97.8%	98.5%	98.6%	99.0%
	実績	97.1%	97.3%	97.4%	97.8%	98.4%	98.9%	—	—
雨水面積整備率	目標	—	—	54.6%	54.7%	54.7%	55.0%	55.2%	56.0%
	実績	54.5%	54.6%	54.6%	54.6%	54.7%	55.5%	—	—
下水道接続率	目標	—	—	95.2%	95.4%	95.6%	95.8%	96.0%	97.0%
	実績	95.1%	95.1%	95.4%	95.3%	95.2%	95.3%	—	—
市民意識調査結果 (H27 調査)									
			比率			順位			
満足の比率			44.2%			3			
「どちらともいえない」の比率			37.6%			—			
不満の比率			11.0%			44			
期待度	満足度		ギャップ値 (期待度－満足度)		ギャップ順位				
3.88 (9 位)	3.40 (1 位)		0.48		38				

6. 総括

施策全体の評価	○
施策全体の評価理由と今後の方向性	<p>施策全体として若干の進捗は見られたものの、雨水幹線の整備については当初の予定より進捗に遅れが生じている状況である。</p> <p>今後は、下水道水洗化率 100%に近づけるための着実な整備実施と、埋設不同意箇所解消に向け、地権者の同意を得られるよう努める。また、(仮称)三箇牧鳥飼雨水幹線や東別府雨水幹線の雨水幹線工事着手に向け、新たな雨水管と近接する地下埋設管を所有する他企業などとの協議を整え、事前準備を進めていく。</p> <p>下水道財政においては、施設の老朽化対策への対応のほか、近年では施設の耐震化などの対応も求められており、維持管理費に加え、改築・更新などの建設費が増加する傾向にある。良好な生活環境を継続的に確保するため、限られた財源のなか、国庫補助の活用と計画的な整備を行うとともに、下水道財政の健全性を保ちながら取り組んでいく。</p>

2-2. 生命・財産を守り、安心して快適に暮らせるまちにします

2-2-1 住宅環境を整備し安心して居住できるまちにします

1. 基本項目（総合計画に掲載している内容）

まちづくりの目標	2 みんなが安全で快適に暮らせるまち	計画書頁	73-74
政策	2 生命・財産を守り、安心して快適に暮らせるまちにします		
施策	1 住宅環境を整備し安心して居住できるまちにします	担当部 (統括部)	都市整備部
担当課	建築課・防災管財課		
基本方向	耐震化とバリアフリー化により、安心して居住できる住宅環境の整備を進めます。		
現行計画に掲載中の現状と課題	市営住宅は、建替えによって質が向上しています。しかし、急激な社会経済状況の変化に伴い、「低額所得者に対する住宅供給と住宅セーフティネット」としての役割が強く求められており、良質な住宅が確保できない人たちに対する的確な対応が必要です。また、民間住宅の耐震化やバリアフリー化、省エネルギー化の推進、耐用年数が経過した市営鳥飼八町団地の建替えを推進する必要があります。		

2. 法令・制度や関連する社会経済環境の変化

<p>【法令改正】</p> <p>①耐震化促進</p> <p>南海トラフ巨大地震などの被害想定において、東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が発生することがほぼ確実視されている状況を踏まえ、建築物の耐震化を加速するため、施策の強化が喫緊の課題であるとの認識のもと、平成 25 年 11 月に耐震改修促進法が改正されたところである。</p> <p>改正内容の骨子としては、①建築物の耐震化促進のための規制強化、②建築物の耐震化の円滑な促進のための措置の 2 つの内容を含んでいる。</p> <p>②管理不全で危険な空き家対策</p> <p>超少子高齢社会の到来を迎え、既成市街地において建物所有者による管理不全で危険な空き家に関する空家対策特別措置法が平成 27 年 5 月施行され、管理不全で危険な特定空家等に係る一定の判断基準が示され、市町村が主体的に取り組むこととされたところである。</p> <p>【大阪府の動向】</p> <p>①耐震化促進</p> <p>大阪府では、平成 27 年度に「大阪府住宅・建築物耐震 10 ヶ年戦略プラン（耐震改修促進計画、目標年次：平成 27 年度）」の検証及び新計画の策定に向けて、委託作業中であり、その作業の中で現施策の効果・実績の検証・分析・評価がなされるとともに、新たな計画が年度内に策定される予定である。</p> <p>②管理不全で危険な空き家対策</p> <p>大阪府では、空家対策に関する市町村協議会を設立したところである。具体的な市町村に対する支援の動きは見えていない。</p>
--

3. 施策の展開別評価（◎は重点的な取組み）

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
◎住宅マスタープランの策定	<p>【住宅マスタープラン】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 25 年 3 月に「住宅マスタープラン」を策定した。 平成 27 年 3 月策定の「都市計画マスタープラン」においては「住宅マスタープラン」との整合性を図ることができている。 	<p>【住宅マスタープラン】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「住宅マスタープラン」の施策実現に向け、先進都市の事例やニーズの把握とともに、特定行政庁大阪府の建築主事の意見を聴取しながら実現性に係る検討を継続的に進める。 平成 27 年 5 月施行された空家対策特別措置法について項目追加の必要性がある。 都市問題として急浮上した空家対策に関する項目追加が必要となることから、一定空家対策に関する市の方向性が定まり次第、中間見直しを実施する。

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
◎市営鳥飼八町団地の建替え	【市営鳥飼八町団地の建替え】 <ul style="list-style-type: none"> 市営住宅の管理運営方法などについて他市事例の収集および検討を行ない、平成 26 年度より、指定管理者制度を導入している。 建替え、バリアフリー対応への整備までには至っていない。 	【市営鳥飼八町団地の建替え】 <ul style="list-style-type: none"> 市営住宅八町団地は昭和 50 年に建設され、約 40 年を経過し老朽化が進行している。 建替えの先進事例について調査・研究を実施し、財政状況を勘案しながら、建替えに向けた検討を進め、周辺と調和した良好な八町団地の建替えを実施する。
○民間住宅の耐震化の促進	【耐震診断の更なる推進、改修の促進】 <ul style="list-style-type: none"> 耐震化促進のための市民啓発活動として市民フォーラムを民間事業者等と連携して開催し、補助制度説明や個別相談会を実施した。 耐震化の重要性や補助制度について P R するためチラシの戸別配布など多様な取組みを実践し、相談件数・耐震診断件数の向上を図ることができた。 未耐震住宅の立地が多い地区を選定し、自治会回覧や戸別訪問・アンケート聞き取りなど啓発強化を図っている。 耐震改修の件数を増やすため、所有者の支援策の拡充も必要なことから、平成 26・27 年度の 2 年間は国の耐震対策緊急促進事業による耐震改修補助を 30 万円上乘せにより拡充している。 27 年度からは、耐震改修と異なる耐震化として「建替え」を選択する所有者への後押しとなるよう、木造住宅の除却に対して新たな補助メニューを追加している。 	【耐震診断の更なる推進、改修の促進】 <ul style="list-style-type: none"> 耐震改修には多額の費用が掛かるため、経済的な理由で断念する事例が多く見受けられ、耐震化阻害の大きな要因となっている。 現在の啓発活動や補助制度は引き続き実施し、平成 27 年度に既存耐震改修促進計画の施策について検証を図るとともに、国・大阪府等の動向を踏まえて、平成 28 年度に「住宅・建築物耐震改修促進計画」の見直しを実施する。
特色や魅力のある取組みとして進めていくこと		
▶民間住宅の耐震化の促進	【建築基準法（昭和 56 年 6 月）改正以前に建築された民間住宅の耐震化促進】 <ul style="list-style-type: none"> 旧耐震基準による建築確認を受けて建築された民間の住宅・建築物においては、既存建物の耐震診断・耐震改修は建物所有者が主体となることから、耐震化促進のための市民啓発活動として市民フォーラムを民間事業者等と連携して開催し、補助制度説明や個別相談会を継続して実施している。 建物所有者に対する耐震化の重要性や耐震診断・耐震改修に掛かる費用負担の軽減を図る補助制度について P R するためチラシの戸別配布など多様な取組を実践し、相談件数・耐震診断件数の向上を図ることができた。 	【建築基準法（昭和 56 年 6 月）改正以前に建築された民間住宅の耐震化促進】 <ul style="list-style-type: none"> 耐震改修には多額の費用が掛かるため、経済的な理由で断念する事例が多く見受けられ、耐震化阻害の大きな要因となっており、特に平成 26 年度は消費税増税や建築工事費（資材、人件費）高騰など経済的な諸要因が考えられる。 現在の啓発活動や補助制度は引き続き実施していくが、平成 27 年度に既存耐震改修促進計画の施策について検証を図るとともに、国・大阪府等の動向を踏まえて、平成 28 年度に「住宅・建築物耐震改修促進計画」の見直しを実施する。

4. 協働の取組みとして特に実施したこと

- 「住宅マスタープラン」の策定における市民アンケート、パブリックコメントの実施及び策定委員会における市民委員の参画。
- 耐震化促進のための市民フォーラムにおける N P O が主催、大阪建築物震災対策推進協議会（事務局：大阪府茨木土木事務所）の協力。本市は共催。
- 耐震化促進のための市内建設事業組合への制度説明、協力要請。市内耐震改修事業者へのチラシ設置要請。

5. 各種指標の現状

【平成 32 年度に実現している姿】									
◇市営住宅全戸において、耐震化とバリアフリー化が実現しています。									
◇民間住宅において、耐震化が進んでいます。									
実現している姿を確認する指標について									
【指標と実績】		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
市営住宅の耐震化率	目標	—	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	実績	60.0%	60.0%	60.0%	100%	100%	100%	—	—
市営住宅のバリアフリー化率	目標	—	—	92.3%	92.3%	92.3%	92.3%	92.3%	100%
	実績	52.0%	52.0%	52.0%	92.3%	92.3%	92.3%	—	—
民間住宅の耐震診断件数(累計)	目標	—	—	69 件	89 件	109 件	129 件	149 件	220 件
	実績	42 件	49 件	56 件	82 件	100 件	115 件	—	—
市民意識調査結果 (H27 調査)									
				比率		順位			
満足 of 比率				25.4%		17			
「どちらともいえない」 of 比率				50.4%		—			
不満 of 比率				17.0%		18			
期待度		満足度		ギャップ値 (期待度－満足度)		ギャップ順位			
3.77 (22 位)		3.09 (17 位)		0.68		24			

6. 総括

施策全体の評価	○
施策全体の評価理由と今後の方向性	<p>施策全体として、民間住宅における耐震化促進施策での民間事業者等との継続的な活動の流れの確立や、耐震化の重要性認知など一定の成果を上げたといえる。ただし、旧耐震基準で建てられた未耐震住宅における居住世帯の高齢化が年々進行し、耐震化促進の阻害要因として心理的・経済的な側面があるため、耐震改修に対する積極的なインセンティブには必ずしもつながっていないのが実状であり、これら問題点の解消が課題であるといえる。</p> <p>今後は、所有者の耐震化への誘因（インセンティブ）・意向や事情等の把握を図るとともに、さらなる耐震化促進に向けて既存施策の検証や、低廉で安全性が担保される耐震化手法など先進取組事例の検討を進める。また、費用負担軽減の補助制度の拡充、手続の簡素化や相談窓口の充実とともに、所有者自身が積極的な耐震化へのインセンティブとなるような新たな施策の仕組みづくりに向けて、大阪府等の計画見直しの動向を踏まえながら検討を実施し、耐震化促進を図っていく。</p> <p>管理不全で危険な空き家対策については、現行の空き家苦情対応における庁内連携スキームを検証し、管理不全で危険な空き家の実態把握調査を行いつつ、国、府、近隣市の動向を注視しながら、空き家対策計画、法施行条例、法定協議会等法執行に関わる全庁的な組織体制構築を検討していく必要がある。</p>

2-2-2 良好な景観のまちにします

1. 基本項目（総合計画に掲載している内容）

まちづくりの目標	2 みんなが安全で快適に暮らせるまち	計画書頁	75-76
政策	2 生命・財産を守り、安心して快適に暮らせるまちにします		
施策	2 良好な景観のまちにします	担当部 (統括部)	都市整備部
担当課	都市計画課・環境政策課・道路管理課		
基本方向	地域の個性と潤いある景観を「守り、つくり、育てる」とともに、駅前などにおいては本市の玄関口に相応しい良好な都市景観の形成を図ります。		
現行計画に掲載中の現状と課題	<p>「摂津市都市景観まちづくり要綱」に基づき、市内の景観形成の誘導を図っています。また、平成20年（2008年）には「南千里丘周辺都市景観形成地区」の指定を行い、魅力ある景観づくりを進めています。</p> <p>一方、まちの美観や自然の風致を損なう違法屋外広告物について、撤去活動や違法掲出を抑止するための指導を行っていますが、違法掲出は繰り返し行われています。</p> <p>景観については継続的な取組みが必要であり、指導や啓発とともに、市民、事業者との協働による景観形成が必要です。</p>		

2. 法令・制度や関連する社会経済環境の変化

<p>市内の貴重な大規模開発地である「吹田操車場跡地地区」では、多世代による都市型居住の推進を図るとともに、周辺土地利用や社会情勢の変化にも対応した、本市の魅力を発信するまちづくりが進められている。加えて、民間活力を活かした住宅地開発の適切な誘導と景観形成基準の策定及び景観形成地区の指定が予定されている。</p>

3. 施策の展開別評価（◎は重点的な取組み）

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
◎調和のとれた景観の形成	<p>【大規模建築物等の建築行為届出による景観形成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「摂津市都市景観まちづくり要綱」に基づき、大規模建築物等の建築行為の届出を受付、都市景観アドバイザー委員会を開催し、その指導・助言により周辺と調和のとれた景観形成を図ることができている。 	<p>【大規模建築物等の建築行為届出による景観形成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模建築物等の届出制度に基づく、指導・助言を継続して実施し、良好な景観形成を図っていく。
◎都市景観形成地区の指定	<p>【都市景観形成地区の指定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市景観まちづくり審議会において、吹田操車場跡地における景観形成地区指定について、協議、検討を行っている。 	<p>【都市景観形成地区の指定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 吹田操車場跡地まちづくり基本計画に基づき、景観形成地区の指定を行う。 基準に沿った指導を行い、良好な景観の誘導を行う。

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
<p>◎自主的な景観・美化活動に対する支援</p>	<p>【景観まちづくり活動やアドプト・ロードなどの美化活動への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「摂津市都市景観まちづくり要綱」に基づき、都市景観の形成に寄与する活動を行うことを目的として、一定の地区における関係住民により設立された団体を景観形成市民団体として認定し、その活動に対し助成金を交付している。 ・各種団体への美化清掃用具の貸し出し、月 1 回以上、府道区間の歩道及び植樹帯等の清掃や緑化などの自主的な美化活動を支援している。 ・美化活動により発生したごみは市で回収するなどそれぞれ役割分担をしている。 <p>【団体間の連携促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アドプト・ロード制度において、各市民団体及び大阪府と連携を図っており、平成 26、27 年度には新たに 2 件協定の締結を行った。 	<p>【景観まちづくり活動やアドプト・ロードなどの美化活動への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、都市景観向上のための取組みを検討していく。 ・各種団体への継続的な美化活動の支援を行う。 <p>【団体間の連携促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民団体、市、大阪府の 3 者で協力・支援体制の連携を取り、美化活動及び住民と行政とのパートナーシップの構築の更なる推進に努める。
<p>○景観・美化意識の高揚</p>	<p>【景観まちづくり活動・美化活動のPR、参加促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観パネル展を市役所、コミュニティプラザ、アトリウム南摂津で実施し、多くの市民に対し景観啓発を行った。 ・「摂津市まちを美しくする運動連絡協議会」への参画事業者・団体等に 5 月 30 日の「ごみゼロの日」街頭キャンペーン活動、8 月 10 日の「道の日・市内道路リフレッシュ運動」に参加いただき、美化活動を通して道路の意義・重要性を再認識していただいている。 <p>【市民、事業者の景観・美化意識の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府との連携で毎年 9 月下旬頃に、沿道の各事業所・団体が参加して大阪中央環状線の一斉清掃を行い、道路の美化及び、市民、事業者の景観・美化意識の向上を図っている。 	<p>【景観まちづくり活動・美化活動のPR、参加促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観パネル展の開催方法等を検討し、より幅広く市民の関心を集め、市民の景観意識の向上に努めていく。 <p>【市民、事業者の景観・美化意識の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者・各団体、関係機関との協力・連携強化及び環境美化の継続した取組みにより、市民等に対し景観・美化意識の更なる向上を図る。 ・自治会が行う「まち美」活動と連携し、土木維持作業による残土回収や日々の道路パトロールによる不法投棄物の早期発見・除去対応を行い、街の美観及び、良好な景観確保に努めているが、不法投棄が後を絶たない状況にある。 ・不法投棄について、効果的な啓発方法を検討し、自ら発生させたごみの適正処理と各地域における不法投棄撲滅に努める。

特色や魅力のある取組みとして進めていくこと		
施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
▶景観形成地区指定による魅力ある景観形成	<p>【市の魅力となる景観形成（南千里丘地域）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南千里丘周辺地区都市景観形成地区指定に伴うまちづくりが完了した。 <p>【市の魅力となる景観形成（吹田操車場跡地）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市景観まちづくり審議会において、吹田操車場跡地における景観形成地区指定について、協議、検討を行っている。 	<p>【市の魅力となる景観形成（南千里丘地域）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南千里丘周辺都市景観形成地区内における建築物に対し、基準の順守について、周知、指導を継続的に実施する。 <p>【市の魅力となる景観形成（吹田操車場跡地）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吹田操車場跡地まちづくり基本計画に基づき、景観形成地区の指定を行う。 ・基準に沿った指導を行い、良好な景観の誘導を図る。
▶景観まちづくり活動の支援	<p>【活動を通じた景観に対する意識向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定した景観形成市民団体の活動に対し、活動助成金の補助を行った。 	<p>【活動を通じた景観に対する意識向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、都市景観向上のための取組みを検討していく。
▶協働による違法屋外広告物の除去活動	<p>【市民団体と連携した違法屋外物の撤去活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・摂津市違反簡易広告物除却活動員制度である「きれいにしたいせつつ」に登録している市民団体等による違法屋外広告物の撤去活動が実施され、市民団体等の美化に対する意識の向上を図ることができている。 ・違法屋外広告を抑制のため、事業者に対し、開発協議の段階において、随時、「違法屋外広告に係る誓約書」の提出指示を行っている。 	<p>【市民団体と連携した違法屋外物の撤去活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民団体等と連携した違法屋外広告物の撤去活動の更なる推進による意識の向上と違法屋外広告物の抑制を図る。

4. 協働の取組みとして特に実施したこと

<ul style="list-style-type: none"> ○景観形成活動市民団体への助成金の交付などによる支援。 ○摂津市まちを美しくする運動連絡協議会に参画事業者・団体等が参加の「ごみゼロの日」街頭キャンペーン活動。 ○摂津市まちを美しくする運動連絡協議会に参画事業者・団体等が参加の「道の日・市内道路リフレッシュ運動」による美化活動の実施。 ○「きれいにしたいせつつ」に登録市民団体等と連携した違法屋外広告物撤去活動。 ○自治会が行う「まち美」活動と連携した土木維持作業による回収や不法投棄物の早期除去。 ○各アドプト・ロードにおける、ごみ処分等の市民の美化活動を支援。

5. 各種指標の現状

【平成 32 年度に実現している姿】									
◇南千里丘地区に、景観形成基準に沿った魅力あるまち並みが形成されています。									
◇吹田操車場跡地に、新たに景観形成地区が指定され、良好な都市景観が形成されています。									
◇市内全域で良好な都市景観が形成されつつあります。									
実現している姿を確認する指標について									
【指標と実績】		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
景観形成地区 の指定数	目標	—	—	1 か所	1 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
	実績	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	—	—
違法屋外広告 物の撤去枚数	目標	—	—	6,500 枚	6,400 枚	6,300 枚	6,200 枚	6,000 枚	5,000 枚
	実績	6,673 枚	6,634 枚	4,605 枚	3,400 枚	1,785 枚	824 枚	—	—
市民意識調査結果 (H27 調査)									
			比率			順位			
満足の比率			28.2%			9			
「どちらともいえない」の比率			42.4%			—			
不満の比率			22.2%			7			
期待度		満足度		ギャップ値 (期待度－満足度)		ギャップ順位			
3.69 (30 位)		3.01 (32 位)		0.68		24			

6. 総括

施策全体の評価	○
施策全体の評価理由と今後の方向性	<p>施策全体として、大規模建築物等の届出制度に基づく指導・助言や啓発活動の取組みによる景観意識の向上など一定の進捗が図れている。</p> <p>今後、吹田操車場跡地における景観形成地区指定をおこない、計画的な景観形成を図っていく。また、事業者・各団体、関係機関と連携を強化し、景観・美化意識の向上に向けて環境美化の推進及び啓発活動を通じた支援を継続して実施する。</p>

2-2-3 交通事故の少ないまちにします

1. 基本項目（総合計画に掲載している内容）

まちづくりの目標	2 みんなが安全で快適に暮らせるまち	計画書頁	77-78
政策	2 生命・財産を守り、安心して快適に暮らせるまちにします		
施策	3 交通事故の少ないまちにします	担当部 (統括部)	土木下水道部
担当課	道路交通課		
基本方向	安全で快適な交通環境を整備するとともに、運転者、歩行者の交通安全意識の高揚を図り、交通事故を未然に防ぎます。		
現行計画に掲載中の現状と課題	自動車保有台数や交通量が增大し、交通渋滞が常態化しています。交通事故件数は減少傾向にありますが、手軽な交通手段として自転車やミニバイクの利用が多くなったことから、特に高齢者の交通事故件数が増加しています。 また、駅前の放置自転車等は駐輪場の整備に伴って減少していますが、今後、駅周辺で予定されているマンション開発などによる駐輪場・駐車場の確保が課題となっています。		

2. 法令・制度や関連する社会経済環境の変化

<p>多発する自転車事故を抑制するために平成 24 年 4 月に「摂津市自転車安全利用倫理条例」を制定したほか、平成 27 年 6 月に道路交通法が改正され、悪質な違反を繰り返す自転車利用者に対して講習が義務付けされた。駅前の放置自転車等は減少しているものの、駐輪場の不足が見受けられる。</p>
--

3. 施策の展開別評価（◎は重点的な取り組み）

施策の展開	取り組みの現状	今後の課題と方向性
◎交通安全施設の整備	<p>【信号機や横断歩道、路面標示、夜間点滅鈺の設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 所轄警察署と連携し、平成 26 年度に正雀本町 2 丁目（府道正雀一津屋線）に信号機が 1 基新設された。 大正川橋東詰め交差点での信号機の設置に向けて、所轄警察署および大阪府と協議を進めている。 路面標示、夜間点滅鈺、道路反射鏡の維持管理及び設置を実施し、交通安全施設の整備を進めている。 <p>【啓発看板や啓発シール、交通安全用反射板、通学路看板の設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 啓発看板や啓発シール、交通安全用反射板、通学路看板などを市民要望に沿って設置し、交通事故防止の推進を図ることができている。 	<p>【信号機や横断歩道、路面標示、夜間点滅鈺の設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関との密な協議を行い、本市の交通事故防止のために大正川橋東詰め交差点での信号機の設置実現に向けて取り組んでいく。 <p>【啓発看板や啓発シール、交通安全用反射板、通学路看板の設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> より効果的な交通安全施設の整備及び啓発を推進するため、先進的な事例を収集し、参考とする。

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
<p>◎交通安全意識の高揚</p>	<p>【春・秋の交通安全運動などの各種運動などでの啓発や教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 24 年 4 月に制定した「摂津市自転車安全利用倫理条例」に基づいた交差点指導や春、秋の交通安全運動をはじめとする各種運動、迷惑駐車追放府民運動、交通安全教室などで啓発、教育を実施しており、近年では参加者が 4,000 人を超えるまでに至っている。 スタントマンによる交通安全教室および歩きスマホ防止啓発を実施し、正しい交通ルールの周知を図っている。 自治会や老人クラブ等から自主的に開催を依頼されるなど、交通安全意識の向上がみられている。 運転に自信のなくなった、または運転する機会の少なくなった高齢者を対象に運転免許証の自主返納サポートの取組みを平成 26 年度より実施している。 	<p>【春・秋の交通安全運動などの各種運動などでの啓発や教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> 啓発活動の継続により、交通事故の件数は減少しているが、依然として高齢者の事故は増加傾向にある。 各種啓発活動の継続した実施に加え、活動の効果を検証、反映させるとともに、工夫を凝らした交通安全啓発施策を検討し、高齢者だけではなく、高校生や子育て世代に対しても、さらなる交通安全意識の高揚を図る。 高齢者ドライバーによる交通事故の増加に歯止めをかけるため、免許証返納サポートを継続して取り組む。
<p>◎違法駐車・駐輪の追放</p>	<p>【駅前での指導啓発、放置自転車等の移動保管】</p> <ul style="list-style-type: none"> 駅前での指導啓発、移動保管を実施し、駅周辺の放置自転車等の減少に繋げることができ、平成 26 年実績で 1,436 台となっており、目標値に大きく近づいている。 <p>【違法駐車・迷惑駐車防止のための啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> 違法駐車、迷惑駐車防止のための啓発とともに、自治会や警察と協力し、違法駐車の追放に向けてパトロール活動を実施している。 違法駐車、迷惑駐車の実態の把握により、新たに駐車禁止規制が 1 路線新設され、違法駐車減少に結びつけることができている。 <p>【駐輪場・駐車場の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 阪急摂津市駅の開業に合わせて平成 23 年 4 月に新たに摂津市駅前第 2 自転車駐車をオープンしたものの、駐輪台数の不足が見られる。 	<p>【駅前での指導啓発、放置自転車等の移動保管】</p> <ul style="list-style-type: none"> 駅前での継続した指導、啓発活動を推進し、駅前の環境保全に努める。 <p>【違法駐車・迷惑駐車防止のための啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係団体と連携し、夜間パトロール等による迷惑駐車の啓発活動を継続して実施する。 <p>【駐輪場・駐車場の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 阪急摂津市駅周辺の駐輪台数不足解消に向けて、関係機関と協議をしながら自転車駐車場の整備方法等について検討を進める。 老朽化が進んでいる駐輪場・駐車場設備の更新及び整備を進めていく。

特色や魅力のある取組みとして進めていくこと		
施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
▶きめ細かな交通安全教育	【幼児から高齢者まで市民各層に合わせた教育や啓発】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所、保育園、幼稚園、小学校で交通安全教室を実施したほか、市内全中学校、高等学校、三世代を対象とした自転車安全利用教室を開催しており、市民各層の交通安全意識の高揚が図れている。 	【幼児から高齢者まで市民各層に合わせた教育や啓発】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 継続して交通安全教育や世代の異なる対象者を同時に啓発する交通安全啓発を実施する。 ・ 啓発の取組みがより効果的なものとなるよう、必要に応じて見直しを行うとともに、新たな手法を取り入れた交通安全教室開催の検討を実施する。
▶関係団体と連携した啓発	【小学校区連合自治会及び運輸関係と連携した街頭啓発、めいわく駐車追放パトロール】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校区連合自治会及び運輸関係機関とめいわく駐車追放のパトロールを継続して実施している。 ・ 平成 25、26 年度には新たに 2 自治会と連携を図り、パトロールを実施し、めいわく駐車追放に一定に成果が見られた。 ・ 中学校区人権協会と連携を図り交通安全啓発街頭キャンペーンを実施し、交通安全意識の高揚を図ることができている。 	【小学校区連合自治会及び運輸関係と連携した街頭啓発、めいわく駐車追放パトロール】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係団体との連携を深め、街頭啓発や、めいわく駐車追放のパトロールを昼夜問わず実施し、交通安全意識の高揚と迷惑駐車追放に繋げていく。

4. 協働の取組みとして特に実施したこと

○小学校区連合自治会、運輸関係機関等と連携した街頭啓発や迷惑駐車追放パトロールといった啓発活動に積極的に参加、協力の実施。

5. 各種指標の現状

【平成 32 年度に実現している姿】								
◇交通事故が減っています。								
◇駅前の違法駐車や放置自転車が減っています。								
実現している姿を確認する指標について								
【指標と実績】	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
交通事故件数	目標	—	470 件	450 件	450 件	450 件	450 件	290 件
	実績	500 件	460 件	474 件	428 件	448 件	—	—
交通安全教室の参加者数	目標	—	2,600 人	2,650 人	2,700 人	2,750 人	2,800 人	2,500 人
	実績	2,434 人	2,321 人	3,193 人	4,615 人	4,057 人	—	—
放置自転車等の移動保管台数	目標	—	2,150 台	2,050 台	1,950 台	1,650 台	1,600 台	1,300 台
	実績	2,276 台	1,894 台	1,791 台	1,691 台	1,436 台	—	—
市民意識調査結果 (H27 調査)								
			比率			順位		
満足の比率			26.0%			15		
「どちらともいえない」の比率			40.7%			—		
不満の比率			25.5%			4		
期待度	満足度		ギャップ値 (期待度－満足度)		ギャップ順位			
3.86 (14 位)	2.97 (41 位)		0.89		8			

6. 総括

施策全体の評価	○
施策全体の評価理由と今後の方向性	<p>施策全体として、交通安全施設の整備や啓発活動や街頭指導等の取組みを強化することにより、市民の交通安全意識の高揚と交通事故の件数減少などにつながっており、一定の成果が見られる。特に、放置自転車等の移動保管台数については、良好に推移しており自転車駐車場の整備、啓発の効果があったと言えるが、阪急摂津市駅周辺においては、駐輪台数の不足が見られている。</p> <p>今後は、交通事故発生件数については減少しているものの、自転車関連、高齢者関連事故の割合が増加しており、発生件数が増加に転じる恐れがあるため、さらに高齢者をはじめ、高校生や子育て世代も含めた多世代を対象とした交通安全意識の高揚を図る取組みを推進していく。また、阪急摂津市駅前周辺など新たな自転車駐車場の整備に向けて、関係機関と協議をしながら整備方法等について検討を進める。</p>

2-2-4 犯罪の少ないまちにします

1. 基本項目（総合計画に掲載している内容）

まちづくりの目標	2 みんなが安全で快適に暮らせるまち	計画書頁	79-80
政策	2 生命・財産を守り、安心して快適に暮らせるまちにします		
施策	4 犯罪の少ないまちにします	担当部 (統括部)	生活環境部
担当課	自治振興課		
基本方向	市民、地域、関係機関の連携を強化し、防犯意識の高揚と自主的な防犯活動の支援に取り組み、地域社会全体で犯罪のない明るいまちを築きます。		
現行計画に掲載中の現状と課題	市内における犯罪発生件数は減少傾向にあります。犯罪の中で多いのは、自転車やオートバイ、車上狙いなどの盗犯です。 全国各地で子どもに対する凶悪な犯罪が多発したことにより、市内各地区にセーフティパトロール隊や子ども見守り隊が組織され、地域での自主的な防犯活動が広がってきています。 今後は、地域による自主的な防犯活動の強化と、夜間の防犯対策の充実が求められています。		

2. 法令・制度や関連する社会経済環境の変化

<p>全国的な犯罪の動向として、刑法犯の認知件数は、平成 15 年以降減少しており、25 年は 192 万件となり、32 年ぶりに 200 万件を下回った。</p> <p>このうちの約半数は窃盗が占めているが、窃盗の認知件数も平成 15 年以降減少しており、25 年は 40 年ぶりに 100 万件を下回る状況となっている。</p>
--

3. 施策の展開別評価（◎は重点的な取り組み）

施策の展開	取り組みの現状	今後の課題と方向性
○防犯意識の高揚	<p>【関係機関と連携した啓発活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> 警察と協力し、駅前や商業施設前での防犯キャンペーンなど毎年年間約 20 回程度実施しており、地域住民による自主的な防犯活動が取り組まれている。 地元警察との連携し、市内 25 箇所で、自転車用ひたくり防止カバー等を配布した。 安全で安心して暮らせるまちの実現に向けて、警察、行政、事業者、団体などで構成する大阪府が設置する「大阪府安全なまちづくり推進会議」が安全なまちづくりに取り組んでおり、本市も参加している。 	<p>【関係機関と連携した啓発活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、警察や防犯協会、自治会や地域住民と連携し、防犯活動に取り組む。
◎自主防犯組織の支援	<p>【地域における自主防犯組織の活動支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内 12 のセーフティパトロール隊が結成されており、日頃から登下校時の見守りなどを実施している。 自主防犯組織による小中学生等、登下校時の見守りなど防犯活動に対し、本市はその活動に対する補助を行っており、子供たちの安心安全と犯罪の未然防止を図ることができた。 	<p>【地域における自主防犯組織の活動支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期的に各地域での青色パトロール車による巡回も行っているが、担い手不足や高齢化により人員の確保が困難な状況となっている。 引き続き、セーフティパトロール隊連絡協議会での情報・意見交換を行い、連携強化を図る。

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
◎犯罪を発生させない環境の整備	【夜間の安全確保、死角場所への対策強化】 <ul style="list-style-type: none"> 市内すべての防犯灯をLED化、自治会や市民から要望のあった箇所の新設や照度アップを行っている。 市内30か所に、街頭防犯カメラを設置し、昼夜、薄暗い場所や死角を減らし犯罪抑止効果を上げることができている。 	【夜間の安全確保、死角場所への対策強化】 <ul style="list-style-type: none"> 駅前など犯罪が発生しやすい箇所での街頭防犯カメラの増設の検討を進める。
特色や魅力のある取組みとして進めていくこと		
▶地域における自主防犯活動の推進	【地域の実情に応じたパトロールや子どもの見守り】 <ul style="list-style-type: none"> 全国地域安全運動摂津市民大会の開催や街頭キャンペーンを毎年年間約20回程度実施するなど地域住民による自主的な防犯活動が取り組まれており、被害防止を広く啓発することができている。 地域住民自ら防犯キャンペーンやセーフティパトロール隊による子供の見守りを実施しているが、担い手不足や高齢化により人員の確保が難しくなっている。 	【地域の実情に応じたパトロールや子どもの見守り】 <ul style="list-style-type: none"> 継続して、地元警察との連携やセーフティパトロール隊に対しての支援を行う。
▶犯罪被害者に対する支援	【「摂津市犯罪被害者等支援条例」に基づく総合的な支援】 <ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害者等支援員を設置し、警察や関係部署と連携を取りながら相談者の支援を行っている。 他機関で利用できる補助内容を調査し、それをつなぐことにより相談者の被害の軽減及び回復を図ることができている。 	【「摂津市犯罪被害者等支援条例」に基づく総合的な支援】 <ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害者等に対し、警察や関係各課と連携を図り、全庁的に被害の軽減及び回復を促進する。

4. 協働の取組みとして特に実施したこと

- 警察・地域との連携し街頭防犯キャンペーンを主要駅・大規模小売店前で毎年20回程度実施。
- 「地域活性化事業補助金」をセーフティパトロール隊で利用。

5. 各種指標の現状

【平成 32 年度に実現している姿】									
◇地域を挙げた取組みにより、犯罪発生件数が減少しています。									
◇夜間でも安心して歩けるまちになっています。									
実現している姿を確認する指標について									
【指標と実績】		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
犯罪発生件数	目標	—	—	1,000 件	900 件	900 件	900 件	900 件	1,200 件
	実績	1,604 件	1,098 件	910 件	1314 件	1,371 件	1,184 件	—	—
防犯灯の設置 件数	目標	—	—	6,360 件	6,410 件	6,430 件	6,500 件	6,520 件	6,500 件
	実績	6,326 件	6,358 件	6,390 件	6,432 件	6,457 件	6,505 件	—	—
市民意識調査結果（H27 調査）									
				比率			順位		
満足比率				28.5%			7		
「どちらともいえない」の比率				44.5%			—		
不満比率				19.6%			10		
期待度		満足度		ギャップ値 (期待度－満足度)		ギャップ順位			
4.00 (3 位)		3.08 (20 位)		0.92		6			

6. 総括

施策全体の評価	○
施策全体の評価理由と今後の方向性	<p>施策全体として、関係機関との連携による啓発活動、登下校の見守りなど地域における自主防犯組織への活動支援や防犯灯・防犯カメラの新設、増設などの地域住民・市・警察・関係機関等と一体となった犯罪の発生・抑止への取組みを通じて、犯罪発生件数は年々減少しており、一定の進捗が図れている。</p> <p>ただし、近年、地域における自主防犯組織の担い手不足や高齢化により人員の確保が困難な状況となっており、関係機関との連携強化や活動支援における一層の取組みが求められる。</p> <p>今後も自主防犯組織の活動支援など日々の地道な活動の積み重ねを通じて防犯意識の高揚を図っていくとともに、駅前など犯罪が発生しやすい箇所での街頭防犯カメラや防犯灯の増設の検討を進め、犯罪防止・抑止につなげていく。</p>

2-2-5 災害や危機に強いまちにします

1. 基本項目（総合計画に掲載している内容）

まちづくりの目標	2 みんなが安全で快適に暮らせるまち	計画書頁	81-82
政策	2 生命・財産を守り、安心して快適に暮らせるまちにします		
施策	5 災害や危機に強いまちにします	担当部 (統括部)	総務部
担当課	防災管財課・保健福祉課・消防署		
基本方向	台風や豪雨、地震などの自然災害による被害を最小限にとどめるとともに、様々な危機から市民の生命・身体・財産を守るため、体制と対策を確立します。		
現行計画に掲載中の現状と課題	<p>阪神・淡路大震災や近年の自然災害などによる甚大な被害は危機感を高め、行政の防災対策の見直しや、地域での自主的な防災活動を促すこととなりました。被害を最小限にとどめ、都市機能や市民生活を早急に復興するためには、市民、事業者、市それぞれの役割を明確にし、日ごろから災害に対する連携や協力を図る必要があります。</p> <p>また、感染症の流行など日常生活における様々な危機事象が増加しつつあり、その体制と対策を強化する必要があります。</p>		

2. 法令・制度や関連する社会経済環境の変化

<p>【東日本大震災】 平成 23 年 3 月 11 日に東日本大震災が発生。東北地方を中心に、地震・津波・原子力発電所事故により未曾有の被害をもたらした。この災害により、国民の防災意識は非常に高まり、我が国の防災対策が大きく転換した。</p> <p>【災害対策基本法の平成 24・25 年の改正】 国は東日本大震災から得られた教訓を生かすため、東日本大震災に対してとられた措置の実施の状況を検証し、大規模広域な災害に対応する即応力の強化、大規模広域な災害時における被災者対応の改善、教訓伝承、防災教育の強化や多様な主体の参画による地域防災力の向上などを目的とする災害対策基本法の改正をおこなった。またその後の改正で住民等の円滑かつ安全な避難の確保、被災者保護対策の改善、平素からの防災への取組の強化などが図られた。</p> <p>【大阪府地域防災計画の修正】 大阪府は南海トラフ巨大地震の想定を加え、平成 26 年 3 月に計画内容を大きく修正した。 計画の基本理念として「減災」を基本方針として、「5 つの方針」を規定 Ⅰ 命を守る、Ⅱ 命をつなぐ、Ⅲ 必要不可欠な行政機能の維持、Ⅳ 経済活動の機能維持、Ⅴ 迅速な復旧・復興を規定した。 平成 24 年度に摂津市災害時要援護者支援実施要綱を策定した。</p>
--

3. 施策の展開別評価（◎は重点的な取組み）

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
<p>◎災害・危機管理体制と対応能力の強化</p>	<p>【災害・危機管理体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年 3 月に「摂津市地域防災計画」の修正を行った。 計画の修正にあたり、女性視点からの防災対策のあり方や主体的な自助・共助・公助の役割や人づくりよる防災文化の醸成などの基本方針を明確化した。 <p>【演習や訓練、備蓄用品や災害用資機材の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部等訓練において、本部と全避難所間での通信訓練を実施しており、防災対策の向上を図っている。 平成 26 年 10 月 12 日の台風 18 号の接近時には自主避難所を開設した際に、情報伝達を 7 施設で実施するなど、通信訓練での経験を活かすことができている。 平成 23 年度よりアルファ米などの非常食を避難所となっている小中学校に分散配備を実施し、災害時に迅速な対応ができる体制を整えた。 ヘリポートサインや蓄光式避難所看板の設置、救助用ボートの配備を行うなど災害用資機材の充実を図った。 防災無線同報系について、J-A L E R T 自動起動装置の設置と老朽化していた操作卓を更新した。加えて移動系無線は、M C A デジタル無線へ更新し、一定の老朽化を解消し、安定した通信の確保を図っているが、同報系防災無線は、老朽化しており、保守のみでは対応には限界がある状況となっている。 <p>【災害別対応についての一層の周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内の全世帯に対して地域防災計画のダイジェスト版を送付し、災害時における対応の周知を行った。 各地域に焦点をあてた「地区ごとの洪水ハザードマップ」を作成し、平成 25 年 1 月 1 日号広報せつつと同時配布した。 	<p>【災害・危機管理体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災計画を実行性のあるものにするべく、各機関の役割を明確にし、災害発生時に迅速に対応できる体制作りを進めていく。 <p>【演習や訓練、備蓄用品や災害用資機材の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪府が大規模災害を想定した備蓄の見直しを検討していることから、情報収集を図っていく。 同報系防災無線のデジタル化の導入や大規模災害を想定した備蓄を計画的に実施していく。 地域防災計画をより実行性のあるものにするために、まずはマニュアルに沿った訓練を実施する。 <p>【災害別対応についての一層の周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> 効果的な周知方法について、検討を進めていく。

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
<p>○自主防災活動の支援</p>	<p>【地域における自主防災活動の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治会・関係機関と連携・協力しながら、災害時要援護者支援制度の整備・自主防災訓練内容の充実を図ってきた。 <p>【様々な市民の参加】</p> <ul style="list-style-type: none"> 訓練内容について、自主防災組織へ事例紹介や職員による洪水ハザードマップの説明を訓練プログラムに入れ参加者に対して啓発活動に取り組んでおり、広報紙やホームページでの啓発では得ることができない参加者の直接的な反応や、さまざまな意見を得ることができているが、自主防災訓練の参加が固定化・高齢化している状況にある。 	<p>【地域における自主防災活動の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治会・関係機関と協力しながら、要援護者支援制度の整備、自主防災組織の強化及び新たな防災訓練メニューを導入して組織の活性化を図っていく。 自主防災組織用軽可搬消防ポンプの計画的な更新など、資機材の充実を図り、地域防災力の向上を促進する。 <p>【様々な市民の参加】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域で防災活動に携わっている方の高齢化が進んでいることから、新しい自主防災訓練メニューの導入などを行い、より多くの方が防災に携わっている環境作りを進める。
<p>○防災協力体制の強化</p>	<p>【相互協力協定・支援活動協定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「災害時の相互応援協定」として東日本大震災以降、全国伝統地名（旧国名）市町などを含めた他府県他市、北摂エリア、近隣市と5件（合計8件）締結している。 「災害時の一時避難者相互受入れ協定」として近隣市と1件締結している。 <p>【人材育成・環境整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年12月より「せつつ事業所ネットワーク通信」を発行しており、参加企業316社に対し、防災についての啓発を図っている。 ネットワークを通じ防災に関する基本的な認識の共有化のもと、事業所内の防災リーダーの育成や従業員の意識向上を図っている。 市民を対象に災害の経験や防災教育の重要性をテーマとした防災講演会を本市の防災アドバイザーを講師に開催し、防災意識の高揚を図ることができた。 <p>【要支援者を支援する体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治体、民間企業、私立学校と防災協定を締結した。また、防災協定を締結した市町村と相互に防災訓練に参加するなど防災対策の強化を図ることができた。 災害に備え、高齢者・障害者等を記載した、「災害時要援護者台帳」を整備した。 「同意要援護者名簿」の登録を実施し、モデル自治会と協働で要援護支援制度の検証を行った。 地域によっては避難所が不足していること、防災意識の啓発を継続して行うことが今後の課題である。 	<p>【相互協力協定・支援活動協定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一時避難所が不足している地域があるため、継続して民間事業所との協定締結を進めていく。 <p>【人材育成・環境整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> せつつ事業所ネットワークを通じて事業所の持つ設備、車両、人員などを相互に連携し、地域とともに摂津市全体の防災力の向上を図っていく。 引き続き、防災講演会等をとおして、事業所、市民に対して防災意識の啓発を行っていく。 小・中学校における防災教育を実施していく。 <p>【要支援者を支援する体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「災害時要援護者台帳」および「同意要援護者台帳」を地域防災訓練等で活用できる体制整備を進めていく。 民間事業所と協定を締結して、避難所の数を増やしていく。

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
○避難場所・避難路の確保	【避難所の安全性向上・避難場所、避難路のさらなる確保】 <ul style="list-style-type: none"> モデル地区である自主防災組織の避難訓練で避難経路や避難体制の構築ができた。 関係機関と連携し公共施設の耐震化を行った。 市内全域で災害発災時に地域で迅速な避難行動ができるよう、避難経路、避難場所、要援護者の把握が今後の課題である。 	【避難所の安全性向上・避難場所、避難路のさらなる確保】 <ul style="list-style-type: none"> 自治会単位で防災マップの作成を行い、避難経路、避難場所、要援護者の把握をする。 作成した防災マップをもとに避難訓練を行うなど、より実践的な取組みを行っていく。
特色や魅力のある取組みとして進めていくこと		
▶自主防災活動の支援	【コミュニティ倉庫の活用促進による自主防災活動の支援】 <ul style="list-style-type: none"> 防災資機材を利用した防災訓練を実施して、資機材の具体的な取扱方法や組み立て方法について説明を行った。 訓練を通じて災害資機材を実際に使用することで、災害時での対応について具体的なイメージにつなげることができた。 	【コミュニティ倉庫の整備・活用促進による自主防災活動の支援】 <ul style="list-style-type: none"> 防災資機材を積極的に使用できるよう、資機材を利用した訓練を積極的に提案し、防災資機材の活用方法の周知を行う。 災害発生時の資機材の取扱方法や活用方法について、継続した訓練を実施するとともに、資機材リストを倉庫ドアに掲示するなど周知を進める。

4. 協働の取組みとして特に実施したこと

○校区で実施している防災訓練で訓練内容の助言や情報提供を行い、防災資機材の貸出や消耗品の提供を行った。
○モデル自治会と協働で市の要援護者支援制度の検証を実施した。

5. 各種指標の現状

【平成 32 年度に実現している姿】										
◇自助・共助の意識が浸透し、市民、事業者、市が一体となった防災活動が展開されています。										
◇広域での連携・協力による災害時の対応が強化されています。										
実現している姿を確認する指標について										
【指標と実績】	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 32 年度		
自主防災組織からの防災訓練への参加率	目標	—	—	10.0%	11.0%	12.0%	13.0%	15.0%	20.0%	
	実績	8.9%	9.3%	10.3%	11.6%	12.6%	13.9%	—	—	
自主防災組織からの防災訓練への参加者数	目標	—	—	2,400 人	2,800 人	3,000 人	3,500 人	4,000 人	4,800 人	
	実績	2,194 人	2,297 人	2,443 人	2,748 人	2,955 人	3,260 人	—	—	
災害時における協力協定の締結数	目標	—	—	15 件	15 件	15 件	36 件	38 件	15 件	
	実績	11 件	11 件	15 件	25 件	34 件	38 件	—	—	
市民意識調査結果 (H27 調査)										
					比率			順位		
満足の比率					25.7%			16		
「どちらともいえない」の比率					48.8%			—		
不満の比率					18.7%			14		
期待度		満足度			ギャップ値 (期待度－満足度)			ギャップ順位		
4.00 (4位)		3.05 (27位)			0.95			4		

6. 総括

施策全体の評価	○
施策全体の評価理由と今後の方向性	<p>施策全体として、「地域防災計画」に基づき、地域の防災訓練に積極的に参加するなど地域に根付いた防災活動や防災協定の広域での締結など一定の進捗が見られる。</p> <p>ただし、事業所との連携については、参加事業所数や地域との連携という面ではまだ十分ではない状況であり、さらなる取組み強化が必要である。</p> <p>災害対応において行政の責任は大きいですが、一方で行政による対応には限界があり、市民、地域、事業所等が主体となって迅速な災害活動を行えるかが減災のポイントであり、その仕組み作りのサポートを行政ができるかが問われている。</p> <p>今後、修正した「地域防災計画」をより実効性のあるものとするべく、マニュアルの作成など各機関の役割を明確にし、災害発生時に迅速に対応できる体制作りを進めていくとともに、事業所が持つ防災に関する知識や経験やノウハウなどを市と連携・共有できる仕組みづくりの構築を進める。</p>

2-2-6 消防・救急救助体制が充実したまちにします

1. 基本項目（総合計画に掲載している内容）

まちづくりの目標	2 みんなが安全で快適に暮らせるまち	計画書頁	83-85
政策	2 生命・財産を守り、安心して快適に暮らせるまちにします		
施策	6 消防・救急救助体制が充実したまちにします	担当部 (統括部)	消防本部
担当課	消防総務課・予防課・消防署・警備課		
基本方向	火災や自然災害による被害、救助を要する事故などによる被害を最小限にとどめるため、消防・救急救助体制を充実します。		
現行計画に掲載中の現状と課題	出火件数はほぼ横ばいですが、都市化の進展による市域の過密化、中高層建築物の増加による都市型災害、地震・台風・集中豪雨など複雑・多様化する火災や自然災害、救出救助などの消防需要に的確に対応するため、消防職員の技能向上や予防体制の充実が求められています。さらに、地域の防災リーダーである消防団員の確保も課題です。 救急需要は高齢化に伴って増加し、内容も複雑・多様化する一方、軽症者の救急要請も増加し、救命率の低下が懸念されています。また、感染症の大流行など特異な救急事案に対しても、円滑に病院搬送できる体制の整備が課題となっています。		

2. 法令・制度や関連する社会経済環境の変化

<p>【消防広域化】 平成 25 年に総務省消防庁から「市町村の消防の広域化に関する基本方針の改正」が公示された。これにより、広域化の推進期限が平成 24 年度末から平成 30 年まで 5 年程度延長されたとともに「消防広域化重点地域」の指定が行われるようになった。日本の総人口は、平成 17 年に戦後初めて減少に転じ、生産年齢人口の減少を通じた財政面の制約もより厳しくなるものと考えられる。このような人口動態等による影響は消防本部の規模が小さいほど深刻であると考えられ、小規模消防本部の体制強化がこれまで以上に必要となっている。また、東日本大震災の教訓等を踏まえると、広域化の推進による消防防災体制の整備がこれまで以上に必要となっている。</p> <p>【消防団を中核とした地域防災力の充実強化】 東日本大震災の教訓を踏まえ、消防団を将来にわたり欠くことのできない代替性のない存在として位置づけ、装備の改善、団員確保等を進めるとともに、地域防災力の充実強化を目的として、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が平成 25 年 12 月施行された。</p>
--

3. 施策の展開別評価（◎は重点的な取組み）

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
◎ 消防・救急救助体制の充実	<p>【耐震性貯水槽等の更新増強】</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐震性貯水槽については適切に維持管理を実施し、公有施設の設置やインフラ整備に伴い設置を行っている。 資機材の更新及び整備を計画どおり実行している。 車両等について、更新計画に基づく更新配備を実施しており、車両等の充実が図られている。 吹田市と共同で指令センター及び消防救急デジタル無線の整備に取り組んでいる。 吹田市・摂津市消防指令センター運用開始に向け、運用等のソフト面においても事前に調整・協議を進めている。 	<p>【耐震性貯水槽等の更新増強】</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐震性貯水槽については公有施設の設置やインフラ整備に伴い設置を行う。 災害対応の資機材について、破損などによる臨時的な整備も考慮し、計画との整合を図りながら、整備の充実を図る。 費用の低廉化、市民サービスの向上をめざし、本市消防業務のあり方を再確認し、消防広域化について、検討を進める。 吹田市・摂津市消防指令センター運用開始に向け、引き続き調整・協議を行う。

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
◎消防職員の技能向上	<p>【専門的知識・技術を備えた職員の養成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画的、継続的に専門派遣研修を実施し、職員の技能の向上を図り、研修成果を他の職員にフィードバックし、全体のスキルアップにつなげることができた。 	<p>【専門的知識・技術を備えた職員の養成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も多種多様化する消防への需要に対応するため、より多くの研修に派遣し、専門的知識・技術を備えた職員を養成していく。また、研修を受けた職員による講習の場を設け、習得した知識・技術を職場内に広く浸透させる。
◎救命率の向上	<p>【関係機関と連携した病院収容体制の確立】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年度に傷病者の搬送及び受入れの実施基準を改正した。 <p>【救急車の適正利用などの周知・啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「救急安心センターおおさか」の利用は毎年増加しており、軽症者の救急要請の抑制等、救急車の適正利用に一定の効果が得られている。しかしながら、救急需要は増大しており、出動件数も増加している。 <p>【普通救命講習の拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> 救命講習の受講者については、平成 26 年度時点の累計で 11,061 人が受講している。救急現場においても、傷病者に対して、居合わせた市民による心肺蘇生法が実施されている例があり、摂津市の救命率の向上に繋がっている。 	<p>【関係機関と連携した病院収容体制の確立】</p> <ul style="list-style-type: none"> スムーズな救急活動実施のため、引き続き P D C A サイクルを回し、改善に取り組む。 関係機関と連携を取り、市民が安心して快適に暮らせるように実施基準の改正、広報、講習会の開催について積極的に取り組む。 <p>【救急車の適正利用などの周知・啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> 軽症傷病者の救急搬送件数は減少しておらず、適正利用に向けて「救急安心センターおおさか」等のさらなる周知・啓発活動に取り組み、救急車の適正利用を推進していく。 「近年、市内の医療機関からの転院搬送依頼が増加傾向にあるため、医療機関に対して、救急車適正利用についての文書発送等の呼びかけを実施する。 <p>【普通救命講習の拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> 修了者に救命技術と知識の維持のため、2～3 年間隔で再講習の受講を促していく。また、応急手当普及員の養成には至っていないため、取組みを進める。
○予防体制の充実	<p>【火災の未然防止】</p> <ul style="list-style-type: none"> 出火傾向を分析し、結果をもとに消防訓練等で啓発をおこなっている。また、放火（疑いを含む）が休前日に多発することが把握できたため、通常の広報巡回に加えて金曜日、土曜日の夜間には消防車両で赤色灯を回転させ市内全域（特に公園等）を巡回し、放火しにくい環境を整え、火災発生の抑制に繋がることができた。 出火件数について、目標値には到達していないが、明らかに減少傾向となっている。 <p>【防火対象物及び危険物施設への立入検査を実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 立入検査を実施するための根拠となる要領を作成し、効率的な立入検査を実施することができた。違反の是正未実施の防火対象物及び危険物施設の立入検査を強化しているため、指標の目標値には届いていない。 	<p>【火災の未然防止】</p> <ul style="list-style-type: none"> 継続的な啓発活動を通して、火災のみならず、市民の防災意識の向上を図る。また、火災の発生件数並びに火災発生原因を基にした市民への防火対策の周知度を検証する。 依然として出火件数については目標値を達成できていないことから更なる防火意識向上のための取組みを推進していく。 <p>【防火対象物及び危険物施設への立入検査を実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 違反未是正に加え、違反を繰り返す防火対象物及び危険物施設の立入検査を強化し、市民の安心・安全を確保する。また、法令順守の必要性を認識させる指導方法を検討していく。

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
◎地域消防力の向上	<p>【消防団員の確保、技能・能力の活用、機能別消防団員・分団制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・摂津市消防団活性化総合計画の見直しに伴い、機能別OB団員制度の運用を開始し、消防団員数の拡充を図るとともに、年間訓練計画に基づき、揚水訓練・規律訓練を実施した。 ・大阪府消防協会主催の大阪府消防大会において、千里丘地区消防団員がポンプ車操法訓練の部に出場する等、知識・技術の習得を図り、地域防災力の向上に尽力している。 ・平成25年に施行された『消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律』に基づき、平成27年度に全消防団員へ耐切創性手袋及び救命胴衣の貸与を予定、更なる装備の充実を検討する。 	<p>【消防団員の確保、技能・能力の活用、機能別消防団員・分団制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機能別OB団員制度を活用するとともに、現役消防団員の知識・技術の維持向上に努める。 ・『消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律』に基づき、平成28年度以降も、引き続き消防団装備の充実を図る。
○防災意識の高揚	<p>【市民の防災意識の高揚】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度から市内5駅及び幼稚園等に広報ポスターを掲示するなど広報の方法を変更した。 ・イベントでははしご車搭乗体験の待ち時間の解消、子ども用防火衣の更新などを実施し、より多くの市民の参加を促した。また、訓練では、マンネリ化の防止に努め、市民の防災に関する意識・知識の向上、防災資器材の操作方法の習得を図ることができた。 	<p>【市民の防災意識の高揚】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、イベント及び訓練を実施し、市民の防災に関する意識・知識の向上、防災資器材の操作方法の習得を図る。
特色や魅力のある取組みとして進めていくこと		
▶機能別消防団員・分団制度の導入	<p>【昼間の地域防災力の確保・強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防団員確保と地域消防力の充実のため、退職消防団員の知識・技術を活用した「機能別OB団員制度」を導入し、平成27年7月までに機能別OB団員として10名の登録を行っている。消防団員として培った知識・技術を生かし、後進団員の指導を行い、また、災害現場においても現役消防団員の活動をサポートしている。 	<p>【昼間の地域防災力の確保・強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も継続して、OB団員としての活動と呼び掛け、消防団全体の知識・技術の維持向上に努める。また、平日昼間帯に市外での就業率が高い分団に対し、積極的に機能別OB団員制度の活用と呼び掛ける。 ・消防団員のサラリーマン化が進む中、平日昼間帯における地域消防力の更なる増強をめざすため、OB団員の増員に取り組む。 ・消防団員の高齢化については、『消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律』の施行等、国を挙げての消防団員確保の取組みにより、今後、本市においても消防団員数の増加、高齢化の抑制が見込める。

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
▶救急医療合同研修会の開催	【関係機関が合同で救急医療についての研修・意見交換を実施】 ・三島救命センターの医師を講師として招き、救急医療合同研修会を実施した。延べ332名（平成23～26年度）の関係者（消防・医師会・看護師会・市関係機関）が参加し、知識の共有を図った。	【関係機関が合同で救急医療についての研修・意見交換を実施】 ・引き続き、研修会を開催し、知識の向上、共有及び関係機関とスムーズな連携を図る。
▶市民救命サポートステーションの設置	【市民救命サポートステーションの設置】 ・平成26年度に賛同を得た14の事業所などを平成27年度に市民救命サポートステーションとして指定することができた。	【市民救命サポートステーションの設置】 ・市民救命サポートステーションの指定事業所を増加させることにより、救命処置の重要性を市民に浸透させ、救命率の向上を図る。今後も消防訓練や普通救命講習を通じて、多くの事業所に参加していただけるよう啓発活動を実施していく。

4. 協働の取組みとして特に実施したこと

○市内の各自治会や企業、団体が開催する消防訓練・各種イベントにおいて、防火講話や初期消火訓練の実施。

5. 各種指標の現状

【平成32年度に実現している姿】									
◇火災が減少しています。									
◇救急車の適正利用が浸透し、円滑に救急活動ができています。									
◇心肺蘇生法などの応急手当ができる市民が増えています。									
◇消防団の機能が強化され、地域消防力のけん引役となっています。									
◇事業所などにおける消防用設備の設置・管理や危険物施設の維持・管理が適切に行われています。									
実現している姿を確認する指標について									
【指標と実績】	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成32年度	
出火件数	目標	—	—	15件	10件	7件	5件	3件	0件
	実績	33件	20件	29件	23件	17件	18件	—	—
軽症者の救急出場件数	目標	—	—	2,394人	2,212人	2,156人	2,096人	2,036人	1,700件
	実績	2,191件	2,353人	2,349人	2,216人	2,225人	2,410人	—	—
普通救命講習の延受講者数（累計）	目標	—	—	8,828人	9,748人	10,668人	11,588人	12,508人	17,126人
	実績	7,126人	7,908人	8,634人	9,389人	10,038人	11,061人	—	—
消防団員数	目標	—	—	388人	391人	397人	403人	409人	410人
	実績	336人	385人	391人	389人	389人	385人	—	—
防火対象物の違反率	目標	—	—	25.0%	10.0%	15.0%	10.0%	8.0%	0%
	実績	33.0%	29.0%	12.0%	21.0%	12.0%	15.0%	—	—
危険物施設の違反率	目標	—	—	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	実績	0.7%	0%	0%	0%	0%	0%	—	—
市民意識調査結果（H27調査）									
			比率			順位			
満足比率			39.0%			4			
「どちらともいえない」の比率			44.5%			—			
不満比率			9.3%			47			
期待度	満足度		ギャップ値 (期待度－満足度)		ギャップ順位				
4.11 (1位)	3.35 (3位)		0.76		15				

6. 総括

施策全体の評価	○
施策全体の評価理由と今後の方向性	<p>施策全体を通して、消防・救急救助体制の充実、消防職員の技能向上、予防体制の充実、地域消防力の向上、防災意識の高揚など、一定の進捗が見られた。</p> <p>ただし、複雑・多様化する社会状況の下、中高層建物や危険度の高い危険物施設が年々増加の一途をたどっているなか、事業者、事業関係者への指導強化による法令順守の必要性や安全・安心の認識向上が一層求められる。</p> <p>今後については、消防の広域化推進に向け、その第一歩として平成 28 年度から吹田市との消防指令業務の共同運用に取り組む。加えて、「消防広域化推進本部会議」及び「消防広域化推進検討プロジェクトチーム」において、消防広域化に対する課題・効果を検証し、平成 28 年度に「消防広域化推進計画案」の策定を予定している。</p> <p>また、消防団員装備の充実等については、実施計画を策定し、それに従って計画を進める。災害への対応や、救急車の適正利用については、その時々に応じた自然環境の変化や市民のニーズに対応するため、計画に沿った臨機応変な対応に取り組んでいく。</p>

まちづくりの目標 3.
みどりうるおう環境を大切にするまち

3-1. 地球にやさしく美しい住みよいまちにします

3-1-1 環境への負荷が少ないまちにします

1. 基本項目（総合計画に掲載している内容）

まちづくりの目標	3 みどりうるおう環境を大切にすまち	計画書頁	87-88
政策	1 地球にやさしく美しい住みよいまちにします		
施策	1 環境への負荷が少ないまちにします	担当部 (統括部)	生活環境部
担当課	環境政策課・防災管財課・自治振興課		
基本方向	「低炭素都市」として、市民、事業者、市が地球温暖化防止や省エネルギーに向けて主体的に活動し、環境への負荷を低減します。		
現行計画に掲載中の現状と課題	近年、快適性や利便性を求めるライフスタイルの影響で、エネルギーの消費量は増加傾向にあり、温室効果ガスであるCO ₂ （二酸化炭素）排出量の増加につながっています。公害の苦情件数についてはほぼ横ばい状態ですが、準工業地域や工業地域での宅地開発が進んでおり、住工混在化により増加する可能性があります。 今後は、環境負荷低減を実現する市民や事業者の主体的な行動を促進することが重要です。また、太陽光発電などによる新エネルギーの導入にも取り組む必要があります。		

2. 法令・制度や関連する社会経済環境の変化

<p>【国・大阪府の環境行政の動向】 環境負荷の低減に向けて国は東日本大震災以降のエネルギー需給・供給源問題も踏まえ、新たな温室効果ガス削減目標を策定中である。 このような国の動きに対して、大阪府では環境施策に関する基本方針や具体的手順を示した「大阪 21 世紀の新環境総合計画」を平成 23 年 3 月に策定し、環境を取り巻く課題と、その課題に対する施策を打ち出し、「府民がつくる暮らしやすい、環境・エネルギー先進都市」として、めざすべき将来像を示している。</p> <p>【本市の環境行政の動向】 平成 23 年に温室効果ガスの大部分を占めるCO₂を、摂津市域で、平成 32 年度には平成 2 年度比で 20%削減することをめざすこととした「摂津市地球温暖化防止地域計画」を策定した。目標達成には、市民・事業者・行政の三者が協働して、省エネ・省エネ生活様式への転換、再生可能エネルギーの普及に努め、温室効果ガスの排出抑制に取り組んでいく必要がある。</p>

3. 施策の展開別評価（◎は重点的な取組み）

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
◎協働による環境活動の推進	<p>【環境団体やNPOと連携したイベントなどによる環境意識の高揚】 ・環境フェスティバルなど各種イベントを開催し環境意識の高揚を図っている。</p> <p>【家庭における省エネ対策の普及・啓発】 ・Eライフ講座、エコドライブ体験、環境家計簿の取組み、グリーンカーテン育成の呼びかけ等を実施し、省エネ対策の普及・啓発を図っている。</p>	<p>【環境団体やNPOと連携したイベントなどによる環境意識の高揚】 ・事業者、団体、市民等との連携を強化し、協働により啓発等を推進していく。</p> <p>【家庭における省エネ対策の普及・啓発】 ・引き続きEライフ講座、エコドライブ体験、環境家計簿の取組み、グリーンカーテン育成の呼びかけ等を実施し、省エネ対策の普及・啓発を図る。</p>

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
◎環境保全への取組みの促進	<p>【環境面での社会的責任を意識した事業活動の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所等に対し、騒音計等測定機器の貸し出しを実施し、社会的責任を意識した事業活動を促進している。 <p>【市民生活における環境保全の取組みの促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境家計簿説明会や各種環境イベント等を実施し、取組みを促進している。また、各種団体への美化清掃用具の貸し出しを行い、自主的な美化活動を促進している。 	<p>【環境面での社会的責任を意識した事業活動の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続した取組みを推進するとともに、地球温暖化防止地域計画の中間評価を実施する。 <p>【市民生活における環境保全の取組みの促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続きイベント等の実施や美化清掃用具の貸し出しを行い、市民の環境保全活動への取組みを促進する。
○公害の防止	<p>【現況の確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市域の環境の現況を確認するため、河川、水路の水質調査、大気中の二酸化窒素濃度の簡易測定、道路騒音測定、一般環境騒音測定、新幹線騒音・振動調査を実施している。 <p>【大阪府と連携した調査等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府と連携し事業所への立入調査を実施し、事業所の環境への取組みを確認するとともに、指導による啓発を行った。 	<p>【現況の確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公害防止のため、継続して市域の環境の現況把握を実施する。 <p>【大阪府と連携した調査等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、大阪府と連携を図り、事業所等への調査、監視、指導の強化を図っていく。
◎環境配慮の率先実行	<p>【公共施設における省エネルギー対策等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気・ガス等のエネルギー使用量・ごみ焼却量等の削減により、温室効果ガス削減を目標とした「せつつエコオフィス推進プログラム（Ⅱ・Ⅲ）」に基づき、全庁的にエネルギー使用の適正化、職員の環境意識の向上を図っている。 	<p>【公共施設における省エネルギー対策等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進捗状況の把握と全庁的なエネルギー使用の適正化、職員の環境意識向上に向けて、せつつエコオフィス推進プログラムⅢの評価及び新プログラムの策定に取り組む。 ・庁舎全体のエネルギー使用量を削減し、CO₂排出量抑制とコスト削減を実施するには、老朽化する空調機器をはじめとする電気設備の更新が必要である。今後、庁舎の総合的な再整備計画を検討し、エネルギー使用の適正化に取り組む。
特色や魅力のある取組みとして進めていくこと		
▶摂津エコアクションの促進	<p>【省エネルギーの取組みを促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・せつつエコポイント制度、環境家計簿の取組みを通じて、環境意識を醸成し、省エネルギーへの取組みの拡大を図っている。 	<p>【省エネルギーの取組みを促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き説明会等を開催し、環境家計簿の取組み世帯の拡大を図る。
▶廃食油の回収	<p>【廃食油の回収、リサイクル】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭から出た廃食油を市内公民館等 6 か所で回収し、粉石けんにリサイクルして協力者に無料配布した。また、各種イベントでPRを行い環境意識の向上を図った。 	<p>【廃食油の回収、リサイクル】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き廃食油の回収・リサイクルを通じ、環境負荷を低減するとともに、環境への取組みに対する意識向上を図っていく。今後についても、継続した取組みが必要となる。

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
▶エコ通勤の促進	【公共交通機関などによる通勤への転換】 ・エコ通勤優良事業所認証登録を行い、毎月20日をノーマイカーデーとしている。また、マイカー通勤から公共交通機関、自転車、徒歩等の通勤に転換するエコ通勤の取組みを促進している。	【公共交通機関などによる通勤への転換】 ・ノーマイカーデー、エコ通勤の取組みを継続実施し、公共交通機関の利用促進を図り、温室効果ガス削減を図っていく。

4. 協働の取組みとして特に実施したこと

- 「市民環境フェスティバル」を11月に実施。
- 環境家計簿事業の実施。
- Eライフ講座等を実施。
- グリーンカーテンの実施。

5. 各種指標の現状

【平成32年度に実現している姿】									
◇市民、事業者の環境保全や省エネルギー意識が向上しています。									
◇公共施設からのCO ₂ 排出量の削減目標を達成しています。									
◇市域からのCO ₂ 排出量が減少しています。									
実現している姿を確認する指標について									
【指標と実績】	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成32年度	
環境家計簿の参加件数	目標	—	—	500件	550件	650件	700件	750件	1,000件
	実績	450件	343件	451件	942件	699件	694件	—	—
公共施設からのCO ₂ 排出量（平成17年度比）	目標	—	—	6.0%削減	7.0%削減	8.0%削減	9.0%削減	10.0%削減	11.0%削減
	実績	4.6%削減	9.3%削減	11%削減	8.4%削減	9.2%削減	9.1%削減	—	—
大気汚染常時監視測定局における二酸化窒素濃度	目標	—	—	0.050ppm	0.050ppm	0.050ppm	0.050ppm	0.050ppm	0.050ppm
	実績	0.053ppm	0.048ppm	0.046ppm	0.048ppm	0.047ppm	0.044ppm	—	—
河川・水路のBODに係る環境基準等の達成率	目標	—	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	実績	100%	66.7%	100%	77.8%	100%	100%	—	—
一般環境騒音・道路騒音・新幹線騒音に係る環境基準の達成率	目標	—	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	実績	65.9%	70.5%	70.5%	65.9%	70.5%	70.5%	—	—
市民意識調査結果（H27調査）									
			比率			順位			
満足の比率			25.2%			18			
「どちらともいえない」の比率			57.6%			—			
不満の比率			12.1%			38			
期待度	満足度		ギャップ値 (期待度－満足度)		ギャップ順位				
3.55 (39位)	3.11 (12位)		0.44		41				

6. 総括

施策全体の評価	○
施策全体の評価理由と今後の方向性	<p>環境フェスティバルや環境家計簿の取組みなどを通じた環境活動の推進や大阪府と連携した公害の防止、「せっつエコオフィス推進プログラム」に基づく環境配慮の率先実行など、施策全体として一定の進捗があったと言える。</p> <p>今後についても、地球温暖化防止地域計画に基づき、継続して温室効果ガス削減に努め、更なる環境負荷の低減を図っていく。また、エコオフィス推進プログラムⅢの評価及び新プログラムの策定に取組み、進捗状況の把握と全庁的なエネルギー使用の適正化、職員の環境意識の向上を図る。さらに、庁舎全体のエネルギー使用量を削減し、CO₂排出量抑制とコスト縮減し、エネルギー使用を適正化するため、老朽化する空調機器をはじめとする電気設備を含めた、庁舎の総合的な再整備計画の検討を進める。</p>

3-1-2 循環型社会をつくるまちにします

1. 基本項目（総合計画に掲載している内容）

まちづくりの目標	3 みどりうるおう環境を大切にすま	計画書頁	89-90
政策	1 地球にやさしく美しい住みよいまちにします		
施策	2 循環型社会をつくるまちにします	担当部 (統括部)	生活環境部
担当課	環境業務課・環境センター		
基本方向	「ごみをつくらない・出さない、もったいない」の意識の醸成に取り組み、ごみの減量化、資源ごみのリサイクルを推進するとともに、ごみ収集・処理の効率化と広域化を進めます。		
現行計画に掲載中の現状と課題	市環境センター焼却炉延命と最終処分場確保のため、資源リサイクル及び焼却ごみ減量に取り組んでいます。総ごみ量は、平成12年(2000年)の約45,000tが、平成20年(2008年)には約31,000tにまで減少し、一炉運転による焼却炉の延命化も現実となりました。しかし、ごみ量は経済状況に左右されると考えられ、今後も一炉運転を支えるごみ施策を市民、事業者とともに推進することが必要です。また、小型家電など未対応の資源分別収集の検討や、広域化、最終処分場の確保も課題です。		

2. 法令・制度や関連する社会経済環境の変化

<p>【第3次循環基本計画】 平成25年5月に「第3次循環基本計画」が閣議決定され、最終処分量の削減など、これまで進展した廃棄物の量に着目した施策に加え、循環の質にも着目し、 ①リサイクルに比べ取組が遅れているリデュース・リユースの取組強化、②有用金属の回収、③安心・安全の取組強化、④3R国際協力の推進等を新たな政策の柱として追加された。</p> <p>【広域連携】 近年、財源不足や人員の不足が進む中、また、少子高齢化や人口減少が進む中、持続可能な行政サービスを提供するため、一部事務組合や事務の委託など広域連携が進められている。</p> <p>【小型家電リサイクル法】 平成25年4月より「小型家電リサイクル法」が施行された。使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。</p>
--

3. 施策の展開別評価（◎は重点的な取組み）

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
◎ごみゼロ施策の推進	<p>【ごみの再使用する意識向上と実践、協働による取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3R（リデュース 減らす）、（リユース 再利用）、（リサイクル 資源の再利用）に（リフューズ 断る）が加わり、4Rとした取組みが進められている。 ・平成23年5月に「摂津市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、4Rについての取組みを推進している。 <p>【資源リサイクルの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年10月より食品トレイの分別収集が自治会等の協力のもと、全市域において実施され、資源ごみの増加、不燃ごみの減量に努めることができています。 	<p>【ごみの再使用する意識向上と実践、協働による取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「摂津市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみの発生抑制、再使用、再生利用を推進していく。 ・近年、分別リサイクルによるごみの減少も鈍化し、資源化率も横ばい状況であることから新たな取組みの検討を実施する。 <p>【資源リサイクルの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品トレイの分別収集の排出状況の検証および結果を踏まえた分別の徹底に向けた啓発指導を継続して実施する。

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
<p>◎事業系ごみの適正処理とリサイクルの推進</p>	<p>【事業者への啓発・指導の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大量のごみを排出している事業所に対しごみ減量化計画の報告を求めるとともに指導啓発を実施しており、事業活動に伴うごみの減量を図っている。 事業系一般廃棄物については、資源物の混入割合が高いことから、搬入時における、カメラによる監視、展開検査及び指導を行っている。 <p>【エコアクション21などの環境マネジメントシステムの認証取得支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> エコアクション21の認証取得の補助を実施しており、事業者の環境配慮行動を促すことができている。 認証・取得に向けて「中小企業向け環境経営セミナー」を開催し、認証・取得のメリットの周知を図ることで助成につながることができている。 	<p>【事業者への啓発・指導の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ごみ減量化計画の報告を求める事業所の範囲を広げ、より多くの事業所に対し啓発を実施する。 継続して搬入時の監視、検査を実施し、排出者と収集業者への指導を強化することにより、事業系一般廃棄物の減量化、資源化を進めていく。 <p>【エコアクション21などの環境マネジメントシステムの認証取得支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も制度を継続し、認証取得事業者の拡大を進めるとともに、事業者の自主的な環境配慮活動を支援し、ごみの発生抑制、資源化を促進する。 認証取得推進のため、メリットのさらなる周知を図る。
<p>◎効率的で安定した収集・処理システムの構築</p>	<p>【収集システムの確立と効率化・安定的な収集処理システムの構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年5月に「摂津市一般廃棄物処理基本計画」を策定した。 「摂津市一般廃棄物処理基本計画」に基づいた着実な進捗が図られている。 災害時の対応として、平成27年7月1日付で「北摂地域における災害等廃棄物の処理に係る相互支援協定」を締結した。 	<p>【収集システムの確立と効率化・安定的な収集処理システムの構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> 再資源化については費用対効果を考慮し、推進していく。 焼却炉の延命を行い、また、環境に対する負荷を減じるため炉の運用を検討し、それに即した分別方法を検討する。 環境センターと環境業務課で協議し、効率的な炉の運用を行い、環境負荷を下げることを検討する。 効率的なごみ処理体制の構築に向け、ごみ処理広域化に向けた検討を進めていく。
<p>特色や魅力のある取組みとして進めていくこと</p>		
<p>▶多様な収集方法や収集活動</p>	<p>【ふれあい収集、個別収集】</p> <ul style="list-style-type: none"> 安否確認を兼ねた高齢者などに対するふれあい収集、もやせるごみ、もやせないごみの分別収集推進のための戸別収集を実施しており、利便性の向上が図ることができている。 緊急時に備えて、ふれあい収集にたずさわる職員は年一回必ず救命講習を受け従事している。 <p>【子どもを見守るパトロール】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもを見守るパトロールを実施し、犯罪の未然防止と防犯意識の高揚を図っている。 	<p>【ふれあい収集、個別収集】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者人口の増加により、ふれあい収集件数が増えると予想されるため、収集体制の検討を行なう。 <p>【子どもを見守るパトロール】</p> <ul style="list-style-type: none"> 犯罪の未然防止と防犯意識のさらなる高揚のため、子どもを見守るパトロールを継続して実施する。 先進市の状況を参考に、その内容や効果などを踏まえ、新たな取組みについて検討を進める。
<p>▶地域やNPOと連携したごみ減量化施策の推進</p>	<p>【小学校ごとでの協働による地域のごみ問題への取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治会、廃棄物減量等推進員との地域懇談会の開催など協働で不法投棄など地域のごみ問題の解決を図っている。 廃棄物減量等推進員への研修を実施し、廃棄物行政に関する現状、問題点などの周知を図っている。 	<p>【小学校ごとでの協働による地域のごみ問題への取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内10小学校区で廃棄物減量等推進員との地域懇談会を継続実施し、ごみ問題解決に向けた取組みを推進する。

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
▶エコアクション 21 の認証取得と普及	【摂津スクールの実施】 <ul style="list-style-type: none"> ・エコアクション 21 事務局と共同で「エコアクション 21 摂津スクール」を開催した。 ・参加者に対し環境経営システムを構築するための研修を実施し、認証取得につなげることができた。 	【摂津スクールの実施】 <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、地域事業者への普及を目的とした摂津スクールを行い、事業者の認証取得を促していく。
▶地域や市のイベントと連携した環境教育の推進	【地域や市のイベントと連携した環境教育の推進】 <ul style="list-style-type: none"> ・地域のまつり、市のイベントに参画し、4Rの普及活動を実施している。 ・イベントにおいては、腐葉土の配布や啓発ブース出展のほか、会場にごみ分別ステーションを設け、ごみ分別の啓発を実施しつつ、イベントで発生するごみの分別収集を行っている。 ・飲食物が提供、販売されるイベントにおいては、リユース食器の利用を促進し、発生抑制、再使用にかかる啓発を実施している。 ・各小学校での出前講座や環境センターの見学で環境教育の取組みを行っている。 ・ごみ減量化・リサイクルに関する絵画展、夏休み期間のエコ探ツアー、中学生の職業体験の受け入れを行い環境問題について理解を深める取組みができている。 	【地域や市のイベントと連携した環境教育の推進】 <ul style="list-style-type: none"> ・小学校への環境教育やごみ減量化・リサイクルに関する絵画展など引き続き実施する。 ・今後も、各種イベントで4Rの普及啓発を継続していくほか、ごみステーションの貸出し等の支援を継続して行う。

4. 協働の取組みとして特に実施したこと

○北摂各市共同で行っているマイバッグキャンペーンへの参加。

5. 各種指標の現状

【平成 32 年度に実現している姿】								
◇地球温暖化対策として、資源化可能なごみがさらにリサイクルされ、ごみの脱焼却が進んでいます。								
◇ごみの収集・処理の広域化・効率化が進んでいます。								
◇市民、事業者、市が一体となった地球にやさしい取組みが進み、ごみがより減量されています。								
実現している姿を確認する指標について								
【指標と実績】	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
リサイクル率	目標	—	16.8%	17.4%	18.0%	18.6%	19.3% (事業所含む)	25.0%
	実績	16.2%	16.2% (事業所含む)	15.6%	15.6%	15.5%	14.7%	—
ごみの年間焼却量	目標	—	25,230 t	25,096 t	24,962 t	24,196 t	24,140 t	21,126 t
	実績	25,491 t	25,365 t	24,714 t	24,528 t	24,179 t	24,333 t	—
市民 1 人あたりの 1 日のごみ量	目標	—	1,048 g	1,044 g	1,040 g	1,020 g	1,000 g	724 g
	実績	943 g	1,052 g (H22以降 降集団 回収資源 含む)	1,042 g	1,036 g	1,021 g	1,004 g	—

市民意識調査結果 (H27 調査)			
		比率	順位
	満足の比率	46.0%	2
	「どちらともいえない」の比率	37.0%	—
	不満の比率	12.1%	38
期待度	満足度	ギャップ値 (期待度－満足度)	ギャップ順位
3.76 (23位)	3.34 (4位)	0.42	44

6. 総括

施策全体の評価	○
施策全体の評価理由と今後の方向性	<p>食品トレイの分別収集や啓発活動、環境教育などを通じたごみの減量化およびリサイクルに対する意識の向上が見られた。事業系一般廃棄物の減量化においても指導や啓発、エコ環境配慮行動の促進を図ることができた。</p> <p>また、環境センター焼却炉延命と最終処分場確保のため、資源リサイクル及び焼却ごみ減量の取組みにより、平成 21 年度で 25,491 t であったものが平成 26 年度で 24,333 t と成果が上がっており、平成 26 年度は経済状況、人口増の影響もあり目標値に達していないが、施策全体として一定の進捗があったと言える。</p> <p>今後は、国のリサイクル法の動向を見つつ、時代に合った施策の展開が求められるが、引き続き大量排出事業者へのごみ減量、資源化に向けての啓発を行うとともに、「リフューズ」「リデュース」「リユース」「リサイクル」の取組み推進と「もったいない」の意識づくり、「ごみ収集や処理の適正化」を基本とした協働で循環型社会にふさわしい施策の実施とごみの発生抑制、再使用、再生利用を推進していく。</p>

3-2. 自然豊かな憩い、安らぐまちにします

3-2-1 水と緑に親しめるまちにします

1. 基本項目（総合計画に掲載している内容）

まちづくりの目標	3 みどりうるおう環境を大切にすまち	計画書頁	91-92
政策	2 自然豊かな憩い、安らぐまちにします		
施策	1 水と緑に親しめるまちにします	担当部 (統括部)	都市整備部
担当課	公園みどり課・下水道事業課		
基本方向	本市の重要な地域資源である河川を生かして自然に親しめる憩いの空間をつくり、市民のにぎわいの場として活用するとともに、市内の緑化を進めます。		
現行計画に掲載中の現状と課題	水辺の整備として、平成8年(1996年)から進めてきた安威川・大正川のふれあいづつみ事業は、平成15年(2003年)以降事業が凍結されており、約2.5kmが未整備として残っています。緑化については地域格差の解消が課題となっており、事業者に対し、協力体制を強化していくことが必要です。また、市民主体の河川管理や緑化を推進するため、団体やボランティア、地域リーダーの育成が必要です。		

2. 法令・制度や関連する社会経済環境の変化

<p>近年、地球温暖化防止・ヒートアイランド現象への対策、生物多様性保全への配慮、地域の振興や活性化などに貢献する地域を美しく魅せる緑づくり、また、阪神・淡路大震災、東日本大震災など大規模地震や異常気象などの災害を防災・減災につなげる緑の機能向上など、緑に求める機能や役割も大きくなってきている。</p> <p>これらの社会情勢等の変化もあり、平成26年3月に「緑の基本計画」を改定し、市民との関わりを重視して、身近な公園や市の特徴である河川・水路などの緑を活かした新たな機能を付加することで緑の質を高め、市民が暮らしの中で実感できる緑を増やしていくこととしている。</p>

3. 施策の展開別評価（◎は重点的な取組み）

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
◎河川公園・緑地の整備	<p>【ふれあいづつみ事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業の未整備部の事業着手について、これまでに基盤整備を受け持つ大阪府に要望を重ねているが事業が凍結されている。 <p>【淀川河川公園の早期整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥飼下地区が概ね完成しているが、未整備箇所が残されている。 	<p>【ふれあいづつみ事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模な施設整備を伴わない、現状河川基盤を利用する形で花壇造成などの緑化活動の場所として、施設整備から花壇活動による環境整備へ方針を変更する。 大阪府とも緊密な連携を図りながら、平成26年3月改定の緑の基本計画に基づき、水とみどりのネットワークを展開していく。 <p>【淀川河川公園の早期整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も引続き、淀川河川事務所に対して未整備箇所の早期整備の働きかけながら、「淀川河川公園地域協議会」においても、意見具申、要望を行っていく必要がある。

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
◎協働による河川管理の推進	<p>【アドプト・リバーなどの自主的な美化活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府と連携・協力し、アドプト・リバーの継続的な活動支援を実施している。 ・市内河川のしゅん濇について、要望を大阪府に行っているが、予算の関係上、要望通りには進捗されていない状況である。 <p>【協働による水路清掃】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水路については、水利組合や自治会と協働して水路清掃などの美化活動により維持管理を行っており、本市は継続した支援を実施している。 	<p>【アドプト・リバーなどの自主的な美化活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アドプト・リバー等の継続的な活動支援を行っていく。 ・市内河川のしゅん濇について、大阪府に対して強く働きかけていく。 <p>【協働による水路清掃】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水路についても清掃や美化活動に対する継続的な支援と水路管理における連携のあり方の検討を実施する。
○河川遊歩道の活用	<p>【河川遊歩道の活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川遊歩道は、市主催（子どもフェスティバル・ろうそくファンタジー）・市民主体（チューリップアート・大正琴演奏）などの協働によるイベントで活用されており、市民のコミュニティの空間として、有効に活用されている。 ・イベントに支障となる草の繁茂については、主催者で除草していただいております、適切な時期に除草が行われている。 	<p>【河川遊歩道の活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市主催、市民団体のイベント等で公園使用の積極的な許可を行い、有効な公園利用と河川遊歩道がにぎわいの場となるよう促していく。
◎事業者による緑化の推進	<p>【事業所施設における緑化推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の敷地内において、平成 24 年度より、市民団体（以下、ホテル研究会）、事業者、大学との協働により、ビオトープの整備が始まっており、平成 27 年度ではほぼ完成となる。 ・これまでのホテル研究会の活動では、せせらぎ周囲の植栽、外来系生物の駆除等のホテルの生息空間の環境改善や、緑化を進めているが、ホテルの生息地、繁殖地になるには、まだ調査研究の段階にある。 	<p>【事業所施設における緑化推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本格稼働に向け着実な取組みと協働による運営の公園（広場）をモデルとして、企業へのPRを実施していく。

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
○緑化活動の支援	<p>【緑化の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「花とみどりの相談所」での、草花等の緑化の相談、指導、実践教室を年間23回開催し、参加者が地域の花壇に興味や意識を持ってもらえるテーマを設定し、丁寧な緑化指導を行い、人材育成を図ることができている。 <p>【地域団体やボランティア団体の育成・支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別府公園では、地域苗圃に向けて、地元自治会が、花壇、育苗の活動に取り組まれている。 ・花いっぱい活動に取り組んでいる、33の市民団体へ、花苗等の原材料の助成を実施している。 ・緑化推進連絡会と協働で緑化啓発活動を行い、市民主体の緑化推進に取り組んでいる。 	<p>【緑化の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続して「花とみどりの相談所」での、草花等の緑化の相談、指導、実践教室の開催を実施する。 ・緑化推進嘱託員を派遣するなど、現場で相談や指導を行い、自治会独自で維持管理が行えるよう支援していく。 <p>【地域団体やボランティア団体の育成・支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・花壇活動について、取り組む市民の高齢化が進み、活動の継続を断念される団体も出ており新たな担い手となる人材の確保が課題となる。 ・「緑の基本計画」の重点施策として別府公園などの都市公園における地域苗圃の整備、管理を進めながら、花いっぱい活動団体への助成、緑化推進連絡会との協働活動を行っていく。 ・実践教室の卒業生に対し地域の花壇管理に誘導するなどの新たな活動団体の人材確保を進める。
特色や魅力のある取組みとして進めていくこと		
▶安威川・大正川遊歩道の整備	<p>【安威川・大正川遊歩道の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちごとフィットネスタウン事業で、新幹線公園に健康器具を2基設置するとともに、公園をウォーキングコースで結ぶことで市民の健康増進を図ることができている。 ・桜を鑑賞できる散策ルートを選定のため、市内に点在している桜を調査し、分布状況の把握を行った。 	<p>【安威川・大正川遊歩道の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・距離表示が設置できる箇所と桜が鑑賞できる場所を散策ルートとして選定を行う。 ・距離表示の設置やPRの方法について、ジョギング・ウォーキングに利用しやすい環境整備を検討していく。
▶河川堤防敷を活用した桜並木の取組み	<p>【新幹線公園から番田水路を上流に向かって桜の植樹】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府、神安土地改良区と共同で新幹線公園から上流の番田水路沿いに桜の植栽を実施した。 ・さくらづつみ事業は、940mが植栽済みであるが、一部区間の420mが未整備となっており、不法占用問題が課題となっている。 <p>【その他河川堤防敷の活用の検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川敷への高木植栽は、河川構造上の問題から、大規模な基盤整備が必要となり、整備費を増大させるため、河川堤体部への影響を受けない別の方法を模索してきたが、解決に至っていない状況にある。 	<p>【新幹線公園から番田水路を上流に向かって桜の植樹】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未整備区間の整備に向けて水路等の管理者に対し、不法占用問題の早期解決を要望していく。 <p>【その他河川堤防敷の活用の検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川堤防敷の活用として、河川法の制約を受けにくい、市民管理花壇や低木植栽などの緑化整備を検討していく。

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
▶アドプト・リバーなどの推進	<p>【自治会や事業者、ボランティア団体などが取り組む美化活動の支援・拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府茨木土木事務所と地域の団体、本市の3者が協働して行うアドプト・リバー制度での支援を行っており、市民が河川を親しむ契機にもなり有益なものとなっている。 ・清掃や美化活動に対しても、地域住民の味舌水路の美化活動における支援を実施するなど、継続した支援ができています。 	<p>【自治会や事業者、ボランティア団体などが取り組む美化活動の支援・拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アドプト・リバー制度の趣旨に則り、大阪府茨木土木事務所や地域の団体と協力体制の強化と美化活動に対する継続した支援を実施する。

4. 協働の取組みとして特に実施したこと

○摂津市緑の基本計画改定（平成26年3月）。 （関連事項）
<ul style="list-style-type: none"> ・緑豊かなまちづくりについての市民アンケート実施（平成24年度） ・パブリックコメントの実施（平成25年度）
○市民団体の花壇管理。
○事業所の敷地内における、市民団体によるビオトープの管理運営。

5. 各種指標の現状

【平成32年度に実現している姿】								
◇水と緑のネットワーク整備が進み、市の魅力スポットとなっています。								
◇協働による河川・水路の管理が進んでいます。								
◇市民や事業者の積極的な活動により、市内各地の緑化が進んでいます。								
実現している姿を確認する指標について								
【指標と実績】	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成32年度
水と緑のネットワーク整備延長距離	目標	—	—	3,983m	4,483m	4,983m	4,983m	4,983m
	実績	3,383m	3,543m	4,123m	4,563m	4,563m	4,563m	—
緑被率	目標	—	—	—	—	—	—	20.0%
	実績	—	—	—	15.0%	15.0%	15.0%	—
アドプト・リバーの参加団体数	目標	—	—	1団体	1団体	1団体	1団体	2団体
	実績	1団体	1団体	1団体	1団体	1団体	1団体	—
花とみどりの地域づくりに興味を持つ団体の数	目標	—	—	43団体	43団体	44団体	45団体	45団体
	実績	43団体	43団体	43団体	33団体	35団体	33団体	—
市民意識調査結果（H27調査）								
			比率			順位		
満足比率			34.7%			5		
「どちらともいえない」の比率			41.0%			—		
不満比率			19.0%			12		
期待度	満足度		ギャップ値 (期待度－満足度)		ギャップ順位			
3.81 (16位)	3.10 (15位)		0.71		20			

6. 総括

施策全体の評価	△
施策全体の評価理由と今後の方向性	<p>施策全体として若干の進捗は見られたものの、ふれあいづつみ事業の凍結など、基盤整備の推進が困難な状況となっている。</p> <p>今後は、大規模な施設整備を伴わない現状河川基盤を利用する形で、花壇造成など市民団体等と協働により緑化の推進と市民のにぎわいの場としての活用をめざす環境整備へ方針を変更し、平成 26 年 3 月改定の「摂津市緑の基本計画」に基づき、地域主体の緑化活動を市域に展開し、地域格差の解消と質の高い緑が広がるネットワークづくりを推進する。</p>

3-2-2 多機能で魅力ある公園・緑地のあるまちにします

1. 基本項目（総合計画に掲載している内容）

まちづくりの目標	3みどりうるおう環境を大切にすまち	計画書頁	93-94
政策	2 自然豊かな憩い、安らぐまちにします		
施策	2 多機能で魅力ある公園・緑地のあるまちにします	担当部 (統括部)	都市整備部
担当課	公園みどり課		
基本方向	誰もが安全に安心して利用できるよう公園や緑地を整備するとともに、市民ニーズをふまえ、多機能で魅力ある憩いの場として充実を図ります。		
現行計画に掲載中の現状と課題	公園遊具は経年変化に伴う劣化が進んでおり、事故防止のための必要な措置を講じ、安全性を維持・向上することが課題となっています。また、公園・緑地が犯罪の温床とならないようにすることも必要です。 さらに近年、公園は子どもの遊び場としてだけでなく、幅広い年齢層の交流、介護予防などを目的とした心身の健康増進の場や、災害時に対応できる防災空間としてなど、多くの機能が求められてきています。		

2. 法令・制度や関連する社会経済環境の変化

<p>平成23年8月公布の第2次地方分権一括法の制定に伴い、平成25年4月に「都市公園法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」の一部が改正され、都市公園の設置基準、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を条例で定めることとされた。</p> <p>これを受け、同年4月に「摂津市都市公園条例」の一部改正並びに「摂津市高齢者、障害者等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」を制定した。</p>
--

3. 施策の展開別評価（◎は重点的な取組み）

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
◎公園の安全性の強化	<p>【公園器具の計画的な補修】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公園施設については、来園者の安全を最優先に日常点検での安全性の確認及び定期的な施設修繕を実施している。 特に利用頻度が高い遊具や健康器具については、専門家による、国基準に基づいた危険度判定を行っている。 <p>【樹木剪定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市公園の外縁部、出入口部の剪定を実施しており、防犯上の観点から、公園内を見渡せるように剪定し、視認性を確保できている。 	<p>【公園器具等の計画的な補修】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の老朽化については、遊具を除く園路、広場、トイレ、フェンスなどの、比較的規模が大きいものが目立っている。 施設の安全管理はもとより、高齢者、障害者等に対応した施設整備についても対応できるよう、バリアフリー化も視野に入れた公園リニューアルが、喫緊の課題となっている。 公園の各施設の日常点検や専門家による点検を実施し、安全の確保に努めながら、将来を見据えた、高齢化社会や市民ニーズに対応した公園づくりを念頭に計画的な改修を検討していく。 <p>【樹木剪定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き公園内部の視認性を重視した樹木剪定を行い、枯れ枝も注視しながら、樹木の安全管理を図っていく。

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
<p>◎公園の多機能化</p>	<p>【高齢化社会に対応した健康器具の設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちごとフィットネスタウン事業で、市内公園に健康器具を17基設置するとともに、公園をウォーキングコースで結ぶことで高齢者の健康増進を図っている。 <p>【防災機能を備えた公園の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別府公園において平成24年度に防災倉庫、防災トイレ、防災ベンチを設置するなど防災機能を付加している。 ・平成26年度に千里丘地区で防災公園(明和池公園)の工事を実施し、防災施設、健康器具を兼ね備えた、多機能な公園として平成28年4月に供用開始予定である。 	<p>【高齢化社会に対応した健康器具の設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、まちごとフィットネスタウン事業と連携し、高齢化社会に対応した効果的な健康器具を設置するとともに、健康器具のない公園に対しても、効果、効用を検討した上で、定量的に設置していく。 <p>【防災機能を備えた公園の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画の観点を踏まえ、防災機能における具体的な施設を防災担当課との調整を図りながら検討していく。
<p>◎新幹線公園の充実</p>	<p>【展示車両の整備・充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新幹線車両・電気機関車両は、電気機関車等管理指導員、職員等によって、車両を安全に見学いただけるよう、車両各所の点検を実施している。 <p>【野鳥観察公園の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流水機能への影響及び豪雨時の増水による安全性の確保を図ることが困難な状況となっており、基盤整備を伴う大規模施設の設置には至っていない。 	<p>【展示車両の整備・充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両車両ともに展示されてから30年が経過しており、老朽化が著しく、車内への漏水が懸念されており、車体全体の大規模な修繕が喫緊の課題となっている。 ・引き続き、車両内部の公開を行うとともに、新幹線車両、電気機関車両の修繕を実施し、恒久的な使用ができるよう維持管理を図っていく。 <p>【野鳥観察公園の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新幹線公園から望む番田水路には、季節になれば、カモ、サギなどの野鳥の姿が見られるが、水路には多くのゴミが漂着しており、景観を踏まえた水路の環境維持が課題となっている。 ・野鳥観察公園については、安全性の確保を踏まえ、観察できるポイントの調査を行い、現状施設を活用した形でソフト面を含めた検討を実施する。

特色や魅力のある取組みとして進めていくこと		
施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
▶新幹線公園の充実	【新幹線公園の充実と市内外に向けた積極的なPR】 <ul style="list-style-type: none"> 平成23年度に大阪府ミュージアム市町村補助金を活用し、公園の案内看板のリニューアル及び駅、市役所からアクセスしやすいよう誘導看板をルート各所に設置しており、利用者の利便性の向上を図ることができた。 平成23年度より、新幹線車両、電気機関車の内部公開日を3月、4月、5月においては、毎週日曜に増回しており、桜の開花時期との相乗効果により来園者が増加傾向にある。 公園情報をホームページで紹介しており、車両仕様等の詳細情報や公園までのアクセス方法、桜の開花状況の写真を掲載するなどの充実を図り、積極的なPRを行っている。 	【新幹線公園の充実と市内外に向けた積極的なPR】 <ul style="list-style-type: none"> 新幹線公園が多くの人に認知され、来場者増加につなげるため、車両説明看板の充実やホームページ、広報、メディアを活用した更なる市内外に向けた積極的なPRを実施する。

4. 協働の取組みとして特に実施したこと

○摂津市緑の基本計画改定（平成26年3月）。 （関連事項）
<ul style="list-style-type: none"> ・緑豊かなまちづくりについての市民アンケート実施（平成24年度） ・パブリックコメントの実施（平成25年度）

5. 各種指標の現状

【平成32年度に実現している姿】										
◇公園の安全が維持され、安心して利用できています。										
◇誰もが快適に利用でき、楽しめる公園となっています。										
◇新幹線公園が市の魅力として市内外の人に認知され、多くの人が訪れています。										
実現している姿を確認する指標について										
【指標と実績】	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成32年度		
市民1人あたりの公園整備水準	目標	—	—	2.8㎡	2.8㎡	2.9㎡	2.9㎡	3.0㎡	5.0㎡以上	
	実績	2.8㎡	2.8㎡	2.8㎡	2.8㎡	2.8㎡	2.9㎡	—	—	
公園利用・管理についてのワークショップ開催（設置）公園数	目標	—	—	0園	1園	1園	1園	2園	10園	
	実績	0園	0園	0園	1園	1園	1園	—	—	
新幹線公園公開事業の延参加者数	目標	—	—	5,750人	6,000人	7,000人	8,000人	9,000人	12,000人	
	実績	5,708人	5,629人	6,465人	7,985人	7,640人	7,786人	—	—	
市民意識調査結果（H27調査）										
					比率			順位		
満足					28.4%			8		
「どちらともいえない」					42.0%			—		
不満					24.3%			6		
期待度		満足度			ギャップ値 (期待度－満足度)			ギャップ順位		
3.82 (15位)		2.97 (40位)			0.85			10		

6. 総括

施策全体の評価	○
施策全体の評価理由と今後の方向性	<p>施策全体として、遊具施設を中心とした公園施設の維持管理や市内公園での健康器具の設置、防災公園の整備など市民ニーズを踏まえた多機能で魅力ある憩いの場づくりの推進が図られており、一定の成果があったと言える。また、新幹線公園においても、ホームページの充実や情報雑誌、テレビ局に取り上げられるなどの効果もあり、市内外に広く認知されつつあり、延べ来園者が増加傾向となっている。</p> <p>今後、公園施設の老朽化が進んでいる状況の中ではあるが、将来を見据えた、高齢化社会や市民ニーズに対応した公園づくりを念頭にリニューアルを視野に入れた計画的な改修を進めていく。</p> <p>また、市の魅力の一つである新幹線公園により多くの人を訪れるよう、展示車両の改修とPR活動の更なる取組みを推進する。野鳥観察公園においては、大規模施設の設置は困難であることから、現状施設を活用した形でPR等のソフト面を含む施設の整備方法の検討を進めていく。</p>

まちづくりの目標4.
暮らしにやさしく笑顔があふれるまち

4-1. 平和と人権を大切にすまちにします

4-1-1 平和を実感できるまちにします

1. 基本項目（総合計画に掲載している内容）

まちづくりの目標	4 暮らしにやさしく笑顔があふれるまち	計画書頁	97-98
政策	1 平和と人権を大切にすまちにします		
施策	1 平和を実感できるまちにします	担当部 (統括部)	市長公室
担当課	人権女性政策課・学校教育課		
基本方向	「憲法を守り人間を尊重する平和都市宣言」の精神をふまえ、国際社会の一員として、戦争の悲惨さや平和の尊さに対する認識を深め、平和が実感できるまちを築きます。		
現行計画に掲載中の現状と課題	戦争体験者が数少なくなった今、若い世代に戦争の悲惨さを伝えることはもとより、今も世界各地で内戦や紛争が起きていることを正しく伝えていくことが最大の課題です。どのような行動が平和につながるのかをすべての世代を通じて分かりやすく説明し、その道筋を示すことが必要です。また、次代を担う子どもたちも国際社会の一員として、平和についての正しい知識を学ぶだけではなく、自国の歴史や文化に誇りを持ち、外国の多様な文化を認め、平和な社会に貢献する行動力を身につけることが必要です。		

2. 法令・制度や関連する社会経済環境の変化

<p>今なお、世界各地で民族紛争や宗教対立などにより平和、人権、自由、平等を脅かすさまざまな事象が多発し、多くの犠牲者が出ている。市民一人ひとりが、国際社会の一員であると自覚し、地域社会から世界の恒久平和の実現に貢献することが求められている。</p> <p>また、戦後 70 年を迎え、戦争を体験した方々は高齢化し、次代を担う子どもたちに戦争体験を伝えることが困難になっている。</p>

3. 施策の展開別評価（◎は重点的な取組み）

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
◎ 平和意識の高揚	<p>【平和に関する市民の取組みを促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 戦争の悲惨さと平和の尊さを訴えることを目的に、平和のつどい、平和パネル展などを実施している。 平和月間を中心に市民の戦争体験記をパネル化し、公共施設や学校などで展示している。 平成 27 年度は戦後 70 年事業として、市民からの平和メッセージを募集し、集まったメッセージを啓発イベントなどで展示した。 	<p>【平和に関する市民の取組みを促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 戦争体験を子どもたちに伝えていくため、戦争体験資料を活用した体験継承に取り組む。
◎ 平和宣言都市の実践	<p>【平和都市宣言の精神の実践】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平和首長会議に加盟し、その取り組み内容を市民へ周知している。 毎年 7 月 8 月を平和月間と定め、戦争の悲惨さと平和の尊さを訴えるため、原爆死没者のご冥福と世界の恒久平和を祈念し、広島・長崎に市民の代表を派遣している。 	<p>【平和都市宣言の精神の実践】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平和宣言都市であることを市民に周知し、さらに平和意識の高揚を図る。

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
◎平和学習の推進	【子どもの発達段階に応じた平和学習】 <ul style="list-style-type: none"> ・小学校では、8月6日の平和登校や12月の平和集会を実施している。また、調べ学習や表現活動を実施し、自らの考えを深め、平和の尊さについての学習を進めている。 ・中学校では、視聴覚資料や読み物を中心に学習している。 	【子どもの発達段階に応じた平和学習の実施】 <ul style="list-style-type: none"> ・社会科や道徳科、国際理解教育等と関連付けた学習の実施を検討する。 ・戦争の悲惨さと平和の尊さについて主体的に学び、考えを発信できる学習計画の構築に取り組む。 ・変化の激しい国内外の情勢の中、正確な情報を把握する情報分析能力や正しい方向性を自らの力で考える判断力を身に付けるための取組みを検討する。
◎国際理解教育の推進	【子どもの発達段階に応じた国際理解教育】 <ul style="list-style-type: none"> ・社会人講師やALT（外国語指導助手）等を派遣し、留学生との交流を進めている。 	【子どもの発達段階に応じた国際理解教育】 <ul style="list-style-type: none"> ・さらなるグローバル化や小学校の英語の教科化に向けて、教職員の意識と指導力の向上に取り組む。
特色や魅力のある取組みとして進めていくこと		
▶平和黙祷の実施	【平和黙祷の実施】 <ul style="list-style-type: none"> ・市内の公共施設や学校、事業所に協力を依頼し、広島への原爆投下日に合わせて一斉に平和黙祷を実施している。黙祷の実施により、原爆の悲惨さ、愚かさを認識し、非核平和について考える機会を持っていただくことができた。 	【平和黙祷の実施】 <ul style="list-style-type: none"> ・戦争の悲惨さと平和の尊さを多くの市民に理解してもらうため、引き続き市内各施設をはじめ、事業者などにも協力を要請し、平和黙祷を実施する。
▶平和学習の推進	【小中学校での平和学習】 <ul style="list-style-type: none"> ・小学校では、8月6日の平和登校や12月の平和集会を実施している。また、調べ学習や表現活動を実施し、自らの考えを深め、平和の尊さについての学習を進めている。 ・中学校では、視聴覚資料や読み物を中心に学習している。 	【小中学校での平和学習】 <ul style="list-style-type: none"> ・社会科や道徳、国際理解教育等と関連付けた学習の実施を検討する。 ・戦争の悲惨さと平和の尊さについて主体的に学び、考えを発信できる学習計画を立てる。 ・国際社会の平和と発展に貢献する意識を育むため、歴史や現在の紛争について、学校図書館やICTを活用した調べ学習の充実を図る。

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
▶国際理解教育の推進	<p>【外国籍の子どもたちの自覚や誇りを高める教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国籍の子どもたちのアイデンティティの確立と日本の子どもたちとともに違いを認め、高め合う教育を推進するために、日本語指導の社会人講師を派遣している。 <p>【日本人の子どもたちとともにお互いを認め合い、ともに学ぶ意識を高める教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> 民族講師や留学生、ALT（外国語指導助手）の派遣により、各国の具体的な文化・言語に触れる機会を設けている。様々な国の文化に触れることで、多文化共生の意識に高まりが見られる。 様々な国際社会における課題についての授業や講演会を通して、多文化を認め合い、自国の文化への誇りの醸成に取り組んでいる。 	<p>【外国籍の子どもたちの自覚や誇りを高める教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国籍など外国にルーツを持つ児童生徒が誇りを持ち、主体的に生きる力を育むため、個に応じた指導計画を立てるなどの支援体制を構築するとともに、経験の浅い職員の指導力向上に取り組む。 <p>【日本人の子どもたちとともにお互いを認め合い、ともに学ぶ意識を高める教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際社会に対する興味・関心は十分には高まっておらず、また、英語力にも課題があり、継続して各種取組みを進めていく。 経験の浅い教員の課題意識と指導力の向上に取り組む。

4. 協働の取組みとして特に実施したこと

○平和月間で取り組む催しについて、市内の27団体で構成される「世界人権宣言摂津連絡会議」と協働して実施した。
○また、事業所においても、平和黙祷に取り組んでいただいた。

5. 各種指標の現状

【平成32年度に実現している姿】									
◇すべての市民が高い平和意識を持ち、日本のみならず、世界の平和に対しても深い関心を持っています。									
◇子どもたちが、命の尊さ、平和の大切さを理解し、国や文化の違いを認め、他国の子どもたちとともに学んでいます。									
実現している姿を確認する指標について									
【指標と実績】	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成32年度	
平和黙祷に協力している事業所の数	目標	—	—	924事業所	950事業所	950事業所	950事業所	950事業所	800事業所
	実績	518事業所	814事業所	897事業所	893事業所	806事業所	881事業所	—	—
国際理解教育に関する社会人講師活用時間	目標	—	—	420時間	420時間	425時間	425時間	430時間	448時間
	実績	433時間	415時間	438時間	446時間	502時間	568時間	—	—
市民意識調査結果（H27調査）									
				比率			順位		
満足の比率				27.7%			11		
「どちらともいえない」の比率				59.3%			—		
不満の比率				6.9%			50		
期待度		満足度		ギャップ値 (期待度－満足度)		ギャップ順位			
3.58 (37位)		3.22 (5位)		0.36		47			

6. 総括

施策全体の評価	○
施策全体の評価理由と今後の方向性	<p>平和のつどいや平和パネル展などの各種イベントの実施、平和登校や平和集会などの小中学校における平和教育、民族講師や留学生、A L T（外国語指導助手）の派遣を通じた国際理解教育の推進など、施策を通して一定の進捗が見られた。</p> <p>今後については、戦争体験を子どもたちに伝えていくため、戦争体験資料を活用した体験継承に取り組むとともに、過去の歴史や現在の紛争に関する学校図書館やI C Tを活用した調べ学習の充実を図る。国際理解教育の推進においては、本市の児童生徒の国際社会に対する興味・関心と英語力を高めるため、継続して各種取組みを実施するとともに、経験の浅い教員の課題意識と指導力の向上を図っていく。</p>

4-1-2一人ひとりが尊重されるまちにします

1. 基本項目（総合計画に掲載している内容）

まちづくりの目標	4暮らしにやさしく笑顔があふれるまち	計画書頁	99-100
政策	1 平和と人権を大切にするまちにします		
施策	2一人ひとりが尊重されるまちにします	担当部 (統括部)	市長公室
担当課	人権女性政策課・学校教育課・産業振興課・人事課		
基本方向	「憲法を守り人間を尊重する平和都市宣言」の精神をふまえ、様々な価値観を認め合い、あらゆる差別や偏見の解消に取り組み、一人ひとりの人権を尊重するまちを築きます。		
現行計画に掲載中の現状と課題	<p>人々の生き方や価値観の多様化により、地域社会の課題やニーズも多岐にわたり複雑化しています。従前から解消に向けて取り組んでいる人権侵害や差別事象などに加え、人間関係の希薄化から生じる人権問題が大きな課題となってきました。平成17年(2005年)に設立した「摂津市人権協会」をはじめとする市民団体などと協働して、最も身近な地域から人権意識の高揚と定着を図り、課題の解決に取り組むことが必要です。</p> <p>また、幼稚園・小中学校では、集団づくり、人間関係づくりなど豊かな心を育てる取組みや様々な人権問題を正しく理解するための学習を行っていますが、いじめや問題行動の実態もあります。これらの防止に取り組み、問題を解決する力を育てていくことが求められています。</p>		

2. 法令・制度や関連する社会経済環境の変化

<p>平成23年4月の閣議決定により「人権教育・啓発に関する基本計画」の一部が変更され、13の人権課題に対する取組みを行うこととされた。平成25年度には「いじめ防止対策推進法」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の成立、「障害者の権利に関する条約」の批准など、人権問題の改善に資する施策の制度的な枠組みが整えられている。また、平成26年度には「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」の改正、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」が成立し、人権問題の改善に資する制度的な対応がなされている。</p> <p>また、人権に関する相談内容について、全国的にDVや虐待など暴力に関するものが多く寄せられる傾向にある。全国に配置されている人権擁護委員には平成24年から平成26年にかけて、毎年130件以上の相談が寄せられている。</p>
--

3. 施策の展開別評価（◎は重点的な取組み）

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
◎人権啓発活動の推進	<p>【人権協会と連携した啓発活動の推進、市民の学習活動の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 人権協会と連携して地域の啓発活動を推進するとともに、フィールドワークを開催するなど、市民の学習活動を支援した。 中学校区の人権協会校区推進委員会による人権教育作品展を通じて、児童生徒の人権意識が地域で育つように取り組んでいる。 虐待防止のオレンジリボンキャンペーンを実施し、地域、学校も含めた幅広い啓発活動を進めている。 <p>【世界人権宣言摂津連絡会議の構成団体と協力した啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> 人権週間において、世界人権宣言摂津連絡会議と連携し、街頭啓発や「人権を考える市民のつどい」を実施し、市民啓発をすすめている。 	<p>【人権協会と連携した啓発活動の推進、市民の学習活動の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 人権教育作品展を全校区に導入するとともに、作品応募の拡大について学校にも働きかけていく。 <p>【世界人権宣言摂津連絡会議の構成団体と協力した啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> 有効な啓発の手法について、引き続き検討する。

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
○人権問題解決の支援	<p>【相談窓口による問題解決の支援、救済】</p> <ul style="list-style-type: none"> 人権問題の相談窓口として「人権なんでも相談」を開設し、市民のさまざまな相談に応じた。また、国が実施する「人権擁護相談」窓口を周知し、より多くの相談の場を市民に提供している。 相談担当者の資質向上に向け人権問題に関する研修に参加した。 	<p>【相談窓口による問題解決の支援、救済】</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談員の確保や相談窓口の周知を引き続き実施するとともに、複雑な人権問題にも対応できるよう、さらなる相談員の資質向上、相談体制の強化に取り組む。
◎人権教育の推進	<p>【発達段階に応じた人権問題の学習、問題を解決する力の育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 幼稚園、保育所、小学校、中学校では、自分も他人も大切に作る集団づくりや人間関係づくりに重点を置いた活動を推進し、一人ひとりが大切にされ、安心できる居場所づくりに努めている。 子どもの発達段階に応じた啓発冊子や大阪府教育委員会の人権教育教材集等を活用した人権問題の学習に取り組んでいる。 <p>【教職員の人権意識と指導力の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各人権課題について指導計画の検討や教職員研修を実施している。 	<p>【発達段階に応じた人権問題の学習、問題を解決する力の育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪府の人権教材等を活用し、自分も他人も大切に、主体的に考える態度を育成する人権教育の充実に努める。 生命尊重や思いやりの心を育むため、道徳の授業や生徒指導とも関連させ、最終的にいじめを許さない集団づくりに取り組む。 <p>【教職員の人権意識と指導力の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> 経験の浅い教職員をはじめ、教職員全員が、人権に関する知識を身に付け、人権意識を高めるとともに、自他を大切に作る基本的な人権感覚を磨く必要がある。 LGBT（性的マイノリティ）等の新しい人権課題への対応に取り組む。
○保護者・地域、事業者への啓発活動の推進	<p>【人権教育に関する情報発信】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各校・各学年の人権教育の取組みを授業参観で公開するとともに学校・学年日より、ホームページ等で発信した。 家庭教育学級・女性学級・事業者の活動に人権の視点を取り入れてもらうため、研修の講師として人権啓発指導嘱託員を派遣した。 <p>【摂津地区人権推進企業連絡会への参加促進、啓発活動の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公正採用選考推進員を配置している事業所に対し、摂津地区人権推進企業連絡会への加盟促進を図り、会員事業所が実施する企業内研修会への講師派遣、資料提供などによる活動支援を行った。 	<p>【人権教育に関する情報発信】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各分野での人権の視点を盛り込んだ事業実施に向け、摂津市人権教育研究会や他課との連携を図る。 各分野において、人権の視点を盛り込んだ事業展開が必要である。 <p>【摂津地区人権推進企業連絡会への参加促進、啓発活動の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 摂津地区人権推進企業連絡会への加盟促進に引き続き取り組む。また、加盟事業所においては、従業員及びその家族への啓発を行っていく。
◎市職員の人権意識の向上	<p>【計画的な研修の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政職員として人権侵害の防止や解決を図るため、新規採用職員を対象に毎年12回の人権連続研修を実施している。また、新任の課長級、課長代理級、係長級を対象に人権階層別研修を毎年実施している。研修を通じて、市職員・管理監督職員としての基本的な知識に加え、社会情勢も踏まえた人権課題についての知識習得を図り、人権意識向上につなげた。 	<p>【計画的な研修の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本的な知識や理解しておくべき人権課題の習得、人権意識の向上に向け、引き続き計画的な人権研修に取り組む。

特色や魅力のある取組みとして進めていくこと		
施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
▶協働による人権施策の推進	【協働による人権施策の推進】 <ul style="list-style-type: none"> ・人間尊重のまちづくり審議会に関係団体から委員として参画いただき、人権行政推進計画の周知や進捗状況の報告などを行っている。 ・人権週間において、「人権を考える市民のつどい」や街頭啓発を世界人権宣言撰津連絡会議と協働で実施した。 ・「いじめ防止対策推進法」に基づき、撰津市いじめ防止連絡協議会を設置し、市長部局と教育委員会、地域や関係機関等が連携した子どもの見守りのための協議を行っている。 	【協働による人権施策の推進】 <ul style="list-style-type: none"> ・人間尊重のまちづくり審議会において、人権行政推進計画の進捗状況を把握するとともに、評価・見直しの必要性を検討する。

4. 協働の取組みとして特に実施したこと

○人権週間において、「人権を考える市民のつどい」や街頭啓発を世界人権宣言撰津連絡会議と協働で実施。
○人間尊重のまちづくり審議会に関係団体から委員として参画し、人権行政推進計画の周知や進捗状況の報告などを実施。
○撰津市いじめ防止連絡協議会に市長部局と教育委員会、地域や関係機関等が参画し、連携した子どもの見守りのための協議を実施。

5. 各種指標の現状

【平成 32 年度に実現している姿】									
◇すべての市民が人権尊重の高い意識を持っています。									
◇保護者・地域の人々、事業者が人権問題を正しく理解し、相互に連携しながら学習活動に取り組んでいます。									
◇子どもたちは、自分の大切さを知り、他の人も大切にする人権意識や態度が身についています。									
実現している姿を確認する指標について									
【指標と実績】	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 32 年度	
人権週間の延参加者数	目標	—	—	2,860 人	3,500 人	3,500 人	3,500 人	4,000 人	5,000 人
	実績	3,398 人	2,830 人	2,860 人	2,622 人	1,253 人	927 人	—	—
人権なんでも相談の件数	目標	—	—	60 件	60 件	60 件	60 件	70 件	80 件
	実績	54 件	60 件	81 件	52 件	39 件	29 件	—	—
地域での独自啓発活動の開催回数と延参加者数	目標	—	—	15 回 750 人	15 回 750 人	15 回 750 人	40 回 1,000 人	40 回 1,000 人	20 回 1,000 人
	実績	10 回 300 人	15 回 727 人	17 回 1,343 人	21 回 769 人	39 回 980 人	38 回 1,070 人	—	—
教職員の人権問題研修回数	目標	—	—	82 回	82 回	82 回	100 回	100 回	85 回
	実績	81 回	82 回	85 回	165 回	110 回	104 回	—	—
市民意識調査結果 (H27 調査)									
				比率		順位			
満足の比率				22.5%		29			
「どちらともいえない」の比率				62.1%		—			
不満の比率				9.2%		48			
期待度		満足度		ギャップ値 (期待度－満足度)		ギャップ順位			
3.55 (38 位)		3.12 (11 位)		0.43		43			

6. 総括

施策全体の評価	○
施策全体の評価理由と今後の方向性	<p>施策全体として、相談窓口による支援の実施や関係団体と連携した取組み、学校現場での人権教育の推進などが図られており、一定の成果があったといえる。</p> <p>今後は、各啓発活動のさらなる推進を図るとともに、啓発手法の研究にも引き続き取り組んでいく。そして人権が侵害された場合には、どこに相談に行けばよいのか、周知の徹底を図るとともに、「自分は大切な人間である」という認識を持つための啓発もあわせて行う必要がある。</p> <p>行政職員においては、これからも定期的に人権研修を受講する機会を設けることで、基本的な知識を習得し、人権意識の重要性を確認する。</p> <p>学校現場においては、道徳の授業や生徒指導を通じて、生命尊重や思いやりの心を育み、自他を大切にする基本的な人権感覚を磨くように努め、最終的にいじめを許さない集団づくりをめざしていく。なお、経験年数の浅い教員を対象とした研修の充実が重要な課題である。</p>

4-2. 男女共同参画社会を実現するまちにします

4-2-1 男女が共同で参画できるまちにします

1. 基本項目（総合計画に掲載している内容）

まちづくりの目標	4 暮らしにやさしく笑顔があふれるまち	計画書頁	101-102
政策	2 男女共同参画社会を実現するまちにします		
施策	1 男女が共同で参画できるまちにします	担当部 (統括部)	市長公室
担当課	人権女性政策課・人事課		
基本方向	女性に対する差別や偏見、固定的な性別役割分担意識を解消し、女性の多様な選択を可能とする仕組みや環境の整備に取り組み、男女が共同で参加・参画できるまちを築きます。		
現行計画に掲載中の現状と課題	男女が互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現することは、すべての人に共通する人権課題です。しかし、ジェンダー（社会的性別）に基づく差別や偏見、固定的な性別役割分担意識は根強く、男女ともに自立を阻む大きな要因となっています。その解消をめざして本市では、様々な啓発や支援などを行ってきましたが、今後は若い世代や男性への啓発をより進めるとともに、これまで学習や活動に取り組んできた人たちが様々な分野で活躍できるよう支援することが必要です。また、DV・ストーカー・性暴力といった女性に対するあらゆる暴力の根絶が、緊急に対応すべき重要な課題となっています。		

2. 法令・制度や関連する社会経済環境の変化

<p>【国の動向】 平成 24 年 6 月に国は「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」を策定し、①男性の意識改革、②思い切ったポジティブ・アクション（積極的改善措置）、③公務員から率先して取り組む、の 3 つを柱とした行動計画が示されたものの、国際比較における我が国の（平成 25 年）評価としては人間開発指数（HDI）が 187 か国中 10 位であるにもかかわらず、ジェンダー・ギャップ指数（GGI）は 136 か国中 105 位という状況であった。GGI の結果については、日本が、政治・経済活動などの分野で女性の活躍が進んでいないという現状を表すものとなった。</p> <p>そのような中、平成 27 年 6 月「女性活躍のための重点方針 2015」が策定された。これは女性の活躍に焦点を当てた初めての重点方針である。また、同 8 月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立した。</p> <p>【女性に対する暴力】 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成 13 年施行）が、平成 25 年 6 月の最終改正では法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められている。この改正では、同居中の交際相手からの暴力及びその被害者についても法の適用対象となっている。配偶者やそれに準ずるものだけではなく、恋人間の暴力、特に若年層間の暴力は「デートDV」と言われ、その対策（啓発）が求められている。</p> <p>【労務管理】 平成 25 年 12 月に「男女雇用均等法」が改正され、①間接差別となり得る措置の範囲の見直し、②性別による差別事例の追加、②セクシュアル・ハラスメントの予防・事後対応の徹底など、コース等別雇用管理についての指針の制定をポイントとした。</p>
--

3. 施策の展開別評価（◎は重点的な取組み）

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
◎男女共同参画社会実現に向けての意識改革	<p>【率先した「摂津市男女共同参画」の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての職員がハラスメントを行わない、許さないという共通認識を持つために、ハラスメントの防止について、職員に対して繰り返し周知し、徹底を図った。 ・職員一人ひとりが、ハラスメントについて正しく理解するため、職務階層に応じて、職員研修を継続的に開催している。 ・平成26年4月には「職場におけるハラスメントに関する職員アンケート」を実施して現状把握と分析を行っており、これを踏まえて同年11月に、「職場におけるハラスメント防止指針」を策定し、周知を行った。 ・本指針の着実な推進により、人権が尊重される良好な職場環境を築いていく。 ・毎年新規採用職員に対して研修を実施しており、平成26年度からは課長級以上の全ての管理職に対し、ハラスメント防止研修を実施した。 ・庁内研究機関「男女共同参画推進研究会」を中心に職員の意識改革に取り組んでいる。 	<p>【率先した「摂津市男女共同参画」の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織として、更なる知識や認識の向上を図る必要があることから、未実施の階層の職員に対し、順次ハラスメント防止研修を実施する。 ・全ての職員に対し研修を実施した後、平成26年4月に実施した「職場におけるハラスメントに関する職員アンケート」と同様又は類似のアンケートを改めて行い、現状把握と分析を行ったうえで、今後の施策展開の検討を進める。 ・研修の中で具体的な事例を盛り込むと、理解が深まりやすいため、講師に効果的となる事例を紹介いただくよう依頼を行う。
◎様々な分野への男女共同参画の促進	<p>【女性の様々な分野・役職への参画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ウィズせつつカレッジ」の開催をはじめ、あらゆる分野での女性の参画率向上に向けた取組みを行っており、「摂津市防災会議女性専門委員会」に卒業生から2人参画するなど効果が見られている。 ・本市の審議会等における女性の参画状況調査では、平成26年4月1日時点で女性の参画率34.0%となっており、平成32年度目標数値である35.0%に大きく近づいている。 <p>【男性の地域・家庭生活への参加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「せつつパパスクール」や「男の知っ得セミナー」などを開催し、ワークライフバランスや夫婦のパートナーシップ、男性介護などを学ぶ講座を通じて男性の地域・家庭生活への参加が可能となるような啓発に取り組んでいる。 ・講座を通じて、男性に男女共同参画センターの存在を知っていただくきっかけとなった。 	<p>【女性の様々な分野・役職への参画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「審議会等への女性委員の登用指針」に基づき、数値目標を導入するなど、各分野間で差がなく、達成できるように働きかけていく。 <p>【男性の地域・家庭生活への参加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性介護講座については定員を超える応募があるが、男性育児（子育て・孫育て）は応募が集まりにくいことが課題となっており、今後は関係機関と連携した更なる周知が必要である。 ・各世代における時代の変化に対応した男性対象講座の再構築とさらなる周知を進めていく。

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
<p>○男女共同参画の視点による市民活動支援</p>	<p>【乳幼児一時預かり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウィズせつつが行う講座やイベントをはじめとして、1歳6か月から就学前児を対象とした一時預かりを実施している。 <p>【男女共同参画の視点を持った市民団体への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画市民企画協働事業として、「チャレンジ企画」「ジャンプ企画」「ふらっと企画」などを実施し、男の料理教室などの活動に対する支援を行っている。 ・ウィズせつつフェスタのセミナー企画を募集し、活動に対する支援を実施している。 	<p>【乳幼児一時預かり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市主催のすべての講座や会議において、乳幼児の一時預かりを実施するよう継続して依頼を行っていく。 <p>【男女共同参画の視点を持った市民団体への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協働事業への応募団体が拡大するよう、啓発の強化を図るとともに、より必要性が高い事業の実施に努める。 ・男女共同参画の視点を持ち啓発活動ができる団体の育成を図り、活動の拡大を進めていく。

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
<p>◎女性に対するあらゆる暴力の防止</p>	<p>【DV被害防止に関する学習・啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DVと児童虐待が密接な関係にあることから、「パープルリボン&オレンジリボンキャンペーン」(11月12日～25日)としてパネル展とともに、講座・講演会を実施しており、さまざまな年代の市民に対し、女性と子どもに対する暴力根絶についての啓発を図ることができている。 ・女性、子ども、高齢者、障害者に対する暴力・虐待を防止する摂津市独自の「摂津市虐待等防止キャンペーン期間」(11月10日～12月10日)では関係機関と連携し広報活動やパネル展等の啓発を実施している。 <p>【関係機関との綿密な連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「DV防止ネットワーク会議」や複合事案の発生に対する関係機関および実務担当者会議(ケース検討会)において具体的な支援策の検討を行うとともに、情報を共有化することで適切な支援につなぐことができている。 <p>【男女共同参画センターの相談事業の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「女性のための相談室」を開設し、DVホットラインをはじめカウンセリング相談など、家庭や社会の中で女性が抱えるさまざまな悩みや問題を、専門の女性相談員による対応が進められている。 ・場の提供(法律相談、面接相談、電話相談)にとどまらず、女性相談員が各種相談の前にインテークをすることから、よりきめ細かい対応が可能となり、深刻なDVや虐待被害などの早期発見の一助を担っている。 ・関係機関や医療機関などにPRを実施するとともに相談員の研修派遣やケース検討会議を開催し、市民相談機関についての周知とともに、ケースごとの細やかな対応を図ることができた。 	<p>【DV被害防止に関する学習・啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャンペーンの継続した実施に努め、さらなる周知を図るとともに、効果的なパネル展、講座・講演会の検討を行う。 <p>【関係機関との綿密な連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DVなど、女性に対する暴力に関する相談は複雑であり、特に子どものいるケースなどは深刻化していることから、これまで以上に他機関、他課との連携が不可欠となっているため、「DV防止ネットワーク会議」において情報の共有化やケース検討等を行う。 ・日頃からのお互いの分野への理解と協力が不可欠であることからそれぞれの分野の研修会に参加するなど知識の共有化を図る。 <p>【男女共同参画センターの相談事業の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談員の資質向上と、いつでも相談できる職員体制の構築を図る。

特色や魅力のある取組みとして進めていくこと		
施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
▶女性のための相談の充実	【相談機会の拡充】 <ul style="list-style-type: none"> 第3・第4火曜日は午後8時まで相談室を開室している。 平成27年度より相談室開室日に「総合相談電話」を設置したことにより、相談件数が増加傾向にある。 	【相談機会の拡充】 <ul style="list-style-type: none"> 相談件数が増加傾向にあることから、今後の相談件数も増加することが予想される。 相談の機会を拡充するため、夜間も含め、開室時間について検討していく。
▶市民団体の交流の促進と人材の活用	【市民団体の交流促進と人材活用】 <ul style="list-style-type: none"> 複数団体によるコラボレーションとして、「ハピママの楽育ひろば」などを実施しており、団体の交流や学びが深まるとともに、30歳代を中心に若い層のセンター利用者の増加につなげることができた。 	【市民団体の交流促進と人材活用】 <ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画の視点を持ちつつ、啓発など、市民にむけて発信していくことのできる団体の育成とエンパワメントできる講座などの実施に向けた検討を行う。 団体のグループ化をめざした講座の設定についても検討を進める。

4. 協働の取組みとして特に実施したこと

○男女共同参画センターにおいて、協働事業として「チャレンジ企画」（市民団体が企画した講座事業を共催）、「ジャンプ企画」（市民団体が企画、主催、市は広報や受付を担当）を実施。
○市民企画協働事業として、男女共同参画の視点で考えた企画や女性のエンパワメントにつながる講座の実施。
○各団体の1年間の活動発表の場として「ウィズせつつフェスタ」を開催。

5. 各種指標の現状

【平成32年度に実現している姿】								
◇ジェンダー（社会的性別）に基づく差別や偏見、固定的な性別役割分担意識が、より解消されています。								
◇男女がともに責任を担い、社会のあらゆる分野に参加・参画しています。								
◇女性に対するあらゆる暴力がなくなっています。								
実現している姿を確認する指標について								
【指標と実績】	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成32年度
男女平等に関する市民意識調査で「平等になっている」と回答した割合	目標	—	—	調査実施なし	調査実施なし	※目標値は市民意識調査の実施を予定している平成27年度に設定		20.0%
	実績	—	20.7%	調査実施なし	調査実施なし			—
各種審議会等への女性の参画率	目標	—	—	—	30.0%	30.0%	30.0%	35.0%
	実績	27.8%	28.1%	27.5%	28.7%	27.1%	34.0%	—
DV相談の件数	目標	—	—	—	80件	85件	150件	45件
	実績	42件	64件	100件	140件	117件	86件	—
市民意識調査結果（H27調査）								
				比率		順位		
満足比率				21.9%		31		
「どちらともいえない」の比率				63.8%		—		
不満比率				8.1%		49		
期待度	満足度			ギャップ値 (期待度－満足度)		ギャップ順位		
3.49 (43位)	3.13 (9位)			0.36		47		

6. 総括

施策全体の評価	○
施策全体の評価理由と今後の方向性	<p>職員に対する「摂津市男女共同参画計画」の推進に向けた全庁的な意識改革をはじめ、近年の大きな課題であるDVをはじめとする相談事業について、相談体制を整えることができたことなど、施策全体として一定の進捗があったと言える。</p> <p>ただし、DVなど女性に対する暴力に関する相談は複雑であり、特に子どものいるケースなどは深刻化していることから、さらなる取組みが求められるところである。</p> <p>今後については、男女が共同で参加・参画できるまちの構築と女性に対するあらゆる暴力の根絶に向け、関係機関との連携強化を図り、職員をはじめ、市民全体の意識向上に向けた取組みを推進していく。</p>

4-3. 誰もが安心していきいきと暮らすことができるまちにします

4-3-1 地域の福祉活動が活発なまちにします

1. 基本項目（総合計画に掲載している内容）

まちづくりの目標	4 暮らしにやさしく笑顔があふれるまち	計画書頁	103-104
政策	3 誰もが安心していきいきと暮らすことができるまちにします		
施策	1 地域の福祉活動が活発なまちにします	担当部 (統括部)	保健福祉部
担当課	保健福祉課・高齢介護課		
基本方向	高齢者や障害のある人、子育て中の親子など支援を必要とする人に対する、地域住民の主体的な支え合い・助け合いの福祉活動を支援します。		
現行計画に掲載中の現状と課題	全小学校区における「ふれあいサロン」の実施、「摂津市地域福祉計画」の策定、地域福祉活動拠点の整備、コミュニティソーシャルワーカーの配置などの取組みにより、地域における福祉活動の必要性が認識されるようになりました。しかし、活動の担い手が充足しているとは言えず、地域住民をはじめ、市内勤労者・学生など、より多くの人々の主体的な参加を促すとともに、新たな活動を生み出す支援体制の充実が課題となっています。また、地域課題は複雑・多様化しており、重層的な地域福祉活動の展開が求められることから、関係機関や活動団体の連携を強化することが必要です。		

2. 法令・制度や関連する社会経済環境の変化

<p>近年、社会状況が急速に変化する中で、少子高齢化や家族形態の変容などにより、様々な課題を抱える世帯が増加している。このような中では、福祉サービスの充実だけでなく、地域福祉を推進し、地域の暮らしを守るより所として、地域の中で人々が互いに助け合い、人と人とのつながりを構築することが重要となっている。</p> <p>「ともに協力し、ともに生きる地域社会」づくりを進めるために、平成 26 年度には「第 3 期大阪府地域福祉支援計画」が策定され、平成 27 年 3 月には国において地域福祉計画に追記する事項などが提示された。このような状況を受けて、本市においても平成 27 年度に第 3 期摂津市地域福祉計画の策定を予定している。</p>

3. 施策の展開別評価（◎は重点的な取組み）

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
◎地域福祉活動支援の強化	<p>【地域福祉活動の中核的施設を整備し、各機関の連携を強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 24 年度に、社会福祉協議会、地域包括支援センター、ボランティアセンター等が入居する地域福祉活動支援センターを開設した。平成 25 年度には、地域包括支援センター業務を社会福祉協議会に委託し、地域福祉活動の中核拠点として情報収集・発信、相談・コーディネートを一体的に行える体制が整備された。 <p>【地域福祉活動の情報収集や活動のコーディネートなどの実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域福祉活動支援センターにおいて地域福祉活動に携わる関係団体間の情報交換会や研修会等を実施し、情報共有や連携の強化を図っている。 	<p>【地域福祉活動の中核的施設を整備し、各機関の連携を強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会、地域包括支援センター、ボランティアセンターについて、さらなる機能強化、認知度向上に向け、取組みを進める。 <p>【地域福祉活動の情報収集や活動のコーディネートなどの実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 校区等福祉委員会など、地域福祉に携わる新たな人材の発掘・育成に取り組む。
◎地域福祉活動拠点の整備	<p>【全中学校区に地域福祉活動拠点を整備、小学校区における整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 25 年度に、第五中学校区にさわやか広場とりかいを開設し、市内 4 中学校区において地域福祉活動拠点が整備されている。各校区等福祉委員会で地域の状況に合わせた活動を展開されている。 	<p>【全中学校区に地域福祉活動拠点を整備、小学校区における整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 未整備の中学校区における整備について、地域の意向等の把握を含め、検討する。また、各校区等福祉委員会の活動を踏まえ、今後の地域福祉活動拠点のあり方を検討する必要がある。

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
○小地域ネットワーク活動の充実	<p>【校区福祉委員会への支援強化、小規模ネットワーク活動を充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 24 年度に、地区福祉委員会を校区等福祉委員会に一本化し、より地域に密着した小地域ネットワーク活動を行える体制を構築した。活動の担い手であるボランティアリーダー養成や関係団体間の情報共有等についての講座を開催し、活動の充実を図っている。 	<p>【校区福祉委員会への支援強化、小規模ネットワーク活動を充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者支援制度における見守りの一翼を校区等福祉委員会が担える体制づくりを進める。 担い手が高齢化傾向にあり、新たな担い手の育成に取り組む。
○福祉関連団体への支援の強化	<p>【福祉関連団体の活動を支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 24 年度に、地域福祉活動の中核拠点として地域福祉活動支援センターを開設した。 <p>【団体間のネットワークづくりを支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域福祉活動支援センターを拠点とし、地域福祉活動に携わる関係団体が共同でボランティアフェスティバルや各種講座を開催し、ネットワークの強化を図っている。 	<p>【福祉関連団体の活動を支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域福祉活動に携わる関係団体へさらなる周知を図る。 <p>【団体間のネットワークづくりを支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域福祉活動に携わる関係団体の交流を深める支援を実施するとともに、施設間におけるネットワーク構築に取り組む。
特色や魅力のある取組みとして進めていくこと		
▶地域福祉活動拠点における地域福祉活動の推進	<p>【地域福祉活動拠点を整備し、地域福祉活動を推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 25 年度に、第五中学校区にさわやか広場とりかいを開設し、市内 4 中学校区において地域福祉活動拠点が整備されている。各校区等福祉委員会で地域の状況に合わせた活動を展開されている。 	<p>【地域福祉活動拠点を整備し、地域福祉活動を推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 未整備の中学校区における整備について、地域の意向等の把握を含め、検討する。また、各校区等福祉委員会の活動を踏まえ、今後の地域福祉活動拠点のあり方を検討する必要がある。
▶地域福祉活動推進のコーディネート機能強化	<p>【施設のネットワークの構築、コーディネート機能強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域福祉活動支援センターを拠点とし、地域福祉活動に携わる関係団体が共同でボランティアフェスティバルや各種講座を開催し、ネットワークの強化を図っている。 	<p>【施設のネットワークの構築、コーディネート機能強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域福祉活動に携わる関係団体の交流を深める支援を実施するとともに、施設間におけるネットワーク構築に取り組む。

4. 協働の取組みとして特に実施したこと

- 地域福祉活動の中核拠点として地域福祉活動支援センターを開設し、同センターを拠点に、地域福祉活動に携わる関係団体間の情報交換会や研修会等が実施され、情報共有や連携の強化が図られた。
- 地域福祉活動拠点として、さわやか広場とりかいを開設し、地域の自主的な福祉活動等のための場の提供及びボランティアの育成・相談・支援の充実が図れた。
- 校区等福祉委員会と連携・協働し、サロン活動を中心とした小地域ネットワーク活動などを支援している。

5. 各種指標の現状

【平成 32 年度に実現している姿】									
◇全小学校区に地域福祉活動拠点が整備され、福祉関連団体、福祉施設、事業者、商店街、学校などが連携し、多くの地域住民とともに活発な地域福祉活動が展開されています。									
◇社会福祉協議会、地域包括支援センター、ボランティアセンターの連携が進み、市民が地域福祉活動に取り組みやすくなっています。									
実現している姿を確認する指標について									
【指標と実績】	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 32 年度	
地域福祉活動拠点の数	目標	—	—	3 か所	4 か所	4 か所	4 か所	5 か所	10 か所
	実績	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	4 か所	4 か所	—	—
ボランティア保険の利用者数	目標	—	—	1,200 人	1,300 人	1,400 人	1,500 人	1,600 人	2,100 人
	実績	1,128 人	1,151 人	925 人	998 人	959 人	926 人	—	—
ふれあいいきいきサロンの実施回数	目標	—	—	510 回	530 回	540 回	550 回	560 回	610 回
	実績	387 回	500 回	525 回	538 回	521 回	519 回	—	—
市民意識調査結果 (H27 調査)									
			比率			順位			
満足 of 比率			26.6%			12			
「どちらともいえない」 of 比率			53.5%			—			
不満 of 比率			13.9%			26			
期待度		満足度		ギャップ値 (期待度－満足度)		ギャップ順位			
3.81 (18 位)		3.13 (10 位)		0.68		24			

6. 総括

施策全体の評価	○
施策全体の評価理由と今後の方向性	<p>地域福祉活動の中核拠点として地域福祉活動支援センターが開設されるとともに、第五中学校区に新たな地域福祉活動拠点「さわやか広場とりかい」を開設し、市内の4中学校区において地域福祉活動拠点が整備されたことで、中核拠点を軸とした地域ネットワーク拠点が一定構築された。また、ボランティアフェスティバルや各種講座を通じ、地域福祉活動に携わる関係団体間のネットワークの強化を図るなど、施策全体を通じて一定の進捗が見られた。</p> <p>今後については、地域福祉活動支援センターが情報収集・発信等を行うとともに、校区等福祉委員会等と情報の共有を行うことで、有機的につながる体制の構築・強化を図っていく。また、地域福祉活動に携わる関係団体間の交流、地域福祉に携わる新たな人材の発掘・育成を引き続き支援していく。</p>

4-3-2 高齢者が地域で自立し生活できるまちにします

1. 基本項目（総合計画に掲載している内容）

まちづくりの目標	4 暮らしにやさしく笑顔があふれるまち	計画書頁	105-106
政策	3 誰もが安心していきいきと暮らすことができるまちにします		
施策	2 高齢者が地域で自立し生活できるまちにします	担当部 (統括部)	保健福祉部
担当課	高齢介護課・保健福祉課		
基本方向	高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活し続けることができるよう、必要なサービスが提供できる体制を整備するとともに、地域社会全体で高齢者の生活を支える仕組みを構築します。		
現行計画に掲載中の現状と課題	4 期にわたる「摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、介護施設や在宅福祉サービスの整備は大きく進みました。今後は、認知症の人とその家族に対する支援をはじめ、虐待防止や成年後見制度などの権利擁護の取組み、介護予防、健康づくりなどの取組みを強化していく必要があります。そのためには、総合相談窓口である地域包括支援センターの周知をより積極的に行うとともに、ボランティア団体をはじめとした地域住民組織の参画など、地域における新たな相互扶助の機能を構築していく必要があります。		

2. 法令・制度や関連する社会経済環境の変化

<p>【地域包括支援センター】</p> <p>国では、高齢者が年齢を重ねても住み慣れた地域で生活し続けられるよう、入院・入所を支援する方向から、在宅生活を支援する方向へのシフトを行っている。また、独居高齢者の増加、認知症高齢者の増加、高齢者が抱える課題の多様化等により、高齢者の相談機関として地域包括支援センターはますます重要になってきている。このような状況の中、平成 27 年度の「介護保険法」改正では地域包括支援センターの機能強化が求められている。</p> <p>【認知症】</p> <p>厚生労働省は、平成 24 年 9 月に認知症施策推進 5 か年計画（オレンジプラン）を策定し、平成 25 年度から平成 29 年度までの認知症施策の方向性を示した。また、平成 27 年 1 月には、認知症施策をより一層推進するため、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）を策定したところである。</p> <p>現在、全国の認知症高齢者は平成 24 年時点で 462 万人と見込まれており、平成 37 年度には約 700 万人まで増加するとの推計がされている中、認知症の人が単に支えられるだけでなく、住み慣れた地域でその人の意思が尊重され生活し続けることのできる環境づくりが求められている。</p>

3. 施策の展開別評価（◎は重点的な取組み）

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
◎地域ケアの体制の強化	<p>【地域ケア・高齢者虐待防止ネットワークの機能強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域ケア・高齢者虐待防止ネットワーク代表者会議において虐待問題について構成機関で協議を行うとともに、平成 25 年度より「地域ケア会議」を立ち上げた。 平成 26 年度からは、中学校区ごとに年 3 回の「地域ケア会議」を実施し、各地域の情報共有や事例検討を行った。 	<p>【地域ケア・高齢者虐待防止ネットワークの機能強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事例の解決や地域課題の解決について、関係機関と連携を図りながら進めていくことが課題である。 引き続き、地域ケア・高齢者虐待防止ネットワーク代表者会議において虐待問題について構成機関で協議を行うとともに、中学校区ごとに地域ケア会議を開催し、事例検討や地域課題の検討を行う。

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
<p>◎認知症の人に対する取組みの強化</p>	<p>【認知症に対する正しい知識の啓発活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険事業者や認知症支援ボランティアグループ等が一堂に会する「認知症支援プロジェクトチーム」において市民、事業者と連携し、認知症の方やその家族に対する支援の検討を進めている。 ・平成 27 年度には、認知症の人や家族を支援する市内の情報を取りまとめた冊子を作成した。 <p>【認知症の人やその家族を支援するサービスの創設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年 4 月から「認知症高齢者等徘徊 SOS ネットワーク」を立ち上げ、認知症により行方不明となった人を早期に発見する体制を構築した。 	<p>【認知症に対する正しい知識の啓発活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き認知症支援プロジェクト会議において、認知症に関する正しい知識の普及・啓発を行う。 <p>【認知症に対する正しい知識の啓発活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域で認知症の人やその家族を支える体制が充実するよう、認知症支援ボランティアグループへの支援を行う。 ・今後の課題として、国において、平成 27 年 1 月に認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン) が策定されたことから、新たな取組みの検討を行う。
<p>◎相談支援事業の充実</p>	<p>【関係機関・団体との連携強化・地域包括支援センターの機能強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年 4 月から地域包括支援センターを摂津市社会福祉協議会に委託し、高齢者の総合相談窓口としての地域包括支援センターの機能が強化された。 ・介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画策定時のアンケートでは、地域包括支援センターについて「知っている」「聞いたことはある」と回答した割合が、43.3% (平成 23 年度) から 52.5% (平成 26 年度) に上がっており、地域包括支援センターの認知度が上がっていることがうかがえる。 	<p>【関係機関・団体との連携強化・地域包括支援センターの機能強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターにおける相談対応件数について、平成 20 年度に 191 件であったが、平成 26 年度には 463 件と 2.42 倍になっており、増加する相談への対応が課題である。 ・平成 27 年度の介護保険法改正において地域包括支援センターの機能強化が謳われており、引き続き、地域包括支援センターが高齢者の総合相談窓口として進めて行く。

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
<p>○介護予防、健康づくりの推進</p>	<p>【介護予防の充実・既存施設の介護予防拠点としての利用促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護予防や健康増進のため、はつらつ元気でまっせ講座を市内の集会所等、毎年6か所で実施している。 はつらつ元気でまっせ講座を1クール4回から6回コースに増やすとともに、口腔ケア、栄養指導を実施している。 <p>【「摂津みんなで体操三部作」の普及】</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護予防事業やふれあいリハサロン、老人クラブ等にCD、DVD、ソフティボール、重錘バンドの貸出を行っている。 地区体育祭等において、体操三部作を準備体操として活用してもらうよう働きかけ、平成26年度は6小学校区にて実施した。 講座後も地域で継続して健康づくりに取り組めるよう、市民リーダー団体であるいきいき体操の会が主となり、自主グループの育成を図り、自主グループの交流、支援を行うことにより、平成26年度には50グループが登録している。 <p>【自主グループの育成・支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「まちごとフィットネス！ヘルシータウンせっつ事業」として、ウォーキングなどを通じて市民の効果的な健康づくりに寄与できる取組みを開始した。 平成25年度に育成した自主グループであるウォーキング推進リーダーと共に平成25、26年度にウォーキングコースの設定と健康器具の設置を行った。 	<p>【介護予防の充実・既存施設の介護予防拠点としての利用促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> はつらつ元気でまっせ講座の実施において、有効となるPR方法の検討を行う。 <p>【「摂津みんなで体操三部作」の普及】</p> <ul style="list-style-type: none"> DVD等の健康グッズの貸出については、利用状況の確認を行い、既存グループの活動支援と新規グループの支援方法のあり方について検討していく。 <p>【自主グループの育成・支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自主グループの増加とともに、支援者であるリーダーのマンパワー不足と、男性の参加率が低いことが課題である。 自主グループの活性化とリーダー養成を関係各課と連携し実施する。 引き続き、ウォーキング推進リーダーには、新規ウォーキングコースの策定に積極的に関わっていただくとともに、既存コースの活用についても検討していく。 ウォーキング推進リーダーの自主的活動への支援方法のあり方や有効となるPR方法の検討を進める。
<p>特色や魅力のある取組みとして進めていくこと</p>		
<p>▶認知症の人とその家族への支援</p>	<p>【認知症サポーター養成講座の開催と認知症の人とその家族を支援する事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症サポーター養成講座を継続的に開催し、認知症に関する正しい知識の普及啓発活動を行い、認知症サポーター養成講座の講師役となる認知症キャラバンメイトを含め、2,173名（平成26年度末）の認知症サポーターを養成した。 平成27年度には、子どもを対象とした「認知症キッズサポーター養成講座」を開催し、11名の子どもが参加した。 	<p>【認知症サポーター養成講座の開催と認知症の人とその家族を支援する事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に関する正しい知識の普及・啓発を行う。 認知症サポーターによる認知症の方や家族へ支援がより充実するよう、認知症支援ボランティアグループへの支援を行う。

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
<p>▶地域ケア・高齢者虐待防止ネットワークの機能強化</p>	<p>【地域会議の開催・高齢者の権利擁護と相談受付、早期対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア・高齢者虐待防止ネットワーク代表者会議において虐待問題について構成機関が協議を行うとともに、平成 25 年度より地域ケア会議を立ち上げた。 ・平成 26 年度からは、中学校区ごとに年 3 回の地域ケア会議を実施し、各地域の情報共有や事例検討を行っている。 	<p>【地域会議の開催・高齢者の権利擁護と相談受付、早期対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例の解決や地域課題の解決について、関係機関と連携を図りながら進めていくことが課題である。 ・今後も、中学校区ごとでの地域ケア会議の開催を継続し、事例検討や地域課題の検討を進める。 ・継続して、地域ケア・高齢者虐待防止ネットワーク代表者会議において虐待問題について構成機関で協議を実施する。
<p>▶「摂津みんなで体操三部作」の普及</p>	<p>【「摂津みんなで体操三部作」の新たなグループづくりの支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いきいき体操の会が中心となって、自主グループや市民体育祭等の各種イベント時に「摂津みんなで体操三部作」を実施し、普及を図っている。 ・平成 26 年度からは、保育所・幼稚園で、地域の高齢者がこども達と一緒に三部作の体操を行う「たちより体操タイム」を実施し、世代間交流をしながら三部作体操の普及と新たなグループづくりを進めた。 	<p>【「摂津みんなで体操三部作」の新たなグループづくりの支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いきいき体操の会の活躍の場が広がるにつれ、マンパワー不足が課題である。 ・「摂津みんなで体操三部作」を高齢者のみならず若年者にも知っていただくことにより、早くから介護予防の取組ができるよう、普及啓発を行うとともに、マンパワーの確保を図っていく。

4. 協働の取組みとして特に実施したこと

- 平成 22 年度から、介護保険事業者、老人介護者（家族）の会、社会福祉協議会、認知症支援ボランティアグループが一堂に会して認知症の支援について話し合う「認知症支援プロジェクト会議」を立ち上げ、月 1 回会議を行っている。
- 認知症支援ボランティア団体が 2 団体立ちあがった。
- 市内介護施設を利用した「なつかしカフェ」を開催。
- 家族の会によるカフェの開始。
- 健康づくり自主グループの立ち上げ。
- 市民のリーダーが中心となり、自主グループ交流会を運営開始。
- ウォーキング推進リーダーの育成。
- 新ウォーキングコースのコース開き。
- 既存のウォーキングコースのウォーキングイベント。

5. 各種指標の現状

【平成 32 年度に実現している姿】								
◇認知症の人とその家族が安心して地域で暮らすことができます。								
◇多くの市民に地域包括支援センターなどの相談窓口や各種サービスが知られ、利用しやすくなっています。								
◇自ら介護予防や健康づくりに取り組む人が増えています。								
実現している姿を確認する指標について								
【指標と実績】	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
認知症サポーター数（養成講座受講者数）	目標	—	1,100 人	1,400 人	1,700 人	2,000 人	2,300 人	2,500 人
	実績	629 人	881 人	1,347 人	1,571 人	1,839 人	2,173 人	—
地域包括支援センターへの相談件数	目標	—	260 件	270 件	280 件	300 件	310 件	350 件
	実績	244 件	244 件	254 件	252 件	334 件	463 件	—
健康づくり自主グループの数	目標	—	35 グループ	36 グループ	45 グループ	50 グループ	55 グループ	50 グループ
	実績	31 グループ	34 グループ	37 グループ	42 グループ	42 グループ	50 グループ	—
市民意識調査結果（H27 調査）								
			比率			順位		
満足比率			23.9%			24		
「どちらともいえない」の比率			54.6%			—		
不満比率			16.1%			21		
期待度	満足度		ギャップ値 (期待度－満足度)		ギャップ順位			
3.87 (11 位)	3.05 (23 位)		0.82		11			

6. 総括

施策全体の評価	○
施策全体の評価理由と今後の方向性	<p>認知症支援者、介護予防講座受講者、認知症支援ボランティア等の数の面では着実な増加が行えている。また、地域ケアの体制、地域包括支援センターの機能強化や健康づくりに取り組む自主グループの増加など、施策全体として、一定の進捗が見られる。</p> <p>一方で、「高齢者保健福祉計画」・「介護保険事業計画」策定にあたり実施した調査では、制度・講座について知らないと回答している人が一定数いることから、各種講座に積極的に参加する人とまったく参加しない人の二極化が生じてしまっているのではないかと推測される。まったく参加しない人が何らかの活動に参加できるよう、情報提供を強化していく必要がある。今後も、高齢者は増加し、介護・医療等何らかの支援が必要な人も増えることが想定され、同時に相談件数の増加も見込まれることから、増加する相談に対応できる体制強化と介護予防や健康づくりのさらなる取組み、周知や人材育成を図り、地域に根付く支援を推進していく。</p>

4-3-3 高齢者が社会参加できるまちにします

1. 基本項目（総合計画に掲載している内容）

まちづくりの目標	4 暮らしにやさしく笑顔があふれるまち	計画書頁	107-108
政策	3 誰もが安心していきいきと暮らすことができるまちにします		
施策	3 高齢者が社会参加できるまちにします	担当部 (統括部)	保健福祉部
担当課	高齢介護課		
基本方向	高齢者が健康づくりや生きがいがづくりなどの活動に取り組み、地域活動や就労の場で知識や技能を発揮したり、交流したりすることができるよう支援します。		
現行計画に掲載中の現状と課題	老人クラブの組織率は低い状況にあります。自主的な運営が図られるようになり、地域福祉活動の推進に大きな役割を果たすようになってきました。また、シルバー人材センターは会員数や受注金額を着実に増やすなど高齢者の就労の受け皿となってきましたが、経済の悪化などにより厳しい状況にあります。今後は、老人クラブやシルバー人材センターへの加入にとどまらず、地域において高齢者が健康づくりや生きがいがづくりなどの活動に取り組み、様々なグループや世代との交流、就労などを通じて、持っている知識や技能を発揮し、地域で活躍できるよう支援していく必要があります。		

2. 法令・制度や関連する社会経済環境の変化

<p>2015年（平成27年）に800万人に上る団塊の世代が65歳となり、社会保障費の大幅な増加が見込まれる。その10年後には、団塊の世代が75歳以上となる2025年問題が控えており、65歳を迎えた団塊の世代が生涯現役として社会参加できるよう、多様な形態で働ける場の確保や提供を行うシルバー人材センターへの期待が高まっている。</p> <p>シルバー人材センターは、平成27年度から、若者を支えるため、育児分野等に地域高齢者を活用していくことを目的とした高齢者活用・現役世代雇用サポート事業を開始した。</p>

3. 施策の展開別評価（◎は重点的な取組み）

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
◎地域活動の促進・人材育成	<p>【老人クラブをはじめ、地域の自主グループの支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 老人クラブ加入者数の増加のために、老人クラブの魅力を知ってもらおうと、加入者以外の方も気軽に参加できる喫茶を定期的に関開くなどの取組みを行っている。 <p>【高齢者が自ら教養を深め、活躍できる仕組みの展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> いきいきカレッジの新規受講生の発掘・拡大に向け、市広報、自治連合会や民生児童委員協議会、老人クラブ各行事などを通じた周知に取り組んだ。 	<p>【老人クラブをはじめ、地域の自主グループの支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 老人クラブ加入者数は増加の兆しが見られず、減少傾向にある。加入者以外の方も参加できる喫茶の開催場所の拡大などに取り組んでいく。また、加入者の高齢化も顕著で、役員などの人材不足が課題となっている。引き続き、加入者の増加策について検討していく。 <p>【高齢者が自ら教養を深め、活躍できる仕組みの展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> いきいきカレッジの受講生の拡大に取り組んでいるが、顕著な改善が見られない。開講科目をニーズに合ったものに見直すとともに、周知方法を再検討する。

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
◎高齢者の就労支援	【シルバー人材センターの支援】 ・シルバー人材センターから提出される経営改善計画などをチェックし、必要に応じて助言・指導・支援を行っている。	【シルバー人材センターの支援】 ・一般労働者派遣事業及び就業紹介事業の開始、土日祝日に正社員が常駐している体制の整備、知識向上のための外郭団体と連携した研修会の開催、他市との人事交流などの取組みを支援する。 ・シルバー人材センターの会員数を増やすための活動、発注者と会員の希望の乖離を防ぐ活動に対する支援や助言に取り組む。 ・自主財源の確保を促し、法人としての自主運営をしてもらうことで、市への依存体質を脱却させる。 ・会員の希望と仕事の確保がミスマッチしていることに対する支援や助言に取り組む。
特色や魅力のある取組みとして進めていくこと		
▶老人クラブとの連携による介護予防の推進	【市と連携した介護予防事業の展開】 ・春と秋に各地区2回、1年に合計8回の高齢者向け体力測定を摂津市老人クラブ連合会に委託し、実施している。	【市と連携した介護予防事業の展開】 ・老人クラブ会員以外の一般の参加者数の拡大に向けて取組み、介護予防を推進していく。

4. 協働の取組みとして特に実施したこと

○体力測定を老人クラブに委託した。
○いきいきカレッジのOB会の活動の促進支援に力を入れ、いきいきカレッジ卒業生による知識などの地域還元に向け、意識向上に取り組んだ。

5. 各種指標の現状

【平成 32 年度に実現している姿】										
◇高齢者が地域において、社会貢献など様々な活動を活発に行っています。										
◇多くの高齢者がいきいきと働いています。										
実現している姿を確認する指標について										
【指標と実績】	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 32 年度		
老人クラブ加入者数	目標	—	—	3,500 人	3,600 人	3,600 人	3,600 人	3,600 人	4,100 人	
	実績	3,479 人	3,463 人	3,418 人	3,330 人	3,226 人	3,096 人	—	—	
いきいきカレッジの修了者数	目標	—	—	90 人	90 人	90 人	90 人	96 人	96 人	
	実績	87 人	83 人	89 人	87 人	82 人	76 人	—	—	
シルバー人材センターの会員数	目標	—	—	1,120 人	1,140 人	1,150 人	1,160 人	1,170 人	1,300 人	
	実績	1,126 人	1,107 人	1,136 人	1,134 人	1,057 人	1,025 人	—	—	
市民意識調査結果 (H27 調査)										
			比率				順位			
満足			23.5%				26			
「どちらともいえない」			56.1%				—			
不満			14.4%				25			
期待度		満足度		ギャップ値 (期待度－満足度)		ギャップ順位				
3.81 (17 位)		3.08 (18 位)		0.73		18				

6. 総括

施策全体の評価	○
施策全体の評価理由と今後の方向性	<p>老人クラブと連携した高齢者向け体力測定や健康づくり、生きがいをづくりに向けた取り組みなどを進め、施策全体として一定の進捗があったといえる。但し、老人クラブ加入者、いきいきカレッジ受講者、シルバー人材センター登録者は減少を続けており、さらに取り組みを強化する必要がある。</p> <p>今後について、老人クラブにおいては、加入者数の増加をめざし、加入者以外の方も参加できる喫茶の開催場所を増やす等の取り組みを進める。いきいきカレッジにおいては、時代のニーズにあった開講科目の選定と周知のさらなる徹底に力を入れ、受講生拡大を図る。シルバー人材センターにおいては、会員の希望と仕事の確保におけるミスマッチの解消に向けた支援や助言に取り組んでいく。</p>

4-3-4 安心して介護を受けながら生活できるまちにします

1. 基本項目（総合計画に掲載している内容）

まちづくりの目標	4 暮らしにやさしく笑顔があふれるまち	計画書頁	109-110
政策	3 誰もが安心していきいきと暮らすことができるまちにします		
施策	4 安心して介護を受けながら生活できるまちにします	担当部 (統括部)	保健福祉部
担当課	高齢介護課・保健福祉課		
基本方向	可能な限り介護・支援を必要としないように、また、要介護状態になってもできるだけ重度化しないように、適切なサービス提供と仕組みづくりを進めるとともに、より重度の要介護者が安心して施設での生活を送ることができるようにします。		
現行計画に掲載中の現状と課題	<p>「摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、介護サービスの基盤整備は大きく進み、介護保険を補完する福祉サービスや安否確認、相談援助などの事業も充実を図ってきました。</p> <p>今後は、介護・支援に必要な財源・人材の確保、自立の支援、介護度悪化防止のために適切にサービスが提供されているかの検証、サービスの質の向上が課題です。</p> <p>また、介護・支援を可能な限り必要としないで生活を続けることができるよう、介護予防の普及啓発や地域で高齢者を支える仕組みの構築が課題です。</p>		

2. 法令・制度や関連する社会経済環境の変化

<p>超高齢化社会を迎え、日本の高齢化率は26%に達し、団塊の世代が75歳以上に達する2025年には30%を超えると予想されている。本市においても、介護保険制度開始当初に11.6%であった高齢化率が、平成27年7月末には現在24.1%に達し、今後も増え続ける見込みである。</p> <p>こうした中、平成27年度に介護保険制度が大幅に改正され、介護サービスの利用者負担の見直しや施設入所基準の見直し、一部の予防給付を保険給付から地域支援事業へ移行する等、今後の制度継続に向けた変更がなされた。また、介護サービスを提供する事業所に対する指定・指導権限を国・都道府県から段階的に市町村に移譲する方向であり、業務体制の整備が必須となっている。</p>
--

3. 施策の展開別評価（◎は重点的な取組み）

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
◎介護保険制度の適正・円滑な運営	<p>【保険給付の適正化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・摂津市給付適正化計画に基づき、要介護認定時の公平・公正な判定や適切な介護サービス提供のために、ケアプランのチェックをはじめとする各種帳票の確認や指導・助言を行った。 	<p>【保健給付の適正化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の増加に伴い給付費の増加が必至であり、保険料や利用料等の負担額とのバランスを図りながら、持続可能な制度運営に取り組む。

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
<p>◎地域における支援体制の充実</p>	<p>【ケアマネジメントの充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援を必要とする高齢者一人ひとりのニーズに沿った保健・医療・福祉サービスの調整において、関係機関との連携を図っている。 <p>【地域での自主的な介護予防を支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年度に 1 団体、平成 25 年度に 1 団体の認知症支援ボランティアグループが立ち上がっている。 <p>【認知症になっても安心して暮らせる、家族を含めた支援体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症の人と家族を見守り・支援する「認知症サポーター」を平成 26 年度末までに 2,173 名（認知症キャラバンメイトを含む）養成した。また、平成 25 年度から、認知症高齢者等徘徊 SOS ネットワークを整備し、認知症によって徘徊してしまった高齢者を発見するための見守りを強化した。 	<p>【ケアマネジメントの充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> 最適なケアとなるよう関係機関との連携強化に努める。 <p>【地域での自主的な介護予防を支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ボランティアグループを統括する摂津市ボランティアセンターの協力のもと、介護施設での支援が中心となっているボランティアグループの活動を在宅でも実施できるよう検討する。 <p>【認知症になっても安心して暮らせる、家族を含めた支援体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症サポーターの人数は増えてきているが、具体的な認知症支援の活動につながっていないという課題がある。認知症サポーター養成講座は、国において標準的な内容が設定されているものであるため、講座内容の変更は難しいが、養成講座受講後によりすんだ支援を希望する方に対して、実際の活動につながっていくような働きかけを行っていく必要がある。
<p>○介護予防の推進</p>	<p>【効果の高い介護予防や健康づくり施策の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民自らが、要介護状態にならないような取組みが、地域で継続してできるよう、出前講座でそのノウハウを指導するなど、自主グループの育成を図っている。自主グループとなった後については、いきいき体操の会が支援を行うなど、取組みを継続できる体制づくりを行っている。 校区等福祉委員会、地域役員、ボランティア、理学・作業療法士の連携により、旧小学校区ごとにふれあいリハサロンを実施し、高齢者の日々の生活に取り入れることができる体操を実施している。また、健康維持・増進のために対象者に応じた健康講話を行っている。 	<p>【効果の高い介護予防や健康づくり施策の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、身近な地域で介護予防の取組みができるよう、介護予防に関する啓発を行うとともに、自主グループを育成する。また、参加者の拡大に努めるとともに、男性の参加者拡大に向けた方策についても検討を進める。 健康体操や健康講話の内容を検証し、効果を確認していく。また、参加者へ継続の必要性を伝え、参加者の拡大に取り組んでいく。

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
<p>○介護保険サービスの確保と福祉サービスの利用促進</p>	<p>【介護保険サービスの確保、各種福祉サービスの利用促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市に指定指導権限のある地域密着型サービスを提供する事業所について、事業計画に基づき整備を行うことで、より一層の介護保険サービスの確保に努めている。 福祉サービスについては、介護保険サービスを補完するものとして、市広報、ホームページ、会議等を通じて周知を図り、サービスを必要とする高齢者への適切なサービス提供に努めている。 <p>【制度周知、相談支援、業者への助言指導の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護保険事業者連絡会と密に連携を図り、サービスの充実や周知を図った。 介護保険サービスを提供する事業者に対し、個別ヒアリングを実施し給付に関する指導助言を行っている。 	<p>【介護保険サービスの確保、各種福祉サービスの利用促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 需要と供給のバランスをとりながら、多様化したニーズに対応できる事業所の確保や認知症高齢者、独居高齢者へのサービス提供や対応に取り組む。 福祉サービスについては、サービスを必要とする高齢者への適切なサービス提供を継続する。 <p>【制度周知、相談支援、業者への助言指導の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> 65歳到達時、要介護認定申請時などの機会をとらえ制度周知を行う。介護保険事業者連絡会と連絡を図りながら事業所へのヒアリングや研修会などを通じて指導助言を行い事業の質を高める。
<p>○高齢者の尊厳と自立支援</p>	<p>【虐待防止】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年度より弁護士と社会福祉士からなる虐待対応専門職チームの派遣を受け、さらに平成26年度からは弁護士による法律相談を行う中で、虐待事例や困難事例について、専門的な助言を受け、対応にあたっている。 閉じこもりや孤立死防止のため、ひとり暮らしの登録受付、ライフサポーターの派遣、愛の一声訪問、緊急通報装置の設置、ふれあい配食サービスに取り組んでいる。 <p>【成年後見制度などの普及啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度について介護の日のイベントや講座において、市民や関係機関へ周知を図った。今後も積極的に周知をより一層行っていくことが必要である。 	<p>【虐待防止】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、虐待専門職チームの派遣や弁護士相談を活用しながら虐待事例や困難事例について対応にあたる。 閉じこもりや孤立死防止についての取り組みを進めていく。 <p>【成年後見制度などの普及啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度について、イベントや講座などを通じ、より一層の周知に取り組んでいく。
<p>特色や魅力のある取組みとして進めていくこと</p>		
<p>▶介護相談員の派遣</p>	<p>【ボランティアによる介護相談員の派遣】</p> <ul style="list-style-type: none"> 12名の介護相談員が市内の入所・通所施設23事業所を訪問し、利用者の話を聴いたり、不安の解消を図るために様々な相談に応じている。また、事業所に対しての気づきや提案を行うことで介護サービスの質の向上が図れている。 	<p>【ボランティアによる介護相談員の派遣】</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様化する相談に対応し、利用者と事業所との架け橋となるべく相談員の派遣を継続する。

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
▶認知症サポーターの養成	【認知症サポーター、認知症キャラバンメイトの養成】 <ul style="list-style-type: none"> 認知症サポーター養成講座を継続的に開催し、認知症サポーターを養成した。(2,051名(平成26年度末)) 認知症サポーター養成講座の講師役となる認知症キャラバンメイトを養成した。(122名(平成26年度末)) 	【認知症サポーター、認知症キャラバンメイトの養成】 <ul style="list-style-type: none"> 引き続き認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に関する正しい知識の普及啓発を行う。また、講座受講後に、実際の活動につなげることができるよう、認知症支援ボランティアグループへの支援を進めていく。

4. 協働の取組みとして特に実施したこと

- 市民に対する介護保険制度の周知と適正なサービスの利用啓発を目的に、事業者連絡会をはじめとする団体と協働で「介護の日イベント」を開催した。
- 認知症支援ボランティアが2団体立ち上がった。

5. 各種指標の現状

【平成32年度に実現している姿】										
◇介護度が軽度の人ができるだけ施設に入所することなく、住み慣れた居家で安心して暮らし続けることができるようになっていきます。										
◇施設は、必要度の高い人がいつでも利用できるようになっていきます。										
◇介護予防に対する理解が深まり、取組みが充実することによって、要介護認定を受ける人の割合が低くとなり、保険給付と保険料や公費負担が抑制されて、制度が安定して健全に運営されています。										
実現している姿を確認する指標について										
【指標と実績】	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成32年度		
施設・居住系サービスの利用率	目標	—	—	33.3%	34.2%	33.8%	33.6%	33.0%	37.0%以下	
	実績	34.4%	33.1%	35.1%	33.2%	32.6%	30.7%	—	—	
施設における重度者の利用率	目標	—	—	56.6%	56.5%	63.4%	70.1%	70.0%	70.0%以上	
	実績	52.4%	50.0%	49.3%	53.1%	52.7%	51.7%	—	—	
65歳以上人口に占める要介護認定率	目標	—	—	15.0%	15.7%	15.5%	15.9%	16.0%	16.7%以下	
	実績	14.2%	15.1%	14.4%	14.9%	15.2%	15.8%	—	—	
市民意識調査結果 (H27調査)										
			比率				順位			
満足			13.8%				47			
「どちらともいえない」			62.5%				—			
不満			17.7%				16			
期待度		満足度		ギャップ値 (期待度－満足度)		ギャップ順位				
3.92 (6位)		2.92 (46位)		1.00		3				

6. 総括

施策全体の評価	○
施策全体の評価理由と今後の方向性	<p>保険給付の適正化や地域密着型事業所の整備、自主グループの支援などを通じた介護予防の推進、高齢者虐待防止の取組みなど、施策を通して一定の進捗が見られた。</p> <p>今後については、高齢化の進展に伴い増加する要介護認定者や認知症高齢者、さらには多様化する介護ニーズに適切に対応すべく、取組みを進めていく。また、国が示す、「医療・介護の連携や地域包括ケアシステムの構築及び実施」や「軽度者への介護・介護予防に着眼した市町村独自の取組み」の早期実施に向け取り組んでいく。さらに、度重なる法改正や制度の複雑化・高度化、国・府からの権限移譲に対応していくため、専門性を有する担当者の育成・配置など、体制の整備に取り組んでいく。</p>

4-3-5 障害のある人の自立生活が可能なまちにします

1. 基本項目（総合計画に掲載している内容）

まちづくりの目標	4 暮らしにやさしく笑顔があふれるまち	計画書頁	111-113
政策	3 誰もが安心していきいきと暮らすことができるまちにします		
施策	5 障害のある人の自立生活が可能なまちにします	担当部 (統括部)	保健福祉部
担当課	障害福祉課・産業振興課・子育て支援課・こども教育課		
基本方向	「障害者福祉都市（ふれあい都市）宣言」の精神をふまえ、ノーマライゼーションの理念のもとに、障害のある人が地域社会において自立した日常生活を過ごすことができるよう、支援を充実します。		
現行計画に掲載中の現状と課題	「障害者自立支援法」に基づき、小規模通所授産施設や福祉作業所は障害福祉サービス事業所へと概ね移行が進み、事業所の経営基盤の強化が図られつつあります。しかし、管理・運営の基準が厳しくなっており、新たな支援策を検討し、障害のある人の地域生活や日中活動の場を確保・充実することが必要です。また、地域生活の推進においては居住の場が不足しており、確保が必要です。身体・知的・精神障害のある人の生活から就労まで、家族の支援も含めた総合的な相談窓口である総合相談支援センターが有機的に関係機関と連携し、支援体制を構築していく必要があります。		

2. 法令・制度や関連する社会経済環境の変化

<p>【障害者の権利に関する条約の締結】</p> <p>国においては、障害者の権利および尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である「障害者の権利に関する条約」を、平成 19 年 9 月に署名し、平成 26 年 1 月に批准している。</p> <p>障害者権利条約の締結に先立ち、障害者基本法の改正、障害者総合支援法の成立、障害者差別解消法の成立、障害者雇用促進法の改正など、国内法整備が行われている。障害者基本法の改正では、目的規定に基本的人権の追加、制度の谷間がないように障害者の定義の見直し、地域社会における共生、合理的な配慮の欠如を含む差別の禁止等が盛り込まれた。また、障害者総合支援法では「共生社会の実現」が盛り込まれ、障害福祉サービス等の対象に難病患者も含まれた。</p> <p>【児童福祉法の改正】</p> <p>平成 24 年 4 月から新しい制度へ移行し、障害種別ごとに分かれていた体系が一元化されるとともに、障害者手帳の有無に関わらず、療育の必要性を認められた児童も制度の対象となった。身近な地域で支援が受けられるよう、量的拡大と質の確保を図ることが求められている。</p> <p>また、地域の中核的な療育施設である児童発達支援センターは、通所利用児への支援だけでなく、地域の児童・その家族を対象とした支援や保育所等を訪問して支援するなど地域支援に対応することが求められている。</p>

3. 施策の展開別評価（◎は重点的な取組み）

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
◎障害のある人の就業・就労の支援	<p>【障害者職業能力開発センターでの訓練などを活用した、就労支援の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1年カリキュラムの職業訓練や委託訓練等で技能を身に付け、修了後の就労へつなげている。 ・障害者雇用率の引上げなどの制度見直しにより企業の受け入れが進んだことや、就業・生活支援センターが相談機関として活発に活動していることにより、就職に結びつく事例が増加している。就労移行支援事業所からの一般就労も増加している。 ・就労継続支援B型などの事業所も新たに開設され、様々な就業・就労先が確保されつつある <p>【関係機関との連携強化、障害のある人の就労や雇用に関する理解】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハローワーク等の関係機関と連携し、毎年9月に障がい者就職フェアを開催し、企業との面接の機会を提供している。 <p>【賃金水準の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉的就労の場における工賃アップは徐々に進んできているが、目標値には達していない状況にある。 	<p>【障害者職業能力開発センターでの訓練などを活用した、就労支援の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、就業訓練を実施していき、新たな就労先の開拓や障害者の多様な就労ニーズの対応に努めていく。 ・就業・生活支援センターによる就業後の定着支援の強化や就労移行・継続支援サービスと障害者職業能力開発センターとの役割の再構築など一般企業での障害者雇用が進む中での福祉的就労の場の役割を明確にしていく。 <p>【関係機関との連携強化、障害のある人の就労や雇用に関する理解】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、障がい者就職フェア等において関係機関との連携を図りながら、一人でも多くの方に就業に結びつく機会の提供を行う。 <p>【賃金水準の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産活動の活性化や経営改善、販路開拓など、安定した運営を実現するための支援策の充実に努め、工賃水準の向上をめざす。
◎障害福祉サービス基盤の整備	<p>【サービス基盤の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に就労継続支援事業所や生活介護事業所が新たに開設され、障害福祉サービス基盤の整備が進んできている。また、基幹相談支援センターを中心に計画相談支援の作成が行われ、府下でも高い実施率となっている。 <p>【近隣市町との連携強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣市町との連携を深め、障害福祉サービスに係る情報交換に取り組んでいる。 	<p>【サービス基盤の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の高齢化や重度化、親亡き後の対応、地域生活の継続などを見据えつつ地域生活支援を推進するため、入所施設等を含めた社会資源を活用するとともに、基幹相談支援センターと連携しながら地域生活支援拠点づくりを検討する。また、グループホームなどの居住系サービスの整備が進むように法人に働きかける。 ・すべての方に計画相談支援が作成され、安心して福祉サービスの利用ができるよう、さらに基幹相談支援センターの強化を図っていく。 <p>【近隣市町との連携強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、近隣市町との連携を図り、障害福祉サービスのさらなる充実に努める。

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
<p>◎当事者及び関係者の活動の支援</p>	<p>【相談や情報提供、助言の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 適切な相談や情報提供、助言を行うために、基幹相談支援センターを中心に相談支援体制を確立し、福祉サービス利用者全員のサービス利用計画作成に取り組んでいる。 <p>【創作的活動や交流、社会参加の支援、活動拠点の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者福祉協会が設立 50 周年の記念事業で、当事者の主催劇を行うなど当事者主体の支援を行った。 基幹相談支援センターが設置されている総合支援センターでは、当事者グループの会合などもあり、場の確保にも取り組んでいる。 	<p>【相談や情報提供、助言の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 基幹相談支援センターを中心にサービス利用計画をすべての方に作成し、今後は内容の精査を行っていく。 <p>【創作的活動や交流、社会参加の支援、活動拠点の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> 当事者組織に関しての支援を継続して実施する。
<p>○地域生活への移行の促進</p>	<p>【地域生活への移行を促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域移行支援や地域定着支援の福祉サービスを利用して、精神科病院や入所施設からの地域移行が徐々に行われている。また、グループホームなどの居住系サービスの整備も促進されている。 	<p>【地域生活への移行を促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域生活への移行を促進するため、今後もグループホームの整備に取り組んでいく。
<p>○障害のある人の差別禁止・権利擁護</p>	<p>【関係機関との連絡調整による虐待防止・早期発見、権利擁護のための援助】</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者虐待防止ネットワーク会議を開催して情報収集・情報共有を図るとともに関係機関との連携を深めた。 研修会を開催して虐待防止への知識を深め啓発に取り組んだ。 	<p>【関係機関との連絡調整による虐待防止・早期発見、権利擁護のための援助】</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者差別解消法の施行に合わせて庁内ネットワークの構築や職員向けの研修体制や相談体制の整備を行う。 継続して障害者虐待防止ネットワーク会議を開催して情報収集・情報共有を図るとともに、関係機関との連携を深め、虐待防止の啓発に取り組む。
<p>○障害のある子どもの支援</p>	<p>【ライフステージに応じた支援体制の構築、一貫した支援体制と療育の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育所において障害のある子どもや支援の必要な子どもの受入れを行い、助言・指導を目的として専門家、臨床心理士による巡回指導を実施した。平成 25 年度からは、公立幼稚園においても実施している。 保育士の能力向上を目的として障害のある子どもや支援の必要な子どもに関する研修会を実施した。 支援学校や支援学級への引継について、関係各課が連携し安心して入学できるように支援している。 児童福祉法の改正により平成 24 年度から開始された通所サービスを提供している。 市立障害児童センターを、地域の中核的な療育施設として位置づけ、平成 26 年度から名称も「市立児童発達支援センター」に改めた。児童発達支援、放課後等デイサービスに加えて、平成 26 年度から保育所等訪問支援を実施している。 	<p>【ライフステージに応じた支援体制の構築、一貫した支援体制と療育の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、障害のある子どもや支援の必要な子どもを保育所・幼稚園等で受入れし、巡回指導等を行いながら適切な支援を実施していく。 引き続き取組みを行うとともに、通所サービスと相談支援との連携を図り、療育の質の向上を図る。

特色や魅力のある取組みとして進めていくこと		
施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
▶就業と生活の総合的な支援	【就業面及び生活面で一体的かつ総合的な支援の提供】 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の総合相談窓口である総合相談支援センターにおいて、障害者就業・生活支援センター業務と一体的に運営し、就業面及び生活面で一体的かつ総合的な支援が提供できている。また、平成27年度から基幹相談支援センターを中心に福祉サービスを利用するすべての方へのサービス利用計画作成を進めている。 	【就業面及び生活面で一体的かつ総合的な支援の提供】 <ul style="list-style-type: none"> ・今後も就業面・生活面の一体的かつ総合的な支援に取り組み、障害者のニーズに合致したサービス提供を行っていく。
▶障害者支援施設「みきの路」	【重度障害のある人の親無き後の不安解消】 <ul style="list-style-type: none"> ・市立施設にて入所支援等を実施し、重度障害のある人の親亡き後の不安解消に取り組んでいる。また、障害のある方の親亡き後の不安の解消や地域社会との共生を実現するためのグループホーム整備におけるバックアップ施設として、居住系サービス基盤整備の中心的な役割を担っている。 	【重度障害のある人の親無き後の不安解消】 <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活拠点としての役割を今後は期待されており、そのためにもグループホームのさらなる整備や基幹相談支援センターとの密な連携に取り組んでいく。
▶多様な職業能力開発ニーズへの対応	【障害者職業能力開発センターでの就労訓練、就労先の開拓】 <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人の就労に向けた職業訓練を実施し、新たな就労先の開拓にも取り組んでいる。 ・平成25年4月に市内に就職を目的にした摂津支援学校やとりかい高等支援学校が開設し、就労継続支援の事業所が新規に複数開設されるなど多様な就業・就労先が確保されつつある。 	【障害者職業能力開発センターでの就労訓練、就労先の開拓】 <ul style="list-style-type: none"> ・一年間の期間で取り組む訓練のほかに、短期職業訓練を引き続き実施していき、障害のある人の多様な職業能力の開発ニーズに対応できるように努めていく。 ・既存の就労訓練施設は、新たな事業所の開設状況を踏まえつつ役割の明確化と再構築を図る。

4. 協働の取組みとして特に実施したこと

- 身体障害者福祉協会の50周年記念式典で、当事者主催の演劇を市の担当者の支援で身体障害者協会の当事者の方々が積極的な参加で練習を行い、演劇を成功させて参加した当事者は非常に自信になった。
- 毎年障害者週間に実施している風船バレーボール大会は、市内の障害者のすべての通所事業所の利用者が参加してチームを編成しており、相談支援事業所や身体障害者協会の会員がスタッフとなり運営している。

5. 各種指標の現状

【平成32年度に実現している姿】
◇利用者の状況に応じて、必要なサービスの提供や給付が行われています。
◇施設入所・入院から地域生活への移行が進み、障害のある人が地域の構成員として尊重され、社会参加が進んでいます。
◇障害のある人の経済的自立が進み、社会的に自立した生活を送ることが可能となっています。

実現している姿を確認する指標について									
【指標と実績】	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 32 年度	
相談窓口での 相談件数	目標	—	—	5,950 件	6,070 件	6,190 件	6,310 件	6,430 件	7,000 件
	実績	3,592 件	5,824 件	6,305 件	6,555 件	5,529 件	7,331 件	—	—
訪問系サー ビスの月平均利 用者数	目標	—	—	120 人	130 人	140 人	145 人	150 人	200 人
	実績	100 人	117 人	152 人	142 人	185 人	160 人	—	—
グループホ ーム・ケアホ ームの月平均利 用者数	目標	—	—	38 人	48 人	49 人	50 人	53 人	72 人
	実績	31 人	34 人	37 人	48 人	59 人	63 人	—	—
移動支援事 業の月平均利 用者数	目標	—	—	106 人	115 人	123 人	132 人	140 人	185 人
	実績	79 人	98 人	136 人	121 人	180 人	198 人	—	—
日中活動系サ ービスの月平 均利用者数	目標	—	—	332 人	356 人	381 人	405 人	430 人	552 人
	実績	279 人	308 人	352 人	299 人	343 人	423 人	—	—
福祉施設にお ける月平均工 賃	目標	—	—	12,000 円	12,600 円	13,230 円	13,892 円	14,586 円	18,000 円
	実績	12,057 円	10,180 円	10,727 円	10,483 円	9,715 円	11,557 円	—	—
福祉施設から 一般就労への 年間移行者数	目標	—	—	3 人	4 人	4 人	5 人	5 人	9 人
	実績	0 人	2 人	3 人	9 人	9 人	7 人	—	—
市民意識調査結果 (H27 調査)									
			比率			順位			
満足比率			13.5%			48			
「どちらともいえない」比率			65.6%			—			
不満比率			14.7%			24			
期待度		満足度		ギャップ値 (期待度－満足度)		ギャップ順位			
3.75 (24 位)		2.97 (43 位)		0.78		14			

6. 総括

施策全体の評価	○
施策全体の評価理由と今後の方向性	<p>児童に対する通所支援サービスの充実、公立幼稚園への巡回指導の拡大、就業・就労の支援、サービス利用計画作成の推進、グループホームなどの居住系サービスの整備など、施策全体を通して一定の進捗が見られた。</p> <p>今後については、障害者差別解消法の施行に関連する取り組みや入所支援施設「みきの路」をバックアップ施設としたグループホームの整備を促進していく。また、関係機関との連携強化により、ライフステージに応じた相談支援体制に取り組んでいく。</p> <p>さらに、支援が必要な児童の保育所・幼稚園等への入所は増加傾向にあり、受け入れ体制の確保、巡回指導などの支援体制の充実、保育士・幼稚園教諭の質の向上に取り組んでいく。また、乳幼児の段階から、関係機関の連携により支援の必要な子どもの把握に努め、適切な療育を早期に提供できるように取り組む必要性がある。</p>

4-3-6 子育てに喜びを感じ子どもとともに育つまちにします

1. 基本項目（総合計画に掲載している内容）

まちづくりの目標	4 暮らしにやさしく笑顔があふれるまち	計画書頁	115-117
政策	3 誰もが安心していきいきと暮らすことができるまちにします		
施策	6 子育てに喜びを感じ子どもとともに育つまちにします	担当部（統括部）	次世代育成部
担当課	こども教育課・子育て支援課・保健福祉課		
基本方向	すべての子どもが地域の中で、のびのびと健やかに成長できるよう、地域の中でつながって楽しく安心して子育てができる環境づくりを進めます。		
現行計画に掲載中の現状と課題	妊娠期から就学期までの健康の保持増進や育児支援に取り組んできましたが、子育てに対する不安感や負担感は大きく、ニーズに応じた保育・子育て支援の重要性が増しています。また、増加する児童虐待の未然防止と連携体制の充実、さらに少子・高齢化に対応し、次世代育成支援としての総合的な取り組みが必要です。		

2. 法令・制度や関連する社会経済環境の変化

<p>【子ども・子育て支援新制度の開始】</p> <p>「子ども・子育て支援法」の施行により、幼児期の教育・保育・子育て支援の量の拡大と質の向上を目的とした子ども・子育て支援新制度が平成 27 年 4 月から開始された。平成 26 年度策定の「摂津市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、平成 31 年度までに教育・保育・子育て支援の量の拡大と質の向上に本市も取り組んでいかなければならない。</p> <p>【新制度に基づく保育サービス】</p> <p>新制度では、保育所・幼稚園を一体的に運用する制度に変更されただけでなく、保育・教育を包括的に提供する幼保連携型認定こども園の推進や新たな類型である地域型保育事業の実施など、大幅な変更が行われた。本市においても、新制度に基づく教育・保育・子育て支援の量の拡大と質の向上を図り、待機児童解消と保育・教育内容の充実をめざしていく必要がある。</p> <p>【新制度に基づく学童保育】</p> <p>新制度では、学童保育の質・量の充実を図っていくこととされている。平成 26 年度に、新制度に基づく学童保育室にかかる設備及び運営の基準を条例で定めた。</p> <p>【地域の子育て支援】</p> <p>子育ての不安感や負担感を軽減するため、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供することが求められている。新制度においても新たな子育て支援メニューが提示されており、事業計画に基づき検討・実施していく必要がある。</p> <p>【児童虐待防止体制の充実】</p> <p>児童虐待の件数は、全国的に増加しており、平成 26 年度の全国児童相談所対応件数は約 8 万 9 千件で、調査開始の平成 2 年度から毎年増加しており、体制を充実していく必要がある。</p>
--

3. 施策の展開別評価（◎は重点的な取り組み）

施策の展開	取り組みの現状	今後の課題と方向性
◎保育サービスの充実	<p>【保育所の待機児童解消・一時預かりなどの保育サービス拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年度から平成 27 年度において、保育所の開設を 2 園、分園の開設を 2 園、地域型保育事業の開設を 1 園、既存保育所の定員拡大を 8 園実施し、合計 314 名の定員拡大を図った。 平成 27 年 4 月 1 日時点で待機児童は 37 名となっている。 保育所から新制度に基づく幼保連携型認定こども園へ、平成 27 年 4 月に 3 園移行した。 	<p>【保育所の待機児童解消・一時預かりなどの保育サービス拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「摂津市子ども・子育て支援事業計画」では平成 29 年度での待機児童解消を目標としており、引き続き待機児童解消のための施設整備を行っていくとともに、研修の実施等による保育の質の確保にも努める必要がある。 また、教育と保育の包括的な提供を目的とする幼保連携型認定こども園の推進に取り組んでいく。

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
<p>◎地域の子育て支援の推進</p>	<p>【拠点整備と地域の子育てグループの育成・支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の子育て支援拠点として、つどいの広場 8 か所と地域子育て支援センターで地域の親子が交流し気軽に相談ができる場所を設け、孤立化や不安感の解消を図ってきた。 <p>【関係機関・団体と連携した子育て支援の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てに関連する機関・団体から構成される子育て支援ネットワーク推進会議で子育て講座の開催やイベントの実施、情報交換等を行ってきた。 	<p>【拠点整備と地域の子育てグループの育成・支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・つどいの広場の実施箇所数や実施日数の増加に努める。 ・地域子育て支援拠点が交流、相談の場として多くの方に利用してもらえるよう充実に努める。 <p>【関係機関・団体と連携した子育て支援の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関のつながりを強化し、ネットワークの活動の充実に努める。 ・「赤ちゃんの駅」の設置箇所を増やし、社会全体で子育てを応援する環境づくりを進める。
<p>◎児童虐待防止体制の充実</p>	<p>【関係機関との連携強化による児童虐待防止体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策地域協議会において、機関向けの研修会や事例検討会を実施し、虐待防止の取組みを実施してきた。 ・早期からの関わりとして、妊娠期からハイリスク妊婦の訪問支援や病院との連携を行ってきた。 ・「こんにちは赤ちゃん訪問」として保健師や助産師による訪問を行い、育児疲れや不安等の解消に努め、ハイリスク妊婦に対しては出産後早期に支援を開始しており、全数訪問には至らなかったが、状況把握を図ることができている。 ・乳幼児健診未受診者に対しては主任児童委員や関係各課と連携を取りながら、全数把握に努めた。 <p>【児童虐待相談窓口の周知・啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止月間にあわせて、オレンジリボンキャンペーン（児童虐待防止運動）を実施し、市内 4 か所で、リーフレット等を配布し、市民への啓発活動を行ってきた。 ・平成 27 年 7 月 1 日より 3 ケタの児童相談所全国共通ダイヤル「189」が新設された。ホームページや広報への掲載、関係機関へのチラシの配布等により周知を行った。 ・「摂津市虐待等防止ネットワーク会議」による啓発パネル展を実施し、広く市民に周知を行った。 	<p>【関係機関との連携強化による児童虐待防止体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待通告件数は、年々増加傾向にあるため、関係機関が連携を強化し、未然防止や早期発見・早期対応に取り組んでいく。 ・妊娠期の虐待リスク要因をアセスメントし、妊娠から出産にかけての切れ目のない支援を行っていく。 ・乳幼児健診の機会を利用して、全数の養育状況の把握に努め、支援の必要性を判断していく。 ・産科や精神科との連携を強化し虐待リスクの把握や予防の支援を実施していく。 ・健診未受診者に対しては、未受診と把握した時点から早期に児の現認と養育状況の把握を進めていく。 <p>【児童虐待相談窓口の周知・啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続してオレンジリボンキャンペーンなどを通して、児童虐待防止に対する意識・関心のさらなる向上に取り組んでいく。

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
○保健事業の充実	<p>【妊娠期早期の関わりによる妊婦健診の適切な受診促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 妊婦健診公費助成額を 60,000 円から 120,000 円（14 回分総額）への増額とともに、ホームページや母子健康手帳発行時、両親教室にて受診勧奨を行っており、妊婦健診が定期的に受診できるよう支援している。 <p>【相談や支援の早期開始】</p> <ul style="list-style-type: none"> 受診しやすい健診体制の見直しや健診後に訪問支援や親子教室を行い、発達・発育・育児等の支援を行った。 両親教室、親子教室の継続した実施により、ハイリスク妊婦のフォローや育児不安の解消や母子関係の構築につなげることができている。 	<p>【妊娠期早期の関わりによる妊婦健診の適切な受診促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携、役割分担を行い、保護者のニーズを把握し、支援方法やプログラムの検討を行なうとともに、受診しやすい乳幼児健診の体制づくりを推進していく。 <p>【相談や支援の早期開始】</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談しやすい親子教室の内容検討を行い、発達障がい等の早期発見・早期支援、育児負担の軽減を図っていく。
◎親支援・子育ての充実	<p>【個々のニーズに合わせた親学習・親支援と父親の参加促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 親学習や親支援の各種講座を開催しており、特に父親の子育てへの参加促進・子育て支援を図る「パパっこクラブ」では、参加者同士で活動内容を決め実施する等自主的な取組みができている。 <p>【多様な相談体制の整備と子育てに関する情報、交流・仲間づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健師を中心とした支援では、発達や育児支援を目的とした親子教室を市内 3 か所、年 30 回開催し、発達支援のアドバイスや参加者同士の交流・仲間づくりが図れている。 教室終了後は、家庭児童相談室や児童発達支援センターの発達支援の教室につなぐなど、地域の子育て支援の場を紹介している。 	<p>【個々のニーズに合わせた親学習・親支援と父親の参加促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 祖父母世代をターゲットとした講座等、新たな事業展開も検討するとともに、充実を図る。 <p>【多様な相談体制の整備と子育てに関する情報、交流・仲間づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> 親子教室の対象年齢や紹介時期を検討するためにも、内容等について他機関の実施する親子教室と情報共有を図っていく。
○学童保育室の充実	<p>【保育内容の充実と保育日・時間拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指導員に対する研修を実施し、資質の向上に努めている。 平成 25 年度に千里丘・味舌小学校で保育室の新設を行い、環境の改善を図ることができた。 延長保育や土曜日開室の拡大などについて、他市の実施体制の把握に努めるとともに、シミュレーションを行い費用の算出等を行った。 	<p>【保育内容の充実と保育日・時間拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指導員の研修を継続して実施することで、保育内容の充実に努める。 「子ども・子育て支援事業計画」のニーズ調査で保育時間の延長や土曜日保育の拡充を望む声が多かったため、実現に向けた取組みを進める。
○その他	<p>【子ども医療費の対象拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年 9 月から通院医療費にかかる助成対象年齢を「小学校就学前まで」から「小学校 6 年生まで」に拡大した。 	<p>【子ども医療費の対象拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> さらなる対象年齢の拡大について、取り組む。

特色や魅力のある取組みとして進めていくこと		
施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
▶親支援プログラムの実施	<p>【多様なプログラム提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達や育児不安などを抱える場合は、親子での通所教室を、育児不安や子育て困難が主な場合には、地域子育て支援センターや家庭児童相談室の保護者向け支援プログラムを案内した。 ・保健師を中心とした支援では、平成 25 年度までは親支援プログラムであるノーバディーズ・パーフェクト・プログラムを実施し、育児負担の軽減を図ってきた。 ・平成 26 年度からは同プログラムを廃止し、地域の子育て支援に繋げるよう個別支援を強化した。 ・平成 25 年度より未熟児を出産した母親を対象に親支援教室を開催した。 	<p>【多様なプログラム提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個々に適した子育てが学べるよう、多様なプログラムを提供していく。 ・乳幼児健診や相談等から育児不安や育児困難感の把握を行い、訪問による個別支援、医療機関連携を行う。 ・個別支援から地域の資源への活用につなげていき、継続できるような支援を行う。 ・未熟児交流会の効果やプログラムの検討を行っていく必要がある。
▶子育て支援ネットワークの推進	<p>【「子育て支援ネットワーク推進会議」と「要保護児童対策地域協議会」を両輪とした関係機関や地域と連携した子育て支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育ての関係機関・団体によって構成される「子育て支援ネットワーク推進会議」を開催し、子育て講座やイベントの実施、情報交換を行っている。 ・「要保護児童対策地域協議会」では、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に取り組んでいる。 ・両ネットワークを通じて、子どもたちが健やかに生まれ育つための環境づくりと子どもの生命と人権を守り福祉の向上が図れている。 	<p>【「子育て支援ネットワーク推進会議」と「要保護児童対策地域協議会」を両輪とした関係機関や地域と連携した子育て支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関・団体との連携強化とともに、各連絡会（地域子育て連絡会・障害児相談連絡会・子ども家庭サポート連絡会）の充実を図る。

4. 協働の取組みとして特に実施したこと

<p>○子育て支援ネットワーク推進会議として、子育てに関するイベント「親子ランド」や「絵本であそぼ・親子であそぼ」等を実施したほか、子育て講座を開催するなど、子育て支援施策の推進を図った。</p> <p>○摂津市子ども・子育て会議の委員として、公募市民が 3 名就任した。</p> <p>○「摂津市子ども・子育て支援事業計画」のパブリックコメントを実施し、市民・団体等から 90 件の意見を受け、事業計画の検討に反映した。</p> <p>○市内の認可外保育施設を運営していた NPO 法人に施設整備補助を実施し、平成 26 年 12 月から認可保育所として運営を開始した。</p>
--

5. 各種指標の現状

【平成 32 年度に実現している姿】									
◇育児休業明けや緊急時など必要な時に、保育所入所がどの地域でもできるようになっています。									
◇乳幼児の親子が交流し相談できる場が地域にあり、安心して子育てができています。									
◇子どもへの虐待が未然に防止できています。									
◇乳幼児の親が責任を持って子どもの健康管理を行っています。									
◇新学期が始まる時点（4月1日）で、希望者全員が学童保育室に入所できています。									
実現している姿を確認する指標について									
【指標と実績】	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 32 年度	
保育所の待機児童数（10月1日時点）	目標	—	—	35人	21人	21人	21人	15人	0人
	実績	41人	35人	33人	67人	106人	98人	—	—
地域子育て支援拠点の数	目標	—	—	6か所	8か所	8か所	10か所	10か所	10か所
	実績	5か所	5か所	6か所	8か所	9か所	9か所	—	—
子ども虐待の対応件数	目標	—	—	150件	140件	130件	120件	100件	50件
	実績	131件	163件	178件	210件	188件	313件	—	—
乳幼児健診の受診率（4か月児・1歳6か月児・3歳6か月児の平均）	目標	—	—	93.0%	93.5%	94.0%	95.5%	96.0%	98.0%
	実績	91.5%	92.3%	94.3%	95.0%	95.0%	95.0%	—	—
学童保育の待機児童数（4月1日時点）	目標	—	—	42人	10人	10人	10人	5人	0人
	実績	21人	10人	42人	7人	14人	17人	—	—
市民意識調査結果（H27 調査）									
			比率			順位			
満足 of 比率			22.2%			30			
「どちらともいえない」 of 比率			54.3%			—			
不満 of 比率			17.0%			20			
期待度	満足度		ギャップ値 (期待度－満足度)			ギャップ順位			
3.88 (10位)	3.02 (31位)		0.86			9			

6. 総括

施策全体の評価	○
施策全体の評価理由と今後の方向性	<p>施策全体として、待機児童解消のための施設整備、定員拡大への取組みや「子ども・子育て新支援制度」に基づく地域型保育事業の実施や幼保連携型認定こども園への移行をはじめ、地域の子育て支援や保健事業の充実など一定の進捗が見られた。</p> <p>ただし、現状は、保育所等への需要はそれを上回るものであり、結果的に待機児童の解消はできていない状況となっている。</p> <p>また、児童虐待については増加傾向にあることから、虐待防止体制の充実に向けたさらなる取組みが求められる。</p> <p>今後については、子育て環境の変化に応じてニーズを把握し、妊娠期から切れ目のない支援と虐待防止の取組みを関係機関の連携強化のもと推進していくとともに、「摂津市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保育所等のさらなる整備と質の向上、子育て支援の充実、教育・保育の包括的な提供に努めていく。</p>

4-3-7ひとり親家庭が自立し安心して生活できるまちにします

1. 基本項目（総合計画に掲載している内容）

まちづくりの目標	4暮らしにやさしく笑顔があふれるまち	計画書頁	119-120
政策	3誰もが安心していきいきと暮らすことができるまちにします		
施策	7ひとり親家庭が自立し安心して生活できるまちにします	担当部（統括部）	教育総務部
担当課	子育て支援課・産業振興課		
基本方向	すべての子どもが地域の中で健やかに成長できるよう、ひとり親家庭の自立を支援するとともに、きめ細かな生活支援を進めます。		
現行計画に掲載中の現状と課題	離婚の増加などに伴い、ひとり親家庭が増加しています。安定した就労と所得の向上に結びつく支援が求められていますが、就労環境は厳しい状況にあり、関係機関との連携を強化して個々に応じた支援を進める必要があります。また、親や子どもの病気など緊急時の支援と、父子家庭への相談対応や支援策が課題となっています。		

2. 法令・制度や関連する社会経済環境の変化

<p>平成25年3月に「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が施行され、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の充実などが規定された。また、平成26年10月には、「母子及び寡婦福祉法」が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」と改正され、父子家庭についても、母子家庭や寡婦と同様に必要な支援を行うこととなった。</p> <p>平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行、8月には大綱が閣議決定され、ひとり親家庭への支援も記載された。</p>
--

3. 施策の展開別評価（◎は重点的な取組み）

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
◎就労支援の充実	<p>【就労のためのスキルアップの支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 資格取得を支援するため、ひとり親家庭自立支援給付金の支給を行い、就労支援を進めている。平成27年度からは自立支援給付金のうち高等職業訓練促進給付金の支給期間を2年から全期間へと拡充し、充実を図っている。 <p>【就労活動の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭自立支援員と地域就労支援コーディネーターが連携を図りつつ、平成24年度からハローワークと連携した情報提供、就労相談を行い、ひとり親家庭の生活の安定を図っている。 	<p>【就労のためのスキルアップの支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 給付金制度の周知に努めながら、就労支援の一環として高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金の支給を継続する。 <p>【就労活動の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭の個々の状況に応じた就労支援に取り組む。 ひとり親家庭ガイドブックの配布やホームページの充実等により制度の周知に取り組む。
◎相談体制の充実	<p>【相談窓口の周知・体制整備、父子家庭への対応充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭自立支援員を配置し、相談体制の充実を図るとともに、「ひとり親家庭ガイドブック」を配布し、各種制度を周知している。 平成25年度からひとり親家庭自立支援給付金、平成26年度から府事業の貸付金制度の対象者が父子家庭にも拡大されたため、併せて周知を行っている。 	<p>【相談窓口の周知・体制整備、父子家庭への対応充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭ガイドブックの配布やホームページの充実等により、制度の周知に取り組む。

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
○生活支援の充実	<p>【日常生活支援ヘルパーなどの制度周知・利用促進、訪問型サービスや施設を利用した支援の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 日常生活支援ヘルパーの派遣やファミリー・サポート・センターの利用料軽減を実施した。 養育が一時的に困難となった家庭には、子育て短期支援事業（ショートステイ事業）を案内している。 	<p>【日常生活支援ヘルパーなどの制度周知・利用促進、訪問型サービスや施設を利用した支援の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、制度の周知に努め、利用促進を図る。 相談者個々の状況に応じた情報提供を行うことで生活支援の充実を図る。
○団体・グループ活動の促進	<p>【関係団体・グループの支援、交流機会づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> 摂津市母子福祉会に対して、補助金を交付することにより、母子家庭の情報交換や相談を行う機会を設けることができた。 	<p>【関係団体・グループの支援、交流機会づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭が相互に支え合うことができるよう関係団体の支援を行っている。
○経済支援の充実	<p>【児童扶養手当と医療費助成の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭に対して、児童扶養手当の給付を実施するとともに、医療費の助成を実施し、経済的負担の軽減に努めている。 	<p>【児童扶養手当と医療費助成の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童扶養手当や医療費助成などを行うとともに、制度周知の取組みを進める。
特色や魅力のある取組みとして進めていくこと		
▶関係機関の連携による相談・支援	<p>【迅速でいいいな相談対応と支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭の個々の状況に応じた自立支援プログラムを策定し、地域就労支援コーディネーターやハローワーク等と連携して就労支援を行っている。 	<p>【迅速でいいいな相談対応と支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、関係機関と連携し、ひとり親家庭の自立に向けた取組みを実施する。

4. 協働の取組みとして特に実施したこと

○摂津市母子福祉会に対して、補助を行い、ひとり親家庭の情報交換や相談を行う機会を設けることができた。

5. 各種指標の現状

【平成 32 年度に実現している姿】								
◇ひとり親家庭の親が、安定した就労と所得を得て、経済的に自立できています。								
◇困った時にサービスを利用したり、援助を求めたりしやすくなっています。								
◇父子家庭の父親が、気軽に相談や交流ができるようになっています。								
実現している姿を確認する指標について								
【指標と実績】	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
児童扶養手当の受給者数	目標	—	860 人	870 人	880 人	880 人	890 人	800 人
	実績	796 人	858 人	878 人	875 人	871 人	868 人	—
支援サービスの利用者数	目標	—	9 人	9 人	10 人	10 人	15 人	30 人
	実績	8 人	8 人	8 人	13 人	11 人	8 人	—
父親の相談件数	目標	—	1 件	1 件	2 件	3 件	15 件	30 件
	実績	1 件	0 件	0 件	7 件	7 件	4 件	—

市民意識調査結果（H27 調査）			
		比率	順位
満足	の比率	14.4%	46
「どちらともいえない」	の比率	66.2%	—
不満	の比率	12.1%	38
期待度	満足度	ギャップ値 (期待度－満足度)	ギャップ順位
3.70 (28位)	3.00 (34位)	0.70	21

6. 総括

施策全体の評価	○
施策全体の評価理由と今後の方向性	<p>施策全体を通じ、就労支援、相談体制、生活支援の充実などで、一定の進捗が見られており、特に就労支援においては、ひとり親家庭自立支援員と地域就労支援コーディネーターとの連携に加えて、ハローワークと連携した就労相談とひとり親家庭自立支援給付金の支給期間の延長などにより、ひとり親家庭の生活の安定を図ることができた。</p> <p>ただし、今後においてもひとり親家庭の貧困対策について、一層の取り組みが求められるところである。平成 26 年 8 月に国が策定した「子どもの貧困対策に関する大綱」においても、当面の重点施策として、ひとり親家庭への支援が盛り込まれている。本市においても、各施策の着実な進捗と強化を図り、ひとり親家庭の貧困対策を推進していく。</p>

4-3-8 自立に向けて生活困窮世帯を支援するまちにします

1. 基本項目（総合計画に掲載している内容）

まちづくりの目標	4 暮らしにやさしく笑顔があふれるまち	計画書頁	121-122
政策	3 誰もが安心していきいきと暮らすことができるまちにします		
施策	8 自立に向けて生活困窮世帯を支援するまちにします	担当部（統括部）	保健福祉部
担当課	生活支援課		
基本方向	日本国憲法第 25 条の理念に基づき、生活が困窮している人に支援を行い、生活を保障するとともに、自立を助長します。		
現行計画に掲載中の現状と課題	社会経済状況の影響を受け、生活の二極化が進んで格差が広がり、就労困難者や雇用形態の多様化による不安定就労者などが増加するのに伴い、生活保護世帯も増加し続けています。生活保護制度が最後のセーフティネットとしての役割を持続可能とするためには、基礎年金水準との整合など根拠のある保護基準の確立と、全国的に整合性のある適正な生活保護の適用が必要です。そして、被保護者の経済的・社会的な自立を支援する体制の整備が強く求められています。		

2. 法令・制度や関連する社会経済環境の変化

<p>平成 26 年に改正生活保護法が施行され、就労による自立の促進、健康や生活等に着目した支援、不正・不適正受給対策の強化、医療扶助の適正化等が盛り込まれた。また、平成 25 年度から 3 か年かけた生活扶助基準の見直しや平成 27 年度には住宅扶助基準、冬季加算の見直し等、生活保護基準を現行の物価水準と均衡させる見直しが行われ、生活保護制度の信頼性向上に取り組まれている。</p> <p>また、生活保護受給者や生活困窮に陥るリスクの高い世帯の増加を踏まえ、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、平成 27 年度に「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活困窮者に対する、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給等の所要の措置が求められている。</p>
--

3. 施策の展開別評価（◎は重点的な取組み）

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
◎ケースワーカーの人材育成	<p>【職員の専門性向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> 北部ブロック生活保護事務研究協議会、新人 C W 研修巡回相談員研修会、その他関係機関研修に適宜参加し、ケースワーカーの資質の向上に取り組んだ。 <p>【生活保護制度の適正な実施運用】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 24 年度から年金支援相談員を雇用し年金受給権の確認を実施するとともに、介護支援相談員を雇用し介護サービスの適正実施の点検を行った。介護支援相談員による介護サービスの点検により、自立支援医療等の公的医療の活用を適正に行うことができた。 	<p>【職員の専門性向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎年のように実施される制度改正に対応し、生活保護制度の適正な実施運用を図るため、引き続き、必要な研修に参加する。 ケースワーカーの専門性を高めるため、資格取得の支援及び有資格者の配置等を検討する。 <p>【生活保護制度の適正な実施運用】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給世帯が増加に対応し、きめ細かな対応を図るため、ケースワーカーの負担軽減を図る必要がある。 生活保護制度の改正や生活困窮者自立支援法の施行にあたり、両制度の理解をさらに深め、インテーク面接で生活保護が必要な方には確実つなげるよう努める。
◎関係機関との連携強化	<p>【関係機関と連携した自立支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関と情報共有を図り、具体的な事案について、こまめにカンファレンス等を開催し、それぞれの状況、場面に応じた保護を実施した。 	<p>【関係機関と連携した自立支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、関係機関と情報共有を図りながら適切な対応を行うとともに、さらなる地域連携を図るために、地域資源の開拓を行う。 生活困窮者自立支援制度の実施における、関係機関や地域との連携強化、地域支援の核となる N P O の育成に取り組む。

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
◎就労支援の強化	<p>【ハローワークなどとの連携強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「福祉から就労」支援事業を通じ、ハローワークと連携し被保護者の就労支援を実施し、経済的自立を促した。平成 22 年度から平成 26 年度の 5 年間に就労支援プログラムを活用した延べ 187 人のうち 110 人 (58.8%) が就労に結び付いた。 <p>【支援相談機能の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度から配置している就労支援員を平成 22 年度から 1 名増員、被保護者の就労支援体制を強化した。 	<p>【ハローワークなどとの連携強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、ハローワークと連携し就労支援プログラムに取り組むとともに、疎外要因を抱え一般就労が困難な被保護者について、詳細な原因分析を行い、中間的就労も視野に入れた個別支援を行う。 一般就労が困難な被保護者に対する様々な就労支援メニューの構築について、検討する。 <p>【支援相談機能の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般就労が困難な被保護者に対する様々な就労支援メニューが構築できるよう、就労支援員のスキルアップを図っていく。
◎面接相談体制の強化	<p>【生活保護の対象とならない低所得世帯に対する面接相談体制の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年度から生活困窮者の自立相談支援員 3 名を配置し、生活保護面接担当と連携を図りながら相談体制を強化した。 	<p>【生活保護の対象とならない低所得世帯に対する面接相談体制の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 任意事業である就労準備支援や家計相談支援についてのノウハウ習得に取り組む。 また、任意事業の実施にあたっては、近隣市や関係機関との情報共有を図る。
○第 2 のセーフティネット機能の充実	<p>【第 2 のセーフティネット機能の充実、国への働きかけ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護研究部会などを通じ、制度改善等を国に要望してきた。平成 27 年度には生活困窮者自立支援法が施行され、生活保護に陥る前の対策を講じることが可能となった。 	<p>【第 2 のセーフティネット機能の充実、国への働きかけ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者の掘り起しの手法や連携支援機関とのネットワークの充実に努める。 相談者のニーズを分析し、任意事業である中間的就労や就労準備支援、家計相談支援の実施について検討する。
○漏給防止	<p>【関係機関と連携した制度の周知、地域での見守り支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員やボランティア団体等に生活困窮者自立支援制度の説明を行い、生活困窮者の早期発見早期対応の協力依頼を行っている。また、関係機関と連携を密にし、地域での見守り支援を進めている。 	<p>【関係機関と連携した制度の周知、地域での見守り支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、生活困窮家庭の早期発見早期対応を図るため、関係機関と連携強化を図っていく。
特色や魅力のある取組みとして進めていくこと		
▶関係機関との連携による支援の強化	<p>【関係機関との業務連携、適切な福祉サービスの活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携を密にし、カンファレンス等を積極的に実施することにより、被保護者の情報共有を図っている。 平成 27 年度から始まった生活困窮者自立支援制度のネットワーク会議へ社会福祉協議会及び地域包括支援センターが参画し、市役所内部のみならず、関係機関と連携した生活困窮者の早期発見早期対応に取り組んでいる。 	<p>【関係機関との業務連携、適切な福祉サービスの活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> 複合的な課題を抱えている世帯に対し、引き続き、関係機関と連携して取り組んでいくことで、課題の軽減や解消を図っていく。

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
▶社会資源の活用による支援	【社会資源の活用】 <ul style="list-style-type: none"> 生活困窮の相談者には無料低額診療や社会貢献事業などについて、面接相談時等において情報提供を行っている。 平成 27 年度より社会福祉法人を中心とし、就労先の開拓を行っている。 	【社会資源の活用】 <ul style="list-style-type: none"> 被支援者や被保護者の就労の先として、社会福祉法人のみならず、民間企業の開拓を進めていく。 平成 27 年度から始まった生活困窮者自立支援制度において、市内の社会資源を新たに開拓し、生活困窮者への支援メニューを充実に取り組む。

4. 協働の取組みとして特に実施したこと

○生活困窮者の自立相談支援において、早期発見早期対応が必要なことから、生活困窮者自立支援法施行前に地域で見守り活動を実施している民生・児童委員や、地域の福祉活動を展開しているボランティア団体等の関係機関へ、事業の協力依頼を行った。

5. 各種指標の現状

【平成 32 年度に実現している姿】									
◇社会経済状況や国の制度改正に影響を受けはしますが、被保護者の経済的・社会的な自立が進んでいます。									
実現している姿を確認する指標について									
【指標と実績】	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 32 年度	
生活保護受給世帯からの稼働収入発生・増加による廃止世帯数（自立率）	目標	—	—	2.7%	2.7%	2.8%	2.8%	2.8%	3.0%
	実績	2.4%	2.7%	3.0%	2.8%	2.7%	2.0%	—	—
市民意識調査結果（H27 調査）									
			比率			順位			
満足			11.8%			50			
「どちらともいえない」			67.0%			—			
不満			13.3%			31			
期待度		満足度		ギャップ値 (期待度－満足度)		ギャップ順位			
3.53 (42 位)		2.96 (44 位)		0.57		33			

6. 総括

施策全体の評価	○
施策全体の評価理由と今後の方向性	<p>施策全体として、一定の進捗が見られる。平成 27 年度には、生活困窮者自立支援法が施行され、第 2 のセーフティネットの構築、ネットワーク体制や相談体制の充実が図られた。</p> <p>今後、高齢化が一層進み、ますます生活保護受給世帯の増加が見込まれる中、限られた人員体制の中で関係機関と連携を図りながら、必要な支援を行うとともに漏給防止に努める。また、生活困窮者自立支援制度により、相談者への対応は充実してきたが、支援メニューがまだまだ不足しているため、引き続き、関係機関と情報共有を図りながら適切な対応を行っていくとともに、さらなる地域連携を図るために、地域支援の核となる NPO の育成や地域資源の開拓に取り組む。</p>

4-3-9 市民の健康を守るまちにします

1. 基本項目（総合計画に掲載している内容）

まちづくりの目標	4 暮らしにやさしく笑顔があふれるまち	計画書頁	123-124
政策	3 誰もが安心していきいきと暮らすことができるまちにします		
施策	9 市民の健康を守るまちにします	担当部 (統括部)	保健福祉部
担当課	保健福祉課・高齢介護課・国保年金課		
基本方向	市民一人ひとりが生活の質を高めながら健康寿命を延ばし、みのり豊かで満足ができる生活が送れるよう健康づくり活動を進めます。		
現行計画に掲載中の現状と課題	「健康せつつ21」に基づき市民の健康づくり運動を進めてきた結果、市民の間で健康づくりの自主グループが生まれるなど、個人の健康づくりが進んできました。一方、平成20年度（2008年度）に市民総合健診から特定健診へと国の大きな制度改正があり、各医療保険者が健診や保健指導の実施主体となったことから、市民全体の健康状態の把握が困難な状況になり、一部受診率の低下も見られます。各種がん検診では「健康増進法」に基づき、市が実施主体となって取り組んでいますが、受診率の向上が課題となっています。		

2. 法令・制度や関連する社会経済環境の変化

<p>国において、平成24年7月、健康寿命の延伸・健康格差の解消を目標とした「健康日本21（第2次）」が策定され、また、大阪府においても、平成25年3月、「健康おおさか21（第2次）」が策定された。これらの計画策定を受け、本市においては、「健康せつつ21（第2次）」を策定し、平成25年度からスタートさせた。</p> <p>平成25年6月には、国立循環器病研究センターの北大阪健康医療都市（JR操車場跡地）への移転建替えが決定し、現在、摂津・吹田両市において同センター等との連携による循環器病予防を中心とした健康・医療のまちづくりに向け検討を進めている。</p> <p>また、平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」では、“国民の健康寿命の延伸”を重要な柱として掲げ、全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータの分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として“データヘルス計画”の作成・公表、事業実施、評価等の取組みを求めるとともに、市町村国保が同様の取組みを行うことを推進することとしている。</p>
--

3. 施策の展開別評価（◎は重点的な取組み）

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
◎地域との連携による健康づくりの推進	<p>【健康づくり運動】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年度に、健康づくり推進リーダー養成講座を開催し、ウォーキング推進リーダーを育成した。 まちごとフィットネス！ヘルシータウン事業として、ウォーキング推進リーダーと連携し、平成25、26年度にウォーキングコースを設定、健康器具を設置した。ウォーキングコース完成時にはオープニングイベントを行った。 <p>【食育の取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> 幼稚園や老人クラブ、ふれあいりハサロン等で栄養士や保健師が講話を行った。 	<p>【健康づくり運動】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年度に市内7つ目のウォーキングコースが設定される。今後は新ウォーキングコースの設定や既存のコースの活用をウォーキング推進リーダーと協議していく必要がある。また、健康づくりに関わるリーダーのスキルアップを図っていく。 <p>【食育の取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域のニーズの把握に取り組み、市・栄養士会・食育ボランティアが協力し、世代別への食育、栄養指導を行っている。

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
◎保健事業の充実・拡大	<p>【各健診などの充実、疾病の早期発見・治療】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん検診に関しては、一定の節目年齢対象者に自己負担金無料クーポン券を送付し受診勧奨を行うとともに、利用方法や受診場所の拡大など利便性を図った。また、要精密検査者の受診勧奨を行い、精密検査受診率の向上に努めた。「健康せつつ 21」に基づき健康づくりを推進し、停滞していた健診等の受診率が向上している。 <p>【健康相談や個別指導などの充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健診後の保健事業については、特定保健指導の他、早期受診勧奨・生活指導の実施、個別集団健康教育を実施した。 	<p>【各健診などの充実、疾病の早期発見・治療】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん検診無料クーポンの有効性、マイレージ事業の効果を検証し、健康づくりへの関心を高めていく。また、受診勧奨・生活指導対象者へは継続した支援を行っていく。 ・平成 27 年度には、国保データヘルス計画が策定される。計画を踏まえ、効果的な保健事業の実施について検討を行っていく。 ・早期受診勧奨対象者への支援の充実、がん検診の受診率向上に向け有効な P R 方法について検討する。 ・平成 27 年度から K D B システムを活用した保健事業を実施しており、現行の保健事業について評価・検討を行うとともに、平成 27 年度に策定される「国民健康保険データヘルス計画」を踏まえた効果的な保健事業の体制構築に取り組む。 <p>【健康相談や個別指導などの充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健診結果からの健康相談や個別指導については、対象者や実施方法について効果的な体制を検討する。
○防疫施策の充実	<p>【防疫体制の充実、即応体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期予防接種として、平成 25 年度よりヒブ・肺炎球菌、平成 26 年度より水痘・高齢者肺炎球菌が追加され実施している。医療機関との連携や市民への周知を図り、接種機会を逃さないよう努めた。 	<p>【防疫体制の充実、即応体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期予防接種化が予測される予防接種の準備や、計画的な接種についての周知に取り組む。 ・新型インフルエンザや M A R S、エボラ出血熱などの新たな感染症の動向を注視し、情報収集に努める。
○保健体制の機能強化	<p>【総合的な健康管理や健康増進機能の強化、体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度策定の「健康せつつ 21」において各分野の目標値を設定した。 ・保健センターへの委託事業について関係機関と内容の検討を行い、健康づくりの拠点として保健センターが活用されてきている。 ・平成 25 年 6 月に、J R 操車場跡地への国立循環器病研究センターの移転建替えが決定した。同センターとの連携による市民の健康づくりの推進を図るため、平成 27 年 4 月には、「国立研究開発法人国立循環器病研究センターと摂津市による相互の連携・協力に関する基本協定書」を締結した。特定健診の診察医の派遣などにおいて協力を得ている。 	<p>【総合的な健康管理や健康増進機能の強化、体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康せつつ 21 の各分野について、年度ごとに目標の達成状況を評価し、進捗管理を行う。 ・保健センター委託の保健事業については、共同で事業評価をしていく。なお、平成 27 年度より、乳がん・子宮がん検診を保健センターへ委託しており、より効率のよい健診・がん検診の体制を検討する。 ・平成 27 年度中に、「(仮称)健康・医療のまちづくり計画」を策定予定である。また、保健所、保健センター、三師会などに加え、国立循環器病研究センターとも連携し総合的な健康管理や健康増進機能の強化と体制の構築に取り組む。 ・「国立研究開発法人国立循環器病研究センターと摂津市による相互の連携・協力に関する基本協定書」に基づく連携・協力の具体化に取り組む。

特色や魅力のある取組みとして進めていくこと		
施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
▶健康づくり自主グループの活動の促進	<p>【講座などの開催による健康づくり活動の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 25 年度にウォーキング推進リーダーを育成し、平成 25 年度より毎年あらたなウォーキングコースの設定を行った。 <p>【自主グループの活動の活性化】</p> <ul style="list-style-type: none"> いきいき体操の会が中心となり、年に数回、自主グループ会議を開催し、グループ間の情報交換や交流会・発表会の企画等を行っている。平成 25 年度より事務局を地域包括支援センターが担い、平成 26 年度末時点で 50 グループが登録し、活動が活発になってきている。 	<p>【講座などの開催による健康づくり活動の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ウォーキング推進リーダーによる、ウォーキングコースの活用について支援を行う。 「はつらつ元気でまっせ講座」を行い、講座終了後の自主グループ化を推進していく。 <p>【自主グループの活動の活性化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自主グループの地域での活動の支援、健康づくり推進リーダーのスキルアップ研修会を実施する。 支援者であるいきいき体操の会へは、リーダーの養成も含めた支援を行っている。

4. 協働の取組みとして特に実施したこと

○平成 25 年 2 月 「第 2 次健康せつつ 21」 パブリックコメントを実施。
○平成 25 年度 ウォーキング推進リーダー育成。
○平成 25、26 年度 ウォーキングコースオープニングイベント開催。
○健康づくり自主グループの立ち上げ。
○市民のリーダーが中心となり、自主グループ交流会を運営開始。

5. 各種指標の現状

【平成 32 年度に実現している姿】									
◇市民や事業者が自主的に健康管理を行い、生活習慣病などの予防や疾病の早期発見・早期治療が進んでいます。									
◇健康づくりをめざして活動する自主グループや団体が増加し、交流も広がっています。									
実現している姿を確認する指標について									
【指標と実績】	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 32 年度	
特定保健指導対象者率※国民健康保険の加入者	目標	—	—	13.0%	12.5%	12.5%	12.2%	12.0%	10.7%
	実績	13.9%	13.6%	13.2%	12.9%	13.1%	12.8%	—	—
各種がん検診受診率（胃がん・大腸がん・肺がん・子宮がん・乳がん）	目標	—	—	15.0%	20.0%	25.0%	30.0%	35.0%	50.0%
	実績	12.3%	12.9%	13.7%	13.1%	16.1%	18.0%	—	—
各種予防接種率（ポリオ、BCG、MR〈I・II 期〉、DPT〈I・II 期〉）	目標	—	—	83.0%	85.0%	88.0%	89.0%	90.0%	95.0%
	実績	80.2%	81.3%	81.2%	91.3%	78.9%	90.7%	—	—
健康づくり自主グループの数	目標	—	—	35 グループ	36 グループ	37 グループ	50 グループ	55 グループ	50 グループ
	実績	31 グループ	34 グループ	37 グループ	42 グループ	42 グループ	50 グループ	—	—

市民意識調査結果 (H27 調査)			
		比率	順位
満足 of 比率		26.6%	12
「どちらともいえない」 of 比率		53.5%	—
不満 of 比率		11.3%	42
期待度	満足度	ギャップ値 (期待度－満足度)	ギャップ順位
3.91 (7位)	3.18 (7位)	0.73	18

6. 総括

施策全体の評価	○
施策全体の評価理由と今後の方向性	<p>地域との連携による健康づくりの推進、保健事業の充実・拡大、防疫施策の充実、保健体制の機能強化など、施策全体として一定の進捗が見られた。</p> <p>今後については、KDBシステムを活用した保健事業の効果分析を行いつつ、「健康せつつ21」や「健康・医療のまちづくり計画」に基づく施策を効果的に展開する。</p> <p>また、健診・がん検診の受診率を高めるため、未受診対策に取り組むとともに、健康増進の意識を一人ひとりがもてるような保健指導を行っていく。さらには、データヘルス計画などを踏まえて、効果的な保健事業の展開を図っていく。</p>

4-3-10 安心して医療が受けられるまちにします

1. 基本項目（総合計画に掲載している内容）

まちづくりの目標	4 暮らしにやさしく笑顔があふれるまち	計画書頁	125-126
政策	3 誰もが安心していきいきと暮らすことができるまちにします		
施策	10 安心して医療が受けられるまちにします	担当部 (統括部)	保健福祉部
担当課	国保年金課・保健福祉課		
基本方向	市民が安心して良質な医療サービスを受けることができるよう供給体制や情報提供、広域的な視点に立った救急体制の整備を進めるとともに、医療費の適正化などにより国民健康保険の財政健全化に努めます。		
現行計画に掲載中の現状と課題	北摂地域は大阪府内でも比較的医療体制が充足しています。しかし、全国的な医師不足の影響を受け、医療の十分な確保が困難になりつつあり、一次・二次・三次救急を含めた広域的な医療体制の再構築が課題となっています。また、市民が各医療機関の役割を理解し、適切な受診をできるようにすることが必要です。 国民健康保険制度は、高齢化や産業構造の変化により年金所得者や失業者など無職の人の割合が増加し、財政基盤が脆弱な状態が続いています。また、平成 20 年度（2008 年度）から開始された後期高齢者医療制度は、国の決定により平成 24 年度（2012 年度）末で廃止とされ、新たな高齢者医療制度創設に向け、現行の医療保険制度のあり方も含めて検討されているため、今後の動向を注視していく必要があります。		

2. 法令・制度や関連する社会経済環境の変化

<p>医療保険制度改革関連法に基づき、平成 30 年度から都道府県が、当該都道府県内の市町村とともに国民健康保険の運営を担うことになり、国民健康保険財政の運営主体となる。また、都道府県内の統一的な国民健康保険運営の方針を定め、市町村が担う事務の効率化や標準化、共同処理・広域化の取組み、医療費の適正化に向けた取組み、保険料の納付状況の改善のための取組み等を推進することとなる。なお、市町村においては、地域住民との身近な関係の中、被保険者の実情を把握した上で、保険料の賦課・徴収・資格管理・保険給付の決定、保健事業などきめ細かい事業を行うこととなる。</p> <p>また、小児救急患者が安心して受診できる環境整備を推進するため、平成 26 年度から三島二次医療圏小児救急医療広域運営事業を試行的に開始した。</p> <p>平成 27 年度に府が策定する地域医療構想においては、医療機関の機能分化や在宅医療・介護連携が重要とされている。</p>
--

3. 施策の展開別評価（◎は重点的な取組み）

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
◎ 特定健診受診率の向上	<p>【特定健診受診率の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健センターでの集団健診において、受診者の利便性を向上するため土・日曜日枠の新設やオプション健診項目として骨密度検査や前立線がん検診を新設するなどし、毎年受診率の向上を図った。 	<p>【特定健診受診率の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> データヘルス計画に基づき、ピンポイントでの特定健診受診勧奨に取り組む。 今後、大きく受診率を向上させるには、個別健診の受診率を伸ばす取組みが必要であり、関係機関との連携を強化していく。
◎ 特定保健指導の充実	<p>【特定保健指導の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> 健診当日に特定保健指導対象と考えられる方に参加を勧奨するとともに、健診結果通知後、早期に教室案内を送付する等、参加者の増加に努めた。内容も個別面接から専門教室を利用いただけるよう必要性や効果を伝え、利用の増加につなげた。結果として、特定保健指導の利用率は徐々に増加しており、必要な方への生活改善につながった。 	<p>【特定保健指導の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療機関と連携し、医師から特定保健指導の必要性を周知いただく。また、途中でリタイアされないような支援方法を検討していく。 今後も利用率のさらなる向上をめざし、特定保健指導の周知や必要な方への勧奨方法の検討を行っていく。

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
◎地域医療システムの充実	<p>【かかりつけ医制度を推奨、関係機関と連携した医療体制の体系整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康講話等でかかりつけ医制度の必要性や重要性を周知した。また、健康づくり年間日程表や講話の機会を使って、受診や対処について相談ができる救急安心センターおおさか（#7119）、小児救急電話相談事業（#8000）の周知を行った。 	<p>【かかりつけ医制度を推奨、関係機関と連携した医療体制の体系整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後もかかりつけ医から専門医についていっていく必要性を周知する。また、救急の際の相談窓口について、チラシや講話等により周知していく。
◎医療情報システムの充実	<p>【医療システムの情報提供方法、内容の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪府医療機関情報システムを市ホームページに掲載するとともに、母子健康手帳交付時の配布物に医療機関一覧表、大阪府医療機関情報システムのアドレスを掲載して、周知を行った。現状として、限られた年代の方のみへの周知となっている。 	<p>【医療システムの情報提供方法、内容の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ホームページや配布物の見直しと更新を定期的に行い、専門医療機関別の一覧表を作成していく。また、幅広い年代に周知できるよう、媒体・手法を検討する必要がある。
◎救急医療体制の充実	<p>【市内の救急医療体制の検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> 摂津市医師会の協力のもと、市内医療機関の閉院・開院等の情報を把握し、市民へ情報発信を行っている。 <p>【広域的な視点での体制の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> 三島二次医療圏救急医療検討会を定期的に開催し、高槻市、島本町、茨木市、摂津市の健康保健部局と消防本部とで、救急患者が安心して受診できる環境整備を推進した。また、平成26年3月に茨木市保健医療センター附属急病診療所の小児科が閉鎖されたため、高槻島本夜間休日応急診療所の小児科受入れ体制の検討を行った。 	<p>【市内の救急医療体制の検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> 初期救急医療機関である休日小児急病診療所や救急電話相談の周知、また市内二次救急医療機関の周知について検討が必要である。 <p>【広域的な視点での体制の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> 三島二次医療圏救急医療検討会に出席し、救急医療体制の充実を図るために検討を行っていく。
○国民健康保険財政の健全化	<p>【医療費・資格管理の適正化、収納率の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「収納率向上対策」を第一の柱として国民健康保険料・後期高齢者医療保険料のコンビニ収納を開始し、納付環境の充実を図った。「医療費適正化」を第二の柱としてジェネリック医薬品の使用促進や糖尿病性腎症等重症化予防事業に新たに取り組んだ。「資格適正化」を第三の柱として年金機構と連携し、年金ネットを新たに活用し資格適正化の件数を増やした。国民健康保険特別会計の健全化を推進するため3つの柱を中心に取り組んできた。 	<p>【医療費・資格管理の適正化、収納率の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> データヘルス計画に基づき糖尿病性腎症等重症化予防など各種保健事業に取り組み医療費の適正化を進めていく。 国民健康保険料率改定と収納率のバランスを保ち、国・府からの交付金増額に併せ基準外繰入を適宜見直す。

特色や魅力のある取組みとして進めていくこと		
施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
▶特定健診・特定保健指導の充実	【特定健診・特定保健指導の充実、身近な医療機関での特定健診の充実】 ・保健センターでの集団健診において、受診者の利便性を向上するため土・日曜日枠の新設やオプション健診項目として骨密度検査や前立線がん検診を新設するなどし、毎年受診率の向上を図った。	【特定健診・特定保健指導の充実、身近な医療機関での特定健診の充実】 ・データヘルス計画に基づき、ピンポイントでの特定健診受診勧奨や糖尿病性腎症等重症化予防など各種保健事業に取り組む。 ・今後、大きく受診率を向上させるには個別健診の受診率を伸ばす取組みが必要であり、関係機関との連携を強化していく。

4. 協働の取組みとして特に実施したこと

○救急医療体制について4市町での連携体制の構築を図った。
○市内医療機関との連携により特定健診、特定保健指導の充実を図った。
○平成25年2月「摂津市第2期特定健康診査等実施計画」パブリックコメントを実施。

5. 各種指標の現状

【平成32年度に実現している姿】									
◇特定健診・特定保健指導の普及により、生活習慣病予防が進んでいます。									
◇市民一人ひとりがかかりつけ医を持ち、安心して医療を受けることができます。									
◇救急医療も含めた広域的医療体制が充実しています。									
◇市民や事業者が健康づくりや健診受診を積極的に行うことで、国民健康保険被保険者1人あたりの医療費が増加から減少に変わります。									
◇国民健康保険財政の健全化により、安定した保険制度運営が実施されています。									
実現している姿を確認する指標について									
【指標と実績】		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成32年度
特定健診の受診率	目標	—	—	58.0%	65.0%	40.0%	45.0%	45.0%	65.0%
	実績	28.1%	28.8%	27.1%	28.8%	30.8%	31.6%	—	—
特定保健指導率	目標	—	—	40.0%	45.0%	20.0%	30.0%	40.0%	45.0%
	実績	16.7%	11.9%	16.5%	19.4%	23.6%	19.7%	—	—
被保険者1人あたりの医療費	目標	—	—	319,880円	332,180円	344,480円	356,790円	362,930円	300,000円
	実績	294,095円	307,574円	315,553円	331,657円	342,279円	360,673円	—	—
国民健康保険財政の収支比率	目標	—	—	0.955%	96.0%	96.5%	97.0%	97.5%	100%
	実績	96.1%	95.3%	96.5%	96.5%	96.3%	99.1%	—	—
市民意識調査結果（H27調査）									
					比率			順位	
満足					24.2%			22	
「どちらともいえない」					45.0%			—	
不満					24.6%			5	
期待度		満足度			ギャップ値 (期待度－満足度)			ギャップ順位	
4.05 (2位)		2.97 (42位)			1.08			2	

6. 総括

施策全体の評価	○
施策全体の評価理由と今後の方向性	<p>施策全体として、特定健診受診率・特定保健指導利用率の向上や国民健康保険財政の着実な改善など、一定の進捗が見られた。</p> <p>今後については、市民が必要な時に必要な医療を受けることができるよう、年代に合わせた医療の情報発信を常に行っていく必要がある。また、少子高齢化に伴い寿命は延びたが、「栄養過多、生活様式の乱れ、栄養素摂取の不均衡と欠乏、化学物質汚染、日常運動量の低下、ストレスや慢性疲労の増大等々」が原因である生活習慣病の罹患率と、生活習慣病による死亡者数の割合は増加し続けており、これらに対応していくために、今まで以上に特定健診受診率・特定保健指導利用率の向上を図る等の保健事業の強化に取り組む必要がある。</p>

4-3-11 消費者を守るまちにします

1. 基本項目（総合計画に掲載している内容）

まちづくりの目標	4 暮らしにやさしく笑顔があふれるまち	計画書頁	127-128
政策	3 誰もが安心していきいきと暮らすことができるまちにします		
施策	11 消費者を守るまちにします	担当部 (統括部)	生活環境部
担当課	産業振興課・市民課		
基本方向	良質で適正な商品やサービスを選択できるよう、消費者の自立を支援し、悪質な商取引などによる消費者被害の未然防止、拡大防止に取り組みます。		
現行計画に掲載中の現状と課題	消費生活相談ルームへの相談件数は平成 16 年（2004 年）をピークに減少傾向にあるものの、依然として契約・解約に関わるトラブルが多く、内容が複雑・多様化しています。市だけでは対応できない相談もあり、関係機関との協力体制を整備する必要があります。また、国の消費者庁の設置に伴い、地方自治体との連携による一元的な窓口整備が想定され、相談体制の強化が求められます。同時に、消費者被害の発生・拡大を防ぐ取組みを強化することが必要です。		

2. 法令・制度や関連する社会経済環境の変化

<p>【消費者を取り巻く環境の変化】 消費者は、様々な商品・サービスに加え、音楽、映像、ゲームなどの教養娯楽サービス等を、インターネットを經由してデジタルコンテンツとして直接自分のパソコンや携帯電話等に取込み、楽しむことができるようになってきている。近年、それらのデジタルコンテンツの普及に伴う消費者トラブルが多発している。</p> <p>【行政の動き】 消費者が安全で安心な消費生活を営むことができる社会の実現に向け、平成 21 年に消費者庁が創設され、これまでに、消費者安全法を基本とする様々な法改正や新法制定が活発に行われ、消費者行政の一元化が進められている。特に、地方公共団体における消費生活相談体制の充実を図るとともに、P I O-N E T（全国消費生活情報ネットワーク・システム）を通じて、全国の消費生活センターから寄せられた相談内容を共有化し、被害防止のための情報発信や注意喚起を行っている。</p> <p>【消費者保護への取組み】 平成 23 年度の全国の消費相談件数が、約 90 万件に上っており、平成 24 年 8 月には、国や地方公共団体が学校や地域団体などと協力し、消費者教育を提供することを基本理念とした消費者教育推進法が施行された。</p>
--

3. 施策の展開別評価（◎は重点的な取組み）

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
◎ 消費者の自立支援と被害の未然防止	<p>【情報提供・出前講座などによる、消費教育・啓発活動、学習活動の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者被害を未然に防ぐため、街頭啓発や市のイベント等にて P R グッズを配布している 年間約 5 件の出前講座を実施し、消費者に対し事例紹介を通じた注意喚起を行っている。 	<p>【情報提供・出前講座などによる、消費教育・啓発活動、学習活動の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 近年頻発している公的機関を装った特殊詐欺などについて、消費者に詐欺手口を知ってもらい未然防止につなげるため、全国的な消費被害の相談状況を把握し、随時市民に情報提供していく。
◎ 消費者被害の救済	<p>【消費生活相談ルームの充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携による消費生活相談ルームの充実を図り、消費者からの苦情・相談へのアドバイスを実施し、必要に応じて業者へのあっせんを行っている。法改正により、取り締まりが厳しくなる一方で、加害者側の手口が巧妙化し、相談内容も複雑化の傾向にある。 	<p>【消費生活相談ルームの充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関との情報共有を強化し、被害の未然防止と複雑化する相談に迅速に対応できる相談員のスキルアップに取り組む。

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
○多重債務者に対する支援	【多重債務者に対する支援】 <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士・司法書士による多重債務相談会を実施し、問題解決を支援している。弁護士による相談会については、従来月2回の実施であったが、行政以外の相談機関の充実により相談者数が減少傾向にあり、平成26年度から月1回の実施とした。司法書士による相談会は引き続き月1回実施している。 ・年間20件の相談のうち、約半数が引き続き専門家の支援が必要とされる案件となっている。 	【多重債務者に対する支援】 <ul style="list-style-type: none"> ・相談者が的確な指導を受けられるよう十分な相談時間を確保し、支援を継続していく。また、相談件数が減少してきていることから、今後の実施回数や効果的となる相談会の実施方法の検討を進める。
○家庭用品などの安全性の確保	【事業所に対する訪問立ち入り調査・指導】 <ul style="list-style-type: none"> ・権限移譲に伴い、市内店舗への立ち入り調査を年1回、実施している。これまで、指導対象となる案件は無い。 	【事業所に対する訪問立ち入り調査・指導】 <ul style="list-style-type: none"> ・指導が必要となった際に適切に対応できるように、職員の知識向上に取り組む。
その他	【葬儀事業】 <ul style="list-style-type: none"> ・市規格葬儀制度の実施により、従来よりも価格透明性の高い葬儀を実現している。 	【葬儀事業】 <ul style="list-style-type: none"> ・家族葬等の比較的小さな規模の葬儀が浸透するにつれ、民間葬儀社の価格透明性やサービス水準が向上しており、葬儀における行政の役割を再考する。
特色や魅力のある取組みとして進めていくこと		
▶多重債務無料法律相談	【無料法律相談会】 <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士・司法書士による多重債務相談会を実施し、問題解決を支援している。弁護士による相談会については、従来月2回の実施であったが、行政以外の相談機関の充実により相談者数が減少傾向にあり、平成26年度から月1回の実施とした。司法書士による相談会は引き続き月1回実施している。 	【無料法律相談会】 <ul style="list-style-type: none"> ・相談者が的確な指導を受けられるよう十分な相談時間を確保し、支援を継続していく。また、相談件数が減少してきていることから、今後の実施回数や効果的となる相談会の実施方法の検討を進める。

4. 協働の取組みとして特に実施したこと

- 市の消費生活相談員と大阪府で養成された消費のサポーターの協力により、地域の高齢者を対象とする出前講座を実施。
- 市の消費生活相談員と市民団体が協力して子育て世代を中心とした消費関連セミナーを開催。

5. 各種指標の現状

【平成32年度に実現している姿】									
◇消費に関するトラブルや被害が減少し、安心して買物をしたり消費サービスを受けたりすることができています。									
◇多重債務に苦しむ人が減少しています。									
実現している姿を確認する指標について									
【指標と実績】	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成32年度	
消費生活相談の件数	目標	—	—	511件	485件	460件	430件	415件	243件
	実績	486件	538件	488件	473件	487件	534件	—	—
多重債務相談の件数	目標	—	—	70件	67件	45件	43件	40件	32件
	実績	63件	73件	33件	39件	17件	20件	—	—

市民意識調査結果 (H27 調査)			
	比率		順位
満足 of 比率	18.7%		38
「どちらともいえない」 of 比率	62.8%		—
不満 of 比率	11.5%		41
期待度	満足度	ギャップ値 (期待度－満足度)	ギャップ順位
3.86 (12位)	3.07 (21位)	0.79	12

6. 総括

施策全体の評価	○
施策全体の評価理由と今後の方向性	<p>施策全体として、各種啓発活動や消費生活相談ルームの充実、弁護士・司法書士による多重債務相談会の実施などに取組み、一定の成果があったといえる。</p> <p>ただし、インターネット関連等の新たなトラブルや従来型の悪質商法についての相談が増加傾向にあり、被害の未然防止に向けたさらなる取組みが求められる。</p> <p>今後においては、関係機関との連携の強化と情報共有を行い、啓発活動に取り組むとともに、次々に発生している想定外の要因による新たな消費トラブルに対応できるよう、研修などを通して相談員のスキルアップを行う。</p> <p>また、相談者が的確な指導を受けることが可能となるよう、十分な相談時間の確保と効果的な相談会の実現に向けた取組みを行う。</p>

まちづくりの目標5.
誰もが学び、成長できるまち

5-1. 生涯学習を通じて心豊かなうるおいと安らぎを感じるまちにします

5-1-1 生涯学習活動が活発なまちにします

1. 基本項目（総合計画に掲載している内容）

まちづくりの目標	5 誰もが学び、成長できるまち	計画書頁	131-132
政策	1 生涯学習を通じて心豊かなうるおいと安らぎを感じるまちにします		
施策	1 生涯学習活動が活発なまちにします	担当部 (統括部)	生涯学習部
担当課	生涯学習課		
基本方向	子どもから高齢者まで誰もが生涯にわたって各自の個性や能力を伸ばし、うるおいや生きがいのある人生を送ることができるよう主体的な学習活動を支援し、その成果を豊かな地域づくりや、かおりの高い文化のまちづくりに寄与できる環境づくりを進めます。		
現行計画に掲載中の現状と課題	ライフスタイルの多様化や高齢化の進展など社会状況の変化とあいまって、生きがいや心の充足感を満たす生涯学習に対する市民の関心や意欲は高まり、ニーズも多様化してきています。本市では、「いつでも、どこでも、誰でも、自由に」学ぶことができるよう、学習の機会・情報・場所などを提供してきましたが、今後は、若い世代が気軽に学習できる仕組みづくりや、高齢者が知識や技能を発揮できる活動機会の提供など、あらゆる世代の参加・参画をめざして学習や活動を支援することが重要な課題です。さらに、学んだ成果を社会で生かすことができる仕組みも必要となっています。		

2. 法令・制度や関連する社会経済環境の変化

<p>教育基本法に基づく「第2期教育振興基本計画」が平成25年6月に策定され、次世代の人材育成や学びの場やコミュニティの場づくりなどに関する方向性が示された。</p> <p>また、子どもの読書活動の習慣化は社会を生きる力を早い段階から身に付けることができるものとして、平成25年5月に「子ども読書活動推進に関する基本的な計画（第3次基本計画）」の策定、平成26年6月に「学校図書館法」が改正され、「学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずる」等、子どもの読書活動を推進するための方向性が示された。</p>

3. 施策の展開別評価（◎は重点的な取組み）

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
◎生涯学習リーダーの養成と活動機会の提供	<p>【学習リーダーやコーディネーターの養成と活動機会の提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 摂津市の歴史や文化財に理解と関心を持ってくれる人を育成するために、ふるさと摂津案内人養成講座を開催している。 ・ 養成講座の企画・運営には養成講座の修了生に関わってもらっており、活動の機会の提供ができているが、受講生の数は横ばいの状況となっている。 <p>【人材活用を促進するための積極的な周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これまで安威川以北での開催だったが、平成26年度より安威川以南であるさわやか広場とりかいでふるさと摂津案内人を講師とした「ふるさと摂津講座」を開催し、参加市民に摂津市の歴史を啓発するとともに、安威川以南でも講座の認知度向上を図ることができた。 	<p>【学習リーダーやコーディネーターの養成と活動機会の提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ふるさと摂津案内人養成講座や生涯学習大学、出前講座などの内容を、より市民が興味を持つものを取り入れていけるようにするための人材の育成を行う。 ・ 関わる人たちの活動の機会を多く提供できるようにする。 ・ 幅広い世代が参加しやすいよう、ふるさと摂津講座やふるさと摂津案内人養成講座の内容の検討を進める。 <p>【人材活用を促進するための積極的な周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安威川以南も含めて、幅広い世代が参加しやすい開催の方法や場所、内容について検討を進める。

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
◎市民と協働の生涯学習の推進	<p>【市民主体の企画・運営によるイベントなど事業展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年度、生涯学習に関する研修会を市職員と摂津市生涯学習まちづくり推進市民会議や公民館運営審議会、社会教育委員会議の委員を対象に開催し、市民と行政の協働の土壌づくりを進めている。 	<p>【市民主体の企画・運営によるイベントなど事業展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習フェスティバルへの参画団体が増えるよう協力し、活発な意見交換のもとにイベント内容が充実され、生涯学習活動の促進を図る。 ・特に、学生などの若い世代の参画が促進されるよう検討する。
○生涯学習機会の拡充	<p>【各種講座の充実、多様な学習メニューの充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公民館などを会場とする講座の他に、出前講座として講師を派遣し、各地域でも学習ができる機会を設けている。 ・講座の内容も市民のニーズに応えられるようにアンケートを取るなどし、毎年反映させるようにしている。 ・幅広い世代に機会を提供するため、夏休みに子どもを対象にした講座なども開催している。 ・平成25年度からは6館合同講座を開催し、幅広い世代の人が参加できるようにしている。 <p>【子どもの読書に親しむことができる機会の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年3月に家庭や地域、学校などがそれぞれ連携・協力して、子どもの成長に合わせて必要な読書の機会が提供を目的とした、「第3次子ども読書活動推進計画」を策定した。 ・ママパパ教室において保健師より乳児期からの絵本とのかかわりを講話の中に取り入れた。 	<p>【各種講座の充実、多様な学習メニューの充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も市民に学習の機会を提供できるようニーズに応じた講座などの開催を行いながら、内容のより一層の充実を図っていく。 <p>【子どもの読書に親しむことができる機会の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第3次子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもがさらに読書に親しめる機会づくりを促進する。 ・学校や学校図書館とも連携を取り、企画などの情報交換も行っていく。
○生涯学習の情報提供の充実	<p>【情報提供の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「セッピイイベントガイド」を通して市広報やホームページ以外の情報提供も行っているが、メディアの発達やスマートフォンの普及など生活環境の変化が著しい中で、市民の生活スタイルに応じた効果的な情報提供について検討をする必要がある。 	<p>【情報提供の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より多くの人に情報を得てもらえる環境を作る必要があることから、SNSなど新しいコミュニケーションツールや従来の市広報、ホームページの活用も含めた検討を進める。

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
<p>○生涯学習施設の整備と利用促進</p>	<p>【バリアフリー化の推進と多様な学習ニーズに対応した施設整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各生涯学習施設のバリアフリー・耐震化を行い誰もが来館しやすい環境づくりを行ってきた。 公民館においては、各館の耐震補強工事を行ってきたが、平成 27 年度に行う千里丘公民館の耐震補強工事では、同時に増改築も行い、より地域の人が集い、使いやすい環境づくりに努めている。 <p>【図書の利用を促進する仕組みの整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 図書館においては、平成 23 年度から指定管理者制度を導入し、読書活動の推進に繋がるよう、開館時間の拡大や全国的に行われているイベントを取り入れるなどをした。 平成 26 年度には書架の増設や飲み物を飲みながら読書ができる読書ラウンジを設置する等して利用者の様々なニーズに幅広く応えられるようにした。 平成 27 年度からは吹田市との図書の相互利用貸出も開始した。 	<p>【バリアフリー化の推進と多様な学習ニーズに対応した施設整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民のニーズの調査、分析を実施し、生涯学習施設のバリアフリー、耐震化も踏まえた利用しやすい施設整備を進めていく。 <p>【図書の利用を促進する仕組みの整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年度から開始した相互利用貸出も、状況を確認しながら、今後拡充に向けて検討していく。 また、市内公共施設において、予約した本の受け取りや返却ができる拠点を増やし、身近に図書施設のない地域の人たちにも本に親しむ機会がより増えるようにしていく。
<p>特色や魅力のある取組みとして進めていくこと</p>		
<p>▶せつつ生涯学習大学による人材育成</p>	<p>【せつつ生涯学習大学による人材育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生涯学習大学の学部を平成 23 年度より、まちづくり学部の 1 つに絞って目的を明確にした。 生涯学習大学の PR を兼ねて、一般市民が参加できる公開講座も実施するようになっている。 生涯学習大学の企画・運営には生涯学習大学の修了生に関わってもらっており活動の機会を提供しているが、参加者の低迷により受講生の数は横ばいとなっている状況である。 	<p>【せつつ生涯学習大学による人材育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生涯学習大学の講座内容をより現代課題にあったものにしなが、幅広い世代の受講生を募り、修了生の活動の幅を広げ、活動機会が拡充できるように検討する。 また、市内公共施設において、予約した本の受け取りや返却ができる拠点を増やし、身近に図書施設のない地域の人たちにも本に親しむ機会がより増えるようにしていく。
<p>▶生涯学習フェスティバルの充実</p>	<p>【市民中心の実行委員会によるイベント】</p> <ul style="list-style-type: none"> 人間科学大学の学生にも参画してもらい行政・市民・学生の「協働」による生涯学習フェスティバルを実施している。 関わってくれる人や団体が増えるよう、イベントの周知も兼ねて広報せつつやイベントでのチラシの配布をして周知を進めている。 参画者や団体も徐々に増えてきており、地域の団体やボランティアグループなど含めた約 50 団体で「協働」を意識した運営ができた。 	<p>【市民中心の実行委員会によるイベント】</p> <ul style="list-style-type: none"> 例年ほぼ同じ内容であるため、より学習成果の発表や体験活動の場となるような魅力あるイベント内容の検討を進める。 実行委員会と協議をしながら、内容の拡充となるような企画立案をしていく。

4. 協働の取組みとして特に実施したこと

- 生涯学習大学を開催するための企画・運営について、生涯学習大学の修了生で作るまちづくり研究室に協力依頼して企画・運営を実施。
- 生涯学習推進本部運営事業において、市職員と生涯学習に関する附属機関の委員を対象にした合同研修会を開催。
- 生涯学習フェスティバルを、市内で活動する団体や人が組織している生涯学習フェスティバル実行委員会と実施。

5. 各種指標の現状

【平成 32 年度に実現している姿】									
◇学んだ成果を社会に還元しようとする人が増え、多くの人の知識や技能が社会で生かされています。									
◇子どもから高齢者まで積極的に学び続けています。									
◇学習や活動をする拠点がより利用しやすくなり、多くの人に役立っています。									
実現している姿を確認する指標について									
【指標と実績】	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 32 年度	
生涯学習指導者の登録数	目標	—	—	21 人	—	—	—	—	30 人
	実績	19 人	18 人	※指標の数値元となるリーダーバンク制度が平成 22 年度に廃止				—	
公民館講座等の延参加者数	目標	—	—	45,000 人	46,000 人	47,000 人	48,000 人	48,000 人	50,000 人
	実績	39,960 人	44,600 人	45,259 人	46,843 人	45,879 人	48,153 人	—	—
市民 1 人あたりの図書貸出冊数	目標	—	—	4.4 冊	4.6 冊	4.7 冊	4.8 冊	5.0 冊	5.5 冊
	実績	4.3 冊	4.3 冊	4.54 冊	4.4 冊	4.2 冊	4.1 冊	—	—
市民意識調査結果 (H27 調査)									
			比率			順位			
満足の比率			23.7%			25			
「どちらともいえない」の比率			57.3%			—			
不満の比率			12.7%			34			
期待度		満足度		ギャップ値 (期待度－満足度)		ギャップ順位			
3.59 (36 位)		3.09 (16 位)		0.50		35			

6. 総括

施策全体の評価	○
施策全体の評価理由と今後の方向性	<p>施策全体として、生涯学習フェスティバル等、市民を中心とした実行委員会によるイベントの開催などの協働を意識した取組みにより、年々、市民団体などの参画が増えてきており一定の成果が見られる。</p> <p>ただし、イベントや講座などにおける団体への幅広い世代の参加・参画に向けた取組みについて一層の強化を図る必要がある。</p> <p>人口減少や少子高齢化の急速な進展に伴い、本市においても地域の少子化や市民団体の高齢化など、避けては通れない課題となってきた。今後も生涯学習に関するイベントや講座、講演について市民のニーズを改めて確認しながら、開催する内容や時間、場所などを検討し、幅広い世代の方がつながってくれることを意識した取組みの強化とともに、生涯学習施設のバリアフリー、耐震化も踏まえた利用しやすい施設整備を進めていく。</p>

5-2. 自ら学び、自ら考えることのできる子どもを育むまちにします

5-2-1 就学前教育が充実したまちにします

1. 基本項目（総合計画に掲載している内容）

まちづくりの目標	5 誰もが学び、成長できるまち	計画書頁	133-134
政策	2 自ら学び、自ら考えることのできる子どもを育むまちにします		
施策	1 就学前教育が充実したまちにします	担当部 (統括部)	次世代育成部
担当課	こども教育課・学校教育課		
基本方向	義務教育及びその後の教育の基礎を培うため、保育所・幼稚園・小学校の連携を進め、保護者や地域とも連携しながら、就学前教育の充実を図ります。		
現行計画に掲載中の現状と課題	<p>少子化の進行や保護者の就労形態の多様化などにより、0歳から就学前の子どもに対し、適切な規模の集団で保育も幼児教育も一体的に行う新たな仕組みが求められてきました。また、子どもが小学校での生活にうまく適応できない「小1プロブレム」が課題となっており、小学校への円滑な接続が重要視されています。これらの課題を解決するために、保育所・幼稚園・小学校の連携を進め、一貫性のある就学前教育に取り組む必要があります。</p> <p>さらに、保育所や幼稚園に通っていない子どもの保護者も含めた、すべての子育て家庭に対する支援を強化する必要があります。</p>		

2. 法令・制度や関連する社会経済環境の変化

<p>平成27年より子ども・子育て支援新制度が開始され、幼稚園と保育所が一つの制度の下で運営されることになった。併せて法改正により、幼保連携型認定こども園の役割・法的位置づけが、幼稚園・保育所が連携して教育・保育を提供する施設から、一つの施設として教育・保育を包括的に提供する施設へと変更された。今後、幼稚園・保育所を幼保連携型認定こども園へ移行し、教育・保育を一体的に提供するという国の方向性が示された。</p>

3. 施策の展開別評価（◎は重点的な取組み）

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
◎保護者と連携した就学前教育の実践	<p>【保護者との連携強化、就学前教育の実践】</p> <ul style="list-style-type: none"> 就学前教育実践の手引き策定懇談会委員として保護者にも参加いただき、意見を反映し、平成23年度に「就学前教育実践の手引き」を作成した。作成以降も就学前教育実践懇談会委員として保護者に参加いただいている。 べふこども園の開設・混合クラスの実施にあたっては、保護者との「つながり会議」を開催し、保護者の意見を反映しながら事業の実施と検証作業を行った。 	<p>【保護者との連携強化、就学前教育の実践】</p> <ul style="list-style-type: none"> 懇談会委員等だけでなく、より多くの保護者と連携し、意見を反映しながら就学前教育の充実に向けた取組みを進める。
◎子育て支援機能の拡充	<p>【幼稚園における預かり保育等の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成24年度からすべての市立幼稚園で預かり保育を実施している。 <p>【義務教育に向けた相談活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> 園庭開放等地域の子育て支援を公立幼稚園・保育所にて実施し、子育て支援や就学に向けての相談事業を実施した。 	<p>【幼稚園における預かり保育等の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 休業中（夏季休業中）の預かり保育の実施の検討を進める。 <p>【義務教育に向けた相談活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、園庭開放等を通して、保護者の相談事業の取組みを進める。

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
◎保育士と幼稚園教諭の資質・能力の向上	<p>【人事交流や合同研修など】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・べふこども園の開設にあたり、保育士・幼稚園教諭から構成する検討チームを立ち上げ、教育・保育内容について検討した。開設後は、平成26年度から実施した5歳児混合クラスの実施に向けた検討を保育士・幼稚園教諭両者で行い、混合クラス実施後は検証作業を通じて課題の解決と解決のための資質・能力の向上に努めてきた。保、幼、小合同研修やOJTを通して、保育士・幼稚園教諭の能力の向上を図ってきた。 <p>【障害のある子どもに対する理解、知識の習得、適切な支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園・保育所において課題となっている障害のある子どもや支援の必要な子どもに対する保育への取組みについて、毎年研修会を開催し、保育士・幼稚園教諭の能力の向上を図ってきた。 	<p>【人事交流や合同研修など】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修等を中心としながら、保育士と幼稚園教諭のさらなる資質・能力向上に努める。 <p>【障害のある子どもに対する理解、知識の習得、適切な支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修等を中心としながら、保育士と幼稚園教諭のさらなる資質・能力向上に努める。
◎保育所・幼稚園の一体運営に向けた施設整備	<p>【施設整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年からべふ幼稚園と別府保育所を一体的に運営するべふこども園を開設した。平成26年度からは5歳児クラスで混合クラスを実施し、一体的な運営をさらに進めた。 	<p>【施設整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援新制度に基づく幼保連携型認定こども園への移行も念頭に入れながら、べふこども園で混合クラスを検証し、より一体的な運営を進めていく。 ・べふこども園の成果と課題を踏まえて、他の就学前教育施設のあり方を検討する。
○私立保育園・幼稚園との連携・協力	<p>【公立、私立相互の情報共有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学前教育実践懇談会、次世代育成支援行動計画推進協議会、子ども・子育て会議等に私立保育園、私立幼稚園の代表者に参加いただいた。また、就学前教育実践のための研修会や保育士研修会に私立保育園の保育士にも参加いただいた。 	<p>【公立、私立相互の情報共有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、私立保育園、幼稚園と意見交換し、連携・協力を努めていく。
特色や魅力のある取組みとして進めていくこと		
▶保護者と連携した就学前教育の実践	<p>【保護者との連携、就学前教育の実践】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学前教育実践の手引き策定懇談会委員として保護者にも参加いただき、意見を反映し、平成23年度に就学前教育実践の手引きを作成した。作成以降も就学前教育実践懇談会委員として保護者に参加いただいている。 	<p>【保護者との連携、就学前教育の実践】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・懇談会委員等だけでなく、より多くの保護者と連携し、意見を反映しながら就学前教育の充実に取り組む。

4. 協働の取組みとして特に実施したこと

<ul style="list-style-type: none"> ○就学前教育実践懇談会等の委員として保護者が参加した。 ○就学前教育実践懇談会等の委員として私立幼稚園、保育所等の代表者が参加した。 ○べふこども園の開設、混合クラスの実施にあたっては、保護者とつながり会議を開催した。

5. 各種指標の現状

【平成 32 年度に実現している姿】								
◇保育所・幼稚園と小学校の円滑な接続が実現できています。								
◇保育所・幼稚園と小学校が連携・協力し、一貫性のある就学前教育が推進されています。								
◇保護者が安心して子どもを育てることができています。								
実現している姿を確認する指標について								
【指標と実績】	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
「（仮称）就学前教育実践の手引き」を活用している保育所・幼稚園・小学校の数	目標	－	－	0 か所	17 か所	17 か所	17 か所	17 か所
	実績	0 か所	0 か所	0 か所	17 か所	17 か所	17 か所	－
保育所・幼稚園・小学校の人事交流人数	目標	－	－	0 人	0 人	2 人	4 人	6 人
	実績	0 人	0 人	0 人	0 人	4 人	0 人	－
保育所・幼稚園・小学校の合同研修実施回数	目標	－	－	1 回	1 回	2 回	2 回	3 回
	実績	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	－
子育て支援事業を実施している保育所・幼稚園の数	目標	－	－	1 か所	2 か所	2 か所	3 か所	5 か所
	実績	1 か所	1 か所	1 か所	2 か所	2 か所	2 か所	－
市民意識調査結果（H27 調査）								
			比率			順位		
満足比率			23.0%			28		
「どちらともいえない」の比率			54.4%			－		
不満比率			15.6%			23		
期待度		満足度		ギャップ値 (期待度－満足度)		ギャップ順位		
3.69 (29 位)		3.05 (25 位)		0.64		30		

6. 総括

施策全体の評価	○
施策全体の評価理由と今後の方向性	<p>施策全体として、保護者と連携した「就学前教育実践の手引き」の策定、べふこども園の開設及び5歳児混合クラスの実施、すべての市立幼稚園で預かり保育実施など、一定の進捗が見られた。</p> <p>今後においても、幼稚園と保育所、認定こども園の連携促進と保育教育環境の充実や障害のある子どもの積極的な受け入れなど就学前教育に充実に向けたさらなる取組みが求められる。</p> <p>引き続き「就学前教育実践の手引き」を中心とした就学前教育の推進に取り組むとともに、幼保連携型認定こども園の推進など新たな施策の検討・推進に取り組む。</p> <p>また、べふこども園の成果と課題を踏まえて、他の就学前教育施設のあり方を検討していく。</p>

5-2-2子どもたちの「生きる力」を育むまちにします

1. 基本項目（総合計画に掲載している内容）

まちづくりの目標	5 誰もが学び、成長できるまち	計画書頁	135-136
政策	2 自ら学び、自ら考えることのできる子どもを育むまちにします		
施策	2 子どもたちの「生きる力」を育むまちにします	担当部 (統括部)	次世代育成部
担当課	学校教育課・教育支援課・子育て支援課		
基本方向	教育環境の整備や教育内容の充実に取り組み、「確かな学力」「豊かな心」「健康・体力」の3つの要素から構成される「生きる力」を子どもたちに育みます。		
現行計画に掲載中の現状と課題	子どもたちに「生きる力」を育むことが最重要課題ですが、「確かな学力」の定着は十分ではなく、いじめ・不登校などの問題行動の発生件数も少なくない状況です。自ら学び、自ら考えて行動し、より良く問題解決する力を育むため、学校・家庭・地域が連携して、学習意欲の向上と学習習慣を含めた基本的生活習慣の確立を図ることが必要です。		

2. 法令・制度や関連する社会経済環境の変化

<p>【教育再生実行会議】 平成 25 年より開催されている「教育再生実行会議」の提言やそれらを受けた中央教育審議会への諮問及びその答申により、教育委員会制度の改正・いじめ防止の基本方針の策定・道徳の時間の特別な教科への格上げ・小学校英語の教科化・小中一貫教育の推進・主体的協働的に学ぶ学習（アクティブ・ラーニング）の推奨など次々と新しい教育改革が打ち出されている。</p> <p>【学校図書館法】 子どもの読書活動の習慣化は社会を生きる力を早い段階から身に付けることができるものとして、平成 26 年に「学校図書館法」の改正が行われ「学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずる」等、子どもの読書活動を推進するための方向性を示している。</p>

3. 施策の展開別評価（◎は重点的な取組み）

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
◎学力向上プランの実現	<p>【学校での授業改善と家庭や地域との連携による学習意欲向上・学習習慣の形成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学力向上方策を含む学校経営計画を平成 26 年度中に各校が作成し、教育委員へのプレゼンテーション、教育長ヒアリング等を実施している。 ・平成 27 年度より学力向上担当者が毎月の進捗状況を確認し、組織的取組みの検証を行っている。 ・研究体制づくりに関しては進んできており、平成 26 年度、8 校の小学校が研究発表を行い、中学校 2 校が府の指定を受けて学力向上に取り組んだ。 ・学力調査の結果と対策を保護者や地域に説明し、連携を依頼するとともに、家庭での「11 の目標」などの啓発プリントを配付している。 <p>【人的措置とシステム整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学 1 年生等学級補助員、学校読書活動推進サポーター、学力向上支援員、学習サポーター等の支援人材を学校に派遣している。 ・全小中学校に学校読書活動推進サポーターを配置し、学校図書館の常時開館を確保と、調べ学習等授業において教員をサポートすることができている。 	<p>【学校での授業改善と家庭や地域との連携による学習意欲向上・学習習慣の形成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の確かな学力の定着や学校全体での組織的な取組みにおいて大きな課題がある。 ・「基礎的な知識及び技能」「それらを活用する思考力・判断力・表現力」及び「主体的に学習に取り組む態度」で構成される「確かな学力」をバランスよく育てるための取組みをより具体化させていく。 ・先進校視察や学力向上推進懇談会や小学校での学力定着度調査等を活用しながら、学校や中学校区でのより組織的な学力向上プラン実現に向けて取組みを進める。 <p>【人的措置とシステム整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内全小学校を訪問し、学級補助員の活用の様子を確認、集約するとともに、支援が必要な学年（1 年生以外）での活発な活用の検討を進める。 ・学力向上支援員はじめ、支援人材の有効となる活用方法について検討を進める。

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
<p>◎問題行動の未然防止・早期発見・早期対応</p>	<p>【いじめ・不登校への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめアンケートや成長を促す指導の推進等、学校の組織的な体制づくり支援を進めている。 児童生徒の問題行動の発生件数は平成26年度大幅に増加した。不登校数は中学校で減少したものの、依然として数としては多く、長期化の傾向も見られる。 <p>【学校や各種関係機関と連携した教育相談機能と適応指導の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪府から生徒指導を担当する加配教員の配置を受け、スクールソーシャルワーカー2名を非常勤職員として配置し、課題に応じケース会議を開催している。 スクールカウンセラー、家庭教育相談員等を配置した教育相談機能の充実に図り、警察、少年サポートセンター、家庭児童相談室、子ども家庭センター等関係機関との連携を強化している。 	<p>【いじめ・不登校への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子ども家庭センターや少年サポートセンター等関係機関との連携の強化、各学校においていじめ防止や成長を促す指導が浸透するための支援の強化を図る。 <p>【学校や各種関係機関と連携した教育相談機能と適応指導の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を含めた「チーム学校」体制の強化を進める。
<p>◎学校評価の適切な実施</p>	<p>【学校評価の実施・公表と効果的な活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年度、全学校が児童生徒や保護者、教職員へのアンケート等を通じて自己評価を実施し、次年度の学校経営計画に活かすことができた。 15校中8校が、学校協議会において関係者評価を実施することができた。 	<p>【学校評価の実施・公表と効果的な活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校関係者評価の全校実施とその公表を進め、学校・家庭・地域との連携による学校運営の改善や教育水準の向上を図る。 学校だより等にとどまらず、市のWEB上での公開を進め、開かれた学校運営を推進する。
<p>○小中一貫教育の推進</p>	<p>【小中一貫教育の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各中学校ブロックでの小中一貫教育担当者会を行い、合同研修会の実施や先進校視察等、中学校ブロックとしての取組みが進んだ。 合同研究会など通して、中学校区の学力課題や生徒指導の課題を小中学校の教員が共有し、解決のための取組みを進めている。 「摂津市小中一貫教育推進協議会」では、各校区の取組みの成果と課題をまとめ、また市内全体で他校区の取組みを共有し、次年度の計画に活かしている。 	<p>【小中一貫教育の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学習規律や生活規律、教育課程の系統性、また教育内容や学習方法の一貫性について、各中学校ブロックでの取組みが進むよう、さらに連携を深める。

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
○教職員の授業力の向上	<p>【教員の授業力向上と自主的な学習・自発的な研修受講の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「初任者の手引き」を作成・活用し、経験の浅い教員の育成を図っている。 ・指導主事・学校教育相談員が小中学校を巡回し（平成26年度はのべ736回実施）、経験の浅い教員を対象として、きめ細やかな指導を行い、授業力・学級経営力・生徒指導力等の向上を図っている。 ・初任者指導教員研修会を実施し、参加者からは「学校として組織的に取り組む必要性をあらためて感じた。」という感想があり、指導教員のさらなる意識の向上を図っている。 ・授業力向上に向けた研修を実施し、各校の研究授業や校内研究を進めている。 	<p>【教員の授業力向上と自主的な学習・自発的な研修受講の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経験豊富な教員が多く退職し、経験の少ない教員が占める割合がさらに増加する。 ・経験の少ない教員だけでなく、学校を支えるミドルリーダーの育成までをキャリアステージに応じて、系統的に行う研修を実施する。 ・組織的な授業研究体制を確立し、研修成果についても個人から学校全体への共有化を進める。
○家庭学習習慣の定着	<p>【家庭と連携した学習習慣の確立】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「家庭学習の手引き」等の配布を実施し、家庭・保護者へ啓発を実施している。 ・学習サポーターを配置し、全小学校で週1～2回の放課後しゅくご広場を開催し、平成26年度は延べ6,528人の児童の参加があり、また土曜しゅくご広場を南北2会場で開催しており、延べ600人の児童の参加があった。 	<p>【家庭と連携した学習習慣の確立】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土曜しゅくご広場の充実に向けた開催場所の再検討、中学生を対象とした自習室の開催を検討する。 ・「家庭学習の手引き」等の配付による家庭・保護者への啓発の強化、土曜しゅくご広場の充実、中学生の家庭学習習慣の定着への働きかけが課題である。
○その他	<p>【私立高等学校等学習支援金の支給】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済的な理由により、私立高等学校等における修学が困難な方に対し、平成24年度に私立高等学校等学習支援金の制度を創設し、経済的負担の軽減を図っている。 	<p>【私立高等学校等学習支援金の支給】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済的負担の軽減のため、継続して私立高等学校等学習支援金の交付を実施する。
特色や魅力のある取組みとして進めていくこと		
▶教職員の研究会「スクール広場」の開催	<p>【新しい教育課題に対応できる資質・能力向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい教育課題に対応し、教員の指導力を高めるため、年間数回通して行う自主的参加の学習会として、教職員の経験年数や期待される組織役割に合った研究会を設定してきた。 ・平成27年度は、授業づくり「国語部会」と「小学校外国語活動部会」を開催している。 	<p>【新しい教育課題に対応できる資質・能力向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な課題がある中で、教職員のニーズに合った部会の設定の検討を進める。 ・学び続ける教員像の実現のため、教科指導に関する研究をさらに深めるとともに、力のある学校づくりのための人材育成につながる研究会を開催する。

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
▶放課後学習室の開設	<p>【基礎学力の向上と学習意欲の喚起】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習サポーターを配置し、全小学校で週1～2回の放課後しゅくご広場を開催し、平成26年度は延べ6,528人の児童の参加があり、また土曜しゅくご広場を南北2会場で開催しており、延べ600人の児童の参加があった。 	<p>【基礎学力の向上と学習意欲の喚起】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土曜しゅくご広場の充実に向けた開催場所の再検討を実施する。 ・中学生を対象とした自習室の開催の検討とともに、家庭学習習慣の定着への働きかけを強化する。
▶生徒指導・教育相談体制の充実	<p>【スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全小中学校にスクールカウンセラーを、5小学校に家庭教育相談員を配置し、また教育センターには臨床心理士を常駐させ、教員以外の人間も児童生徒や保護者の相談に応じる体制を構築している。 ・週に4日勤務するスクールソーシャルワーカーを市で2名雇用し、きめ細かい対応や関係機関との連携強化を図っている。 <p>【学生ボランティアによる登校支援活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校児童生徒への支援として教育センターに適応指導教室「パル」を置き、また学生の「さわやかフレンド」を派遣している。 	<p>【スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等も「チーム学校」の一員とした学校支援強化を図っていく。 <p>【学生ボランティアによる登校支援活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続して不登校児童生徒への支援を実施する。

4. 協働の取組みとして特に実施したこと

○学校経営計画の改善における学校協議会や校区の民生児童委員の参画。

5. 各種指標の現状

【平成32年度に実現している姿】
◇子どもたちが進んで学習に取り組み、学力が向上しています。
◇学校が好きな子どもが増え、楽しく学んだり遊んだりしています。
◇子どもたちは運動に親しみ、家庭で規則正しい生活を送っています。
◇子どもたちは「みんな」楽しく学校に通っています。

実現している姿を確認する指標について

【指標と実績】		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
全国学力・学習 状況調査で正 答率 30%未満 の子どもの割 合	目標	—	—	小 6 国語 17.0% 算数 13.0% 中 3 国語 9.0% 数学 22.0%	小 6 国語 15.0% 算数 11.0% 中 3 国語 8.0% 数学 18.0%	小 6 国語 12.0% 算数 9.0% 中 3 国語 7.0% 数学 14.0%	小 6 国語 10.0% 算数 7.0% 中 3 国語 5.0% 数学 12.0%	小 6 国語 8.0% 算数 6.0% 中 3 国語 4.0% 数学 10.0%	小中 各教科 0%
	実績	小 6 国語 12.6% 算数 13.4% 中 3 国語 9.2% 数学 22.4%	小 6 国語 4.7% 算数 16.6% 中 3 国語 10.7% 数学 38.0%	小 6 国語 10.9% 算数 14.8% 中 3 国語 15.0% 数学 28.3%	小 6 国語 12.1% 算数 8.5% 中 3 国語 8.9% 数学 25.7%	小 6 国語 16.1% 算数 8.5% 中 3 国語 7.6% 数学 28.9%	小 6 国語 14.2% 算数 12.5% 中 3 国語 16.7% 数学 19.2%	—	—
全国学力・学習 状況調査で「勉 強がわかる(よ くわかる、ど ちらかといえ ばわかるの合 計)」と回答し た子どもの割 合	目標	—	—	小 6 81.0% 中 3 70.0%	小 6 81.0% 中 3 70.0%	小 6 82.5% 中 3 72.5%	小 6 82.5% 中 3 72.5%	小 6 85.0% 中 3 75.0%	小 6 90.0% 中 3 80.0%
	実績	小 6 77.1% 中 3 63.8%	小 6 80.1% 中 3 68.2%	小 6 79.9% 中 3 65.0%	小 6 79.4% 中 3 46.0%	小 6 75.3% 中 3 68.6%	小 6 72.2% 中 3 69.7%	—	—
摂津市学力定 着度調査学習 意識調査で「学 校が好き(ど ちらかという と好きも含む)」 と回答した子 どもの割合	目標	—	—	小 6 80.0% 中 3 70.0%	小 6 80.0% 中 3 70.0%	小 6 80.0% 中 3 70.0%	小 6 90.0% 中 3 80.0%	小 6 90.0% 中 3 80.0%	小中 100%
	実績	小 5 79.5% 中 2 67.1%	調査実施 なし	調査実施 なし	調査実施 なし	調査実施 なし	調査実施 なし	—	—
全国学力・学習 状況調査で「朝 食を毎日食 べている」と 回答した子 どもの割合	目標	—	—	小 6 83.0% 中 3 75.0%	小 6 85.0% 中 3 78.0%	小 6 87.0% 中 3 81.0%	小 6 89.0% 中 3 84.0%	小 6 91.0% 中 3 88.0%	小中 100%
	実績	小 6 84.4% 中 3 74.1%	小 6 85.2% 中 3 79.0%	小 6 83.4% 中 3 75.8%	小 6 86.9% 中 3 76.6%	小 6 86.7% 中 3 79.8%	小 6 85.7% 中 3 77.6%	—	—
不登校の子 どもに具体的 な支援が できた 割合	目標	—	—	20.0%	25.0%	30.0%	40.0%	50.0%	100%
	実績	15.8%	15.8%	23.0%	25.0%	35.0%	42.9%	—	—

市民意識調査結果 (H27 調査)			
		比率	順位
満足の比率		20.3%	34
「どちらともいえない」の比率		53.3%	—
不満の比率		18.8%	13
期待度	満足度	ギャップ値 (期待度－満足度)	ギャップ順位
3.77 (21位)	2.98 (38位)	0.79	12

6. 総括

施策全体の評価	○
施策全体の評価理由と今後の方向性	<p>施策全体として、学校の学力向上の取組みは組織として動き始めており、中学校での不登校の減少や体力・運動能力の向上など一定の進捗は見られる。</p> <p>ただし、学力の向上、その背景にある児童生徒の学習意欲や家庭学習習慣における課題は依然として大きく、問題行動等の課題も平成 26 年度は大きく増大していることからさらなる取組みが求められる。</p> <p>今後については、家庭学習習慣の定着に向けた家庭・地域と連携強化を図っていく。また、新しい教育改革の方向性を見極めながら、組織的で具体的な学力向上プランの実現や成長を促す指導を取り入れた生徒指導体制の強化とともに I C T 環境の整備や効果的な支援人材の活用方法についても検討を進めていく。</p>

5-2-3 一人ひとりに応じた支援教育を充実するまちにします

1. 基本項目（総合計画に掲載している内容）

まちづくりの目標	5 誰もが学び、成長できるまち	計画書頁	137-138
政策	2 自ら学び、自ら考えることのできる子どもを育むまちにします		
施策	3 一人ひとりに応じた支援教育を充実するまにします	担当部（統括部）	次世代育成部
担当課	教育支援課・教育委員会総務課・学校教育課		
基本方向	ノーマライゼーションの理念のもとに、義務教育の場において、障害のある子どもと障害のない子どもがともに学び、育つ環境をつくり、多様な障害種別に対応する支援教育を推進します。		
現行計画に掲載中の現状と課題	全小中学校に支援学級を設置していますが、障害種別は多様化してきており、障害のある子ども一人ひとりに合った指導の充実や施設の整備が求められています。また、障害のある子どもと障害のない子どもがともに学び、育つことができるよう、障害に対する理解を深めることも重要な課題です。さらに、大阪府立支援学校も含め、様々な交流や連携を強化することが必要です。		

2. 法令・制度や関連する社会経済環境の変化

<p>平成 25 年 9 月に学校教育法施行令の一部改正が施行され、①就学先を決定する仕組み、②障害の状態等を踏まえた転学、③視覚障害者等による区域外就学等、④保護者及び専門家からの意見聴取の機会の拡大について改正が行われた。</p> <p>また、平成 28 年 4 月に障害者差別解消法が施行され、地方公共団体においては合理的配慮を行うことが義務化される。</p>

3. 施策の展開別評価（◎は重点的な取組み）

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
◎支援教育の充実	<p>【個別の教育支援計画の活用、関係機関等と連携した支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別なニーズのある子どもに対する、教職員による適切な支援実施をめざし、支援教育研修や巡回指導を実施している。その中で、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の引継ぎ・見直し・修正を含めた活用について周知し、さらに適切な支援ができるようになってきた。 リーディングチームや専門家が保育所・幼稚園、小中学校への巡回相談を実施し、子どもの状況に応じた支援について助言することにより、適切な支援を行うことができるようになってきた。 	<p>【個別の教育支援計画の活用、関係機関等と連携した支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後、支援教育の経験が浅い教職員が増加していくことが予想される。学校が組織的な支援体制を構築するとともに、教職員の専門性をさらに高めていくため、巡回相談や研修を継続して行う必要がある。 学校教育法施行令の一部改正に伴い、支援学校への転学も含めた、常に柔軟な対応ができるようになったため、さらに丁寧な相談・対応に取り組んでいく。
○学校全体での支援教育の充実	<p>【障害のある子どもへのきめ細やかな指導】</p> <ul style="list-style-type: none"> 研修等を通じて、支援教育コーディネーターの役割を明確にし、個別の支援方法や環境等を考慮する等の取組みの方向性を示すことができた。 支援教育コーディネーターが校内研修を企画・実施するなど、教職員の障害理解の促進や、発達に障害がある児童の支援体制づくりの中心となっている。 「通級指導教室」についての情報を保護者に配付し、保護者の理解が進んだ。 	<p>【障害のある子どもへのきめ細やかな指導】</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援教育コーディネーターとしての経験の浅い教職員が増加しており、専門性の向上は急務である。また、研修や巡回相談等を通じて、次世代を担う支援教育コーディネーターを育成し、さらに組織的な支援を行っていく。

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
○教職員の教育技術の向上	【教育センター機能の充実、的確な支援】 <ul style="list-style-type: none"> 発達障害の特性理解等をテーマにした研修に参加し、学習内容を学校園で活用し、適切な支援につなげることができた。 支援教育の経験が浅い教職員を対象に、基礎研修及び専門研修を実施し、教育技術の向上につなげることができた。 	【教育センター機能の充実、的確な支援】 <ul style="list-style-type: none"> 専門家や関係機関と連携し、児童生徒や保護者をさらに適切に支援することができるよう取組みを進める。 保護者のニーズを的確に把握し、寄り添った支援のための学校体制及び教員の力量向上に取り組む。
○義務教育就学の支援	【義務教育就学のため、相談活動を充実】 <ul style="list-style-type: none"> 公立幼稚園・保育園長会で障害児の就学までの流れについての周知を行っている。また、支援学級の見学や体験、就学相談等を実施し、保護者や子どもの期待感の増幅、不安解消に取り組んでいる。 	【義務教育就学のため、相談活動を充実】 <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、就学相談を実施し、保護者の不安を解消するとともに、支援学級の見学・体験を通じて、期待感の増幅につなげていく。 公立のみならず、私立や他市の就学前機関や近隣の関係機関とのさらなる連携を図り、適切な就学につないでいく。 特別な配慮が必要な子どもが増加しており、関係機関等とのさらなる連携が必要となっている。
○学校施設の整備	【バリアフリー化の推進】 <ul style="list-style-type: none"> 平成27年度までに義務教育施設の耐震化率を100%とすることを目標に、施設整備を行うとともに、耐震工事と併せて実施できる範囲でのバリアフリー化に取り組んだ。 	【バリアフリー化の推進】 <ul style="list-style-type: none"> 多くの学校が建築後30年以上経過しているため、その老朽化対策（大規模改修）に取り組むとともに、合わせてバリアフリー化を推進する。
特色や魅力のある取組みとして進めていくこと		
▶支援学校との連携	【大阪府立支援学校との連携・協力】 <ul style="list-style-type: none"> 府立摂津支援学校の学校見学会や教育相談等を通じて情報共有を図り、適切な就学につなぐことができた。また、支援学校のセンター的機能を活用し、研修や巡回相談等を行うことで、障害のある子ども一人ひとりのニーズに応じた指導や支援を行っている。 	【大阪府立支援学校との連携・協力】 <ul style="list-style-type: none"> 特別な支援を必要とする子どもは年々増加しており、今後も支援学校との連携を強め、支援教育の充実を図る。
▶地域交流の推進	【交流会の実施】 <ul style="list-style-type: none"> 土曜つながり集会を年間5回実施し、地域の子どもたちや保護者が交流することができた。異年齢の子どもたちが集い、様々な活動を通じてつながりを深めるとともに、保護者同士のつながりも広がった。 	【交流会の実施】 <ul style="list-style-type: none"> 障害のある子どもやその保護者がつながりを持ち、安心して過ごすことができるように、活動内容について検討する。また、中学生の参加者の増加をめざす。

4. 協働の取組みとして特に実施したこと

<ul style="list-style-type: none"> ○就学に関する教育相談の実施。 ○障害のある子どもの保護者の会への情報提供。 ○年間5回、土曜つながり集会を実施。

5. 各種指標の現状

【平成 32 年度に実現している姿】									
◇障害に対する理解が進み、障害のある子どもが安心して学んでいます。									
◇支援教育の指導内容が充実し、障害のある子ども一人ひとりのニーズに応じた指導や支援ができています。									
◇大阪府立支援学校との交流や連携が進んでいます。									
実現している姿を確認する指標について									
【指標と実績】		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
支援教育に係る研修の実施回数	目標	—	—	9 回	10 回	10 回	11 回	11 回	12 回
	実績	8 回	9 回	8 回	12 回	11 回	12 回	—	—
保育所・幼稚園・小中学校への巡回相談の回数	目標	—	—	66 回	67 回	67 回	68 回	68 回	54 回
	実績	33 回	66 回	69 回	73 回	72 回	50 回	—	—
大阪府立支援学校との交流・連携の実施回数	目標	—	—	18 回	20 回	20 回	20 回	20 回	30 回
	実績	12 回	16 回	12 回	10 回	10 回	10 回	—	—
市民意識調査結果 (H27 調査)									
			比率			順位			
満足比率			19.1%			37			
「どちらともいえない」比率			62.7%			—			
不満比率			10.5%			45			
期待度		満足度		ギャップ値 (期待度－満足度)		ギャップ順位			
3.68 (31 位)		3.08 (18 位)		0.60		31			

6. 総括

施策全体の評価	○
施策全体の評価理由と今後の方向性	<p>施策全体として、支援教育の充実、教職員の教育技術の向上、学校施設の整備など、一定の進捗が見られた。</p> <p>今後、特別な支援の必要な子どもが増加傾向にある中で、地域の学校に就学し、安心して過ごすことができるよう、教職員が専門性を高めることやさらなる環境整備や合理的配慮の実施に取り組んでいく。また、支援学級の増加に伴い、支援学級での経験がない、または経験の浅い教職員が増加することが予想されるため、リーディングチーム、専門家等による巡回相談を充実させ、さらに適切な支援を行うことができるよう取組みを進めていく。</p>

5-2-4 学校園が安心安全で快適なまちにします

1. 基本項目（総合計画に掲載している内容）

まちづくりの目標	5 誰もが学び、成長できるまち	計画書頁	139-140
政策	2 自ら学び、自ら考えることのできる子どもを育むまちにします		
施策	4 学校園が安全安心で快適なまちにします	担当部 (統括部)	教育総務部
担当課	教育委員会総務課・こども教育課		
基本方向	「子どもの安全安心都市宣言」の理念に基づき、子どもたちが安全で健やかに成長できるよう教育環境を整備します。		
現行計画に掲載中の現状と課題	幼稚園・小中学校施設の多くが建築後 30 年を経過しており、子どもたちの安全を確保することはもとより、地域住民の緊急避難場所としての機能を維持するためにも、耐震化をはじめとする施設整備が大きな課題となっています。また、環境負荷の低減や自然との共生を図りつつ、快適な教育環境を整備する必要があります。 さらに、子どもに対する凶悪事件への対応、感染症の予防、食の安全確保などへの取組みも課題となっています。		

2. 法令・制度や関連する社会経済環境の変化

<p>【学校施設の整備】 地震防災対策特別措置法が平成 23 年 3 月に改正され、公立学校施設の耐震化事業に対する国庫補助率の嵩上げ措置が平成 27 年度末まで延長されたことを踏まえ、平成 27 年度までのできるだけ早い時期に耐震化を完了させるという目標が国において掲げられ、市に対しても早期に耐震化を図るよう要請があった。また、平成 27 年 3 月 31 日付け（26 文科施第 569 号）で「インフラ長寿命化計画（基本計画）」「文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）」に基づき、各設置者において計画を策定し、メンテナンスサイクルを構築するよう文部科学省から依頼があった。</p> <p>【学校給食の衛生管理の強化と食育の実践】 平成 23 年 6 月、大阪府において学力や体力をはじめ、中学生の成長の源となる「食」を充実させるため、府内で中学校給食を広げる目的で平成 27 年度を年限として「中学校給食導入促進事業補助制度」が創設された。また、小学校給食で使用している「衛生管理作業マニュアル」は平成 19 年に策定したのもので、その後学校給食衛生管理基準の改正や学校給食施設・設備の改善事例集が発行されている。</p>

3. 施策の展開別評価（◎は重点的な取組み）

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
◎学校施設の計画的な整備	<p>【耐震化工事の早期完了】 ・平成 27 年度までに義務教育施設の耐震化率を 100%とすることを目標に施設整備を行った。</p> <p>【老朽化施設の計画的な大規模改修】 ・定期的な改修が必要である屋上防水や外壁改修を行った。</p> <p>【学習環境を向上するための整備】 ・トイレの洋式化やバリアフリー改修など、学習環境の向上を一定図ることができた。</p>	<p>【耐震化工事の早期完了】 ・耐震化率 100%が達成される見込みであり、今後は適切な維持管理を図っていく。</p> <p>【老朽化施設の計画的な大規模改修】 ・多くの学校が建築後 30 年以上経過していることから、計画的に老朽化対策（大規模改修）を進めていく。</p> <p>【学習環境を向上するための整備】 ・学校施設のインフラ長寿命化計画を策定し、計画的に維持管理を行う。 ・トイレの洋式化や特別教室へのエアコン設置など学習環境の向上に向けた施設整備については優先順位をつけ、計画的に実施する。 ・施設整備を長期的・計画的に行うため、学校施設と設計図書的一致に向けた図面の作成及び電子化の実施を検討する。</p>

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
<p>◎幼稚園・小学校の安全対策</p>	<p>【子どもを見守る受付員の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内幼稚園・小学校の安全対策に向け、校門に受付員を配置しており、不審者侵入を未然に防ぐ抑止力に効果が発揮できた。 平成16年度から毎年少なくとも1回は全校で従事する受付員向けに研修会を実施し、研修を通じて子どもを見守る意識の向上を再確認することができ、事務局と地域のボランティアが相互に意識の連携が図れた。 <p>【安全で安心して学べる環境づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> 青色パトロールカーによる市内巡回活動によって、地域の力で子どもを守る安全安心なまちづくりを市民に啓発することができた。 平成26、27年度には中学校の校門をオートロック化し、インターホンを設置した。 小学校においては、平成25年度から児童が校門を通過した際に、保護者にメールが配信されるサービスを導入するためPTAから学校施設の使用許可申請があり、平成27年度現在3校で運用されている。なお、別の小学校からは防犯カメラの設置の要望があった。 	<p>【子どもたちを見守る受付員の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、有償ボランティアによる受付員の配置に努める。 <p>【安全で安心して学べる環境づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> 全国的に子どもを狙った事件が後を絶たない中、子どもたちが安心して過ごせるよう、学校園周辺の安全な環境整備が求められる。そのため、子どもたちを取り巻く周囲の現状に沿った対策を検討し、必要な措置について検証を重ねていく。
<p>◎感染症の予防と迅速な対応</p>	<p>【感染症流行予防による学校園環境の維持】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年度に「学校欠席者情報収集システム」の全体研修及び2校の部分導入を行い、平成27年度から全小中学校・幼稚園で同システムを導入した。 <p>【保健所等関係機関との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校で感染症が発生した際に、保健福祉課・茨木保健所と迅速に連携したことで、感染症の拡大を未然に防ぐことができた。 	<p>【感染症流行予防による学校園環境の維持】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「学校欠席者情報収集システム」の各学校園での適切な運用及び活用により、関係機関（保健所・医師会等）との情報共有を図り、感染症流行の予防及び発生時の拡大防止を図る。 学校保健委員会未設置の学校（1校）での委員会設置と既設委員会の活性化に向け、全小中学校で設置するとともに、開催回数を増やし、保護者の参加により活性化を図る。 <p>【保健所等関係機関との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、関係機関（保健所・医師会等）との情報共有による連携を図っていく。

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
◎学校給食衛生管理の強化と食育の実践	<p>【小学校給食調理場のドライ化改修】</p> <ul style="list-style-type: none"> 給食調理場のドライ化対応は、5 小学校で実施済みである。 平成 26 年度に「学校給食会」で「学校給食衛生管理委員会」が設置され、衛生管理作業マニュアルの検証・改定が検討されることとなった。 <p>【給食を通して食への関心を高める】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年 6 月から、2 名の栄養職員を学校現場に配置し、デリバリー方式選択制による中学校給食を開始した。 	<p>【小学校給食調理場のドライ化改修】</p> <ul style="list-style-type: none"> 先送りしてきた 5 小学校でのドライ改修を計画的に進めていく。 学校給食衛生管理委員会の作業部会と連動して、本市での衛生管理の在り方を再検討する。 <p>【給食を通して食への関心を高める】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中学校給食を引き続き実施するとともに、食育の強化を図っていく。
○環境や自然に配慮した施設整備	<p>【省エネルギー対策の検討と緑化推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電の導入検討に当たり、屋上パネル設置による荷重の増加に伴い、耐震性の確認が必要となることから見送ることとなった。 生徒が日常的に使用しない部屋の照明器具の改修が必要となったときには、順次 LED 化を行ってきた。 グリーンカーテンや校庭の一部芝生化を一部の学校で取り組んだ。 	<p>【省エネルギー対策の検討と緑化推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 全国での先進事例を参考に、活用可能な取組みを研究する。 優先順位が高い他の施設整備が多く残されているが、照明の LED 化など、容易に実施可能なものは必要に応じて順次実施していく。
特色や魅力のある取組みとして進めていくこと		
▶幼稚園・小学校の安全対策	<p>【地域で見守るボランティア活動の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内幼稚園・小学校の安全対策に向けて、校門に受付員を配置しており、不審者侵入を未然に防ぐ抑止力に効果が発揮できた。 平成 16 年度から毎年少なくとも 1 回は全校で従事する受付員向けに研修会を実施し、研修を通じて子どもを見守る意識の向上を再確認することができ、事務局と地域のボランティアが相互に意識の連携が図れた。 青色パトロールカーによる市内巡回活動によって、地域の力で子どもを守る安全安心なまちづくりを市民に啓発することができた。 	<p>【地域で見守るボランティア活動の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、必要な範囲内で効果的な研修や PR を行うとともに、有償ボランティアによる受付員の配置に努める。 全国的に子どもを狙った事件が後を絶たない中、子どもたちが安心して過ごせるよう、学校園周辺の安全な環境整備が求められる。そのため、子どもたちを取り巻く周囲の現状に沿った対策を検討し、必要な措置について検証を重ねていく。
▶おいしい小学校給食の提供	<p>【自校方式による豊富な献立と手作りで給食提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 24 年に全小学校にスチームコンベクションオープンを設置し、バリエーションに富んだ献立の提供が可能となった。 児童の嗜好を取り入れた新献立を導入することにより、児童の食への関心が高まった。 	<p>【自校方式による豊富な献立と手作りで給食提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校給食会の活動を通じて、これまで同様に、事務局栄養士、調理員、学校栄養教職員が協力しながら、学校給食の質の向上を図る。

4. 協働の取組みとして特に実施したこと

○幼稚園・小学校の安全対策として、「地域の子どもたちをみんなで力あわせて守る」の理念のもと、有償ボランティアによる受付員を配置した

5. 各種指標の現状

【平成 32 年度に実現している姿】									
◇子どもたちが安全で安心して快適に学んだり遊んだりすることができています。									
◇子どもたちが心身ともに元気に過ごしています。									
◇小学生は、おいしい給食を安心して食べています。									
実現している姿を確認する指標について									
【指標と実績】	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 32 年度	
学校施設の耐震化率	目標	—	—	66.2%	67.7%	81.5%	92.3%	100%	100%
	実績	58.5%	64.6%	66.2%	67.7%	84.6%	92.3%	—	—
学校保健委員会の開催回数	目標	—	—	36回	40回	45回	50回	54回	54回
	実績	29回	27回	34回	26回	24回	29回	—	—
ドライ化施設対応小学校の数	目標	—	—	5校	5校	5校	5校	6校	10校
	実績	4校	4校	5校	5校	5校	5校	—	—
市民意識調査結果 (H27 調査)									
			比率			順位			
満足の比率			30.8%			6			
「どちらともいえない」の比率			48.3%			—			
不満の比率			13.3%			28			
期待度		満足度		ギャップ値 (期待度－満足度)		ギャップ順位			
3.89 (8位)		3.21 (6位)		0.68		24			

6. 総括

施策全体の評価	○
施策全体の評価理由と今後の方向性	<p>施策全体として、学校施設の耐震化をはじめ、学校・地域での安全対策や感染症予防、学校給食の衛生管理など、一定の進捗が見られた。</p> <p>ただし、子どもたちを取り巻く環境は日々変化し続けており、安全安心で快適に過ごせるよう、さらなる取組みが求められるところである。</p> <p>今後については、ハード面では、大規模改修などの老朽化対策や、給食調理場のドライ化改修などを計画的に進めるとともに、ソフト面では、子どもを取り巻く周囲の現状に沿った地域・学校ぐるみでの安全対策の推進と、食育の強化・喫食率の向上を図っていく。</p>

5-2-5 地域で子どもを育むまちにします

1. 基本項目（総合計画に掲載している内容）

まちづくりの目標	5 誰もが学び、成長できるまち	計画書頁	141-142
政策	2 自ら学び、自ら考えることのできる子どもを育むまちにします		
施策	5 地域で子どもを育むまちにします	担当部 (統括部)	次世代育成部
担当課	子育て支援課・生涯学習課・こども教育課・学校教育課		
基本方向	子どもたちが安全で安心して地域で活動することができ、様々な体験を通して心身ともに元気に育つよう、学校、家庭、地域がそれぞれの役割分担のもとに連携・協力し、地域社会の中で子どもたちを育みます。		
現行計画に掲載中の現状と課題	少子化の進行や地域の連帯感の希薄化など、子どもを取り巻く社会状況が大きく変化する一方で、家庭や地域社会における教育力が低下しています。学校、家庭、地域が役割を分担し連携・協力して地域社会全体で子どもたちを育む仕組みを構築することが求められています。 また、子どもに対する凶悪な事件が増加していることから、子どもが安心・安全に過ごせるよう、地域の連携を深め、犯罪の防止に取り組む必要があります。		

2. 法令・制度や関連する社会経済環境の変化

<p>家庭形態やライフスタイルは多様化する反面、社会の繋がりは希薄化している。こういった全国的な課題は、摂津市においても例外ではない。</p> <p>このような状況の中で、国は平成 22 年度に作成した、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者ビジョン」において、子どもや若者を社会全体で見守り・支援の体制を構築することや大人も積極的に社会づくりを行うことを求めている。</p>

3. 施策の展開別評価（◎は重点的な取組み）

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
◎学校、家庭、地域の連携による地域教育の充実	<p>【地域社会を挙げて子どもを育む活動を充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清掃活動、ミニコンサート、見守り活動など地域の特性に応じて、各中学校区の地域教育協議会（すこやかネット）で取組みを行った。 ・小学校の体育館を活用し放課後子ども教室（わくわく広場）を開催し、子どもの居場所づくりの取組みを行った。 <p>【地域での異年齢交流の機会創出・場づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異年齢交流については、すこやかネットにおけるイベントを通じて、機会や場づくりを提供した。 	<p>【地域社会を挙げて子どもを育む活動を充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、各中学校区の地域教育協議会（すこやかネット）での取組みを実施するとともに、放課後子ども教室（わくわく広場）を開催していく。 <p>【地域での異年齢交流の機会創出・場づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先進的な取組事例を情報収集し、各校区に提供するなど、情報共有を行いながら、引き続き、取組みを進めていく。

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
◎人材育成の強化	<p>【地域教育を推進する人材の育成強化（子育て支援関係団体の支援）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域教育を推進するコーディネーターなどの人材育成のために、青少年指導員、こども会、PTA等青少年関係団体の運営に対して補助金を交付するなど側面から支援している。 <p>【新たに地域活動に取り組む団体の育成・支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 青少年リーダーの養成のために、毎年、夏と冬にはキャンプを開催し、子どもたちに知識や技術を身に付けてもらい、子どもたちが中心となって活動ができるように進めている。しかし、青少年リーダーの組織としての活動には至らなかった。 	<p>【地域教育を推進する人材の育成強化（子育て支援関係団体の支援）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き取組みを行うとともに、子どもたちがより中心となって体験・学習機会の充実を図れるよう、場所づくりも含めて検討する。 <p>【新たに地域活動に取り組む団体の育成・支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 青少年リーダーの組織的な活動が展開されるよう、方策を検討し、実現に向けて取り組んでいく。
○体験・学習機会の充実	<p>【子ども・親子が多様な体験・学習ができる機会の提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> 青少年リーダー養成事業では、夏と冬にキャンプを行い、それぞれ40名の子どもが多数のプログラムを通じて仲間と連携し、様々な知識を得ることで、地域で活躍するリーダーとなるきっかけを作っている。 青少年ゆめ・感動事業では、著名人の講演や職業体験を通して、子どもたちに将来に向けての意識を高めてもらえるようにしている。 子どもが集い楽しめるよう地域団体が組織している実行委員会が企画・運営するこどもフェスティバルでは、家で不要になったおもちゃ等を子どもたちが販売するこどもバザーコーナーを設けるなど、体験学習の機会づくりにも取り組んでいる。 <p>【子どもが活躍できる地域活動・団体活動の育成支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 摂津市こども会育成連絡協議会、ボーイスカウト大阪連盟三島地区摂津第1団・第3団、ガールスカウト大阪府第119団に対して青少年団体活動振興補助金を交付し、側面から支援を行っている。 	<p>【子ども・親子が多様な体験・学習ができる機会の提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も子どもたちには体験を通して技術や知識を身に付けてもらいながら、繋がりをもって活動してもらえよう事業の進め方や環境づくりを検討する。 <p>【子どもが活躍できる地域活動・団体活動の育成支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き取組みを行うとともに、子どもたちが中心となって活動ができる組織作りに取り組んでいく。 子ども会に加入する人が増えるようさらにPRを行うなどの支援を行う。

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
◎子どもの安全対策の強化	<p>【家庭での防犯意識の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危機場面での対処法に関する設問をまとめた防犯チェックシートを小中学生に配布するとともに、家庭で話し合うように指導している。 <p>【子どもの生命・身体を守る取組みの強化（地域の見守り活動の支援）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域でパトロールなど、日頃見守り活動を実施している方々が地域防犯研修会で顔を合わせて、安全についての意見交換を行っている。 ・せつつ安全・安心メール配信システムに登録された保育所、幼稚園、小学校、中学校の保護者等に不審者情報等児童の安全に関する情報を配信している。 	<p>【家庭での防犯意識の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒と保護者が家庭での話し合いの時間を持ってもらえるように、今後とも取組みを進めていく。 <p>【子どもの生命・身体を守る取組みの強化（地域の見守り活動の支援）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後とも安全対策に取り組む関係課や関係団体等との連携の充実を図り、安全対策を進めていく。 ・せつつ安全・安心メールの登録者数の増を図り、迅速かつ正確な情報提供により、児童の安全対策を進めていく。
特色や魅力のある取組みとして進めていくこと		
▶子どもの安全の向上	<p>【こども 110 番運動の参加促進など】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こども 110 番の家や 110 番の車の登録、自転車ひたたくり防止カバーの配布を行い、地域の見守り活動について啓発を行っている。 ・通学路に交通専従員を配置し、子どもの安全の向上に取り組んでいる。 	<p>【こども 110 番運動の参加促進など】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さらなる登録促進に向け、関係団体との連携の充実を図っていく。 ・引き続き、安全の向上を進めていく。

4. 協働の取組みとして特に実施したこと

- さまざまな団体に呼びかけて、地域防犯研修会を開催し、日頃から見守り活動を行うことの重要性を改めて認識することができた。
- こどもフェスティバルを、市内で活動する青少年関係団体や地域団体が組織するこどもフェスティバル実行委員会と実施。

5. 各種指標の現状

【平成 32 年度に実現している姿】								
◇子どもたちと地域の大人との交流が盛んになっています。								
◇子どもたちがいきいきと活躍しています。								
◇子どもたちがいつでもどこでも安全に過ごすことができます。								
実現している姿を確認する指標について								
【指標と実績】	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
わくわく広場 1 回あたりの参加児童数	目標	—	60.0 人	60.0 人	65.0 人	65.0 人	65.0 人	70.0 人
	実績	59.1 人	61.7 人	63.0 人	58.0 人	57.4 人	52.6 人	—
こども会への児童加入率	目標	—	52.0%	53.0%	55.0%	57.0%	59.0%	60.0%
	実績	56.2%	51.8%	52.0%	54.0%	48.0%	47.9%	—
単位こども会数	目標	—	75 団体	76 団体	78 団体	78 団体	78 団体	80 団体
	実績	75 団体	77 団体	76 団体	75 団体	73 団体	73 団体	—
不審者情報数	目標	—	25 件	20 件	15 件	10 件	5 件	0 件
	実績	33 件	29 件	25 件	35 件	35 件	46 件	—
市民意識調査結果 (H27 調査)								
			比率			順位		
満足の比率			26.4%			14		
「どちらともいえない」の比率			53.0%			—		
不満の比率			12.6%			35		
期待度		満足度		ギャップ値 (期待度－満足度)		ギャップ順位		
3.86 (13 位)		3.17 (8 位)		0.69		23		

6. 総括

施策全体の評価	○
施策全体の評価理由と今後の方向性	<p>施策全体として、青少年リーダーの組織的な活動の展開には至らなかったものの、学校・家庭・地域の連携による子どもの安全対策をはじめ、体験・学習機会の提供、地域教育の推進など、一定の進捗が見られた。</p> <p>ただし、こども会の組織・参画状況に表れているように、少子化の加速や、地域のつながりの希薄化、共働き世代の増加など、子どもを取り巻く地域の環境は変化し続けており、これまで以上に、地域社会の中で子どもを育み、見守る視点を軸とした多様な取組みが求められる。</p> <p>今後については、子どもがより安全・安心に過ごせるために、地域での関係団体・関係機関との連携強化を図ることはもとより、市全体で子どもの居場所づくり・地域活動への参画を促進し、安全対策の向上を図っていく。</p>

5-3. 文化・スポーツを通じて市民が元気なまちにします

5-3-1 市民による文化・交流活動が活発なまちにします

1. 基本項目（総合計画に掲載している内容）

まちづくりの目標	5 誰もが学び、成長できるまち	計画書頁	143-144
政策	3 文化・スポーツを通じて市民が元気なまちにします		
施策	1 市民による文化・交流活動が活発なまちにします	担当部 (統括部)	生涯学習部
担当課	文化スポーツ課・自治振興課		
基本方向	市民の芸術・文化活動を支援し、国内外の様々な都市や地域と市民主体の交流を積極的に進めることにより、個性的な地域文化を創造します。		
現行計画に掲載中の現状と課題	文化の担い手は市民であり、文化振興の中心であることから、市民の手づくりの文化活動を支援することに重点をおいた取組みが求められています。 国際交流では、友好都市である中国・蚌埠（バンブー）市、オーストラリア・バンダバーグ市との民間交流をより活発にするとともに、本市在住の外国人が地域の一員として住民との交流を深める支援が必要です。一方、国内の自治体とはイベントなどにおいて交流を図っていますが、より積極的な交流に向けた方策が課題です。		

2. 法令・制度や関連する社会経済環境の変化

<p>国では文化芸術振興基本法に基づき、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針（基本方針）が策定されている。平成 27 年 5 月には第 4 次となる基本方針が閣議決定され、平成 32 年度までの概ね 6 年間を対象期間として、文化芸術立国の実現及び文化芸術振興のための施策等が示された。</p> <p>本市では平成 20 年 3 月に「摂津市文化振興計画」を策定し、文化振興の総合的かつ計画的な推進を図っている。</p> <p>人口減少、成熟社会を迎える中、「みんなが育むつながりのまち摂津」の実現に向けて、人と人とのふれあいを創出するため「文化芸術」の果たす役割は大きくなっている。</p>

3. 施策の展開別評価（◎は重点的な取組み）

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
◎市民と協働の文化振興	<p>【文化関係団体への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各文化関係団体が自主的に運営できるよう、会計事務や団体主催イベントの実施に関する指導助言等を実施し、徐々に組織の強化が見られる。 <p>【文化振興市民会議の活動を支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化振興市民会議には、市民公募や各種団体から委員として参画いただき、市民と協働による文化振興の実現に向けた意見交換が行われている。 	<p>【文化関係団体への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、文化関係団体への支援を行い、より主体性をもって運営ができるよう指導助言を行う。 <p>【文化振興市民会議の活動を支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化振興市民会議を中心に、文化関係団体間の連携が図れるような取組みを検討する。

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
○創作、発表、鑑賞の機会の提供	【創作、発表、鑑賞の機会の提供、情報提供】 <ul style="list-style-type: none"> 各種文化イベントの開催において、懸垂幕やのぼりの設置等施設外観からもアピールを行い、市民への周知を図っている。 市美術展とこども展の同日開催の実施や、リトルカメラコンクール入賞者による市役所ロビーコンサート等、各種イベントに関連性を持たせて入場者数の増加などに取り組んでいる。 秋の各イベントを効果的に周知し、認知度の向上させるため、市内団体と協力してセッピーイベントガイドを1万部発行し、各公共施設及び駅等に設置している。 	【創作、発表、鑑賞の機会の提供、情報提供】 <ul style="list-style-type: none"> 市教委主催及び団体主催の各種文化系イベントのうち、出品、出演者等が減少傾向にあるものもあることから、関係団体と連携を強化しながら充実・活性化に取り組む。 認知度を高め、ひとりでも多くの市民に発表や鑑賞の機会を提供できるよう、より効果的な周知方法や運営方法について検討を継続していく。
○文化施設の整備・充実	【施設の整備・充実】 <ul style="list-style-type: none"> 公共施設予約案内システムを導入しパソコンや携帯電話から仮予約や空き状況を確認することができるようになった。また、サイト内データの更新を行い、利用者に最新施設情報の提供を行った。 	【施設の整備・充実】 <ul style="list-style-type: none"> 市民文化ホールの耐震及びリニューアルに取り組む。
○国際意識・国際感覚の醸成	【国際意識の醸成】 <ul style="list-style-type: none"> 国際交流協会を通じてホームステイや語学教室、交流イベント、講座などを開催し市民の国際意識を高めている。 	【国際意識の醸成】 <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、高校生らのホームステイや語学教室、交流イベント開催の支援を行って行く。
◎在住外国人への支援の充実	【多言語による市政の情報発信】 <ul style="list-style-type: none"> 多言語パンフレット「安全に暮らすために」を転入手続き時に配布している。 	【地域住民との交流事業などを拡充】 <ul style="list-style-type: none"> 国際交流協会が行う、日本語教室や交流会などを支援していく。
特色や魅力のある取組みとして進めていくこと		
▶総合的な文化振興の推進	【文化活動の仕組みづくり、人材育成、文化交流など】 <ul style="list-style-type: none"> 市民芸能文化祭では、多分野において展示や発表が行われ、市内文化団体や市民の交流及び成果発表の場となっている。 市民との協働による文化振興の実現に向け、市民公募や各種団体からの推薦により委嘱された委員により、年間3～4回「文化振興市民会議」を開催し、意見交換等を実施している。同会議にて「セッピーイベントガイド」の発行による、各種イベントの情報発信に取り組んだ。 	【文化活動の仕組みづくり、人材育成、文化交流など】 <ul style="list-style-type: none"> 各文化団体が、自立した活動が継続的にできるよう指導助言を行い、さらなる育成を図る。 文化振興の推進に向け、文化振興市民会議や文化連盟を中心とした各文化団体間の連携強化に取り組む。 市制施行50周年記念事業に向けて、有意義な意見交換が行われるよう文化振興市民会議をコーディネートしていく。
▶友好都市との市民交流の促進	【市民交流の促進】 <ul style="list-style-type: none"> バンダバーグ市への表敬訪問や高校生による短期留学・ホームステイなど市民交流を実施している。 	【市民交流の促進】 <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、地元高校生や国際交流協会会員のホームステイや訪問を行って行く。

4. 協働の取組みとして特に実施したこと

- 文化関係団体への補助金交付（文化連盟、音楽連盟）
- 文化関係団体主催行事の実施に係る各種調整、相談、情報提供、会場提供、備品の貸出及び後援等の支援
- 市教委主催事業等の実施に係る業務委託
（市美術展→美術協会、芸能文化祭→文化連盟、市民演劇祭→演劇協会
吹奏楽祭→吹奏楽連盟、フレッシュコンサート・市民合唱祭→音楽連盟等）
- 「市民協働による文化振興」等をテーマとした文化振興市民会議での意見交換
- 国際交流協会を通じ、市内外国人に対し日本語教室や日常生活に必要なルールなど身に付けてもらう講座を開催。また子ども向け英会話教室を開催し、友好都市であるバンダバーグ市との文通や、地元高校生を中心に短期ホームステイを行っている。

5. 各種指標の現状

【平成 32 年度に実現している姿】										
◇文化・芸術活動がより活発になり、市民が心豊かに暮らしています。										
◇文化施設が快適で利用しやすくなり、多くの人が利用しています。										
◇在住外国人が地域にとけ込み、住民との交流が活発になっています。										
実現している姿を確認する指標について										
【指標と実績】	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 32 年度		
文化イベント等の延参加者数	目標	—	—	11,300 人	11,600 人	11,900 人	12,100 人	12,400 人	13,000 人	
	実績	9,702 人	11,021 人	12,206 人	11,724 人	13,517 人	13,552 人	—	—	
文化連盟・音楽連盟への加盟団体数	目標	—	—	122 団体	123 団体	124 団体	125 団体	125 団体	130 団体	
	実績	116 団体	121 団体	124 団体	119 団体	120 団体	119 団体	—	—	
国際交流協会事業の延参加者数	目標	—	—	600 人	600 人	600 人	600 人	600 人	600 人	
	実績	404 人	598 人	570 人	572 人	784 人	865 人	—	—	
市民意識調査結果（H27 調査）										
				比率			順位			
満足比率				19.6%			35			
「どちらともいえない」の比率				63.9%			—			
不満比率				9.8%			46			
期待度		満足度		ギャップ値 (期待度－満足度)			ギャップ順位			
3.46 (46 位)		3.10 (14 位)		0.36			47			

6. 総括

施策全体の評価	○
施策全体の評価理由と今後の方向性	<p>施策全体として、文化関係団体の自主運営への支援、創作・発表等の機会の提供、国際交流の推進などの取組みを進め、一定の成果があったものといえる。</p> <p>今後は、市民協働による文化振興を深めるため、文化関係団体への個別の支援や団体間の連携に向けた支援を行うとともに、文化振興市民会議で意見交換を積極的にコーディネートしていく。</p> <p>在住外国人への支援については、日常生活に必要な言葉やルールを身に付けてもらえるような教室や講座・イベントを開催し、また文化や価値観の違いによるコミュニケーションギャップを埋めることができるよう取組みを推進していく。</p> <p>また、市民文化ホールについて、耐震性を備えたより機能的な施設へとリニューアルに取り組む。</p>

5-3-2 郷土の文化を大切にすまちにします

1. 基本項目（総合計画に掲載している内容）

まちづくりの目標	5 誰もが学び、成長できるまち	計画書頁	145-146
政策	3 文化・スポーツを通じて市民が元気なまちにします		
施策	2 郷土の文化を大切にすまちにします	担当部 (統括部)	生涯学習部
担当課	生涯学習課・市史編さん室・学校教育課		
基本方向	郷土芸能や生活文化を大切に継承し、市民文化として定着を図り、誰もが気軽に親しむことができるよう市の魅力として発展させます。		
現行計画に掲載中の現状と課題	伝統芸能や文化財は市民共有の財産ですが、民具や文化財などの保管が分散されていることから、市民が親しめる機会が十分にありません。また、地域のまつりなど伝統文化への参加にも偏りが見られ、市の魅力として知られていないのが現状です。今後は、郷土文化の伝承・継承者を増やして広く語り継ぎ、市の魅力として生かしていくことが必要です。		

2. 法令・制度や関連する社会経済環境の変化

<p>【摂津市指定有形文化財】 平成 25 年 6 月に「摂津市立第 6 集会所(旧一津屋公会堂)」、「明和池遺跡出土土馬」を「文化財保護法」及び「摂津市文化財保護条例」に基づき、市指定有形文化財に指定した。</p> <p>【歴史文化基本構想】 近年は、文化財保護や活用に新たな視点も生まれてきており、平成 23 年に発生した東日本大震災を契機として過去の災害を振り返って防災意識の高め合いや伝統行事や芸能を通してのコミュニティづくりを行うきっかけともなっている。 今後、さらに充実した文化財保護の枠組みを構築するために、大規模な自然災害等の緊急時に備え、より総合的で効果的な文化財保護とそれらを活用や啓発するための体制を整備するなどの課題への取組みの必要性が高まっており、平成 24 年 2 月に国において「歴史文化基本構想」の策定を行った。</p> <p>【公文書管理法】 近年、阪神淡路大震災、東日本大震災の経験から、郷土に残る貴重な歴史資料をはじめ、未来の文化財とすべき現公文書を適正に管理・保存・利活用することで、現在及び将来の国民への説明責務を全うすることを目的に定められた「公文書管理法」が平成 23 年 4 月に施行された。28 年度に見直しおよび改正予定となっている。 地方自治体においても全国的にこの動きに呼応して、古文書や絵図だけでなく、現在の公文書についても歴史学的な重要性から、行政職員でなく専門のアーキビスト（公文書館専門職員）による取捨選択・分類・調査・保存する公文書館の設置などが検討されている。</p>

3. 施策の展開別評価（◎は重点的な取組み）

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
<p>○郷土文化の保存・伝承</p>	<p>【市民による自主的な伝承活動の支援や伝承ボランティアの育成・デジタルデータを活用した郷土芸能の継承】</p> <ul style="list-style-type: none"> 郷土芸能に関するDVDの貸し出しや、実際に芸能の保存に努めている会と連携を取って公民館で講座を開催し伝承やボランティアの育成などを行っている。 DVDを教材として、鳥飼東公民館において「江州音頭を伝える民謡講座」と「江州音頭コンサート」を実施した。 古文書や絵図などのなかには、文化財指定されるべきものなどが含まれており、本市の歴史的根拠となるアイデンティティを残していくことが、郷土文化の保存・伝承にあたる。 <p>【学校教育の中での郷土史文化の学習】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内の小学校3年生に対して「わたしたちの摂津」を副読本として配布し、摂津市の歴史を身近に感じてもらえるようにしている。 	<p>【市民による自主的な伝承活動の支援や伝承ボランティアの育成・デジタルデータを活用した郷土芸能の継承】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内の郷土芸能や文化を保存・継承するため、実態把握を実施し、保存・継承の支援方法の検討を進める。 <p>【学校教育の中での郷土史文化の学習】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内の郷土芸能や文化の継承についての実態把握を行い、そこから分かったことを「わたしたちの摂津」などの内容に反映させて、摂津市の歴史や文化について学習の機会をより一層広げていく。
<p>◎文化財の適切な保存</p>	<p>【文化財の集約した適正な保管と既存施設を活用した市民との協働による公開展示】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「摂津市立第6集会所（旧一津屋公会堂）」「明和池遺跡出土土馬」を含め、遺跡からの出土品や民具・農具などを活用した歴史講演会やバスツアーなどのイベントを開催し、指定文化財を市民へ啓発することにより、郷土愛を育むことにつながった。 摂津市の歴史を研究し・啓発活動を行っている自主グループである「ふるさと摂津案内人」の育成を行っている。 「ふるさと摂津講座」など市の歴史に関するイベントを協働で開催している。 震災等による資料の危機管理と国の公文書管理法の趣旨に則り、全国自治体では、歴史資料及び特定歴史公文書の適切な調査・保存・管理・利活用が求められている。 <p>【市内の有形・無形文化財の保護】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「摂津市立第6集会所（旧一津屋公会堂）」「明和池遺跡出土土馬」を平成25年に市指定有形文化財として認定した。 	<p>【文化財の集約した適正な保管と既存施設を活用した市民との協働による公開展示】</p> <ul style="list-style-type: none"> 従来からある文化財や郷土資料も活用し、関係団体と協働しながら多くの市民に興味を持ってもらえるようなイベントの検討も行っていく。 古文書や絵図、掛け軸等の原物だけでなく、郷土文化の歴史資料として、公開すべき媒体として過去のマイクロフィルムが存在するが、現在、経年劣化に伴い、40年前のマイクロフィルムの活用が出来ない現状にある。 歴史資料の目録一覧とデジタル撮影データを複数の電子媒体により保存・冗長化を図る。 特定歴史公文書の調査・保存・利活用について検討を進める。 <p>【市内の有形・無形文化財の保護】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年度より明和池遺跡の大規模な発掘・調査が始まるため、そこから発掘される遺物などを文化財保護法や摂津市文化財保護条例に基づいて適切な保存に努めながら、活用の方法も検討していく。

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
<p>◎新修撰津市史の発行</p>	<p>【新修撰津市史の発行】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回、平成23年度から市史編纂事業を再スタートし、平成25年度に「昭和28年台風13号災害写真集」を、26年度には「史料と研究第1号」（市内旧小学校に残る近代史料等）を刊行している。 ・平成23年度からは、市民や団体に史料提供を依頼し、市域に関わる古文書や絵図など約9万点をめどに撮影を進めており、平成26年度末現在、約7万点の分析の基となる史料のうち、約2万点の撮影と目録作成が終了しているが、撮影が追い付かない状況にある。 ・今やっておかないと散逸し、失われてしまう撰津の歴史に関わる史料調査など、市民や各団体のご協力がいただけるうちに、進めておかなければならない調査に的をしぼり進めている。 	<p>【新修撰津市史の発行】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度からは新たに美術、建築、歴史地理などの執筆委員が決定し、今後、執筆事項に関する史料調査や「新修撰津市史」の全体構成等について協議していく。 ・市史編纂に向けて、考古、古代・中世、近世・近現代の各時代の切り口のの一つとして、或いは今後の種本として「新修撰津市史 史料と研究」を刊行することで、「新修撰津市史」の編纂に繋ぎ、結び付けていく。 ・地域の具体的な暮らしの事実がわかる史料の分析と最新歴史学の手法とを生かして、平成33年度の刊行をめざして「新修撰津市史」を編纂する。 ・市域に現存する各村の具体的な暮らしの事実のなかから「新修撰津市史」を科学的に編纂するほか、特定歴史公文書等については将来の市民への説明責務を全うするため、デジタルアーカイブ事業として引き継ぎ、アーキビスト（専門職員）による特定歴史公文書等の調査・保存を進めていく。
<p>特色や魅力のある取組みとして進めていくこと</p>		
<p>▶ふるさと撰津案内人</p>	<p>【ふるさと撰津案内人が活躍する機会の拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ふるさと撰津講座」や「ふるさと撰津案内人養成講座」を開催する際に講師をふるさとせつつ案内人に行ってもらい、活動の機会づくりと新たな人材育成を行ってもらっている。 ・平成25年度までは安威川以北のみで講座を開催してきたが、平成26年度からは安威川以南の文化財保存施設も活用できるようにし、広く市の歴史について学んでもらえるように支援している。 	<p>【ふるさと撰津案内人が活躍する機会の拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと撰津案内人と協議をしながら、幅広い世代の人を育成するために講座の開催場所や時間、内容の検討を実施するとともに活動機会の拡充を図る。

4. 協働の取組みとして特に実施したこと

- ふるさと撰津案内人に協力を依頼し「歴史バスツアー」など一般市民を対象としたイベントの開催。
- 文化財愛護会に協力を依頼し「夏休みこども拓本体験教室」など夏休みに子どもを対象としたイベントの開催。

5. 各種指標の現状

【平成 32 年度に実現している姿】									
◇市民が歴史・文化に関心を持ち、大切にして次世代に引き継がれています。									
◇歴史・文化が市の魅力となり、市民が気軽に親しむことができます。									
◇歴史・文化を通じて、人と人とのふれあいができています。									
実現している姿を確認する指標について									
【指標と実績】		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
歴史に関する団体の会員数	目標	—	—	120 人	120 人	120 人	130 人	140 人	150 人
	実績	110 人	110 人	92 人	92 人	91 人	92 人	—	—
歴史に関する講座の延参加者数	目標	—	—	260 人	280 人	300 人	350 人	370 人	400 人
	実績	309 人	242 人	312 人	381 人	292 人	276 人	—	—
市民意識調査結果 (H27 調査)									
			比率			順位			
満足の比率			16.7%			43			
「どちらともいえない」の比率			64.7%			—			
不満の比率			11.3%			43			
期待度		満足度		ギャップ値 (期待度－満足度)		ギャップ順位			
3.42 (49 位)		3.05 (24 位)		0.37		45			

6. 総括

施策全体の評価	○
施策全体の評価理由と今後の方向性	<p>郷土芸能の保存・伝承や文化財の適切な保存における取組みにより、年々、関わってもらえる団体や市民が増えてきており一定の成果が見られた。</p> <p>また、「新修撰津市史」の発行に向けて、各時代の切り口や種本の一つとなる史料集の刊行や将来のデジタルアーカイブ化に向けた史料調査、史料撮影、保存・冗長化へのシフトによる国の公文書管理制度に合わせた効率的、かつ効果的な事業を進めており、施策全体として一定の進捗があったと言える。</p> <p>少子化、共働き世代の増加など、取り巻く環境は変化しているが、明和池遺跡の大規模な発掘が控えており、撰津市の歴史をPRする機運は高まっている。</p> <p>今後については、協働での市の歴史について深める企画などの実施を図っていく。</p> <p>また、平成 28 年度には市制施行 50 周年に合わせて、「(仮称) 撰津の歴史」の発行を、平成 29 年度には『新修撰津市史 史料と研究』第 3 号 (古代・中世) の刊行をめざして取組みを進めていく。</p>

5-3-3 スポーツ活動が活発なまちにします

1. 基本項目（総合計画に掲載している内容）

まちづくりの目標	5 誰もが学び、成長できるまち	計画書頁	147-148
政策	3 文化・スポーツを通じて市民が元気なまちにします		
施策	3 スポーツ活動が活発なまちにします	担当部 (統括部)	生涯学習部
担当課	文化スポーツ課		
基本方向	日常生活の中で生涯にわたり健康づくりや仲間づくりが進められるよう、気軽にスポーツやレクリエーションを楽しめる機会や場の確保に取り組み、スポーツ活動の振興を図ります。		
現行計画に掲載中の現状と課題	近年、競技スポーツだけではなく、誰もが気軽に楽しむことができるニュースポーツの振興が進められており、本市でもその普及に取り組んでいます。年齢や性別、障害の有無などに関係なく、誰もが生涯にわたりスポーツに親しみ、いつまでも健康で豊かな生活を送ることができるよう、様々なスポーツを推進する人材の養成や環境の整備が求められています。さらに、地域の連帯感が希薄化している中、スポーツによって地域住民のつながりを深めることができる仕組みをつくることが課題です。		

2. 法令・制度や関連する社会経済環境の変化

<p>平成23年6月にスポーツ振興法が50年ぶりに全面改正され、スポーツ基本法が制定された。同法においては、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であるとされ、スポーツは、青少年の健全育成や、地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会・経済の活力の創造等国民生活において多面にわたる役割を担うとされた。</p> <p>また、スポーツの実技指導や助言のみならず、スポーツ推進のための事業実施に係る連絡調整の役割が重要性を増していることから、旧体育指導委員が「スポーツ推進委員」へと名称変更され、同法に職務が追加規定された。</p> <p>同法の理念の実現には、国や地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者等、スポーツに関する多様な主体が連携・協働して、スポーツの推進に総合的かつ計画的に取り組んでいくことが重要となる。</p>
--

3. 施策の展開別評価（◎は重点的な取組み）

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
◎市民と協働のスポーツ振興	<p>【スポーツ関係団体の自主的な活動の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各スポーツ関係団体が自主的に運営できるように、会計事務や団体主催イベントへの指導助言等を実施し、徐々に組織の強化が図られている。 <p>【地区市民体育祭の活動を支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地区市民体育祭が各校区実行委員会により主体的に開催され、地域住民のつながりを深めるイベントとして機能している。 	<p>【スポーツ関係団体の自主的な活動の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指導助言を継続的に実施していく。 <p>【地区市民体育祭の活動を支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地区市民体育祭を継続して円滑に実施してもらうため、市との連絡調整役となるスポーツ推進委員を、各校区にバランス良く配置する。

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
◎スポーツリーダーやコーディネーターの養成	<p>【総合型地域スポーツクラブのリーダー・コーディネーターの育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合型地域スポーツクラブ「NPO法人せつブルーウィングス」が設立され、スポーツリーダー資格を持つクラブマネージャーを中心に地域に根差した活動が行われている。また、スポーツ推進委員は行政と連絡調整を行いながら、各地域にてニュースポーツの指導を実施している。これらの活動を通じて、スポーツリーダー等のスキルアップを図ることができている。 	<p>【総合型地域スポーツクラブのリーダー・コーディネーターの育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> スポーツ推進委員について、意欲のある人材の登用を図る。 各団体に対し、地域におけるスポーツに対するニーズの把握や活動の促進などのコーディネーターとしての役割を担っていただくよう働きかける。
◎スポーツ環境と施設の整備	<p>【施設の整備・改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内各体育施設の設備及び器具について、優先度が高いものから計画的に改修等を行い、施設環境の改善を図ることができた。 <p>【より利用しやすい運営】</p> <ul style="list-style-type: none"> 体育施設の利用においては、平成24年3月に公共施設予約・案内システムを導入し、施設の仮予約や空き状況が容易に確認できるようになった。 <p>【スポーツ・レクリエーション施設の開放に向けた働きかけ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 府立摂津支援学校及び摂津高校のグラウンド、並びに企業体育施設が開放され、利用が可能となった。 	<p>【施設の整備・改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> 老朽化している施設において、計画的に改修等を行うとともに、指定管理者と連携し安全かつ快適な施設環境を維持する。 吹田市公舎跡地の整備や旧味舌スポーツセンター体育室の耐震改修等に取り組む。 <p>【より利用しやすい運営】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、公共施設予約・案内システムによる施設の仮予約や空き状況の確認が行われるよう、利用者に周知していく。 <p>【スポーツ・レクリエーション施設の開放に向けた働きかけ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 府立高校や企業体育施設の開放について、市民への周知を積極的に行う。
○スポーツに親しむ機会の充実	<p>【各種スポーツ大会の開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> 体育協会と連携し、市長杯総合スポーツ大会の実施や体育協会杯の運営支援を行っている。 <p>【各種スポーツ教室の開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年度より、夜間健康体操教室を開催し、ふれあいマラソン大会では1kmの部（親子チャレンジラン）を新設し、スポーツに親しむ機会の拡充を図ることができた。 <p>【ニュースポーツの普及】</p> <ul style="list-style-type: none"> スポーツ推進委員と連携し、体験会や大会を開催し、老若男女世代を問わず楽しめるニュースポーツの普及を図っている。「キンボール」については、地域での自主グループ化が実現した。 	<p>【各種スポーツ大会の開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たな競技導入を継続検討し、参加者の拡大に取り組む。 <p>【各種スポーツ教室の開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規教室の開催や新種目の導入などにより、スポーツに親しむ機会の更なる充実を図る。また、「健康づくり」の視点からの事業実施を、福祉関係課との連携を検討する。 <p>【ニュースポーツの普及】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「スティックリング」について、愛好者による自主グループ化を図っていく。

特色や魅力のある取組みとして進めていくこと		
施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
▶ 摂津市総合型地域スポーツクラブ	【総合型地域スポーツクラブの設立】 ・平成24年1月に本市唯一の総合型地域スポーツクラブとして「NPO法人せつつブルーウィングス」が設立された。活動に参加する市民が主体的に運営に携わり、各種事業を通して地域コミュニティの形成に取り組んでいる。また、自主事業には多くの市民が参加するなど、地域に根付いた活動が行われている。	【総合型地域スポーツクラブの設立】 ・自立的な運営ができるよう、会員数の確保や事業の展開について、引き続き支援し、連携の強化を図る。 ・市と協働にてスポーツ振興を図るにあたり、より効果的な連携方法や支援のあり方を検討する。
▶ せつつ生涯学習大学による人材育成	※平成23年度にせつつ生涯学習大学スポーツ健康学部を廃止した。	

4. 協働の取組みとして特に実施したこと

○スポーツ関係団体への補助金交付 (体育協会、スポーツ少年団、レクリエーション協会)
○スポーツ関係団体主催行事の実施に係る各種調整、相談、情報提供、会場提供、備品の貸出及び後援等の支援
○市主催事業の実施に係る業務委託 (市長杯総合スポーツ大会→体育協会、市民ニュースポーツのつどい事業→スポーツ推進委員協議会、摂津ふれあいマラソン大会→摂津ふれあいマラソン実行委員会)
○摂津ふれあいマラソン大会への事業協力 体育協会、スポーツ推進委員協議会、レクリエーション協会、スポーツ少年団、NPO法人せつつブルーウィングス、摂津市看護師会、摂津市鍼灸マッサージ師会、大阪人間科学大学学友会

5. 各種指標の現状

【平成32年度に実現している姿】								
◇誰もが身近なスポーツ施設で手軽にスポーツを楽しめるようになっています。								
◇スポーツを通じて人と人とのふれあいができています。								
実現している姿を確認する指標について								
【指標と実績】	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成32年度
スポーツ施設の稼働率	目標	—	70.5%	71.0%	75.0%	80.0%	80.0%	75.0%
	実績	71.5%	70.1%	75.7%	80.0%	78.5%	80.8%	—
各種スポーツ教室の延参加者数	目標	—	71,000人	72,000人	73,000人	74,000人	75,000人	78,000人
	実績	75,965人	70,697人	72,872人	71,815人	63,695人	72,019人	—
市民意識調査結果 (H27 調査)								
			比率			順位		
満足比率			24.3%			21		
「どちらともいえない」の比率			56.6%			—		
不満比率			13.0%			32		
期待度	満足度		ギャップ値 (期待度－満足度)		ギャップ順位			
3.60 (35位)	3.10 (13位)		0.50		35			

6. 総括

施策全体の評価	○
施策全体の評価理由と今後の方向性	<p>総合型地域スポーツクラブ「NPO法人摂津ブルーウィングス」の設立や体育館の利用における公共施設予約・案内システムの導入、各種スポーツ教室の充実やニュースポーツでの新たな自主グループの設立など、施策全体を通して一定の進捗が見られる。</p> <p>今後については、総合型地域スポーツクラブ「NPO法人せつつブルーウィングス」の、活動を通じて地域コミュニティを形成し、自立的な運営ができるよう支援・連携を強化していく。また、スポーツ推進委員については、委員数の校区間格差を是正するよう努め、意欲のある人材の登用を図るとともに、老若男女問わず楽しめるニュースポーツのさらなる普及に向けて連携強化を図る。さらに、一部のスポーツ大会や教室では、参加者が減少傾向にあり、新たな競技や枠組みの導入など、参加者拡大に向けた取組みを強化していく。</p>

まちづくりの目標6.
活力ある産業のまち

6-1. 産業を支え、活力のあるまちにします

6-1-1 商工業が発展するまちにします

1. 基本項目（総合計画に掲載している内容）

まちづくりの目標	6 活力ある産業のまち	計画書頁	151-152
政策	1 産業を支え、活力のあるまちにします		
施策	1 商工業が発展するまちにします	担当部 (統括部)	生活環境部
担当課	産業振興課		
基本方向	昼間人口が夜間人口を上回る産業のまちとして、地域社会と経済を活性化するため、商工業の経営強化と発展を支援します。		
現行計画に掲載中の現状と課題	平成 18 年（2006 年）の事業所・企業統計調査によると、本市には 4,000 を超える事業所がありますが、その約 95%が従業者 50 人未満となっています。平成 3 年（1991 年）と比較すると、約 1,000 事業所減少しており、中小企業の経営基盤の支援が何よりも重要です。また、市内産業の空洞化を防ぎ、雇用を確保するためにも企業の流出防止や産業の創出支援が必要です。 商業は、店主の高齢化や後継者難といった課題を抱える中で、大型店やチェーン店に消費者が流れ、衰退が懸念されています。とりわけ商店街は「安心・安全」「コミュニティの再生」などにも寄与していることから、消費者に評価される商品・サービスの提供など経営努力とともに、商店街が一体となって地域活性化を導くことが課題です。		

2. 法令・制度や関連する社会経済環境の変化

我が国の景気は、緩やかに回復しており、中小企業の業況も持ち直しているものの、小規模事業者の景況は、比較的低い水準にある。今後、こうした小規模事業者にも景気回復の実感を届けていくことが必要である。本市では、平成 26 年 1 月に施行された産業競争力強化法に基づき、地域における創業を促進するため、創業支援事業者（金融機関や商工会）との連携により創業支援事業計画を策定し、国の認定を受けた。

3. 施策の展開別評価（◎は重点的な取組み）

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
◎中小企業の経営力向上の支援	<p>【経営力向上の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中小企業者の各種研修受講費用や展示会出展料を補助することで事業者が積極的に参加できるよう支援している。なお、利用者に偏りが見られたため、これまで補助対象としていた大規模の展示会から、小規模な展示会へと補助対象を拡充し、小規模事業者も利用しやすい制度へと見直した。 <p>【経営基盤の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内中小企業者が金融機関から、事業に必要な資金を借り入れできるよう、大阪信用保証協会の保証を付して、低金利で融資をあっせんしている。また、完済後には、保証料及び利子補給を行うことで、中小企業者の負担を軽減し、事業継続の一助となっている。 事業所の経営力向上、販路開拓を目的に、希望する事業所へ専門家を派遣し、助言・指導を行っている。 	<p>【経営力向上の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行の取組みを一層進めるとともに、状況に応じて制度の見直しに取り組む。 <p>【経営基盤の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 専門家による助言・指導の利用者が少ないため、再度制度周知に取り組む。

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
<p>◎事業者間の交流・連携の促進</p>	<p>【事業所情報のデータベース化、発信】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 15 年度に事業所データベースを立ち上げ、その後数度のリニューアルを行い見やすく活用しやすいよう工夫している。24 年度には市内全事業所を訪問し、事業所ネットへの掲載を呼びかけ、充実に努めている。 <p>【事業者間の交流・連携の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 24 年から順次締結してきた金融機関や商工会との連携協定をもとにビジネスマッチングフェアを開催し、代表企業による基調講演のほか、交流会を実施し市内各事業所の強みやニーズを互いに投げかける場を提供している。 	<p>【事業所情報のデータベース化、発信】</p> <ul style="list-style-type: none"> 掲載内容の更新がなされていない事業所も多いことから、さらに掲載内容の充実に努め、事業所ネットの目的である研究開発や販路開拓、新規顧客の獲得につながるよう工夫、改善を進める。 <p>【事業者間の交流・連携の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在の取組みを継続するとともに、関係者とより効果的な事業のあり方を検討する。
<p>◎商工業活性化の支援</p>	<p>【商工業の活性化、消費拡大の取組みへの支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「セッピー商品券」は平成 21 年度から 26 年度まで、一部制度内容を変更しながら発行し、一時的ではあるが市内消費の拡大に貢献した。さらに平成 27 年度は、国からの地域住民生活等緊急支援交付金を活用し、20%のプレミアム付きで 15,000 冊を販売した。 街路灯の管理や防犯カメラの設置など、商店街の安全対策をはじめ、各商業団体が実施するイベントなど積極的な取組みに対し、必要経費の一部を補助し、商店街への集客増を図る支援を実施している。 中小企業に向けた支援として、各種研修受講費用や展示会出展料の補助、事業所の経営力向上や販路開拓を目的とした、事業所への専門家派遣を実施している。 <p>【産学交流を推進する支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 連携する大学等が主催する技術研修への受講およびインキュベーションへの入居等に対する補助を行っている。 	<p>【商工業の活性化、消費拡大の取組みへの支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一時的な効果ではなく、継続的な効果が期待でき、真の活性化につながる支援策を、空き店舗の有効活用などを含めて検討する。 各商業団体が実施するイベントなどについて、積極的な取組みが見られる一方で、活動内容に変化がない団体も見られるため、さらなる活性化に向けた働きかけを進めていく。 <p>【産学交流を推進する支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> モノづくりにおいては技術開発、研究、商業においては商店街の活性化施策の推進等、産学交流による新たな価値を創出するため、関係機関とも連携しながら交流促進に向けた検討を行う。
<p>○人材育成や起業の支援</p>	<p>【人材育成の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業所の経営力向上、販路開拓を目的に、希望する事業所へ専門家を派遣し、助言・指導を行っている。 <p>【新しく事業を始める人、事業者の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年度に女性・若者・シニアを対象とした「起業家融資補助金」を創設した。 平成 27 年度から、創業をめざす者や創業後間もない者に対し、創業支援事業計画に基づき、相談窓口の設置やセミナー、交流会を開催し、創業者への支援を開始する。 	<p>【人材育成の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 専門家による助言・指導の利用者が少ないため、再度制度周知に取り組む。 <p>【新しく事業を始める人、事業者の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「起業家融資補助金」については、対象者が限られるため、平成 26 年度の交付実績は 2 件にとどまった。引き続き、PRに取り組んでいく。 創業支援事業計画に基づく事業の実施にあたっては、協力体制にある金融機関との連携を保ち、制度の利用状況等を見ながら、充実に図っていく。

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
○企業の流出防止	<p>【立地・活動しやすい環境、仕組みの整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内の企業流出を防止するため、平成23年度に企業立地等促進制度を創設し、22件の奨励措置案件に対し、奨励金を交付しており、単年度の措置認定も順調に推移している。企業立地等促進制度により一定企業流出に歯止めがかかったものと思われる。 	<p>【立地・活動しやすい環境、仕組みの整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業立地等促進条例が29年3月末で失効するため、更なる流出防止策の構築とともに、健都イノベーションパークにおける新たな企業誘致に取り組む。
特色や魅力のある取組みとして進めていくこと		
▶事業者間の交流・連携の促進	<p>【事業所情報のデータベース化、発信】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成15年度に事業所データベースを立ち上げ、その後数度のリニューアルを行い見やすく活用しやすいよう工夫をしている。また、24年度には市内全事業所を訪問し、事業所ネットへの掲載を呼びかけ、充実に努めている。 <p>【事業者間の交流・連携の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成24年から順次締結してきた金融機関や商工会との連携協定をもとにビジネスマッチングフェアを開催し、代表企業による基調講演のほか、交流会を実施し市内各事業所の強みやニーズを互いに投げかける場を提供している。 	<p>【事業所情報のデータベース化、発信】</p> <ul style="list-style-type: none"> 掲載内容の更新がなされていない事業所も多いことから、さらに掲載内容の充実に努め、事業所ネットの目的である研究開発や販路開拓、新規顧客の獲得につながるよう工夫、改善を進める。 <p>【事業者間の交流・連携の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在の取組みを継続するとともに、関係者により効果的な事業のあり方を検討する。
▶中小企業の経営力向上の支援	<p>【研修や講座の参加費の補助、展示会への出展料の補助】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中小企業者の各種研修受講費用や展示会出展料を補助することで事業者が積極的に参加できるよう支援している。なお、利用者に偏りが見られたため、これまで補助対象としていた大規模の展示会から、小規模な展示会へと補助対象を拡充し、小規模事業者も利用しやすい制度へと見直した。 	<p>【研修や講座の参加費の補助、展示会への出展料の補助】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行の取組みを一層進めるとともに、状況に応じた見直しを行い、制度の充実に向け再検討する。

4. 協働の取組みとして特に実施したこと

○平成26年度から金融機関や商工会との連携協定に基づくビジネスマッチングフェアを開催し、市内事業者に交流を通じて販路開拓、新たなビジネスチャンスを手伝っていただける機会を提供した。

5. 各種指標の現状

【平成32年度に実現している姿】
◇中小企業が経営力を高め、活発に活動しています。
◇産業の更なる活性化や産業の創出が進み、市内で働く人が増えています。
◇子どもから高齢者まで様々な人が、市内で楽しく買い物をすることができています。
◇商店、商店街は特性や利点を生かして経営力を高め、地域コミュニティの核として市民から支持されています。
◇若手事業者を中心に、消費者のニーズに応えた旧来の形に捉われない新しいスタイルの店舗が生まれ、地域商店街の一翼を担っています。

実現している姿を確認する指標について									
【指標と実績】	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 32 年度	
事業所総数	目標	4,507	3,900 事業所	3,900 事業所	3,900 事業 所	3,900 事業 所	4,200 事業 所	4,200 事業 所	3,900 事業所
	実績	平成 18 年度 4,008 事業所	3,775 事業所	3,888 事業所	4,147 事業所	4,196 事業所	4,177 事業所	—	—
事業所従業者数	目標	54,754	—	50,000 人	50,000 人	50,000 人	50,000 人	50,000 人	50,000 人
	実績	平成 18 年度 49,715 人	—	—	50,919 人	調査実施 なし	52,292 人	—	—
卸売・小売業商 店数	目標	974	—	800 店	800 店	800 店	800 店	800 店	850 店
	実績	平成 19 年度 804 店	—	—	888 人	調査実施 なし	調査実施 なし	—	—
卸売・小売業従 業者数	目標	8,984	—	6,900 人	6,900 人	6,900 人	6,900 人	6,900 人	7,500 人
	実績	平成 19 年度 7,138 人	—	—	7,906 人	調査実施 なし	調査実施 なし	—	—
市民意識調査結果 (H27 調査)									
		比率				順位			
	満足	17.5%				40			
	「どちらともいえない」	60.0%				—			
	不満	15.9%				22			
	期待度	満足度		ギャップ値 (期待度－満足度)		ギャップ順位			
	3.54 (41 位)	3.00 (35 位)		0.54		34			

6. 総括

施策全体の評価	○
施策全体の評価理由と今後の方向性	<p>施策全体として、企業の流出防止については一定の成果を上げたものとする。商工業の発展についても、商工会、商業団体ほか関係機関との連携を含め各種取組みを行っており、一定の効果はあるものの、さらなる取組みが必要である。</p> <p>今後については、高齢化が進む中、身近な商業施設で生活必需品がそろえる環境の整備が望まれることから、商店街の活性化に向けた取組みを引き続き行う。そのためにも中小企業、商業者の支援を関係機関と連携し、新たな支援策も検討しながら、商工業の発展にむけた取組みを推進する。また、創業サポート総合相談窓口の設置に加え、特定創業支援事業として、専門相談窓口の設置や創業塾の開催等に取組み、創業にかかる「財務」「経営」「人材育成」「販路開拓」等の知識習得に関する継続的な創業支援を実施していく。</p>

6-1-2 農業に親しめるまちにします

1. 基本項目（総合計画に掲載している内容）

まちづくりの目標	6 活力ある産業のまち	計画書頁	153-154
政策	1 産業を支え、活力のあるまちにします		
施策	2 農業に親しめるまちにします	担当部 (統括部)	生活環境部
担当課	産業振興課		
基本方向	都市的土地利用の進展により年々農地が減少していく中で、農地の持つ多面的機能を有効に活用し、農地を維持します。		
現行計画に掲載中の現状と課題	本市のような都市型農業地域では新たな農地開発はできず、一度宅地にすると農地に戻すことができないため、農地は年々減少する一方です。さらに、兼業農業従事者の高齢化と後継者不足もあり、農家数及び農業就業人口は減少しています。 しかし、食の安全に対する意識の向上やスローライフの実践などにより、身近な場での農業体験のニーズが高まっています。		

2. 法令・制度や関連する社会経済環境の変化

<p>【都市農業振興基本法】 平成23年に発生した東日本大震災を契機として、保水や避難場所など防災の観点から都市農地の重要性が一層高まっている。このような中、平成27年4月に都市農業の安定的な継続を図るとともに、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的として「都市農業振興基本法」が制定された。</p> <p>なお、法では、地方公共団体の責務として、以下のものが掲げられている。</p> <p>①地方公共団体の施策の策定及び実施の責務 ②都市農業を営む者・農業団体の基本理念の実現に取り組む努力 ③国、地方公共団体、都市農業を営む者等の相互連携・協力 ④必要な法制上・財政上・税制上・金融上の措置</p> <p>【農地法改正】 平成27年4月に「農地法」が改正され、市街化調整区域の農地台帳及び農地に関する地図が公表されることになった。今後は、市街化区域内農地についても同様の公表が予定されている。</p>

3. 施策の展開別評価（◎は重点的な取組み）

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
◎市民農園の拡大	<p>【市民の農園の拡大による農地保全】 ・市内11か所の団体貸農園と1か所の体験型農園を管理しており、利用者による農園の除草などの日常管理をはじめ、農園利用者からの指導者（農業者）育成や新たな農園開設に向けた休耕地の把握により、市民農園面積は平成26年度時点で9,921㎡と拡大にしており、農地の保全につなげることができている。</p> <p>【農園利用者への作付け指導と人材育成】 ・農業振興会主催の野菜栽培技術講習会への市民農園利用者参加の呼びかけとともに、作付け指導を実施し、農業者育成の取組みが推進できた。</p>	<p>【市民の農園の拡大による農地保全】 ・自由に農業を楽しみたいとの個人ニーズも大きくなっており、体験型農園の修了者なども農業に親しむための民間による市民農園開設も求められている。</p> <p>・農業委員会と連携し、市民農園に適した農地の把握や民間市民農園の新設など、市民農園の拡大を図るとともに、土に親しみたいという市民ニーズの対応を図る。</p> <p>【農園利用者への作付け指導と人材育成】 ・今後とも市民農園利用者らによる自主的な日常管理が行われるよう、農園の除草などの日常管理をはじめ、作付け指導など野菜栽培技術講習会を通じて人材育成の取組みを推進する。</p>

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
◎鳥飼なすの保存奨励	<p>【鳥飼なすの保存と生産拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域特産物である鳥飼なすの市農業振興会による管理栽培と、作物生産候補農地の鳥飼地域を中心とした検討の実施などにより、種の保存と生産拡大に向けた取組みを実施しているが、市内の耕作面積は平成22年度以降1,844㎡のままで推移しており、直接生産拡大につなぐことはできていない。 ・新たな生産者として、平成24年度より、とりかい高等支援学校で栽培を授業に取り入れて生産も行われているが、農産物を育てる教育を主にした生産であり、生産物の流通を目的としたものではなく、様々な形の生産者を確保することは重要だが、生産量の拡大に寄与したとは言えない。 <p>【鳥飼なすの周知・振興】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民農園利用者への苗の配布、野菜苗・花即売会での苗の販売や小学校等の植え付け指導、給食や高齢者施設等へ食材提供など取組み推進ができています。 	<p>【鳥飼なすの保存と生産拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業振興会会員の高齢化に伴い、栽培技術を有する後継者の育成が急務になっている状況にある。 ・より効率的な栽培方法の研究・導入と、栽培可能な農地の確保とともに、栽培農家の育成と、指導を担う農業振興会会員の増加をめざし、生産量拡大に努める。 <p>【鳥飼なすの周知・振興】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新聞、テレビ、企業内ミニコミ誌への掲載は、摂津市産の鳥飼なすの生産量が低いが為に、「幻のなす」として取り扱われているのも事実であり、やみくもに生産量の拡大を図ることが地域特産品としてブランド力を上げるかどうかは定かでない。 ・このような側面も踏まえながら、鳥飼なすの更なる周知・振興のため、新聞報道などを利用したPRとブランド化を図っていく。
○農業振興活動の支援	<p>【農業振興活動やイベント開催に対する支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業振興会や農業祭実行委員会などの団体が実施する野菜苗・花即売会、農産物品評会、農業祭などのイベント開催に対し支援を行っている。 ・平成26年度より新たな農業者（NPO法人）と協働する体験型農園が開設され、本市はその支援を行っており、地域の農業の振興の推進が図れている。 	<p>【農業振興活動やイベント開催に対する支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベントの開催場所や内容等について、主催団体とともに点検、検証を行い、改善を図る。 ・NPO法人など新たな農業者の育成と時代とニーズに応じたイベントのあり方を研究し、農業振興活動の支援を推進する。
○農地の保全	<p>【遊休農地の発生予防と農地の持つ多面的機能の有効活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地を災害時の避難場所としても活用できるよう、遊休農地パトロールによる現状把握や農空間の緑化により遊休農地の発生を予防している。 ・市街化調整区域の鳥飼八町地域においては、「人・農地プラン（地域農業マスタープラン）」を平成24年度に策定し、平成26年度には「摂津市農業経営基盤強化促進基本構想」を策定し、地域の需要に応じた作物の生産振興を進めるとともに、持続可能な農空間の維持を図れている。 	<p>【遊休農地の発生予防と農地の持つ多面的機能の有効活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市域全体では、農業者の高齢化が進み、後継者不足と相続による農地の転用が増加している。 ・鳥飼八町地域においては、小作権の付かない農地の権利設定を進め、農地の保全を図っていくとともに、新たな担い手として、NPOや企業などの参入も模索する。 ・市街化区域内農地については、「都市農業振興基本法」によって今後具体化する諸施策と整合を図り、農空間の緑化による保全や災害時一時避難所としての活用を推進する。

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
○農業体験の推進	<p>【農業体験を通じた食育の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市立小学校3年生と幼稚園、保育所で、自分たちで栽培した鳥飼なすや米を給食の場、各校のパーティー等で消費することで、農業体験に加えて食育の機会としても提供ができています。 <p>【民間施設や福祉施設などの農業体験への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度より高齢者から幼児まで農に親しむ農園としてNPOの指導による体験農園を開設しており、農業体験の推進が図れている。 	<p>【農業体験を通じた食育の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各校近隣での協力農地の確保、校区内の指導協力者の確保などが課題となっている。 ・協力農地と指導者の確保に努める。 ・休耕地の活用も含めNPOや民間企業を指導者とした民間体験農園の確保を図る。 <p>【民間施設や福祉施設などの農業体験への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間施設や福祉施設など、市内の様々な施設での農業体験のあり方について研究し、効果的な支援を推進する。
特色や魅力のある取組みとして進めていくこと		
▶団体への市民農園の貸出し	<p>【老人クラブ・自治会などの団体への市民農園の貸出し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民農園の個人への貸し出しは、利用者間の紛争処理等管理面での負担が大きいため、本市は自治会や社会教育団体などの団体への貸出しを実施しており、市民農園の利用団体が延べ53団体となっている。 	<p>【老人クラブ・自治会などの団体への市民農園の貸出し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民農園の貸出しは、単年契約ではあるが、長期間の更新が可能のため、利用者の固定化が懸念されている側面も抱えている。 ・団体貸し、個人貸しそれぞれに利点があるが、引き続きより多くの市民に利用していただくことを前提として、農園利用者との情報共有を図りながら団体貸しを基本に貸出しを進めていく。 ・個人貸しへのニーズについては、市の体験農園や民間市民農園の設立と誘導を図っていく。
▶鳥飼なすの保存奨励	<p>【鳥飼なすの保存と生産拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業振興会での鳥飼なす管理栽培や種の保存・普及のために、苗、生なす、漬物の販売等を行っており、売れ行きも順調である。 ・新たな生産者として、平成24年度より、とりかい高等支援学校で栽培を授業に取り入れて生産も行われている。 	<p>【鳥飼なすの保存と生産拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栽培農家の高齢化に伴い、生産者の確保が非常に厳しい現状では、より品質が高く、効率の良いなすの収穫が困難な状況になっている。 ・栽培農家と保存農地の確保に努めるとともに、現行の農園の収穫効率を高めるための新技術の研究とその導入に努める。 ・高等支援学校現場での栽培については、技術習得者の新規獲得や新たな栽培技術の獲得が期待され、市及び農業振興会が関わる中で、教育現場での栽培がますます発展するよう努める。

4. 協働の取組みとして特に実施したこと

- 体験型市民農園の企画運営について、農業NPO法人に支援。
- 鳥飼八町地域における農空間保全のための取組みを行う鳥飼八町地区農空間保全活動委員会に農業NPO法人が参加している。

5. 各種指標の現状

【平成 32 年度に実現している姿】									
◇福祉農園や医療農園など多様な市民農園ができ、子どもから高齢者まで幅広い層の人たちが農業に親しんでいます。									
◇地域特産物である鳥飼なすの生産が拡大し、市の伝統野菜として多くの人に知られています。									
実現している姿を確認する指標について									
【指標と実績】		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
市民農園の面積	目標	—	—	8,000 m ²	8,500 m ²	9,000 m ²	9,500 m ²	10,000 m ²	13,000 m ²
	実績	7,216 m ²	8,052 m ²	9,498 m ²	9,498 m ²	9,498 m ²	9,921 m ²	—	—
鳥飼なすの耕作面積	目標	—	—	1,800 m ²	1,900 m ²	1,900 m ²	2,000 m ²	2,000 m ²	2,500 m ²
	実績	1,129 m ²	1,844 m ²	1,844 m ²	1,844 m ²	1,844 m ²	1,844 m ²	—	—
市民意識調査結果 (H27 調査)									
			比率			順位			
満足の比率			15.3%			45			
「どちらともいえない」の比率			62.4%			—			
不満の比率			13.3%			28			
期待度		満足度		ギャップ値 (期待度－満足度)		ギャップ順位			
3.37 (50 位)		3.02 (30 位)		0.35		50			

6. 総括

施策全体の評価	○
施策全体の評価理由と今後の方向性	<p>施策全体として市民農園の拡大など、一定の進捗が見られている。ただし、鳥飼なすの保存奨励に向けて、生産量の拡大や特産品のブランド力の拡大にさらなる進捗が求められる。</p> <p>今後、都市型農業地域において、高齢化や後継者不足等、相続に伴う開発などによる農地の減少が続いている状況ではあるが、地域特産物であり、「なにわの伝統野菜」にも選ばれている鳥飼なすのブランド力向上とバランスのとれた生産量拡大に努めていく。また、市民の農業体験の場を提供による都市農業に対する理解や、遊休農地の緑化推進などの取組みなどにより、教育、防災機能、交流など農地の持つ多面的機能の活用を推進していく。</p>

6-2. 勤労者を守り、いきいきと働くことができるまちにします

6-2-1 いきいきと働くことができるまちにします

1. 基本項目（総合計画に掲載している内容）

まちづくりの目標	6 活力ある産業のまち	計画書頁	155-156
政策	2 勤労者を守り、いきいきと働くことができるまちにします		
施策	1 いきいきと働くことができるまちにします	担当部 (統括部)	生活環境部
担当課	産業振興課		
基本方向	働く人の雇用安定と、働く意欲のある人々に対する雇用機会の拡大に取り組むとともに、働く人たちの労働環境や福利厚生などの向上を支援します。		
現行計画に掲載中の現状と課題	社会経済状況の影響を受けて、事業者による採用抑制・雇い止めが行われるなど就労環境は非常に厳しくなっています。公共職業安定所（ハローワーク）などの関係機関と連携し、中小企業を中心とした雇用機会の確保と創出を図るとともに、求職者個々に応じた就労の支援が必要です。労働福祉についても事業経営の厳しさから雇用形態の多様化が進み、勤労者のセーフティネットの必要性が高まっています。		

2. 法令・制度や関連する社会経済環境の変化

<p>労働者派遣法（平成 24 年 10 月施行）及び労働契約法（平成 25 年 4 月施行）により無期労働への転換、不合理な労働条件の是正などが図られ、労働者への保護と雇用の安定への法整備が講じられている。また、高齢者雇用安定法（平成 25 年 4 月施行）では少子高齢化の進展にあたり、全員参加型の社会の実現が求められるなか、高齢者の雇用確保が図られている。平成 26 年 12 月には、生活困窮者自立支援法が成立し、平成 27 年 4 月から制度の本格実施となっている。こうした動きも踏まえ、障がい者福祉、生活保護、児童福祉、学校教育等の幅広い施策や関係機関との連携を図り、きめ細かい、効果的・効率的な就労支援が必要となっている。</p> <p>また、まち・ひと・しごと創生法では、それぞれの地域での雇用創出・定着が人口減少への解決の足掛かり、さらに地域活性化への地盤づくりにもなるものとも考えられており、地域就労・労働への取組みが重要視されている。</p> <p>次に、雇用環境について、大阪府の有効求人倍率は、リーマンショック直後の大きな落ち込みから着実に回復しており、平成 25 年 11 月には 66 か月ぶりに 1.0 を上回り、平成 26 年度末においても 1 倍以上を堅持している。また、大阪府の完全失業率も、平成 26 年 1～3 月期で 4.9%と改善している。このように、近年、大阪府の雇用失業情勢は、改善傾向にあるが、一方で、就職困難者が抱える就労阻害要因は年々、多様化・複雑化しており、厳しい状況にある。さらに、労使関係のトラブルは増加しており、労働環境自体は必ずしも改善しているものではない。</p>
--

3. 施策の展開別評価（◎は重点的な取組み）

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
◎就労困難者に対する就労の支援	<p>【就労を実現するためのスキルアップの支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別の就労相談により適切なアドバイスとサポートを行っている。 ・ 市の特性やニーズにあう資格取得講座を開講している。 <p>【関係部署と連携した、総合的な支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て世代をはじめ、就労をめざす方を対象とした就労支援を関係課と連携して実施している。 <p>【求職活動の場の提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就職フェアやセミナーも女性（子育て世代）等を対象に開催している。 	<p>【就労を実現するためのスキルアップの支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出張の就労相談会の実施を検討する。 <p>【関係部署と連携した、総合的な支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就労に結びつく各種の取組みを関係部署と連携し、より効果的に推進する。 <p>【求職活動の場の提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就職相談者、就職フェア、セミナー参加者が減少傾向にあり、就職実績も目標を下回っており、より多くの市民に参加いただけるよう取り組んでいく。

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
◎労働に関する啓発・相談の実施	【労働に関する啓発・情報提供、労働相談の実施】 <ul style="list-style-type: none"> ・個別の労働相談を実施し、適切なアドバイスを実施している。 ・三島地域の近隣自治体と連携し、労働セミナーを毎年開催しており、労働に関する啓発に注力している。さらに、大阪府総合労働事務所と共催で労働セミナーを複数年に一度のペースで開催し、基礎知識や対処法の習得を図っている。 	【労働に関する啓発・情報提供、労働相談の実施】 <ul style="list-style-type: none"> ・労働相談等、労働者支援の取組みを推進するとともに、そのPRに取り組む。 ・労働相談の効果的な周知・相談数の向上に向けて取り組む。
○パートタイマー等退職金共済制度の運営	【退職金の給付事業の運営】 <ul style="list-style-type: none"> ・非正規従業員の福利厚生を図るため、全国に先駆けて設置した共済制度である。安価な掛金で元本割れがなく、容易に非正規従業員の雇用安定が図れ、かつ長期在会者に加給金が給付されるため、経営状況が厳しい中小企業から定評を得ている。 	【退職金の給付事業の運営】 <ul style="list-style-type: none"> ・加入者が600人を超える時期もあったが、国制度の充実により近年は、200人弱と会員が減少している。制度の見直しの必要性を考慮しつつ、現在加入している事業所に対しては引き続き当制度の運営を継続する。
○市の行事への参加促進	【市の行事への参加、地域の活性化や課題解決に向けた協力促進】 <ul style="list-style-type: none"> ・就職フェア等関連事業を実施することにより市内事業所にとっても企業PRの機会となることから、セミナー等の開催について、各種広報媒体を活用しPRの強化に努めた。 	【市の行事への参加、地域の活性化や課題解決に向けた協力促進】 <ul style="list-style-type: none"> ・勤労者や働く意欲のある方を対象とした各種セミナーについて、より関心の高いテーマの設定やセミナー内容の見直しに取り組む。 さらに、地域における雇用促進、企業活動の活性化に向け、就労関連事業および労働関連事業を広くPRし、参加を促す。
特色や魅力のある取組みとして進めていくこと		
▶パートタイマー等退職金共済制度の運営	【退職金の給付事業の運営、周知】 <ul style="list-style-type: none"> ・非正規従業員の福利厚生を図るため、全国に先駆けて設置した共済制度である。安価な掛金で元本割れがなく、容易に非正規従業員の雇用安定が図れ、かつ長期在会者に加給金が給付されるため、経営状況が厳しい中小企業から定評を得ている。各事業所にあった制度を選択していただけるようパンフレットや広報等で、制度を周知している。 	【退職金の給付事業の運営、周知】 <ul style="list-style-type: none"> ・加入者が600人を超える時期もあったが、国制度の充実により近年は、200人弱と会員が減少している。制度の見直しの必要性を考慮しつつ、現在加入している事業所に対しては引き続き当制度の運営を継続する。
▶就労困難者に対する就労の支援	【職業能力開発講座・就職フェア・就労相談の実施】 <ul style="list-style-type: none"> ・フォークリフト運転技能講習をはじめ就労に必要な技能、資格取得のための講座を年3～4回開催している。 ・障がい者就職フェア、三島3市1町による合同就職フェアを毎年開催している。 ・就労困難者に対する就労相談を週5日受け付けるとともに、出張就労相談会の取組みをはじめている。 	【職業能力開発講座・就職フェア・就労相談の実施】 <ul style="list-style-type: none"> ・資格取得講座の受講生及び就労相談者について、庁内関係部署及び関係機関と連携を図り、細やかなフォローアップ体制を整え、一人でも多く就業に結びつけるよう取り組む。 ・出張就労相談会などの取組みの充実を図る。

4. 協働の取組みとして特に実施したこと

○近隣市との協力により、年一回の合同就職フェアの開催や三島地域の構成自治体の共催による、4回形式の労働にまつわる法律セミナーを毎年開催している。

5. 各種指標の現状

【平成 32 年度に実現している姿】									
◇働く意欲のある人が、就労することができています。									
◇勤労者が、安全で安心していきいきと働いています。									
実現している姿を確認する指標について									
【指標と実績】		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
職業能力開発講座修了生が就労できた割合	目標	—	—	27.0%	27.0%	27.0%	27.0%	27.0%	30.0%
	実績	16.3%	27.0%	17.7%	22.9%	12.5%	14.7%	—	—
就職フェア採用者数(摂津市障がい者就職フェアと三市一町合同就職フェアにおける採用者数の合計)	目標	—	—	32人	36人	40人	44人	48人	60人
	実績	32人	24人	37人	22人	22人	16人	—	—
労働相談の件数	目標	—	—	14件	14件	13件	13件	12件	20件
	実績	25件	14件	21件	22件	11件	19件	—	—
市民意識調査結果 (H27 調査)									
			比率			順位			
満足 of 比率			16.9%			42			
「どちらともいえない」 of 比率			55.7%			—			
不満 of 比率			19.0%			11			
期待度		満足度		ギャップ値 (期待度－満足度)		ギャップ順位			
3.62 (34位)		2.94 (45位)		0.68		24			

6. 総括

施策全体の評価	△
施策全体の評価理由と今後の方向性	<p>施策全体として、関係諸機関と連携しながら各種取組みを推進したものの、あまり進捗がみられなかった。</p> <p>昨今の社会経済状況において、就業率を高めることは必須であることから、就労に結びつく相談、各種講座等の開催、勤労者がいきいきと働ける環境整備にむけた取組みを、商工会をはじめとする関係機関と連携しながら取組みを推進する。</p>

まちづくりの目標 7.
計画を実現する行政経営

7-1. 市民の視点に立った質の高い行政経営を行います

7-1-1 地方分権に対応した行政経営を行います

1. 基本項目（総合計画に掲載している内容）

まちづくりの目標	7計画を実現する行政経営	計画書頁	159-160
政策	1市民の視点に立った質の高い行政経営を行います		
施策	1地方分権に対応した行政経営を行います	担当部 (統括部)	市長公室
担当課	政策推進課		
基本方向	総合計画に基づき、地域特性を生かした自律性の高いまちづくりを進めるため、あらゆる分野で協働を推進・拡充し、組織内の連携を強化して戦略的な行政経営へと改革します。		
現行計画に掲載中の現状と課題	本市ではこれまで弛みなく行財政改革を推進し、最適な市民サービスの提供に努めてきました。しかし、今後ますます地方分権の進展や市民ニーズの多様化・複雑化が予想されます。計画（Plan）－実施（Do）－評価（Check）－改善（Action）の行政評価システムに加え、市民ニーズをしっかりと調査・研究して（Research）、総合計画の基本構想（Vision）を撰津市に関わるみんなが共有し、その達成に向けて協働で取り組む必要があります。 また、1つの自治体で解決が難しい課題が増えており、近隣市町が広域的に連携・共同する仕組みづくりも重要な課題です。		

2. 法令・制度や関連する社会経済環境の変化

<p>【地方分権】 平成23年5月の「第1次地方分権一括法」の施行以降、これまでに地方公共団体への事務・権限の移譲、地方に対する規制緩和に関して、5次にわたる一括法により進められてきた。また、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大により、これまで国が地方公共団体に義務付けてきた基準、施策等を、地方公共団体が条例の制定等により自ら決定し実施できるようになってきている。</p> <p>大阪府は、「大阪発地方分権改革ビジョン」及び「大阪版地方分権推進制度」に基づき、平成22年度より第1フェーズとして府内市町村へ特例市並みの権限移譲をはじめ、平成26年度から新たに第2フェーズとして、府でなくては担うことができない事務以外は市町村へ移譲していき、遅くとも平成30年度までに府内市町村すべてに中核市並みの権限移譲をめざす取組みを進めている。</p> <p>【広域連携】 人口減少社会においても、全国の市町村が、地方自治体として持続可能な形で行政サービスを提供していくためには、近隣市町村との有機的な連携による活性化が必要であるとし、平成26年5月に「地方自治法」が改正され、地方公共団体間で「連携協約」等、新たな広域連携の制度が創設された。</p> <p>【人口ビジョン・総合戦略の策定】 平成26年12月に施行された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、地方自治体は、安定した人口を保持し、若い世代を中心に、将来にわたって市民が安心して働き、希望に応じた結婚、出産、子育てをすることができる地域社会を構築することを目的とした「人口ビジョン」と「地方版総合戦略」を平成27年度中に策定することが求められている。</p> <p>【まとめ】 人口減少、成熟社会を迎えており、地域経済の低迷の影響を受け、市税収入は減少傾向であり、地方財政は極めて厳しい状況が続いている中で、地域における自主性の強化と自由度が拡大し、自らの責任と判断で地域の実情を踏まえた施策をいかに立案し執行していけるかが問われるようになってきている。</p>

3. 施策の展開別評価（◎は重点的な取組み）

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
◎計画的な行政経営の推進と各部局の権限強化	<p>【各分野別計画・方針に基づく各部局権限による事業遂行】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合計画の7つのまちづくりの目標・基本計画の目標を達成することを基本として各分野別計画が策定又は改定され、各部局の権限により事業の進捗が図られた。 <p>【組織内連携を強化した各部局にまたがる行政課題への取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関とのネットワーク構築の一つとして、平成24年6月に「摂津市虐待等防止ネットワーク」を設立し、複雑・多様化する虐待や暴力の早期発見と被害者の保護・支援の取組みを行った。 ・部や課など、各部局にまたがる新たな行政課題への対応・連携体制の構築については、より迅速に対応することが必要であった。 	<p>【各分野別計画・方針に基づく各部局権限による事業遂行】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合計画と各分野別計画との関係性・有効性を評価検証し、後期基本計画の実効性を高めるとともに、次期総合計画の策定につなげていく。 <p>【組織内連携を強化した各部局にまたがる行政課題への取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各部局にまたがる行政課題への迅速かつ効果的な対応が喫緊の課題である。そのため、部門横断的な体制づくりを進めるとともに、連携部署間での目的意識の共有化及び連携体制における権限と責任の明確化を図る。
◎行政評価と連動した行政経営の推進	<p>【総合計画と連動した行政評価システムによる計画の進行管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算編成開始前に実施計画を策定・公表し、これを次年度行政経営の骨格・基本とすることで、総合計画を中心とした行政経営へと転換するとともに、予算編成との連動に努めた。 ・毎事業年度終了後に、実施計画を施策単位で評価検証し、総合計画の進捗管理を行うとともに、改善点を次年度の実施計画に反映し、PDCAサイクルの定着に努めた。 ・毎年度、施策（目的）と事業（手段）との関係性を検証し、より適切な行政サービスとなるよう、実施計画の内容を適宜見直した。 <p>【市民ニーズに基づいた施策の見直し、最適なサービス提供と計画の評価過程における市民意見の反映】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合計画の中間評価に併せて市民意識調査と転入転出調査を実施し、施策に対する期待度・満足度、転出入の大きな理由等を多角的に分析し、基本計画の評価・見直しを行っている。 	<p>【総合計画と連動した行政評価システムによる計画の進行管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施計画を行政のマネジメントシステムとして確立させることにより、PDCAサイクルのさらなる定着を図り、より質の高い行政サービスの提供へとつなげていく。 <p>【市民ニーズに基づいた施策の見直し、最適なサービス提供と計画の評価過程における市民意見の反映】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最適なサービス提供へとつなげるため、これまでの市民意識調査等の市民参画の取組みに加えて、「(仮称)市民参画推進の手引き」の策定に合わせて、参画機会を拡充するための仕組みづくりに取り組む。
◎庁内政策・施策調整機能の強化	<p>【庁内政策・施策調整機能の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意思形成会議（庁議・部長会議・政策推進会議）の相互関係、役割の整理を行ない、効果的な意思形成の仕組みについて検討した。 	<p>【庁内政策・施策調整機能の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意思形成会議の効果的な運用を図るとともに、各部局にまたがる行政課題への迅速かつ効果的な対応が喫緊の課題である。そのため、部門横断的な体制づくりを進めるとともに、連携部署間での目的意識の共有化及び連携体制における権限と責任の明確化を図る。

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
◎行財政改革の推進	<p>【組織・機構の改革や人員体制・事務事業の再構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学前教育と子育て窓口の一元化など、53課の組織を49課に縮小し、スリム化に努めた。 ・第4次行財政改革実施計画（平成22年～25年度）に取り組み、最終的に83項目中、59項目が「実施」「継続実施」、「一部実施」の状況となった。 ・財政状況や阪急京都線連続立体交差事業、JR千里丘駅西側のまちづくり、ごみ焼却炉更新問題など本市固有の課題の山積に鑑み、継続的に取り組む必要があることから「第5次行政改革実施計画」（平成26年度）を策定し、各項目の具体的なスケジュールと内容を別途「第5次行政改革ロードマップ」として策定した。 	<p>【組織・機構の改革や人員体制・事務事業の再構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第5次行政改革ロードマップ」に基づいた各項目の進捗管理を行っており、必要性のより高い行政サービスの適切な選択を行い、そこにあらゆる資源をシフトし、持続可能な市政運営を行っていく。
○地方分権の推進	<p>【大阪府と連携した計画的な事務権限の移譲と財源確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府からの権限移譲としては、「権限移譲実施計画（案）」に基づき、平成22年度から平成24年度までの3年間で合計48事務の移譲を受けているほか、平成25年度に「旅券発給等事務」の移譲を受けた。 ・その他国からの権限移譲として、数次にわたる「地方分権一括法」の施行に伴い、これまでに43事務の移譲を受けている。 ・国の法令による義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大に伴い、地域の実情に合った条例について検討した。 	<p>【大阪府と連携した計画的な事務権限の移譲と財源確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も市民サービスや利便性の向上につながる事務については、積極的に事務移譲を受けていく。 ・本市の規模・人員と各移譲候補事務の事務難易度や事務処理件数を照らし合わせて現状の組織機構・人員での適正執行ができる事務についても積極的に事務移譲を受けていく。 ・限られた財源で、国や府からの権限移譲に対応するための職員の意識改革、人材育成及び組織力の強化を図る。 ・地域主権の進展に対応するため、義務付け・枠付けの見直し、条例制定権の拡大などによる基礎自治体の権限を最大限に活用して、地域の実情に合った施策の展開を図る。
○近隣市町との広域連携	<p>【近隣市町、大阪府など関係機関との広域連携・新たなネットワークの検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境、消防、救急医療分野など各分野での広域連携・協定の締結を進め、平成26年度末現在で52件の締結しており、平成32年度目標である40件を大きく上回っている。 ・特に東日本大震災の発生以降、災害分野での連携強化を図り、「災害時の相互応援協定」を新たに5件、「災害時の一時避難者相互受入れ協定」を新たに1件締結した。 	<p>【近隣市町、大阪府など関係機関との広域連携・新たなネットワークの検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな広域連携の取組を推進するため、「連携協約」制度も視野に入れた上で、近隣市町、大阪府など関係機関との広域連携に向けた検討・調整を行っていく。

特色や魅力のある取組みとして進めていくこと		
施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
▶組織内連携の強化	【組織内連携の強化】 <ul style="list-style-type: none"> 関係機関とのネットワーク構築の一つとして、平成24年6月に「摂津市虐待等防止ネットワーク」を設立し、関係機複雑・多様化する虐待や暴力の早期発見と被害者の保護・支援の取組みを行った。 部や課など、各部局にまたがる新たな行政課題への対応・連携体制の構築については、より迅速に対応することが必要であった。 	【組織内連携の強化】 <ul style="list-style-type: none"> 各部局にまたがる行政課題への迅速かつ効果的な対応が喫緊の課題である。そのため、部門横断的な体制づくりを進めるとともに、連携部署間での目的意識の共有化及び連携体制における権限と責任の明確化を図る。

4. 協働の取組みとして特に実施したこと

○「第5次行政改革実施計画」の策定におけるパブリックコメントの実施。
○「総合計画中間評価」及び「人口ビジョン・総合戦略」策定に向けた市民意識調査の実施。

5. 各種指標の現状

【平成32年度に実現している姿】									
◇総合計画を中心に据えた行政経営が実践されています。									
◇市民が行政経営に満足しています。									
◇広域連携が強化され、行政経営の効果や効率が向上しています。									
実現している姿を確認する指標について									
【指標と実績】		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成32年度
総合計画の目標達成率	目標	—	—	10.0%	20.0%	30.0%	40.0%	50.0%	100%
	実績	—	—	12.0%	12.0%	19.0%	27.0%	—	—
市民意識調査で「市の行政経営に満足」と回答した割合	目標	—	—	1項目	1項目	3項目	4項目	5項目	60%
	実績	平成20年度 18.9%	調査実施なし	調査実施なし	調査実施なし	調査実施なし	調査実施なし	12.3%	—
広域連携・協定等の締結数	目標	—	—	28件	29件	30件	32件	33件	40件
	実績	—	40件	40件	45件	52件	52件	—	—
市民意識調査結果（H27調査）									
				比率			順位		
満足の比率				12.3%			49		
「どちらともいえない」の比率				64.3%			—		
不満の比率				12.4%			36		
期待度		満足度		ギャップ値 (期待度－満足度)			ギャップ順位		
3.44 (47位)		2.98 (37位)		0.46			40		

6. 総括

施策全体の評価	○
施策全体の評価理由と今後の方向性	<p>施策全体として、行政経営における「計画(Plan)－実施(Do)－評価(Check)－改善(Action)」サイクル確立と予算編成との連携による一体性と一貫性のある行政運営の流れの構築ができ、一定の進捗があったと言える。</p> <p>ただし、地方分権の推進については、さらなる国や府への権限移譲に対する積極的な働きかけや、事務権限の委譲に対応していくための職員の意識改革、人材育成及び組織力の強化が求められる。</p> <p>今後については、財政状況や住民ニーズに応じ、行政サービスの質や量を自主的に判断し、決定していくことに加えて、个性的で魅力あるまちづくりの展開に向けた「地域ブランド力の向上」の取組みについて検討を進める。</p>

7-1-2 電子自治体をめざします

1. 基本項目（総合計画に掲載している内容）

まちづくりの目標	7計画を実現する行政経営	計画書頁	161-162
政策	1 市民の視点に立った質の高い行政経営を行います		
施策	2 電子自治体をめざします	担当部 (統括部)	総務部
担当課	情報政策課・市民課・政策推進課		
基本方向	市民の利便性向上と行政経営の簡素化・効率化を図るとともに、市が提供するサービスを時間的・地理的な制約なく活用することができるよう、インターネットなどの情報技術を活用して行政事務の電子化を推進します。		
現行計画に掲載中の現状と課題	住民記録・税・福祉など行政システムの基盤環境や市内ネットワークの整備により、事務の効率化、情報の共有化は大幅に進み、迅速で高度な市民サービスが展開できるようになってきました。しかし、インターネットの急激な普及により、社会経済活動におけるデジタル化・ネットワーク化は急速に進展しています。行政の各分野においても、便利で豊かな市民生活の実現に向けて、情報通信技術（ICT）を活用したサービスの向上が一層求められています。		

2. 法令・制度や関連する社会経済環境の変化

<p>近年、ICTの利用環境は大きく変化を遂げ、スマートフォンやタブレット端末等が急速に普及しており、誰もが容易にICTを活用することが可能な状況となっている。</p> <p>また、インターネットを活用した、SNS、ブログ、動画投稿等をはじめとするソーシャルメディアが急速に普及しており、従来のような一方的な情報発信や収集を目的とした利活用のみならず、双方向のコミュニケーションを実現するものとして、社会的にも大きな影響力を与えつつある。</p> <p>一方で、不正アクセスやホームページ改ざん、標的型攻撃など情報セキュリティに対する脅威が増大している。さらに、東日本大震災時に発生した、情報システム停止やデータの消失等を受け、災害発生時への対策が求められている状況にある。</p> <p>国においては、クラウドコンピューティング導入の動きが加速しており、情報システムの集約と共同利用を進める自治体クラウドの取組みが推進されている。また、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入・実施に向け、本市においても、国等の動向を踏まえ、適切に対応しつつ、環境整備を進めている。</p>

3. 施策の展開別評価（◎は重点的な取組み）

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
◎行政情報システムの一元化	<p>【行政情報システムの一元化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たな基幹システムへ移行し、事務の効率化と市民サービスの向上を進めていくための環境を整えることができた。また、将来的に「ワンストップサービス」を実施する際のシステム環境を整備した。 	<p>【行政情報システムの一元化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、行政情報システムの安定性と信頼性の向上に向けた取組みを推進していく。 マイナンバー制度については、平成29年7月には他団体との情報連携が開始されるため、システム整備に取り組む。

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
◎行政サービスの電子化の推進	<p>【行政手続きのオンライン化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内公共施設（文化・体育施設）にインターネット予約システムを導入し、場所や時間を問わず、施設の使用申請を可能となり、市民の利便性向上に繋がった。 公金納付について、コンビニ収納可能な業務を拡大し、市民の利便性と収納率の向上を図った。 <p>【情報格差の解消】</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報格差の解消に向けて取り組むべき内容について検討し、「地域情報化(基本)計画」において方向性を定めた。 	<p>【行政手続きのオンライン化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年度中に策定する「地域情報化(実施)計画」に基づき、電子申請システムの拡充やクレジット収納・ペイジー等、多様な収納方法について、調査・検証を進める。また、情報格差の解消に向けた取組みを推進していく。 マイナンバー制度の導入に合わせて実施する各種証明書のコンビニ交付に向け、環境整備を行う。また、カードの独自利用による付加サービスの検討を進める。 <p>【情報格差の解消】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「地域情報化(実施)計画」に基づき、情報格差の解消に向けた事業や取組みを推進していく。
○情報化に対応した人材の育成	<p>【情報化に対応した人材の育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 先進事例の調査・研究の結果、職員の情報処理能力の向上のための研修プログラムの重要性と必要性を確認し、本市の研修のあり方について検討をした。 	<p>【情報化に対応した人材の育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「地域情報化(実施)計画」に基づき、情報化に対応した人材を育成するための方策や事業を推進していく。 全職員が理解すべき基本的事項の習得に向け、計画的な研修に取り組む。
○情報セキュリティの向上	<p>【各種情報セキュリティシステムの導入・運用】</p> <ul style="list-style-type: none"> システムの再構築にあたり、セキュリティの強化が図られたシステムを導入し、よりセキュリティを重視した機器に変更した。 全庁的なセキュリティレベルが向上に向け、職員研修を実施し、意識の向上と脅威や脆弱性に対する正しい知識習得を図った。 	<p>【各種情報セキュリティシステムの導入・運用】</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政事務の安定性と信頼性の向上のため、「情報セキュリティポリシー」を見直すなど、セキュリティ対策の維持向上に取り組む。 近年増大している脅威や社会情勢の変化などを踏まえたさらなる対応に取り組む。
特色や魅力のある取組みとして進めていくこと		
▶協働社会の構築に向けた情報化	<p>【地域コミュニティ形成の手段として情報通信技術を活用した仕組みづくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年 3 月に「摂津市地域情報化(基本)計画」を策定し、“協働時代にふさわしい形の ICT 環境の構築”を基本目標の一つとした。また、情報発信力強化に向けた施策を検討し、取りまとめを行った。 	<p>【地域コミュニティ形成の手段として情報通信技術を活用した仕組みづくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「地域情報化(実施)計画」に基づき、具体的な事業レベルへの落とし込みを行う。

4. 協働の取組みとして特に実施したこと

○「摂津市地域情報化（基本）計画」の策定におけるパブリックコメントの実施。

5. 各種指標の現状

【平成 32 年度に実現している姿】									
◇手続きの電子化により、いつでも、どこでも行政サービスを提供できるノンストップサービスが実現し、定着しています。									
◇総合窓口によるワンストップサービスが実現しています。									
◇公共施設や図書館蔵書の予約、税の多種多様な収納方法などを実現し、市民サービスが向上しています。									
実現している姿を確認する指標について									
【指標と実績】	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 32 年度	
電子申請手続きの項目数	目標	—	—	1 項目	1 項目	3 項目	4 項目	5 項目	10 項目
	実績	0 項目	1 項目	1 項目	3 項目	3 項目	3 項目	—	—
収納方法の種類数	目標	—	—	2 種類	2 種類	2 種類	3 種類	4 種類	5 種類
	実績	2 種類	2 種類	3 種類	3 種類	3 種類	3 種類	—	—
市民意識調査結果（H27 調査）									
			比率			順位			
満足の比率			15.7%			44			
「どちらともいえない」の比率			61.2%			—			
不満の比率			13.3%			28			
期待度		満足度		ギャップ値 (期待度－満足度)		ギャップ順位			
3.48 (45 位)		3.00 (33 位)		0.48		38			

6. 総括

施策全体の評価	○
施策全体の評価理由と今後の方向性	<p>「摂津市地域情報化（基本）計画」の策定や新たな基幹システムへ移行、市内公共施設（文化・体育施設）のインターネット予約システムの導入、コンビニ収納可能な業務の拡大など、施策全体を通して一定の進捗が見られた。</p> <p>今後については、行政サービスの電子化に向け、調査研究を進め、対象手続きの拡大を検討するとともに、収納方法等の拡大に関して、クレジット決済やペイジー等の次世代の収納方法について市民ニーズや費用対効果を十分に検証していく必要がある。</p> <p>なお、ICTは目覚ましい進展を遂げており、市民生活や社会経済活動にも大きな影響を与えている。マイナンバー制度をはじめとする、国の動向や諸政策を注視するとともに、社会情勢の変化やICTの進展などを見定め、継続して電子自治体を推進していく必要がある。</p>

7-1-3 職員の育成と組織の活性化を図ります

1. 基本項目（総合計画に掲載している内容）

まちづくりの目標	7計画を実現する行政経営	計画書頁	163-164
政策	1市民の視点に立った質の高い行政経営を行います		
施策	3職員の育成と組織の活性化を図ります	担当部 (統括部)	市長公室
担当課	人事課・政策推進課		
基本方向	「職員が自らを変え、職場を活性化し、摂津市を変えていく」ことをめざし、職場・研修・人事制度の相乗効果により、自治体職員に求められる能力を向上し、自ら考え、勇気を持って行動する職員を育てます。		
現行計画に掲載中の現状と課題	市が提供するサービスは「人材」によって供給されており、サービスの質は「人材」の質によると言っても過言ではありません。少数精鋭の行政経営は時代の要請であり、本市では、平成7年度（1995年度）に904人であった職員数を平成22年度（2010年度）には691人としました。限られた人材で、社会経済状況の変化や市民ニーズの高度化・多様化に対応していくためには、職員一人ひとりが意識改革と能力向上に取り組み、組織全体で人材を育てていくことが不可欠です。とりわけ、地方分権の時代においては、「創造性」や市民協働を進めるための「プロデュース能力」を持つ人材が必要とされており、「政策形成能力」「市民と協働する能力」「情報活用能力」を高めることが重要な課題です。		

2. 法令・制度や関連する社会経済環境の変化

<p>【人材育成】 本市においては、平成18年に「人材育成基本方針」を、平成22年には「人材育成実施計画」を策定し、職員の能力向上に取り組んでいる。現在、「人材育成実施計画」の策定を進めている。</p> <p>【人事評価】 平成26年5月14日公布（平成28年4月施行）された「改正地方公務員法」において、能力及び実績に基づく人事管理の徹底のため、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた実績を把握した上で行われる人事評価制度を導入し、これを任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とする人事評価制度運用が義務付けられる。このことにより、より高い能力を持った公務員の育成に繋がり、また、組織全体の士気高揚、公務能率の向上により、住民サービスの向上が図られる。</p>

3. 施策の展開別評価（◎は重点的な取組み）

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
<p>◎目標管理に基づく人事制度改革</p>	<p>【目標管理に基づく人事考課制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 人事評価制度のうち目標管理（業績評価）制度については、平成24年度下半期から管理職員に対して試行開始し、平成26年度下半期には本格実施、勤勉手当反映を行っている。また、課長代理級・係長級職員に対しても、平成26年度下半期から試行開始している。 人事評価制度のうち能力評価についても平成26年度下半期には全職員に導入（試行を含む。）を行っており、管理職員に対しては本格実施、昇給反映を行っている。導入にあたっては、平成24年度から人事評価制度改革プロジェクトチームによる検討や、各種研修の継続的な実施にも取り組んでいる。 平成28年度以降の人事評価制度（給与等反映）については、平成26年度から人事評価反映基準検討PTによる検討を進めている。 <p>【庁内公募制、自己申告書の充実など人材育成型の人事制度の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年度より、自己申告書において、現在の職務状況に加え、今後の能力開発について、健康状況、職場等の状況の項目を増設し、よりの確な情報等に沿った人事管理および組織としての職務能率の向上を図っている。 係長級以下職員に対し、人事異動チャレンジ制度の導入し、能力と実績に基づく人事管理を進めている。 	<p>【目標管理に基づく人事考課制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 人事評価制度全般における現状の課題として、公平公正な評価の確立が挙げられる。より公平公正な同じ目線で評価を行うことを徹底するため、研修を継続的に実施していく。また、平成28年度以降の全職員への本格実施に向けた詳細な制度設計や制度周知についても積極的に取り組む。 <p>【庁内公募制、自己申告書の充実など人材育成型の人事制度の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> 人事異動チャレンジ制度実施要領を定めるなど、制度の改善検討を含め、引き続き実施していく。また、対象者を係長級以下に限定するのではなく、全職位において、同制度の導入の検討を進める。
<p>◎行政経営の実行</p>	<p>【行政評価による経営感覚の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合計画実施計画の説明会や実施計画策定に係る政策能力向上研修の開催などを通じ、市の最上位計画である総合計画の認知や位置付け（個別分野計画との関係性、目標・政策・施策の目的と手段の関係）の理解が全庁的に進んできている。 事務事業評価及び行政改革ヒアリングでは、今後の行政経営を担う課長代理級や係長級職員を対象に実施し、PDCAサイクルの考え方の重要性が浸透してきている。 	<p>【行政評価による経営感覚の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合計画に基づく組織目的と役割が末端の職員にまで浸透するに至っていないことから、引き続き行政評価をはじめとする様々なチャンネルを通して、意識改革を進めていく。 民間活力の活用が拡大していく中で、管理職はもとより下位の非管理職においてもマネジメント能力が不可欠であり、その視点を汲んだ取組みの展開を図る。

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
<p>◎自己啓発の促進</p>	<p>【自ら学ぶことを支援する制度、職場環境づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員が自ら学ぼうとする意欲向上の取組みの一つである「職員提案制度」について、平成23年度、平成24年度、平成26年度とほぼ毎年、制度を改善しながら実施してきた。特に平成26年度は人材育成の視点を拡充するため人事課と政策推進課の共同運用とし、職員表彰制度と連動させるなど、より提案意欲が高まる仕組みづくりを行った。これにより平成25年度にゼロ件であった提案が平成26年度には2件となった。職員数が減少していくなか、職員一人当たりの業務量が増加傾向にあることから、提案に割く時間的余裕が無いといった状況も見受けられる。しかし、その中でもチャレンジ意欲を掻き立てる制度とし、研究成果を市政に反映できるような仕組みづくりが必要である。 平成26年度に職員の自発的な取組みや行動を促すことを目的とした「職階別公募型派遣研修」の募集を行ったところ、2人の職員の応募があり、派遣決定の上、受講している。 <p>【自主学習グループや自治体職員同士の交流・連携などの促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成24年度より「摂津職員自主研究グループ助成制度」を開始した。平成24年度4件、平成25年度3件、平成26年度1件、平成27年度1件と毎年自主研究グループの活動が行われている。 職員提案制度と職員表彰制度を連動させるなど、より提案意欲が高まる仕組みづくりを行った。 マッセOSAKAでの研修や研究会等をより積極的に所属長に対し周知・案内を行い、平成26年度において、のべ57人の職員が研修参加を行った。また、同状況について、庁内LANに研修申込・受講一覧表を掲載している。 「職階別公募型派遣研修」及び「職員提案型ステップアップ研修」において、派遣決定を行い、受講している。 	<p>【自ら学ぶことを支援する制度、職場環境づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員が自らのアイデアを発表・具現化する機会の提供は重要であり、制度の改善検討を含め、引き続き実施していく。 <p>【自主学習グループや自治体職員同士の交流・連携などの促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員自らが積極的・自主的に、自治体職員同士の交流を通じ、情報交換、相互啓発や行政についての理解を深め、自らの資質向上が促し、職務遂行能力の向上を図り、新たな施策として市行政に反映し得る研究を行う機会の提供を広げるため、制度の改善検討を含め、引き続き実施していく。

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
<p>○研修制度の充実</p>	<p>【能力の向上や自己啓発の契機となる研修制度の構築、人事制度との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 25 年以降の業務執行の適正化に向けた取組みや、現行の研修体系の課題を踏まえ、平成 26 年度から職階と経験年数をベースに研修体系の見直しに取り組んでいる。 業務の本質を理解するための「庶務実務研修（係長級以下職員対象）」、「組織マネジメント研修・部下育成研修（課長代理級係長級職員対象）」、「モチベーション研修・ファシリテーション研修・協働研修（入庁年数に応じた職員対象）」、「接遇研修（一般職非常勤職員対象）」の各研修を新たに実施し、「新任係長級研修」は民間企業社員と合同受講の派遣研修とする見直しを実施した。 平成 26 年度に、庁内全ての課長級以上職員は O J T の観点で「人材育成」に率先して取り組む必要があり、実践力向上に資するよう「O J T 実践マニュアル」を改訂した。庁内 L A N に掲載するとともに、新規採用職員及び入庁 2 年目職員が配属されている所属長に対し、配布を行った。各課における O J T の位置付け、O J T のキーパーソンとしての所属長の役割の統一を図ることができた。 <p>【市民とともに学習や活動する機会の拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> 課長代理級、係長級職員と市民活動を実践されている市民との合同参加による協働推進研修を実施した。 	<p>【能力の向上や自己啓発の契機となる研修制度の構築、人事制度との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> 組織課題の解消を図りつつ、改定する「人材育成実施計画」を踏まえ、「前例を作る」ことができる職員育成のための研修制度へと充実を図っていく。 <p>【市民とともに学習や活動する機会の拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、職員と市民との合同参加による研修を実施していく。
<p>特色や魅力のある取組みとして進めていくこと</p>		
<p>▶人間基礎教育の徹底</p>	<p>【人間基礎教育の徹底】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 25 年度において、人間基礎教育推進会議を開催し、庁舎内・各課内において意識の向上を図る掲示物の作成をするとともに、名札の表面に標語を明記することとした。 平成 26 年度において、更なる意識向上を図るため、各課推進員を任命し、職員によるあいさつ運動を実施し、また人間基礎教育に関する標語をデザインした名刺を作成することにより、啓発に取り組んだ。 各課推進員によるアンケート結果において、あいさつができているという回答が 2 割増となった。 	<p>【人間基礎教育の徹底】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年度において、職員の接遇向上に係る来庁者アンケートを実施しており、今後の意識向上に向けての取組みの検討を行う必要がある。

4. 協働の取組みとして特に実施したこと

○市民活動支援課と合同で、協働研修を毎年実施している。平成 25 年度は、市内 NPO 法人、ボランティアセンター関係者も参加し、「みんなが育む つながりのあるまち摂津」の実現に向け、市民活動団体の活動実態を学び、行政はそれにどのように付き合い、連携していくことができるのかについて考える研修を実施した。平成 26 年度には、市民活動が活発なまちをめざし、協働の取組みを広げていくため、住民と行政のパートナーシップの必要性を理解し、お互いがどのように連携していくことができるか、ワークショップを通して協働の取組みの糸口や方法を学ぶ研修を実施した。

5. 各種指標の現状

【平成 32 年度に実現している姿】								
◇職員が自ら資質や能力をより高め、市の改革や改善に進んで取り組んでいます。								
◇職員が協力し合い、学び合いながら課題に取り組む、人を育てる「元気な職場」となっています。								
◇職員が市民の立場、目線で考え、積極的に協働に取り組んでいます。								
実現している姿を確認する指標について								
【指標と実績】	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
職員提案の数	目標	—	15 件	17 件	19 件	21 件	23 件	30 件
	実績	13 件	8 件	4 件	1 件	0 件	2 件	—
研修満足度	目標	—	65.0%	65.0%	70.0%	75.0%	80.0%	90.0%
	実績	平成 17 年度 55.0%		56.9%	63.0%	—	64.6%	—
OJT（職場研修）の実施割合	目標	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	実績	—	—	—	—	—	—	—
市民意識調査結果（H27 調査）								
			比率			順位		
満足の比率			17.6%			39		
「どちらともいえない」の比率			51.0%			—		
不満の比率			22.2%			8		
期待度		満足度		ギャップ値 (期待度－満足度)		ギャップ順位		
3.65 (33 位)		2.91 (47 位)		0.74		17		

6. 総括

施策全体の評価	○
施策全体の評価理由と今後の方向性	<p>人事制度と連携した研修体系の再構築や自主研究グループ・職員提案制度の実施、人事評価の本格実施など、施策全体を通して一定の進捗が見られた。</p> <p>今後についても、職員数が減少する中で、地方分権の進展、住民ニーズの多様化・複雑化、さらには地域間競争の激化などに的確に対応するため、個々の職員の問題解決能力を向上させ、高い実績を上げていかなければならない。そのため、人事評価制度における、公平公正な評価を確立するとともに、人材育成実施計画に掲げる「職場」「研修制度」「人事制度」を柱とした人材育成を計画的に行っていく。引き続き、「前向きに」、「スピード感をもって」、「自ら考え」、「前例を打破する」、やる気と元気と本気、そして勇気ある職員の育成に取り組んでいく。</p>

7-1-4 健全財政を継続します

1. 基本項目（総合計画に掲載している内容）

まちづくりの目標	7計画を実現する行政経営	計画書頁	165-166
政策	1市民の視点に立った質の高い行政経営を行います		
施策	4健全財政を継続します	担当部 (統括部)	総務部
担当課	財政課・市民税課・納税課・固定資産税課・産業振興課・会計室		
基本方向	長期的な展望のもと、行財政改革を弛みなく推進して安定した財政基盤を確立し、健全な財政運営を図ります。		
現行計画に掲載中の現状と課題	<p>行財政改革、財政健全化計画などの推進により、懸案であった公債費償還のピークを乗り越え、各種財政指標は改善しています。しかし、本市の税収構造は法人市民税の割合が高く、景気後退の影響を大きく受けて大幅な減収となっています。この歳入不足は市債発行で補っており、弾力的な財政構造の確立には至っていません。</p> <p>一方、高齢化による社会保障や特別会計への繰出金などによる歳出圧力が高まっており、今後もこの傾向は続くと推測されます。安定した財政基盤の確立のためには、新たな財源を確保することが必要です。</p>		

2. 法令・制度や関連する社会経済環境の変化

<p>国内経済は数年続いた円高から円安に向かっており、平成27年度8月現在では対米ドル125円程度となっている。このことから輸入資材が高騰しており、さらには消費税改正やアベノミクス効果等によりデフレからインフレの波が次第に押し寄せており、労務単価や物価の上昇が続いている。このような経済状況は市財政に大きな影響を与えており、市税収入の変動や、委託料の増加等に直結している。</p> <p>地方税においては、地方税全体の偏在是正のための税制改正や社会経済環境の変化に伴う税源の増減により、税収の安定した確保が困難な状況になっており、市税収入額全体としては平成23年度以降減少傾向で推移している。</p>
--

3. 施策の展開別評価（◎は重点的な取組み）

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
◎総合計画と予算の連動	<p>【総合計画実施計画との連動による予算配分の最適化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施計画を予算要求前に策定し、予算ありきの事業実施ではなく、実施計画ありきの予算要求を行うよう予算説明会において周知を図った。これにより、6月に実施計画説明会、8月に経常経費予算査定、10月に予算編成説明会、11月に政策経費予算査定という予算配分の最適化に必要な流れが一定確立された。 	<p>【総合計画実施計画との連動による予算配分の最適化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 確立した予算要求に係る道筋が適切な方法・時期・内容であるか随時検証していく。
◎予算編成の透明化	<p>【財政の健全性に配慮した予算編成と透明化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎年度の予算編成方針をHP上で公表することができた。さらには予算要求から予算確定の過程を公表するべく近隣他市の状況等を確認し、平成27年度要求分より予算査定結果一覧表も公表することができた。 	<p>【財政の健全性に配慮した予算編成と透明化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後、さらなる透明化を図るため、多額の課題があるものの、現在公表している予算編成資料に加えて他に公表できる資料がないか引き続き検討していく。

施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
○適切な公債管理	<p>【後年度の財政に配慮した適切な公債管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規市債発行を元金償還以内に抑制したことにより、市債残高が毎年度確実に減少している。平成 22 年度末で 68,634 百万円あった市債残高が平成 25 年度末では 62,436 百万円と削減できた。 	<p>【後年度の財政に配慮した適切な公債管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も適切な公債管理を図るため、適正残高を勘案しながら、適債性を見極め、元金償還金以内の市債発行に努める。 これまで公表していた発行限度額 15 億（1 年あたり）を見直し、市債発行枠の再設定を行う。
◎歳入の確保	<p>【税の仕組みや制度改正情報の周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民の市税に対する理解を深めるため、市ホームページ等により市税の仕組みや税制改正の内容の周知に努めた。 <p>【納税環境の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> 収納管理業務を部分的に会計室に一元化することで、OCRの読取処理及び口座振替手数料支払に係る担当課の事務負担の軽減を図ることができた。 徴収率は、コンビニ収納の導入後は利便性が良くなったことから、平成 26 年度の徴収率は 96.42%となり、平成 32 年度目標徴収率を上回ることができた。 <p>【新たな自主財源の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市の自主財源の確保策については具体的な取組みの検討に至らなかった。 <p>【魅力的なまちづくり推進による歳入確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内 12 の名産品や建物、イベントなどを大阪ミュージアムに登録するとともに、大阪府をはじめ関係機関が開催するゆるキャライベントに多数セッピイが参画するなど、市のイメージアップにつながる取組みを進めてきた。 	<p>【税の仕組みや制度改正情報の周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民の市税に対する理解を深めるため、市ホームページ等により市税の仕組みや税制改正の内容について、わかりやすく周知を図る。 <p>【納税環境の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> 税の基本原則である「公平の原則」が徹底されるよう、固定資産の適正な見直しや、公平な課税など「水平的公平」の徹底に努める。 市内での効率化には限界があることから、収納管理業務の外部委託についても調査・研究を行っていく。 徴収率については、今後も同水準を維持するよう、収納率向上を図る。 <p>【新たな自主財源の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後、新たな自主財源の確保について、他市事例を踏まえ、積極的に検討していく必要がある。 <p>【魅力的なまちづくり推進による歳入確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市全体として定住を促進するような魅力を高める取組みを検討、実施していく。

特色や魅力のある取組みとして進めていくこと		
施策の展開	取組みの現状	今後の課題と方向性
▶ 摂津市の強みを生かした財源確保	<p>【市の強みを生かした財源確保（企業の活性化、定住促進）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人市民税や固定資産税の増収を図るべく、平成 23 年度に施行した企業立地等促進制度は、事業所訪問での制度案内の配布やビジネスマッチングフェアでの P R により制度周知を図ってきた。当初は、大企業の設備投資に対する奨励措置が目立ったが、他市からの事業所の転入や中小企業に対する措置が広まり、順調な制度利用がみられる。 	<p>【市の強みを生かした財源確保（企業の活性化、定住促進）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人市民税の市税収入に占める割合が大きいため、今後の景気動向や法人税制の改正について注視していく必要がある。一定の増収が図れた南千里丘に続いて、今後進められる千里丘新町の開発について、税収確保の立場から、その内容を分析精査していく。 企業立地等促進制度については、平成 29 年 3 月末で失効することから、新たな制度の検討を行う。

4. 協働の取組みとして特に実施したこと

○ 予算編成の透明化の一環として、予算査定結果一覧表等を公表。
○ 別府公民館において市財政についての出前講座の実施。

5. 各種指標の現状

【平成 32 年度に実現している姿】								
◇ 健全で弾力的な財政運営を実現しています。								
◇ 財政規模に応じた適正な市債発行を行っています。								
◇ 歳入が増え、財源をより多く確保できています。								
実現している姿を確認する指標について								
【指標と実績】	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
経常収支比率	目標	—	95.0%	94.0%	93.0%	92.0%	91.0%	89.0%
	実績	92.8%	95.2%	99.7%	100.2%	98.7%	99.7%	—
実質公債費比率	目標	—	7.0%	7.0%	7.0%	7.0%	7.0%	7.0%
	実績	7.0%	7.4%	7.9%	7.9%	7.3%	6.3%	—
市税徴収率	目標	—	94.4%	94.6%	94.8%	95.0%	95.2%	96.0%
	実績	94.02%	94.29%	94.80%	95.11%	95.84%	96.42%	—
市民意識調査結果（H27 調査）								
			比率			順位		
満足の比率			17.3%			41		
「どちらともいえない」の比率			55.0%			—		
不満の比率			17.6%			17		
期待度	満足度		ギャップ値 (期待度－満足度)		ギャップ順位			
3.74 (26 位)	2.98 (39 位)		0.76		15			

6. 総括

施策全体の評価	○
施策全体の評価理由と今後の方向性	<p>施策全体として、新たな自主財源の確保に至らなかったものの、予算配分の最適化や予算編成の透明化、適切な公債管理、歳入の確保に向けた各種の取組みなど、一定の進捗が見られた。</p> <p>ただし、少子高齢化による経常的な歳出の増加はこれからも続くことが予想されるとともに、経済成長や生産年齢人口の減少など、税収の変動要因に対する模索と実行が引き続き求められる。</p> <p>今後についても、行政改革の実行はもとより、既存事業のゼロベースからの再構築や歳入増加策の検討など、市全体として安定した財政基盤の確立に取組み、健全で弾力的な財政運営を図っていく。</p>

